

持続可能な社会保障制度の構築 (財政各論Ⅱ)

財務省

2025年4月23日

1. 総論
2. 医療・介護の理想像
3. 医療
4. 介護
5. 障害福祉
6. 生活保護等

1. 総論

2. 医療・介護の理想像

3. 医療

4. 介護

5. 障害福祉

6. 生活保護等

社会保障関係費の歳出水準の考え方①

「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太2018）」（抄）（2018年6月15日閣議決定）

社会保障関係費については、再生計画において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する（注）。

（注）高齢化による増加分は人口構造の変化に伴う変動分及び年金スライド分からなることとされており、人口構造の変化に伴う変動分については当該年度における高齢者数の伸びの見込みを踏まえた増加分、年金スライド分については実績をそれぞれ反映することとする。これにより、これまで3年間と同様の歳出改革努力を継続する。

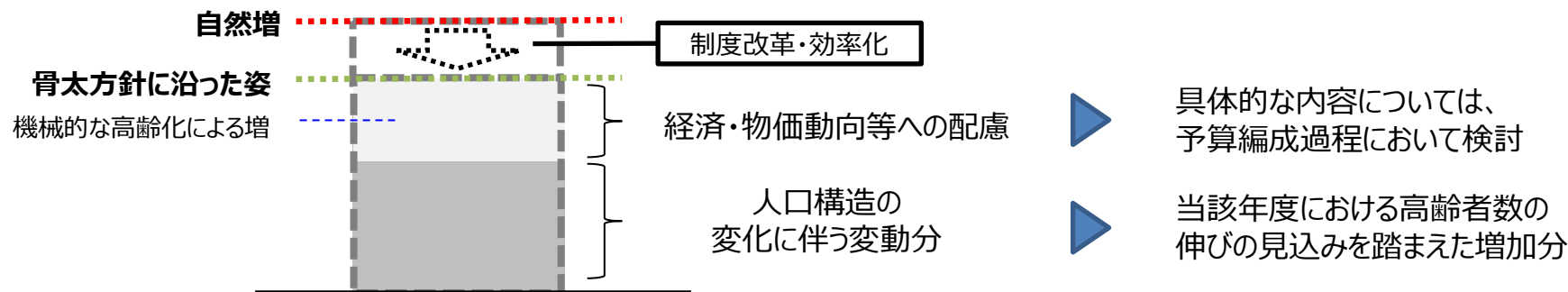
「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太2021）」（抄）（2021年6月18日閣議決定）

社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。

「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太2024）」（抄）（2024年6月21日閣議決定）

予算編成においては、2025年度から2027年度までの3年間について、…これまでの歳出改革努力を継続（注）する。その具体的な内容については、日本経済が新たなステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において検討する。

（注）2013年度以降歳出改革を継続しており、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づく2022年度から2024年度までの3年間の歳出改革努力を継続。多年度にわたり計画的に拡充する防衛力強化とこども・子育て政策については、それぞれ2027年度まで又は2028年度まで歳出改革を財源に充てることとされている。なお、社会保障制度に係る歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定。以下「改革工程」という。）に基づく取組を進めることとされている。



社会保障関係費の歳出水準の考え方②

- 昨年6月に成立した子ども・子育て支援法等の改正法により、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築するとの枠組みが法定されており、2028年度にかけて歳出改革等の取り組みを継続し、公費節減の効果だけでなく、社会保険負担軽減の効果を積み上げていく必要。

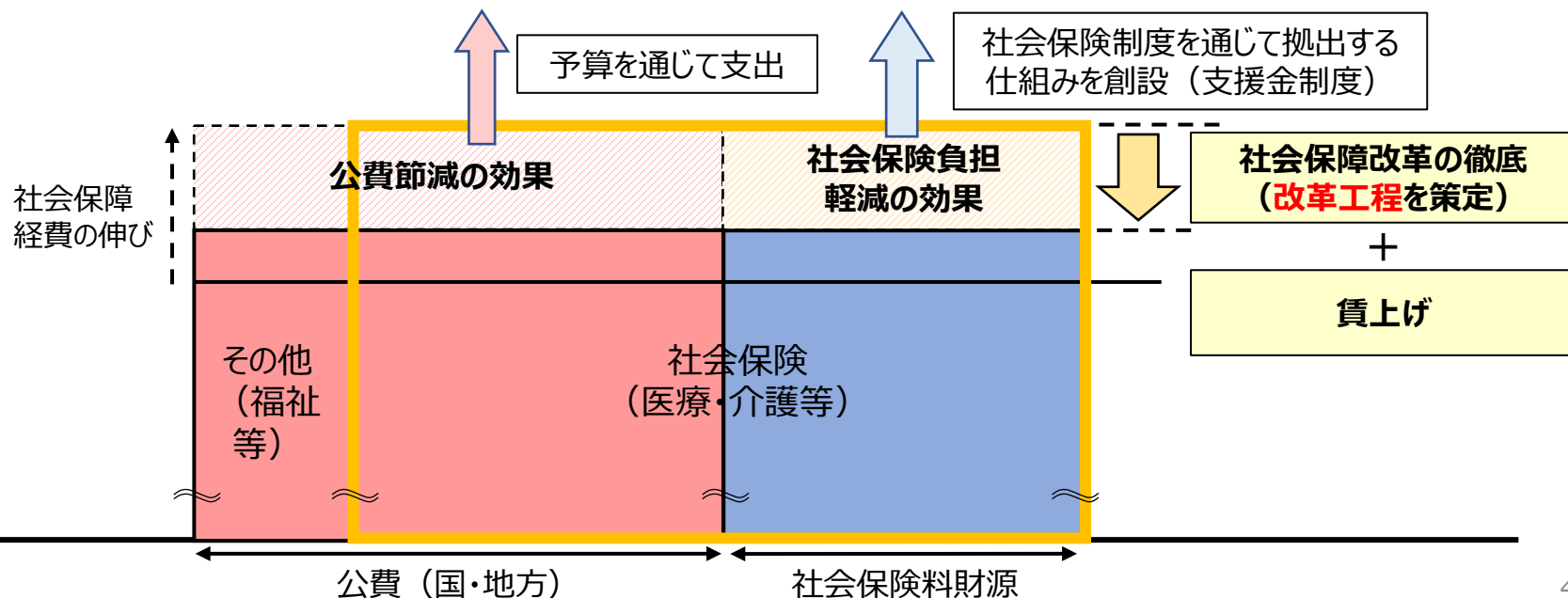
◆こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）

【歳出面】 加速化プラン完了時点 **3.6兆円**

経済的支援の強化 1.7兆円	全てのこども・子育て世帯を 対象とする支援の拡充 1.3兆円	共働き・共育での推進 0.6兆円
--------------------------	---	----------------------------

【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等

既定予算の最大限の活用等 1.5兆円	歳出改革の徹底等 1.1兆円 (R7までで0.6兆円)	1.0兆円 (R7までで0.4兆円)
------------------------------	--	------------------------------



社会保障関係費のメリハリある予算編成

- 社会保障関係費については、過去10年間、経済・物価動向に適切に配慮しつつ、社会保障を持続可能なものとするための改革を行うことで、メリハリある予算編成を実施し、社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による伸びに抑える」との方針を達成してきた。
- 直近で診療報酬改定が行われた2024年度予算、2025年度予算（政府原案）においても、制度改革・効率化等に取り組み、「高齢化による伸びに抑える」との方針に沿った姿を実現しつつ、年金スライドや人事院勧告等を踏まえた対応など経済・物価動向等への配慮や少子化対策の充実、報酬改定等について適切に措置されている。
- 今後も、この考え方に沿ったメリハリのある予算編成を実施していくことが重要。

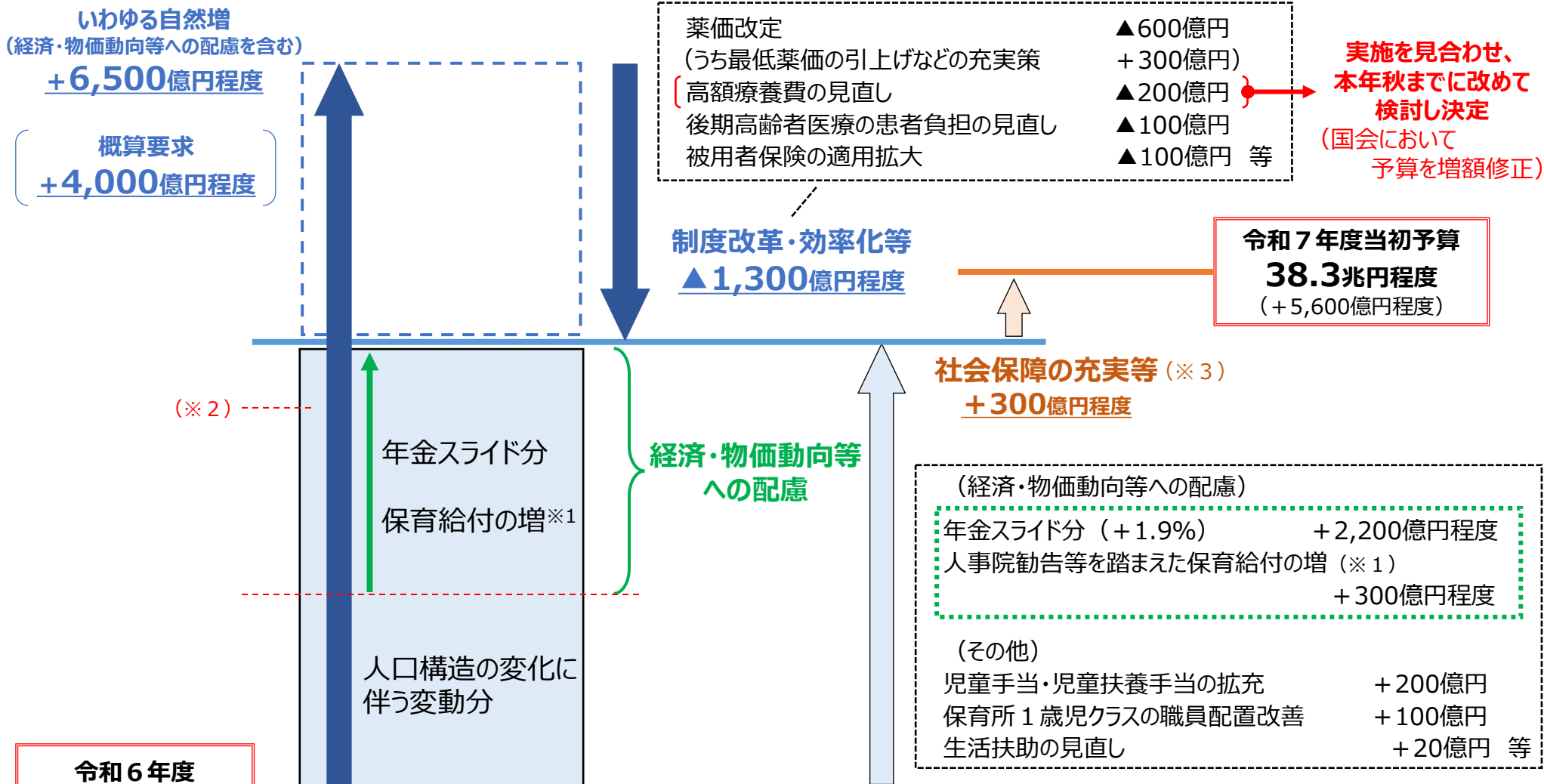
(単位：億円)

	2024年度編成		2025年度編成（政府原案）	
	増減	主な制度改革等	増減	主な制度改革等
社会保障関係費	+ 8,500		+ 5,600	
年金	+ 3,200	年金スライド +2.9% (予算積算上の改定率) + 3,500	+ 2,900	年金スライド +1.9% (予算積算上の改定率) + 2,200
医療	+ 1,200	診療報酬改定 + 0.88% + 800 薬価改定等 ▲1,300 前期財政調整における報酬調整 ▲1,300	+ 1,000	薬価改定等※ ▲1,300
介護	+ 300	介護報酬改定 + 1.59% + 400	+ 100	—
福祉等	+ 3,800	障害報酬改定 + 1.12% + 200 児童手当の拡充 + 1,200 育休国庫負担引き上げ + 1,000 出産・子育て応援交付金 + 300	+ 1,600	人事院勧告等を踏まえた保育給付の増 + 300 児童手当・児童扶養手当の拡充 + 200 保育所 1 歳児クラスの職員配置改善 + 100

※ 政府原案に含まれていた「高額療養費の見直し」については、国会審議等を踏まえ、実施を見合わせ、本年秋に改めて検討し決定することとし、予算修正が行われた。

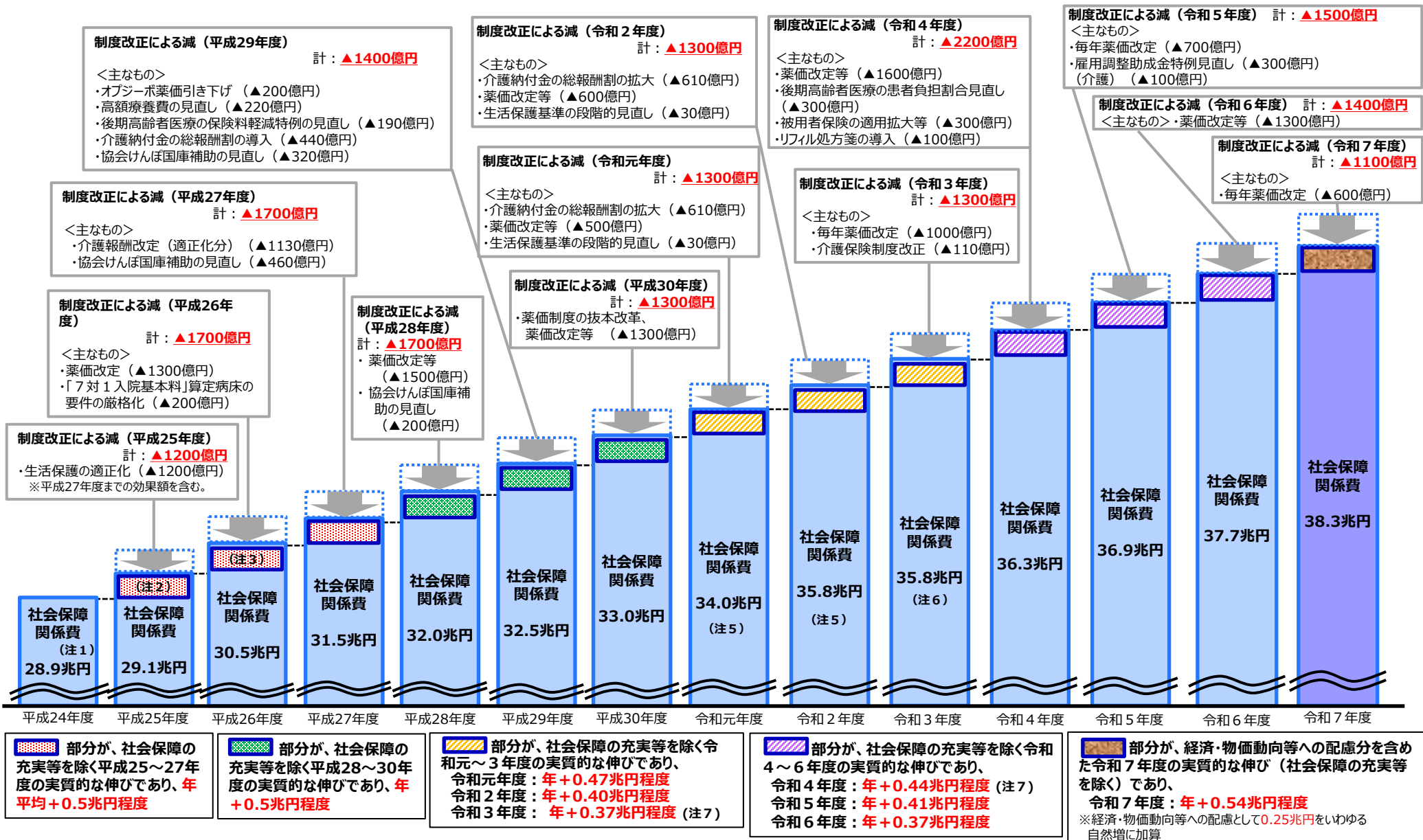
令和7年度社会保障関係費の全体像（政府原案）

- 令和7年度の社会保障関係費は、前年度（37.7兆円）から+5,600億円程度の38.3兆円程度。骨太方針2024を踏まえ、これまでの歳出改革努力を継続。経済・物価動向等に適切に配慮しつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現。



- ※1 R6人事院勧告の影響により子どものための教育・保育給付が概算要求後に上振れ
 ※2 機械的に試算した「高齢化による増」(年金スライド分を含む)は+4,900億円程度
 ※3 高等教育の負担軽減における多子世帯無償化の開始に伴う影響分

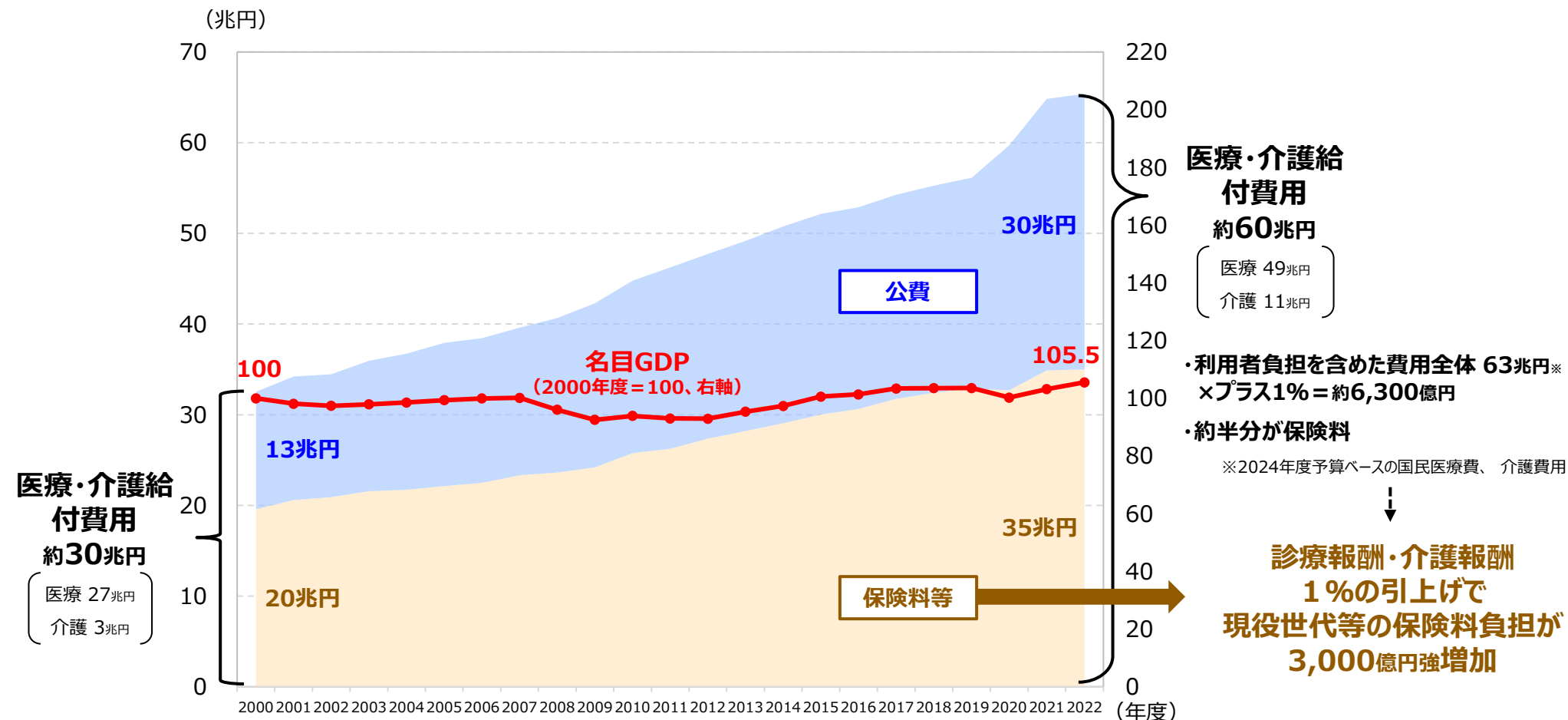
(参考) 社会保障関係費の伸び



(注1) 年金国庫負担2分の1ベースの予算額。(注2) 基礎年金国庫負担の受入超過による精算 (▲0.3兆円) の影響を含めない。
 (注3) 高齢者の医療費自己負担軽減措置等に係る経費の当初予算化 (+0.4兆円) の影響を含めない。(注4) 社会保障関係費の計数には、社会保障の充実等を含む。(注5) 令和元・2年度の社会保障関係費の計数は、臨時・特別の措置を除く。
 (注6) 令和2年度まで社会保障関係費として分類していた1,200億円程度の経費について、経費区分の変更を行ったため、除外している。
 (注7) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた足元の医療費動向を踏まえ、医療費に係る国庫負担分を令和3年度においては▲2000億円、令和4年度においては▲700億円程度減少させたベースと比較している。
 (注8) 令和元年度～令和6年度の社会保障関係費の実質的な伸びは、年金スライド分を除く。(注9) 令和7年度は国会における修正後。

医療・介護の給付費用の効率化の必要性

- 医療・介護の給付費用は、この20年あまりで概ね倍増しており、経済成長率を大幅に上回って増加している。
- その費用の約半分は保険料によって賄われており、更なる給付費用の増加は現役世代等の保険料負担の増加に直結することに留意する必要。



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「令和4年度社会保障費用統計」

(注) ここでの「医療・介護給付費用」は、医療保険、介護保険、生活保護のうち医療扶助相当分、公衆衛生のうち医療分等を指す。

公費と保険料等の区分は粗い試算。2020年度～2022年度は新型コロナ対策により費用が増加していることに留意。

医療・介護に係る保険給付費等の伸びと現役世代の保険料負担

- 医療・介護の給付の伸びが雇用者報酬の伸びを上回っており、結果として保険料率は上昇してきた。
- 若者・子育て世帯の手取り所得を増加させるとともに、社会保障制度の持続性を確保する観点から、医療・介護の保険料率の上昇を最大限抑制する必要がある。

医療・介護 保険給付費等の伸び + 2.9%／年

- 医療保険給付費等の伸び
+ 2.7%／年
- 介護納付金の伸び
+ 4.9%／年

2012－2023年度

保険給付費等の伸びが雇用者報酬の伸びを上回る
⇒保険料率は上昇

保険料率引上げ等

健保組合	2012	2024
医療	8.34%	9.32%
介護	1.32%	1.78%

※現役世代一人当たり高齢者医療支援
月2980円（2008）→ 5950円（2024）

雇用者報酬の伸び + 1.8%／年

- 雇用者数 + 0.8%／年
※生産年齢人口 ▲0.7%／年
- 賃金 + 1.0%／年

2012－2023年度

（出所）内閣府「国民経済計算」（2023年度年次推計）、総務省「人口推計」、全国健康保険協会及び健康保険組合予算・決算関係資料

（注1）年平均は始点から終点までの伸び率を年数で単純に除して算出

（注2）医療保険給付費等は、2012年度から2023年度にかけての全国健康保険協会及び健康保険組合における保険給付費及び拠出金等の総額（健康保険組合の2023年度実績については決算見込額）

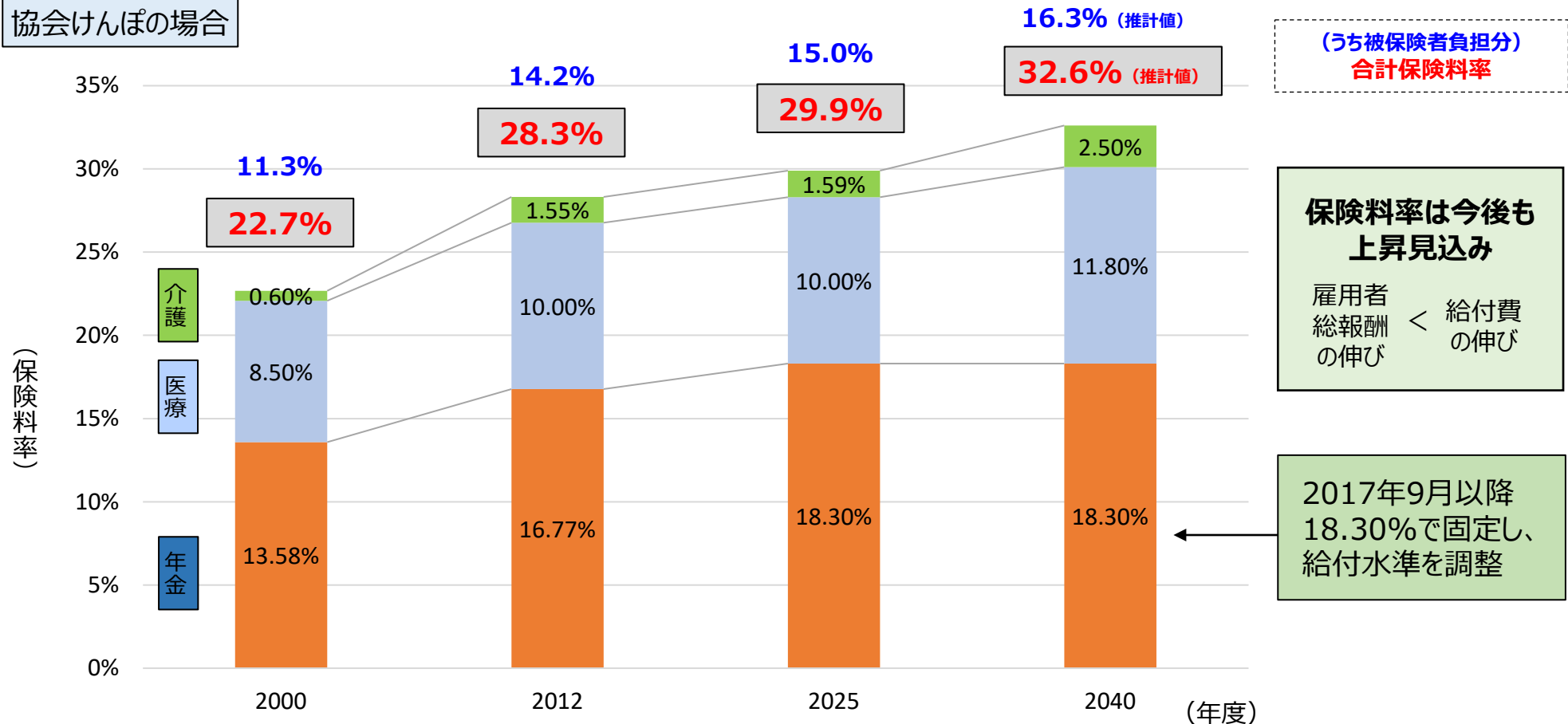
（注3）介護納付金は、2012年度から2023年度にかけての全国健康保険協会及び健康保険組合における介護納付金の総額（健康保険組合の2023年度実績については決算見込額）

（注4）健康保険組合に係る保険料率は、平均設定保険料率であって、各組合の単純平均（加入する被保険者数でウェイトがけしていない）、2012年度は決算、2024年度は予算早期集計の値。

現役世代が負担する社会保険料負担

- 社会保障に係る負担を現役世代の社会保険料負担で見ると、現役世代の保険料率は報酬の3割に迫る水準であり、今後も継続的に上昇する見込み。
- 医療介護の保険料率上昇を抑制する取組みを強化しないと、足元の構造的賃上げ等の動きを阻害するほか、中期的にも保険制度が持続できないおそれ。

協会けんぽの場合

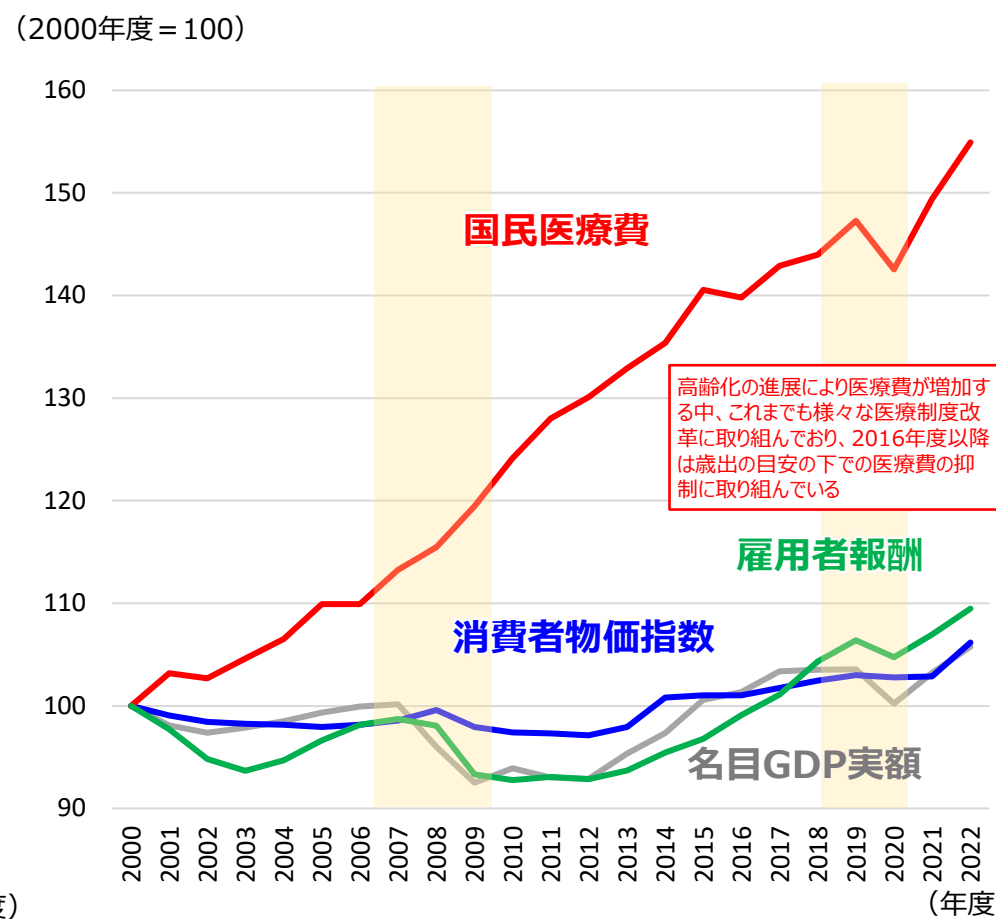
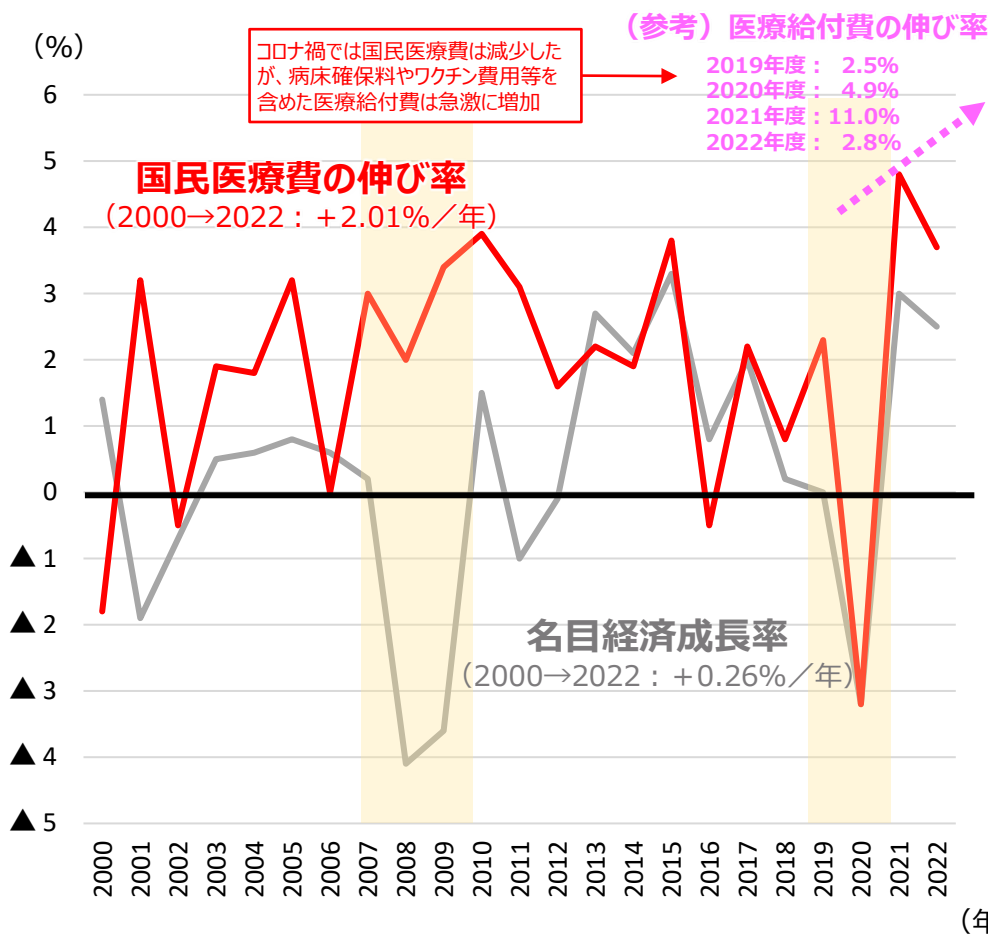


(出所) 日本年金機構ホームページ「厚生年金保険料額表」、全国健康保険協会ホームページ「健康保険料率等の推移」

(注) 2040年度の保険料率については、内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(平成30年5月21日)における経済ベースライン・現状投影・医療単価の伸び率が低い(=保険料総額が少ない)数値を用いている。

医療費の伸びと経済成長率

- 医療・介護の保険料率の上昇傾向に歯止めをかけるには、医療・介護給付費の伸びを雇用者報酬の伸びと同水準にする必要。
- この雇用者報酬を含む経済成長率は、（経済危機の発生等による）周期的な振幅が大きいが、医療費は、経済状況にかかわらず安定的に増加する傾向にある。
- 医療費の伸びと経済成長率の関係を議論する際には、周期的な振幅を考慮に入れた中期的な成長率と比較すべきである。



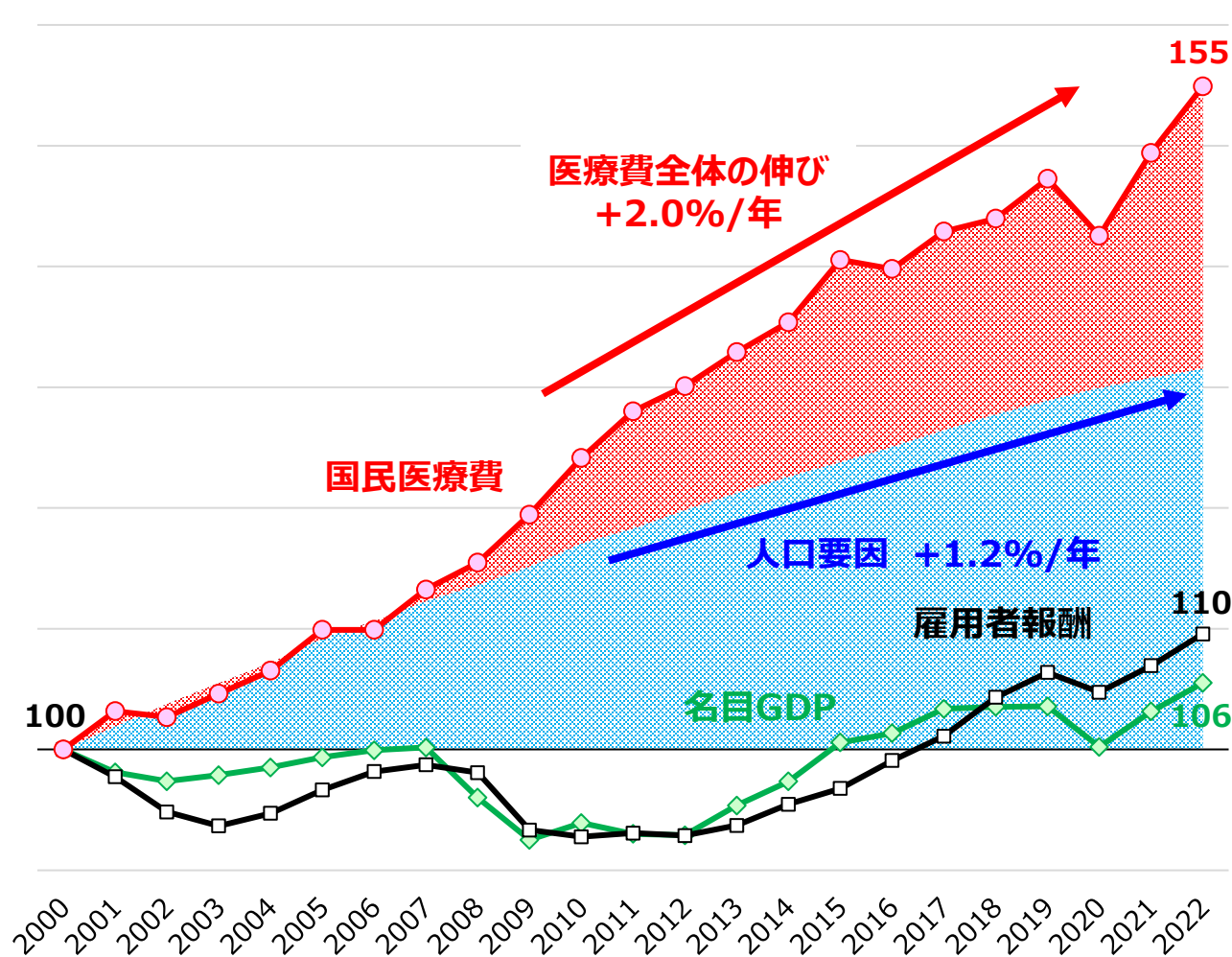
(出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「国民医療費」。医療給付費は国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」による。

(注) 国民医療費及び医療給付費の伸び率は、対前年度比。年平均増加率は、始点から終点までの増加率を年数のべき乗根で算出。

医療の伸びと政策的対応可能性

- 医療費の伸びのうち、人口増減/高齢化による部分は半分強であり、予算による統制の外で行われる新規医薬品の保険収載など人口要因以外の部分も大きなシェアを占めている。政策的にはこの「人口要因以外」の部分における重点化・適正化努力を強化することで、保険料負担を含め国民負担の増加を抑制していく必要。

(2000年 = 100)



「人口要因以外」の影響

- ・ 新規医薬品等の保険収載
- ・ 医師数、医療機関数の増加
- ・ 診療報酬改定
- ・ 過去の改定で収載された高額な医療へのシフト

等

⇒ 政策的に対応できる余地があると考えられる部分

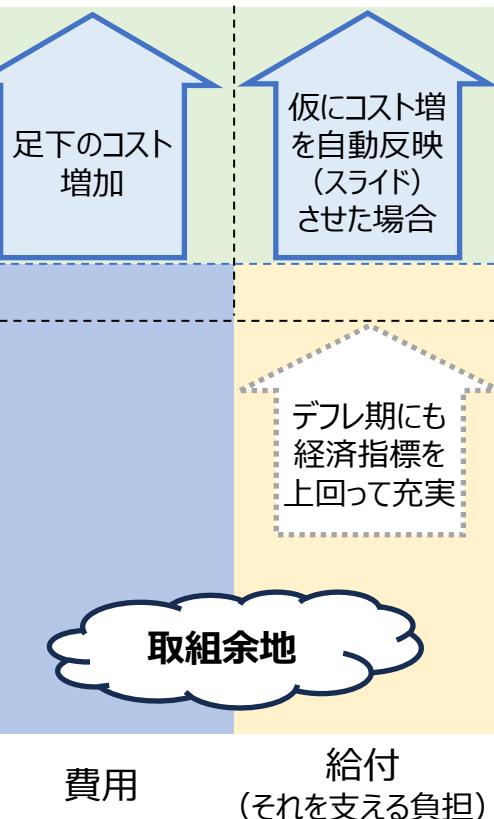
人口増減/高齢化の影響とされる部分

医療・介護サービス提供部門の費用増と給付・負担との関係

- 医療・介護のコストは増加しているが、各サービス主体におけるコスト抑制の取組余地を残したまま、コストの増分を給付に自動的に反映（スライド）させると、保険料負担など給付を支える負担も増加し、現役世代を中心とする家計や企業の活力を奪いかねない。
- 医療・介護分野においては、①高齢化による給付増が継続しており、一定のコスト増を吸収する余地があるほか、②病院・診療所・介護施設の経営、人件費、薬剤費などコストに関係する取組や③保険給付範囲の見直しを引き続き実施しつつ、経済・物価等に適切に配慮することで、現役世代の保険料負担増を可能な限り抑制することが重要。

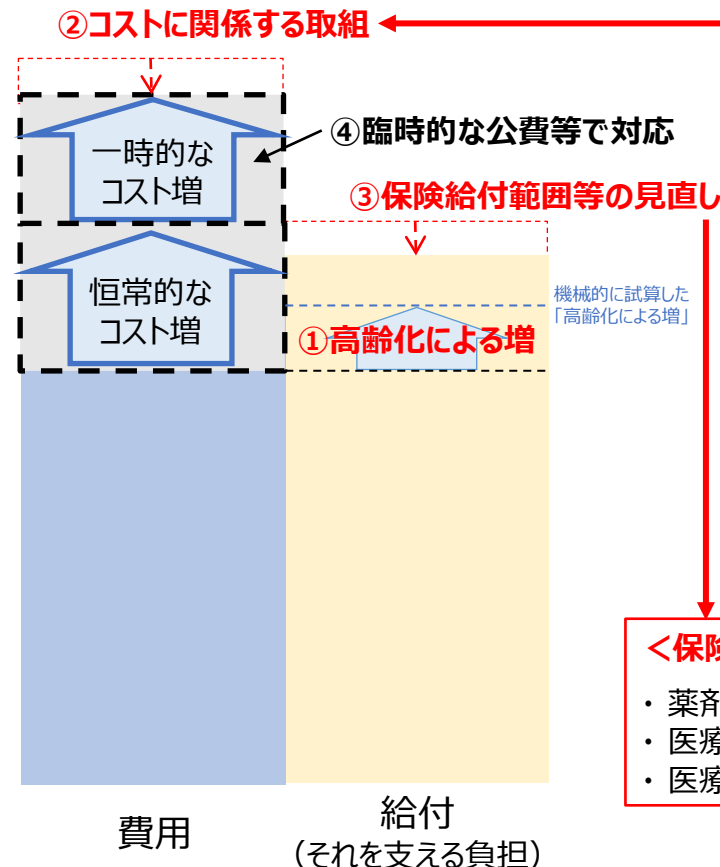
【取組なしの場合】

現役世代等の保険料負担の
一層の増



【取組ありの場合】

現役世代等の保険料負担の
抑制



<コストに関する取組の例>

【薬剤費等】

- ・ 費用対効果評価の適用範囲の拡大
- ・ 地域フォーミュラの普及を通じた標準的な治療の促進
- ・ 患者本位の治療の確立
- ・ 市場拡大再算定の一層の強化

【人件費等】

- ・ タスクシェア・タスクシフトの推進
- ・ 人材紹介の規制のあり方の更なる見直し
- ・ 地域間、診療科間等の偏在是正
- ・ 介護テクノロジーの活用

【病院・診療所・介護施設の経営等】

- ・ コストの共通化
(例) 地域医療連携推進法人等の活用
- ・ 高額な医療機器等の導入時の費用対便益の精査
- ・ 病床等の機能別適正配置の推進

<保険給付範囲等の見直しの例>

- ・ 薬剤保険給付の在り方の見直し
- ・ 医療・介護保険における金融所得の勘案
- ・ 医療介護の3割負担の適切な判断基準設定

医療機関の経営情報のさらなる「見える化」

- 改正医療法が2023年8月に施行され、医療機関が特定されない形で「経営情報データベース」が導入されたが、特に「見える化」のコアとも言うべき、職員の職種別の給与・人数については、任意提出項目とされている。
- 医療機関の「経営情報データベース」については、匿名であること、国民への説明責任の観点を踏まえれば、職種別の給与・人数の提出の義務化が必要。

（参考）全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（2023年12月22日閣議決定）

◆ 医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

- ・ 医療法人の経営情報に関するデータベースについて、医療法人の会計年度が原則4月から翌年3月までとされており、2024年3月に決算を迎える医療法人からの報告状況等を踏まえ、必要な対応について検討を行う。

◆ データベースに掲載する経営情報

赤字文字は必須項目 緑文字は任意項目
青文字は病院は必須項目、診療所は任意項目

施設別

- **医療収益**（入院診療収益、**室料差額収益**、外来診療収益、その他の医療収益）
- **材料費**（医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費）
- **給与費**（役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費）
- **委託費**（給食委託費）
- **設備関係費**（減価償却費、機器賃借料）、○ **研究研修費**
- **経費**（水道光熱費）
- **控除対象外消費税等負担額**
- **本部費配賦額**
- **医療利益（又は医療損失）**
- **医療外収益**（受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益）
- **医療外費用**（支払利息）
- **経常利益（又は経常損失）**
- **臨時収益・費用**
- **税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）**
- **法人税、住民税及び事業税負担額**
- **当期純利益（又は当期純損失）**
- **職種別の給与（給料・賞与）及び、その人数**

必須項目・任意項目は、「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」（R5.7.31医政局長通知）に規定されている。

◆ 医療法人における職種ごとの給与の見える化について（2022年12月2日） 第7回公的価格評価検討委員会 増田座長提出資料（抄）

新しい資本主義を掲げ、分配政策に重点を置く岸田内閣の下、公的価格評価検討委員会では、医療従事者等の処遇改善を行うために、9割近くを税や保険料で賄っている医療法人の職種ごとの給与の見える化を訴えてきた。

（中略）

こうした中、厚生労働省では、医療法人について、匿名情報として経営情報を把握・分析するとともに、国民に丁寧に説明するためのデータベースを構築する制度の検討を行ってきた。これは、「見える化」を進める中で極めて重要な制度改正と考えられる。

しかし、11月9日にとりまとめられた厚生労働省の「医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会報告書」では、職種ごとの年間1人当たりの給与額算定に必要なデータについて「提出を任意とすべき」とされた。この点について、雇い主であれば医師や看護師の給与の把握が可能であり、また匿名であれば個人情報問題は生じないことから、国民への説明責任の観点を踏まえれば、職種ごとの年間1人当たりの給与額算定に必要なデータについては、確実に提出いただくべきものであると考えられる。

制度の施行当初は提出を任意とするとしても、施行後早期に提出状況や提出されたデータの内容をみて、「見える化」の趣旨から、義務化した場合とそん色のない正確なデータを把握できているかの確認が必要であり、その上で、提出の在り方や内容について、義務化も含め検討すべきと考えており、当委員会において継続的に実施状況を厚生労働省から聴取し、議論を続けるべきと考えている。

【改革の方向性】（案）

- EBPMを推進していく観点からも、今後の処遇等に関わる施策を検討するための前提として、こうした各医療機関・事業者のデータの収集が必要である。
- また、改正医療法の施行状況を踏まえて、医療機関の「経営情報データベース」において、職種別の給与・人数の提出を義務化すべき。

1. 総論

2. 医療・介護の理想像

3. 医療

4. 介護

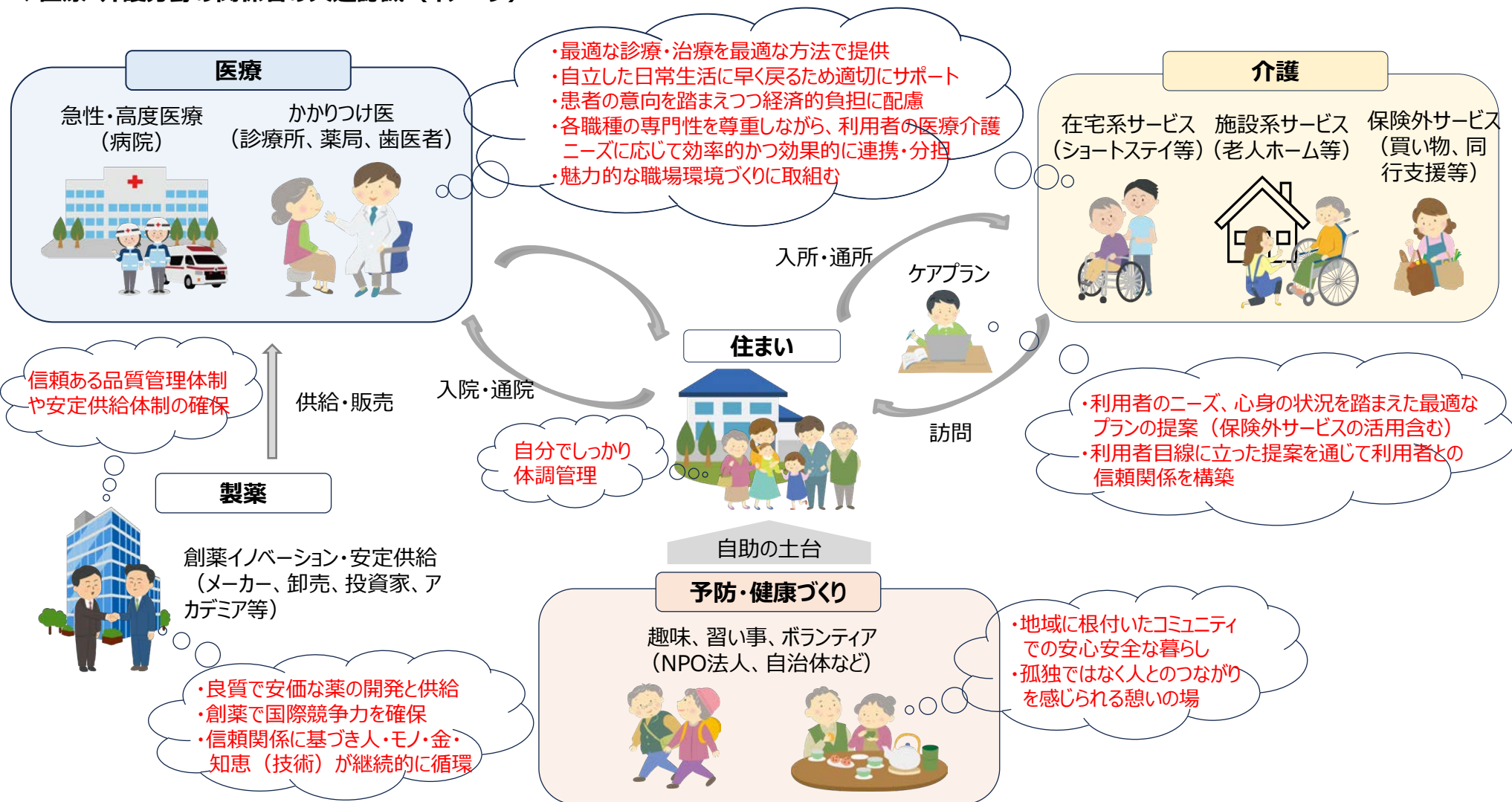
5. 障害福祉

6. 生活保護等

あるべき医療・介護分野の理想像①（共通認識の醸成）

- 我が国の医療・介護は社会保険で運営されている。患者・被保険者や医療・介護現場においては、社会保険の基本理念である自助・共助・公助の考えに基づき共通認識が醸成され、その体現に向けて活動が行われているとともに、全体が有機的に連携していることが理想。

◆医療・介護分野の関係者の共通認識（イメージ）



あるべき医療・介護分野の理想像②（制度の在り方）

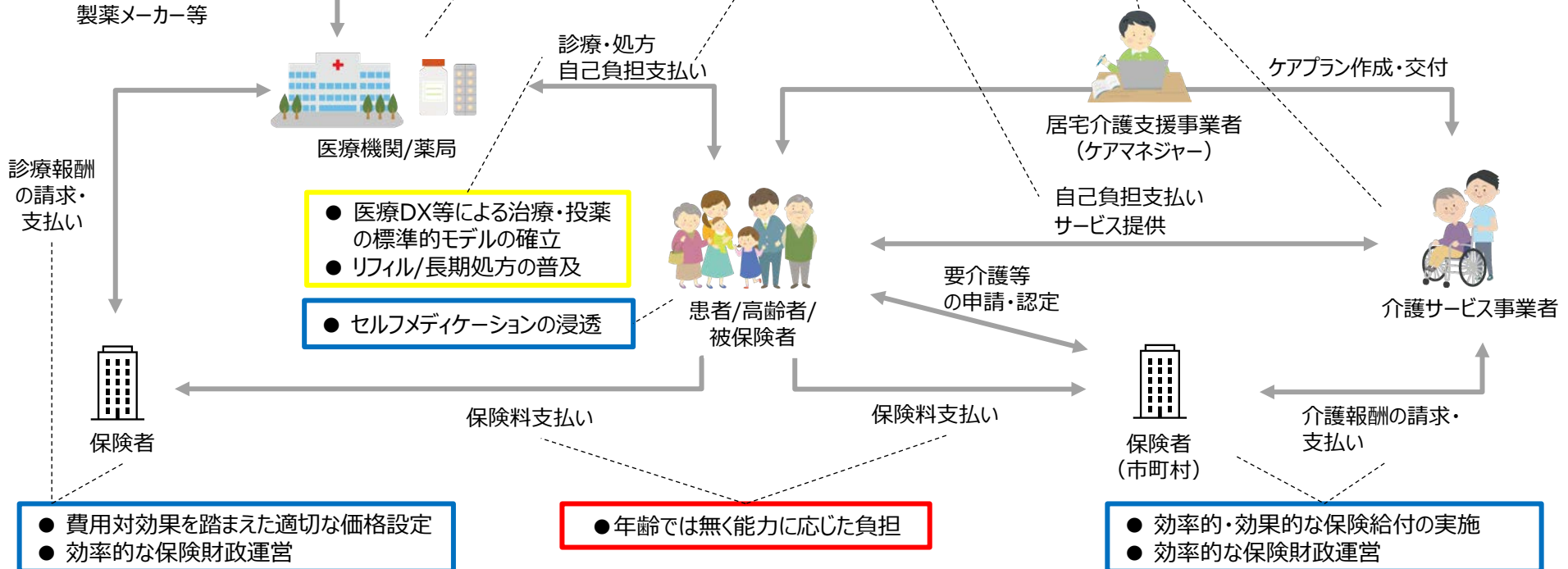
- 関係者における共通認識の醸成とそれに基づく行動変容を、制度面でも後押しすることが重要。そのためには、質の高い医療・介護サービスの効率的な提供、保険給付範囲の適切な設定、年齢では無く能力に応じた負担等を実現することが、制度の持続性確保の観点からも重要。
- 必要な制度改革の検討に当たっては、こうした理想像を描きながらバックカスティング的に議論することが有用。

◆医療・介護制度の理想的な姿

- 創薬エコシステムの確立
- 筋肉質で国際競争力のある産業構造への転換

- 医療機関・薬局・介護事業者の適切な連携・分業による資源の効率化と偏在の是正
- 医療・介護現場の職場環境整備
- 経営の協働化・大規模化による生産性向上
- 経営情報の見える化による効率化・サービスの質の向上

- 年齢では無く能力に応じた負担



質の高い医療・介護の効率的な提供

保険給付範囲の適切な設定

負担の公平化

あるべき医療・介護分野の理想像③（関係者からの見え方）

- 将来の医療・介護分野の理想像を考えるに当たっては、主なステークホルダー（患者、被保険者、高齢者、医療・介護関係者、保険者、将来世代）の目線に立って見たときに、一定の納得感が得られるものである必要。

◆各ステークホルダーから見た医療・介護分野の理想的な姿

〔 質の高い医療・介護の効率的な提供 ■ 保険給付範囲の適切な設定 ■ 負担の公平化 〕

患者/ 高齢者/ 被保険者/ 将来世 代

- 自身の電子カルテや電子処方箋の情報を自ら一元的に確認でき、必要に応じて適切な医療サービスを受けることが出来ている。
- 医師の判断や薬剤師のフォローの下、リフィル処方や長期処方が普及。オンライン診療の活用もあいて、患者の通院負担の軽減や利便性向上につながっている。
- 保険内と保険外の適切な組合せにより、利用者の多様なニーズに即した医療・介護サービスへのアクセスが確保されている。
- 医療・介護報酬体系において、不正請求等を行う不適正な事業者が排除されることで、公費（税金）・保険料の使途への懸念が払拭されている。
- 患者の診療・処方箋情報は医療機関や薬局との間で共有され、治療や投薬方法の標準的なモデルが確立・公開。医療サービス提供者との間の情報の非対称性は解消され、患者は自身の健康管理や予防意識を高く持ち、軽度な症状であれば自身で対応するなどセルフケア・セルフメディケーションが浸透している。
- 保険料の上昇が賃金の伸びの範囲内にとどまり、持続可能な皆保険制度が維持されている。
- マイナンバー活用等により被保険者の資産・所得の把握が可能となり、応能負担に基づく保険料・利用者負担の設定が実現している。
- 政策決定プロセスにおいて患者・被保険者等の意見が尊重されている。

医療 機関

- 地域ごとに病院と診療所の機能は分化され、相互に連携する体制が確立。診療所がかりつけ医として幅広く患者の症状やニーズをくみ取るとともに、高度・急性期医療を扱う病院に資源が集中。
- 医療資源の集約化・協働化が進み、医療サービスは効率的に提供され、地域に必要な医療を提供する医療機関の安定的な経営につながっている。
- 患者の電子カルテや処方箋は医療機関や薬局との間で共有され、治療や投薬方法の標準的なモデルが確立。特に慢性疾患や生活習慣病の分野では全国統一のフォーマットが存在。地域間や同じ症状の患者に対する医療サービスのばらつきも存在せず、より実効性ある重複投薬の防止や適切な薬学的管理が可能となっている。
- 医療関係職種の間でタスクシフト・タスクシェアが進み、例えば看護師や薬剤師が在宅医療や訪問診療の現場で一層活躍している。
- 患者側のセルフケア・セルフメディケーションの浸透により、医療従事者の負担は軽減。良好な職場環境の確保につながっている。
- 保険外併用療養や民間保険も活用しながら、患者にとって最適な医療サービスが保険内外にかかわらず提供できている。

医療・ 介護関 係者

調剤 薬局

- 薬剤師の中心的な役割は調剤から服薬管理となっており、医師に代わり薬の処方を行うなど薬剤師の活躍の場が広がっている。患者も薬局で自身の症状の相談や適切な処方を受けることが出来ている。
- 処方箋に依存した経営では無く、薬剤師による質の高い対人業務が収益の源泉となっている。地域における医薬品の安定供給にも貢献している。

製薬 業界

- 産官学の連携により、人・モノ・金・知恵（技術）が途切れなく循環する創薬エコシステムが確立。革新的な医薬品を継続的に生み出すことにより、創薬イノベーションを評価する薬価制度の下で、医薬品産業が発展している。
- 創薬環境や市場動向の変化にも柔軟に対応し、国際競争力を有する産業構造に転換。グローバルで見て日本のプレゼンスが向上している。
- 経済合理性も踏まえた保険収載時の判断や収載後の定期的な薬価調整が行われ、良質で費用対効果の高い医薬品が提供されている。

介護 事業者

- ICT活用による生産性向上や協働化・大規模化により、介護サービスは効率的に提供され、介護事業者の安定的な経営につながっている。
- 職場環境が整備され、多様な人材が安心して働き続けることが可能となっている。
- 保険外サービスが充実し、高齢者の多様なニーズに即した介護サービスが保険内と保険外の適切な組合せにより提供されている。
- 地域社会での介護予防の取組は、高齢者の住民のコミュニティ形成の役割も果たしており、児童福祉・社会教育の分野とも密接に連携しながら、地域住民の支え合いの基盤となっている。

保険者

- 国民健康保険、後期高齢者医療制度では都道府県によるガバナンスの下、保険財政運営と医療費適正化が一体となって進められている。
- 小規模な市町村では介護関係事務の共同化により効率的な運営がなされている。
- マイナンバー活用等により被保険者の資産・所得の把握が可能となり、応能負担に基づく保険料・利用者負担の設定が実現。保険財政運営が持続可能となっている。

1. 総論

2. 医療・介護の理想像

3. 医療

4. 介護

5. 障害福祉

6. 生活保護等

I．我が国の医療保険制度の特徴と課題

II．質の高い医療の効率的な提供

- (1) 医療提供体制の改革
- (2) 診療報酬改定
- (3) 調剤報酬改定
- (4) 費用対効果評価の活用・患者本位の治療
- (5) 保険者機能の発揮

III．保険給付範囲の在り方の見直し

- (1) セルフケア・セルフメディケーションの推進
- (2) 高額薬剤への対応、入院時の部屋代

IV．高齢化・人口減少下での負担の公平化

- (1) 高齢者の活躍する長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方
- (2) 金融所得の勘案、金融資産等の取扱い、現役並み所得の判定基準の見直し

我が国の医療保険制度の特徴と課題

我が国の医療保険制度の特徴

国民皆保険

フリーアクセス

自由開業医制

出来高払い

公的保険制度

- 公的保険でカバーする範囲が広い（薬事承認 ≡ 保険収載）
- 費用対効果評価の適用が限定的
- 少子・高齢化の下では現役世代の保険料負担が増加

患者側

- 患者負担が低く、コストを抑制するインセンティブが生じにくい構造
- 誰もがどんな医療機関・医療技術にもアクセス可能
- 患者側と医療機関側の情報の非対称性

医療機関側

- 患者数や診療行為数が増加するほど収入増
- 地域間、診療科間、病院・診療所間の医師の偏在
- 薬剤の適正使用等を促す仕組みの欠如

供給サイドの増加に応じて
医療費の増大を招きやすい構造

社会構造の変化

- **高齢化**の進展による受給者の増加や疾病構造の変化
- 少子化の進展による「**支え手（現役世代）**」の減少
- イノベーション等による**医療の高度化・高額化**の進展

質の高い医療を提供しつつ国民皆保険の持続性を確保していくための医療制度改革の視点

質の高い医療の効率的な提供

- 医療提供体制の改革
- 公定価格の適正化
- 費用対効果評価の活用
- 診療・経営情報の更なる見える化

保険給付範囲の在り方の見直し

- 「大きなリスクは共助中心、小さなリスクは自助中心」の原則の徹底
- 高度・高額な医療技術や医薬品への対応

高齢化・人口減少下での負担の公平化

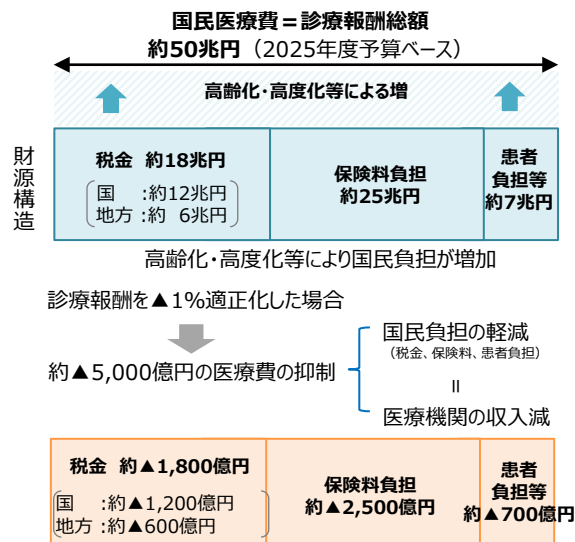
- 年齢ではなく能力に応じた負担
- 支え手減少下での医療費増加に対する総合的な対応

制度の持続可能性を確保していくための医療制度改革

質の高い医療の効率的な提供

- 医療提供体制の改革
 - ・ 地域医療構想の推進、医師偏在対策
 - ・ かかりつけ医機能が発揮される制度整備
- 公定価格の適正化
 - ・ 診療報酬改定、調剤報酬改定
- 費用対効果評価の活用
- 保険者機能の発揮
- 職種別の給与を含めた医療機関の診療・経営情報の更なる見える化
- 医療DX

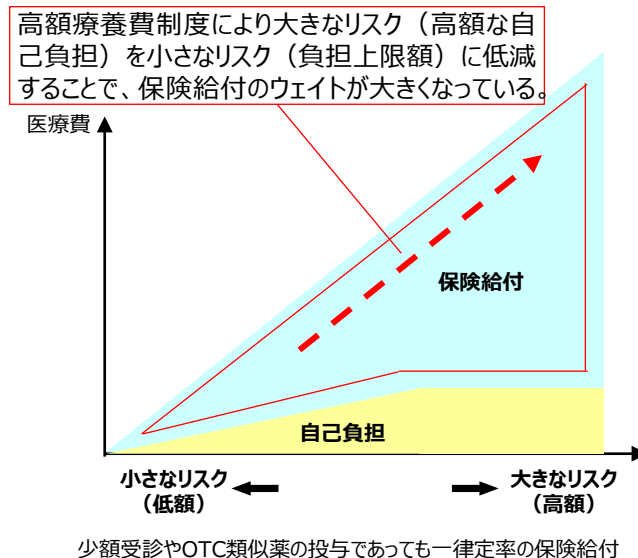
医療費の構造



保険給付範囲の在り方の見直し

- 薬剤の自己負担の引上げ
 - ・ OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し
 - ・ 薬剤費の一定額までの全額患者自己負担
 - ・ 医薬品の有用性に応じた保険給付率設定
- 医療費単価が増加する一方、支え手となる現役世代が減少するなかで、実効給付率に着目した、支え手の負担軽減につながる仕組みの導入
- 患者負担等の見直し（入院時の部屋代等）

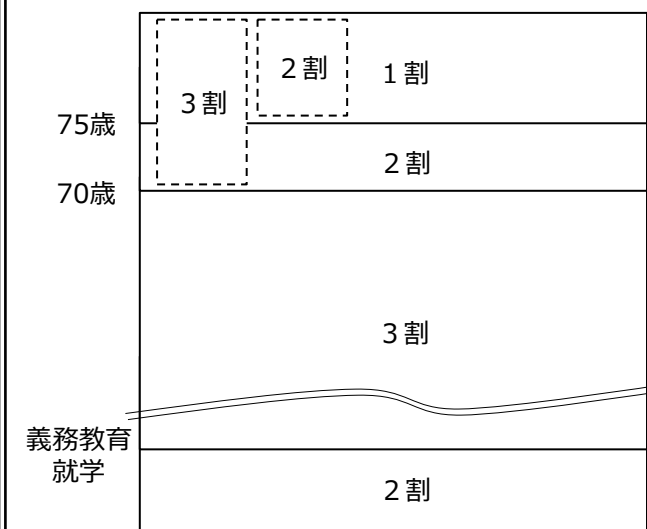
現状の保険給付のイメージ



高齢化・人口減少下での負担の公平化

- 年齢ではなく能力に応じた負担
 - ・ 金融所得・金融資産を勘案した公平な負担
 - ・ 後期高齢者医療制度における「現役並み所得」の判定基準の見直し
- 高齢者が益々活躍することのできる長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方の見直し
- 後期高齢者医療制度における現役世代からの支援金に係る負担増の更なる抑制

医療費の窓口自己負担



I．我が国の医療保険制度の特徴と課題

II．質の高い医療の効率的な提供

- (1) 医療提供体制の改革
- (2) 診療報酬改定
- (3) 調剤報酬改定
- (4) 費用対効果評価の活用・患者本位の治療
- (5) 保険者機能の発揮

III．保険給付範囲の在り方の見直し

- (1) セルフケア・セルフメディケーションの推進
- (2) 高額薬剤への対応、入院時の部屋代

IV．高齢化・人口減少下での負担の公平化

- (1) 高齢者の活躍する長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方
- (2) 金融所得の勘案、金融資産等の取扱い、現役並み所得の判定基準の見直し

効率的な医療提供体制の構築（総括）

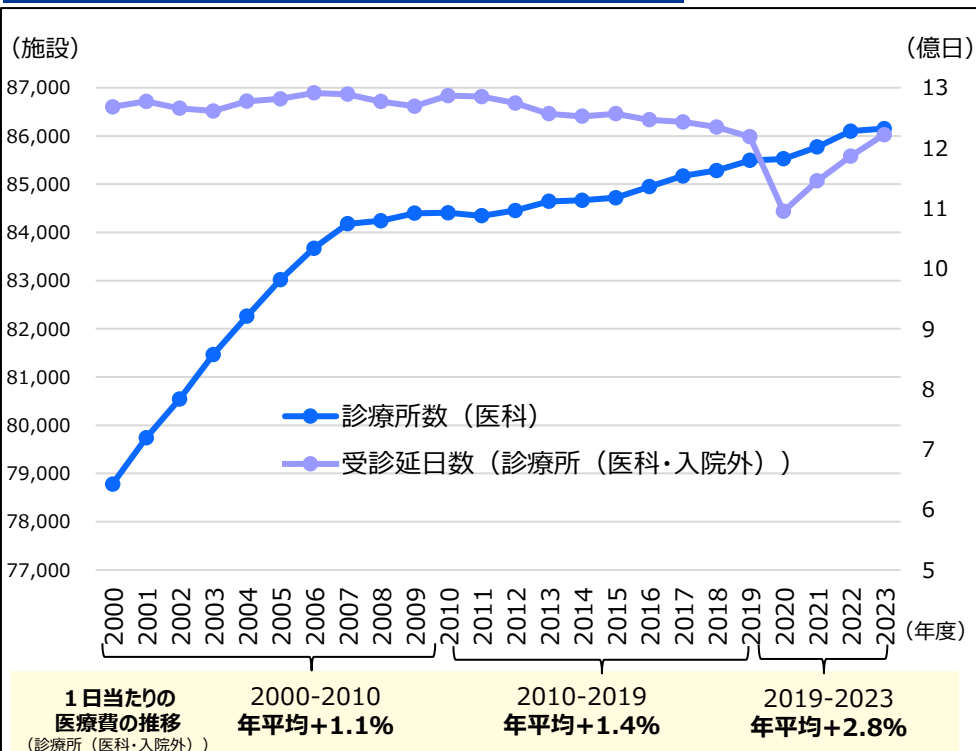
- 今後も人口減少が進む中で、地域医療を支える関係者が一丸となり、地域の希少な医療資源を可能な限り効率的に活用することによって、持続可能な地域医療提供体制を構築していくことが不可欠。
- 具体的には、高齢化等の患者像の変化やコロナ後の受診行動の変化に的確に対応し、病院機能の再編・統合や分化・連携を推進するとともに、日常的な幅広い疾患には地域全体で効率的に対応できるよう、地域に分散する医療資源を集約化していくことが肝要。

（参考）大臣折衝事項（令和6年12月25日 厚生労働省）

（2）医療提供体制改革

高齢者人口の増大や現役世代の減少に伴う医療需要の変化等に対応すべく、2040年度頃を視野に入れて、入院だけでなく、外来・在宅、介護連携や人材確保等も含める形で、あるべき医療提供体制を実現することが可能となるよう、新たな地域医療構想を策定する。2027年度から同構想に基づく医療提供体制改革が全国各地域で着実に進められるよう国として必要な対応を図る。医師偏在対策については、新たな地域医療構想を通じて、将来の人口動向や医療需要等の変化に対応した効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を進めることを踏まえ、重点医師偏在対策支援区域における財政支援について真に必要な対応を検討する。その上で、医師の適正配置につなげるための支援の具体的な内容については、全国的なマッチング機能やリカレント教育、医師養成過程の取組等とあわせて、支援の継続性の観点から安定的な財源の確保を図りつつ、令和8年度予算編成過程で検討する。

診療所数の推移



（出所）厚生労働省「医療費の動向」（令和5年度）

これまでに取り組んできた主な事項

- **地域医療構想の推進**
 - ・ 2025年に向けて、構想区域ごとに病床の機能分化・連携を推進
 - ・ 医療介護総合確保基金の創設・充実
- **医師偏在対策**
 - ・ 地域枠の設定、臨床研修・専門研修での採用上限数の設定
 - ・ 医療介護総合確保基金による修学資金貸与、基幹病院からの医師派遣の充実
 - ・ 外来医師多数区域での新規開業者への地域医療提供の要請
- **かかりつけ医機能報告制度の創設**（2025年4月施行）

今後の主な改革の方向性

- **新たな地域医療構想の策定**（2025年国会に関係法案提出）
 - ・ 病床に加え、外来・在宅医療、介護連携も視野に入れ、地域ごとにビジョンを策定
 - ・ 病床に加え、「医療機関としての」機能報告を求め、その役割分担を明確化
 - ・ 精神病院及び精神科クリニックも地域医療構想の対象に位置付け
- **「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の実行・具体化**
 - ・ 経済的インセンティブの具体策の検討（2026年度予算編成過程）
 - ・ 外来医師「過多」区域での新規開業者への規制強化（2025年国会に関係法案提出）
 - ・ 保険医療機関の管理者要件の創設（2025年国会に関係法案提出）
- **タスクシフト・シェアの推進**
- **医学部定員の適正化**

我が国の医療提供体制の現状と課題

- 日本では、諸外国と比べて、総病床数が多く、平均在院日数も長い。人口千人当たりの医師数は少なくないが、病床百床当たりの医師数は少ない。また、MRIやCTスキャナーの台数が極めて多く、1人当たり外来受診回数も多い。医療費と相関性が高いとされる病床数は西高東低の傾向。
- 更に、診療所については、都市部で増加傾向にある一方、1診療所当たりの従事者数が少なく、非効率な運営体制となっているとの指摘もある。

◆ 医療提供体制に関する各種指標の国際比較

国名	平均在院日数	平均在院日数 (急性期)	人口千人当たり 総病床数	人口千人当たり 臨床医師数	病床百床当たり 臨床医師数	1 病院当たり 臨床医師数	人口百万人当たり MRI台数	人口百万人当たり CTスキャナー台数	外来薬剤費 対GDP比	1 人当たり 外来受診回数
日本	27.3	16.1	12.6	2.7	21.0	40.6	57.4 (2020年)	115.7 (2020年)	1.7% (2021年)	11.7 (2021年)
ドイツ	8.9	7.5	7.7	4.6	59.4	127.9	34.9	36.3	1.5%	9.6
フランス	9.1	5.6	5.5	3.2	58.1	73.1	17.9	20.2	1.3%	5.5
イギリス	7.7	7.5	2.5	3.3 (2023年)	130.2	107.4	7.2 (2014年)	9.5 (2014年)	0.7%	—
アメリカ	6.6	6.0	2.8	2.7	98.9	148.1	38.0 (2021年)	42.6 (2021年)	1.6%	3.6 (2021年)

(注) 記載がない場合は2022年データ。(出所) OECD Data Explorerより作成(2025年3月31日閲覧)。

◆ 人口千人当たりの病院病床数 (2023年)

都道府県	病院病床数 (人口千人当たり)
高知県	23.5
鹿児島県	20.2
長崎県	19.8
徳島県	19.0
熊本県	18.8

(中略)

千葉県	9.6
東京都	8.9
愛知県	8.7
埼玉県	8.6
神奈川県	7.9

◆ 1診療所(無床)当たりの従事者数 (2023年)

区分	1診療所当たりの人数
医師	1.4
看護師	1.6
准看護師	0.8
事務職員	1.7

(注) 1診療所(無床)当たりの従事者数は、2023年度の各区分従事者数を同年度の無床診療所数で除して得た数。(出所) 厚生労働省「令和5年医療施設(静態・動態)調査」

◆ 人口10万人当たりの無床診療所数(2023年)

区分	無床診療所数 (人口10万人当たり)
特別区	116.6
政令市	89.5
中核市	79.9
全国平均	84.4

◆ 医療費の決定要因に関する研究

<医師関係> (日本にも当てはまる)

- ① 医師誘導需要仮説: 医師の増加が医療需要を喚起
- ② アバーツ・ジョンソン仮説: 医師間の競争が激しくなるほど、価格競争ではなく設備投資競争(MRI等)が起きる
(設備投資により、働きたい医師+患者を引きつけることができる)

(出所) 第2回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会 資料2(印南構成員・野口構成員資料)から抜粋

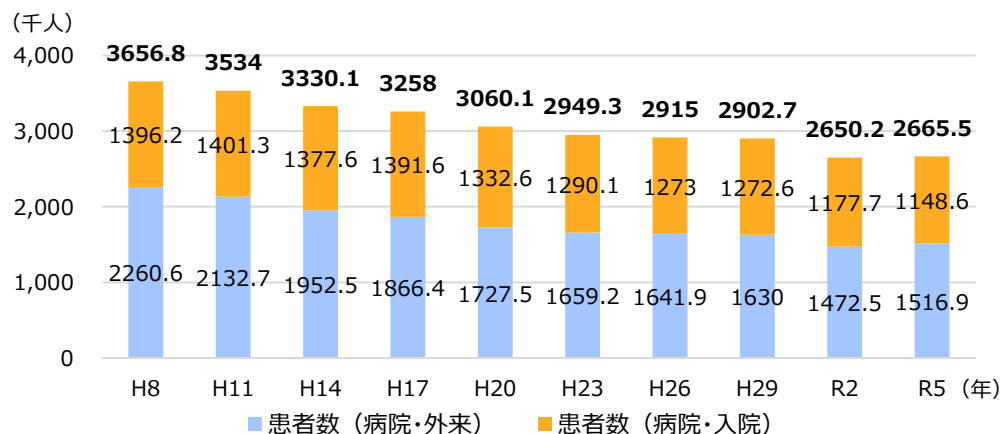
【改革の方向性】(案)

- 人材確保も困難となる中、できる限りコストを縮減し、医療資源を効率的に活用することで、質の高い医療を提供する必要。地域の実情に応じ、病床数の適正化を図り、入院機能の高度医療への重点化を図るとともに、診療所を含めた外来機能の集約を推進していくべき。

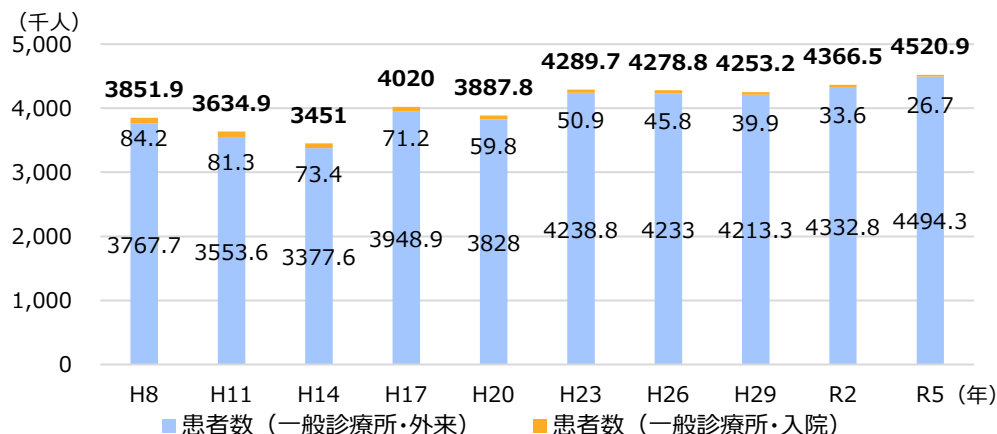
(参考) 患者の動向

- 病院における患者数は減少傾向にある一方で、一般診療所における患者数は足元で増加しており、平成8年以降で最大となっている。この点、外来診療の受療率で見ても、足元ではコロナ禍前と遜色のない水準にまで回復している。
- 在宅医療はコロナ禍を除き一貫して増加しており、令和5年では、特に訪問診療での伸びが著しく、過去最高の水準に達している。

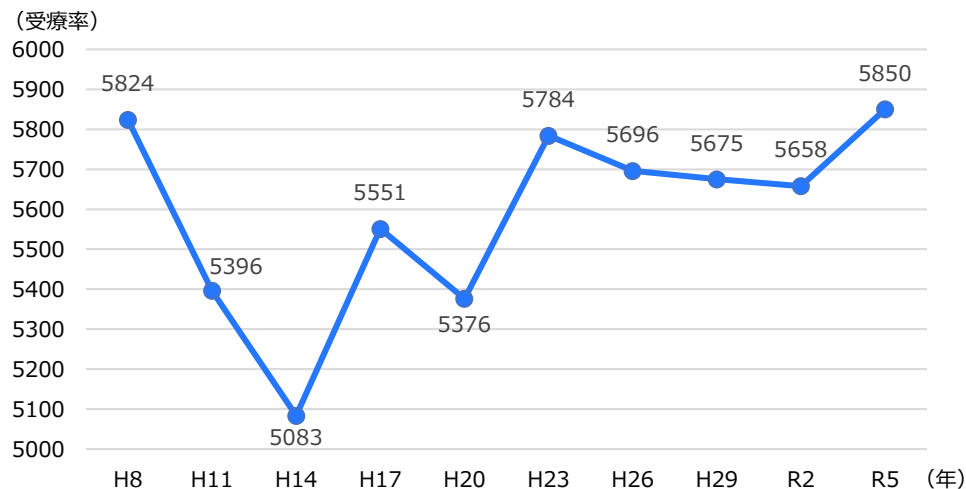
◆ 患者数の推移（病院）



◆ 患者数の推移（一般診療所）



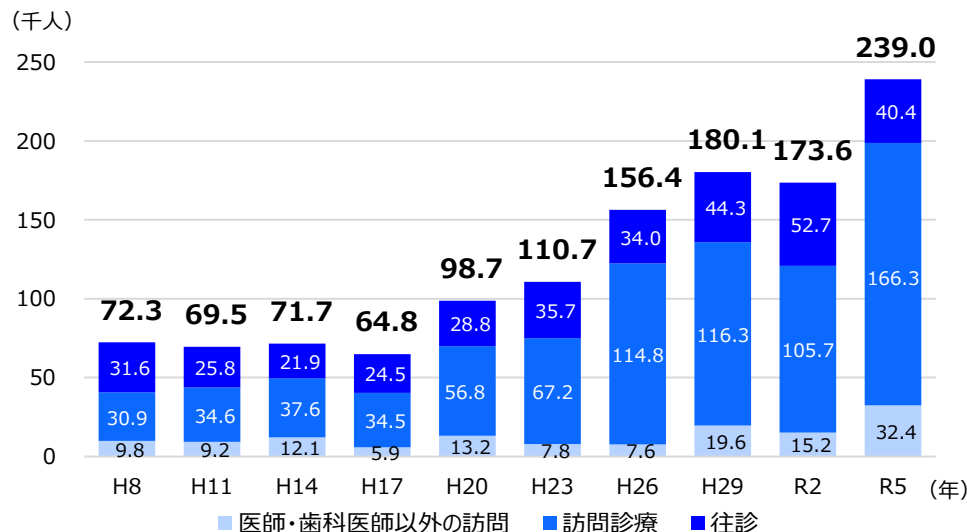
◆ 受療率の推移（外来）



(注) 受療率：推計患者数（調査日当日に、病院、一般診療所、歯科診療所で受療した患者の推計数）を人口10万対で表した数。

(出所) 厚生労働省「患者調査」（令和5年）

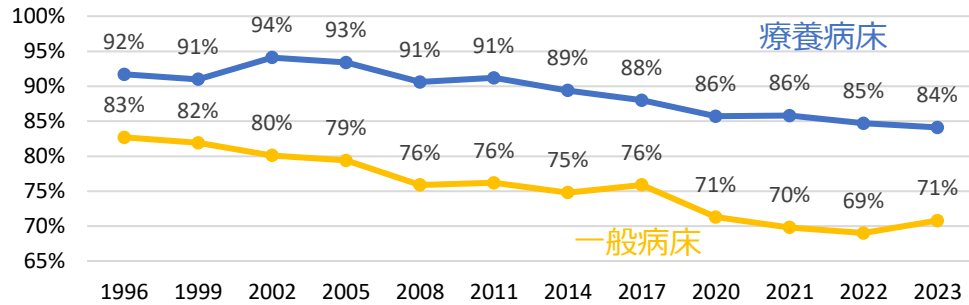
◆ 在宅医療の状況



(参考) 病院を取り巻く基本環境

- 諸外国と比べて、特に人口当たりの急性期病床が多い中、全体として、病床利用率は低下傾向にあり、入院延べ日数の低下も見られる。
- 2040年における手術件数を見ると、全ての診療領域において、半数以上の地域医療構想区域で手術件数が少なくなると見込まれている。

◆ 病床利用率の推移

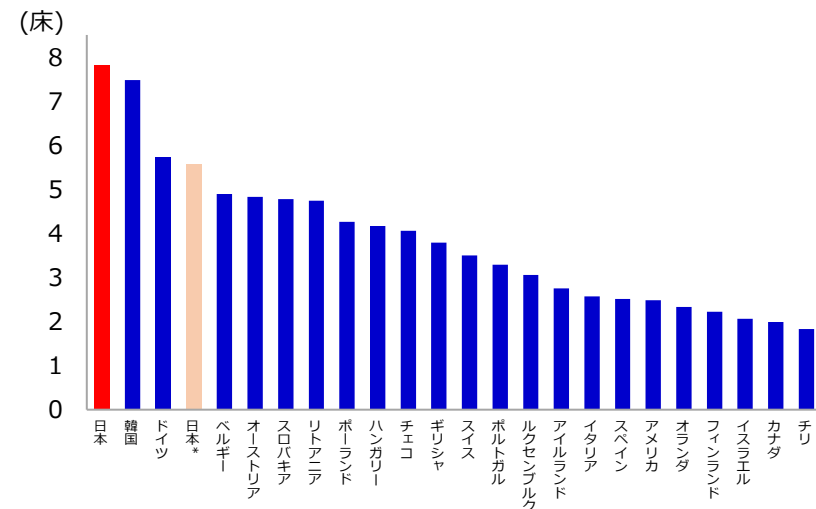


(出所) 厚生労働省「病院報告」(令和5年)

(注1) 療養病床は、平成8～11年は療養型病床群、平成14年は療養病床及び経過的旧療養型病床群の数値。

(注2) 一般病床は、平成8～11年まではその他の病床(療養型病床群を除く。)、平成14年は一般病床及び経過的旧その他の病床(経過的旧療養型病床群を除く。)の数値。

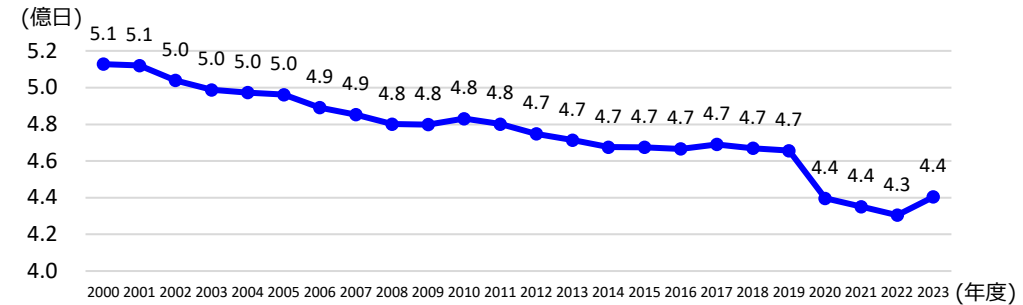
◆ 急性期機能を提供する病床数(人口1,000人対)



(出所) OECD Data Explore "Hospital beds by function of healthcare"、「日本*」については、厚生労働省「病床機能報告(2022年度)」、総務省「人口推計(2022年)」

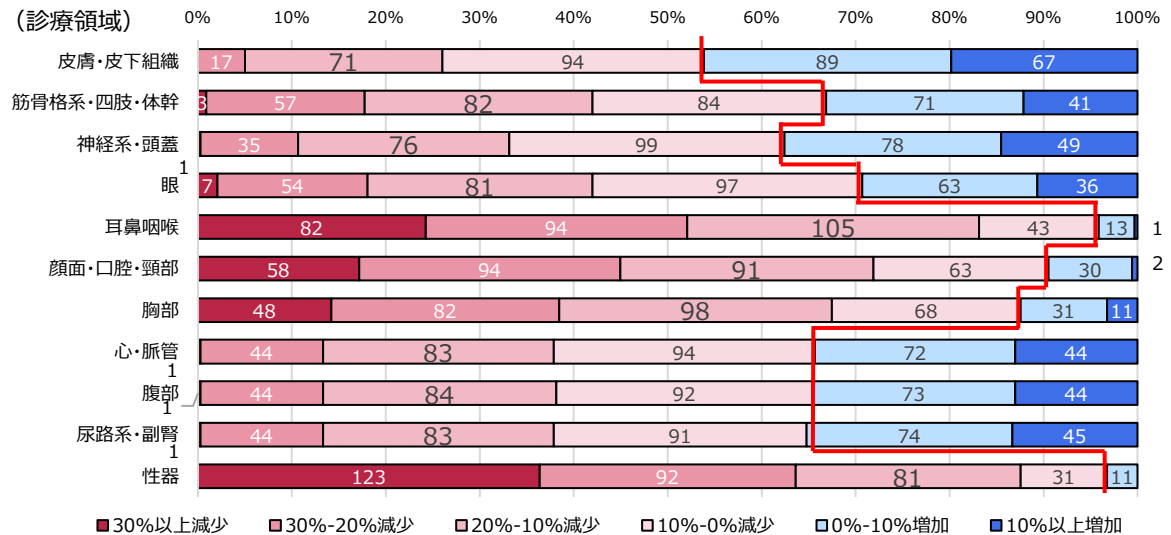
(注) グラフの「日本」は、医療機能調査の病院・有床診療所の一般病床、結核病床、感染症病床の許可病床数の合計。「日本*」は、内臓機能報告における高度急性期・急性期の許可病床数の合計。

◆ 受診延べ日数(入院)



(出所) 厚生労働省「医療費の動向」(令和5年)

◆ 2040年における手術件数の変化(対2020年比の変化率別構想区域数)

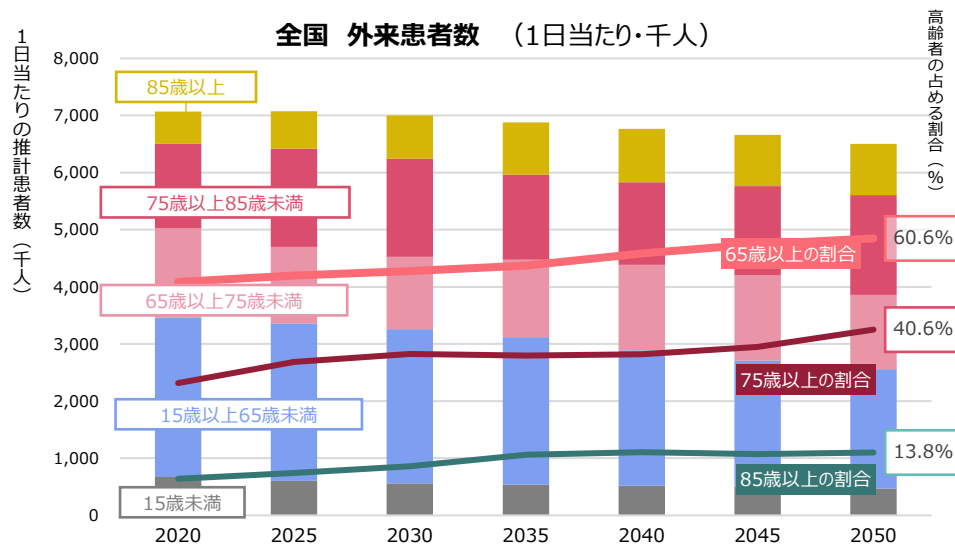


(出所) 厚生労働省「NDBオープンデータ」(令和4年度)、総務省「人口推計」2022年、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を用いて、厚生労働省にて作成。推計は、年齢構成の変化による需要の変化をみるため、全国計の性・年齢階級別の領域別の算定回数を分子、全国の性・年齢階級別人口を分母として受療率を作成し、これを構想区域別の性・年齢階級別の2020年、2040年時点のそれぞれの人口に適用して作成しているものであり、地域別の受療行動の変化の実態を織り込んでいるものではないことに留意が必要。

（参考）外来診療所を取り巻く基本環境

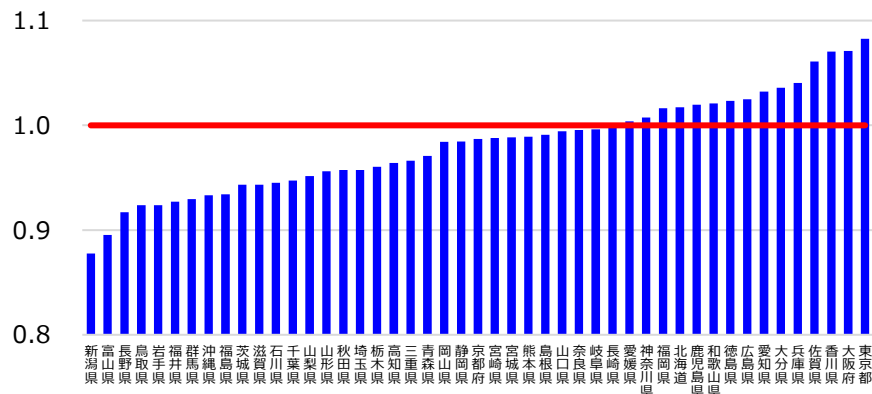
- 今後、全国の外来患者数は減少局面に入ることが見込まれているにも関わらず、近年、特に都市部における診療所の増加が顕著であり、また、外来医療費は、地域差はあるものの地方部も含めて増加している。

✓ 外来患者数は、今後、減少傾向となる。



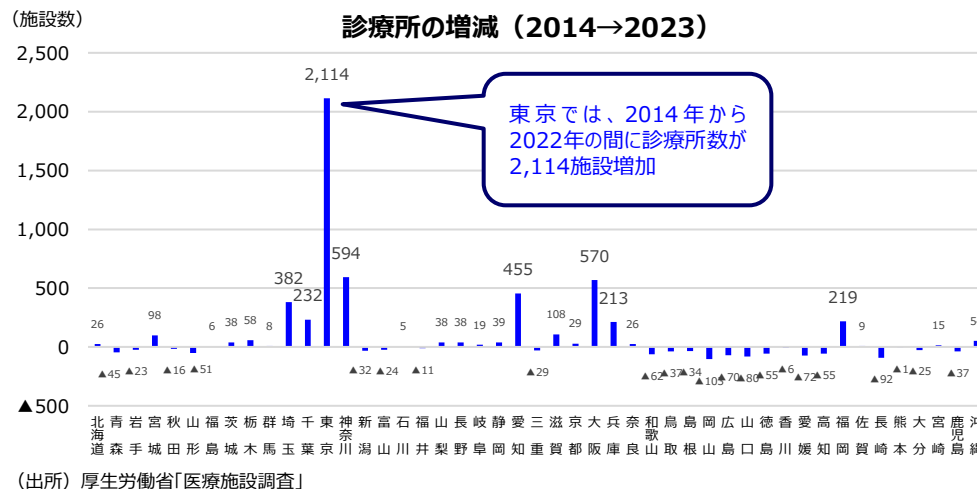
(出所) 厚生労働省「第7回新たな地域医療構想に関する検討会」資料(令和6年8月26日)

✓ 1人当たり外来医療費(入院外・全国平均対比)には一定の地域差。

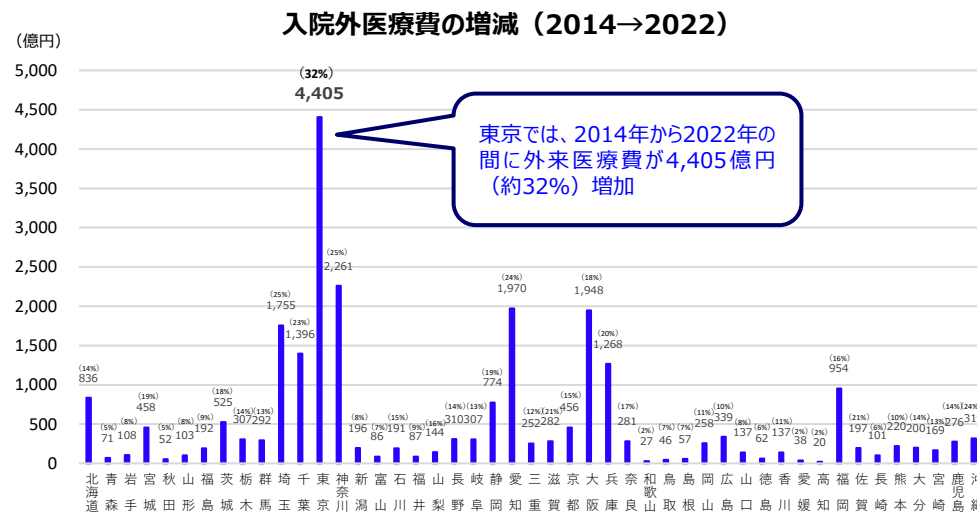


(出所) 厚生労働省「令和5年度医療費(電算処理分)の地域差分析」より作成

✓ 診療所数は、近年、都市部で顕著に増加している。



✓ 外来医療費（入院外）は、近年、地方部も含めて増加している。



(出所) 厚生労働省「国民医療費」

医療提供体制の構築に向けた施策の方向性

- 令和7年国会に提出された医療法等改正法案に基づき、今後、それぞれの地域において、新たな地域医療構想の策定と医師偏在の是正が進められることになる。新制度の施行に際しては、高齢化はもとより、現役世代・働き手の減少や患者の受診行動の変化を的確に捉え、希少な医療資源の最大限の活用につながる医療提供体制の構築が可能となるよう、実効的な取組を進めていく必要。
- また、あるべき医療提供体制は一朝一夕で構築できるものではない。今後の社会経済環境の変化や医療分野での技術革新等も踏まえつつ、時機を逸することなく、次なる改革を実現することができるよう、不断の検討を図る必要がある。

◆新たな地域医療構想

【基本的な考え方／施行スケジュール】

- 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築。
- 2040年に向け、外来・在宅、介護連携、人材確保等も含めた「あるべき医療提供体制」の実現に資するよう構想を策定・推進。精神医療も包含。
- 新たな構想は2027年度から順次開始。
 - ✓ 2025年度に国のガイドライン作成（必要病床数や外来需要等の推計モデルを提示）、2026年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等を提示、2028年度までに医療機関機能に着目した協議等を開始。

【医療機関の役割分担】

- 新たに「医療機関機能」の報告を求めることとし、構想区域ごとや広域な観点で確保すべき機能や今後の方向性等を都道府県に報告。
 - ✓ 急性期拠点機能、高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、専門等機能、医育及び広域診療機能
- 引き続き報告させる病床機能のうち「回復期機能」は、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」とする。

【都道府県知事の権限強化】

- 必要病床数を超えた増床の際は、調整会議で認められた場合に限り許可。
- 既存病床数が基準病床数を上回る際には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を要請。

現状投影に基づく医療ニーズを入院・外来・在宅医療・介護の間で割り当てるのではなく、**患者像の変化（需要面での変容）**、各医療機関の機能分化・連携・集約化による**地域医療の効率化（供給面での取組）**を反映した推計とすべき。

手術件数など客観要件により「**急性期拠点機能**」を持たせる病院を絞り込むとともに、地域の高齢者救急の担い手となるべき医療機関はリハビリ機能も重視した「**高齢者救急・地域急性期機能**」としての役割を発揮すべき。

地域での効率的な医療提供体制の構築に責任を持つ**都道府県の権限強化の在り方について、不断の見直しが必要。**

◆医師偏在対策

【経済的インセンティブ】

- 診療所の承継・開業・地域定着への支援。
- 派遣医師・従事医師への手当増額。（財源は保険者拠出）
- 医師の勤務・生活環境改善、派遣元医療機関への支援。

【規制的手法】

- 医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関を拡大。（地域医療支援病院に公的・公立病院、国病、JCHO、労災病院を追加）
- 外来医師過多区域の新規開業者に対し、都道府県から、開業6か月前に医療提供内容の届出を求め、協議の場合への参加、地域で不足する医療や医師不足地域での医療の提供の要請を可能に。
 - ✓ 要請に従わない場合、医療審議会での理由等の説明の求めや勧告・公表、保険医療機関の指定期間の6年から3年等への短縮
- 保険医療機関に管理者を設け、保険診療に一定期間従事したことを要件化。

【その他の支援】

- リカレント教育の支援、医師不足地域の医療機関とのマッチングや定着等のための全国的なマッチング支援。

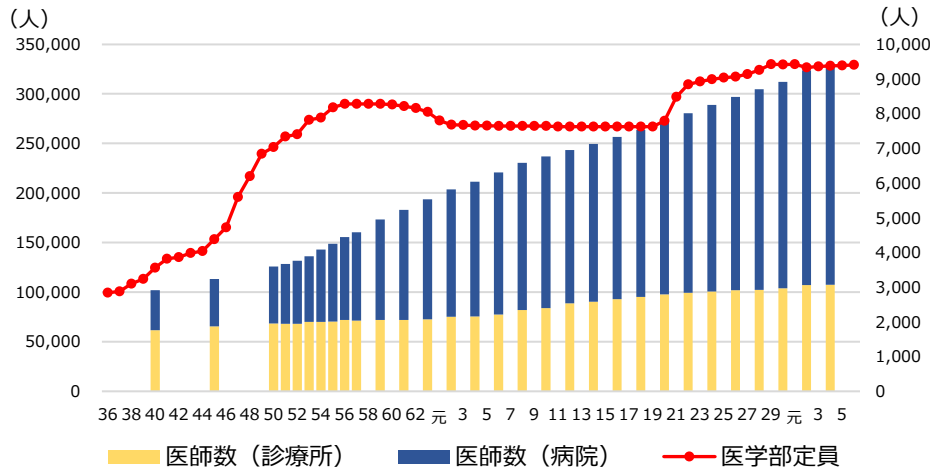
【改革の方向性】（案）

- 地域医療構想の策定に当たって、これまでの病床の機能分化・連携の推進に加え、地域における医療機関ごとの役割分担の明確化が一層図られるよう、国として実効的なガイドラインを作成するべき。

病院と診療所で働く医師について

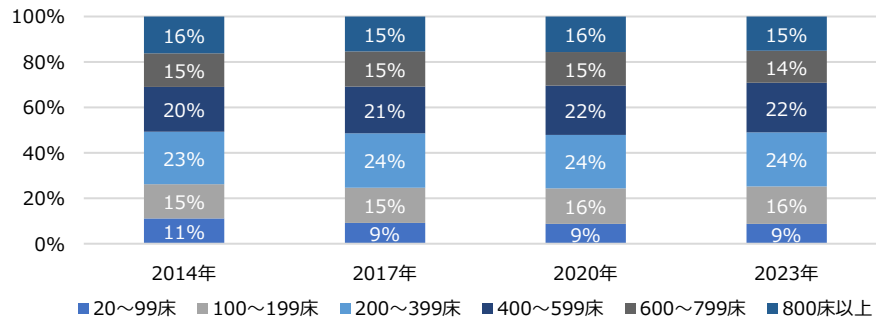
- 一貫して増加している日本の医師数の勤務状況を見ると、病院勤務の医師が着実に増加しているものの、診療所で働く医師も増加を続けてきている。
- 病院で働く医師の勤務先の病床規模を見ると、大規模病院に集約しているとは言えない状況。また、2000年代以降の医学部定員の増加の影響を受けた世代が「開業適齢期」を迎える中で、今後、地域医療を支える医師の最適配置の観点も踏まえた診療所の整備が進められるのか懸念がある。

◆ 医学部定員と医師数の推移



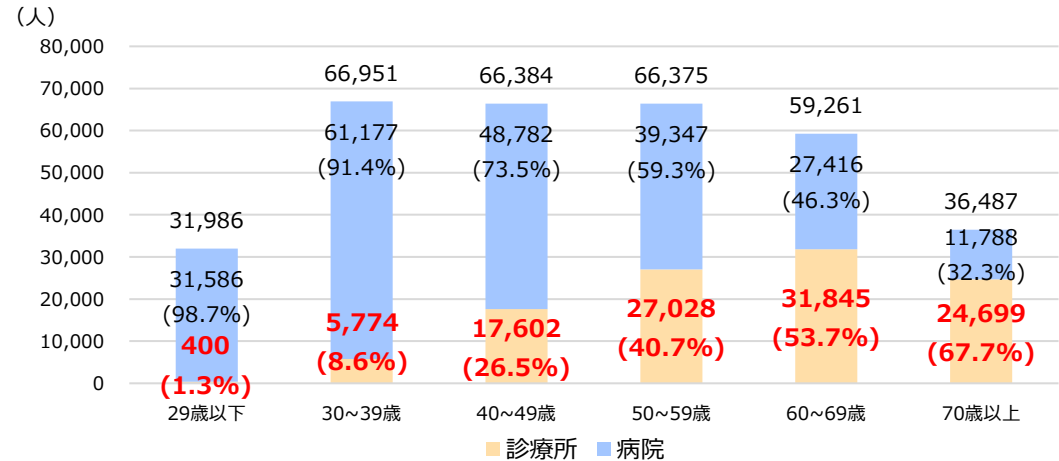
（出所）厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」（令和4年）
文部科学省「医学部定員増について」

◆ 医師の勤務先病院の病床規模の割合



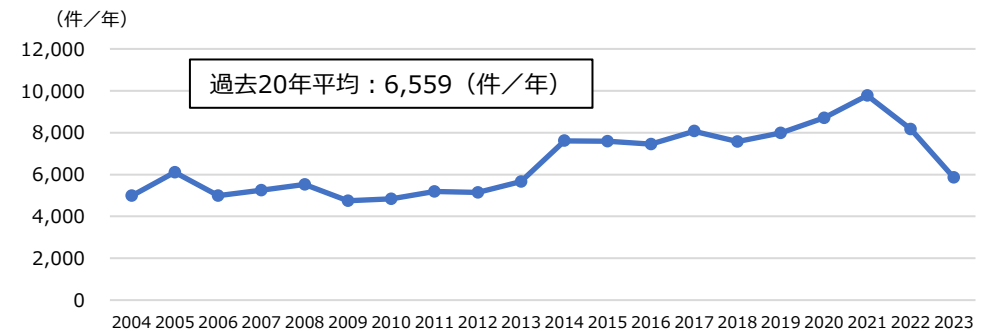
（出所）厚生労働省「医療施設調査」

◆ 医師の年齢構成（令和4年度）



（出所）厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」（令和4年）

◆ 診療所の新規開設件数



（出所）厚生労働省「医療施設調査」

【改革の方向性】（案）

- 効率的・効果的な医療提供の観点から、病院と診療所の間での医師偏在は喫緊の課題であり、病院機能の集約と診療所数の適正化が必要。病院勤務医から開業医へのシフトを起こすことのないよう、診療報酬体系の見直しを図るべき。

精神病床

- 精神病床の入院患者数は明確に減少傾向ではあるものの、精神病床数については、諸外国比でも、基準病床数比でも、今なお過剰。
- 新たな地域医療構想には精神病床も対象となる予定（2025年国会に係関係法案提出）。近年の介護・障害福祉サービスの充実や診療所・在宅医療との連携と合わせて、精神病床の適正化が一層求められることになるが、現状でも、長期入院患者の地域移行が十分に進んでいるとは言えない。

◆精神病床数の国際比較 / 利用率の変遷

- ✓ 日本の精神病床数は世界的に突出している。
- ✓ 一方、精神病床数の利用率は低下。

	精神病床数 (万床)	人口1,000人当たり (床)
日本	32.2	2.58
アメリカ	11.8	0.35
イギリス	2.4	0.35
フランス	5.3	0.77
ドイツ	11.0	1.31
イタリア	0.5	0.08
カナダ	1.4	0.36

(出所) OECD Health statistics 2024より、2022年のPsychiatric care beds

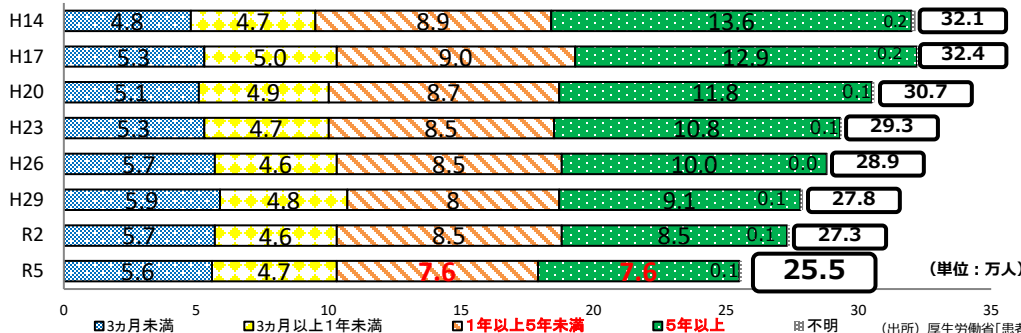
《精神病床の利用率の推移》	
昭和50年	104.4%
昭和62年	100.3%
平成11年	94.2%
平成23年	90.6%
平成30年	87.3%
令和4年	83.7%
令和5年	81.6%

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{年間在院患者延数} \times 100}{\text{月間日数} \times \text{月末病床数}} \text{の1月～12月の合計}$$

(出所) 厚生労働省「病院報告」

◆精神病床における入院患者の推移（在院期間別内訳）

- ✓ 長期入院患者数は減少しているが、足元でも、精神病床における入院患者数の約25.5万人のうち、**1年以上入院している患者**の数が約15.2万人（約60%）。

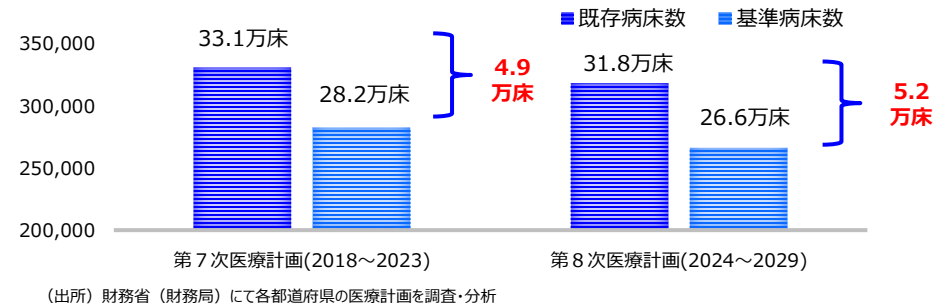


【改革の方向性】（案）

- 精神病院の入院患者の地域移行を推進する観点から、地域での受け皿となる住まいや介護・障害福祉サービスの拡充も踏まえ、精神病床数の適正化・統廃合を進め、病院・診療所の間での機能分化・連携など、精神医療分野での医療資源の適正配分を実現すべき。

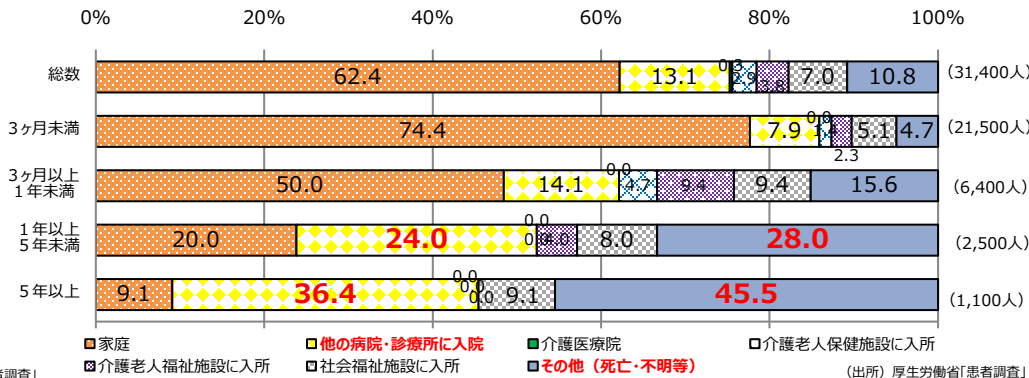
◆医療計画における精神病床に係る基準病床数について

- ✓ 精神病床の既存病床数は、各都道府県が定める基準病床数に比しても過大。
- ✓ 多くの都道府県で、既存病床数と基準病床数の乖離（≒過剰病床）が拡大している。



◆精神病床からの退院患者の退院後の行き先（令和5年度）

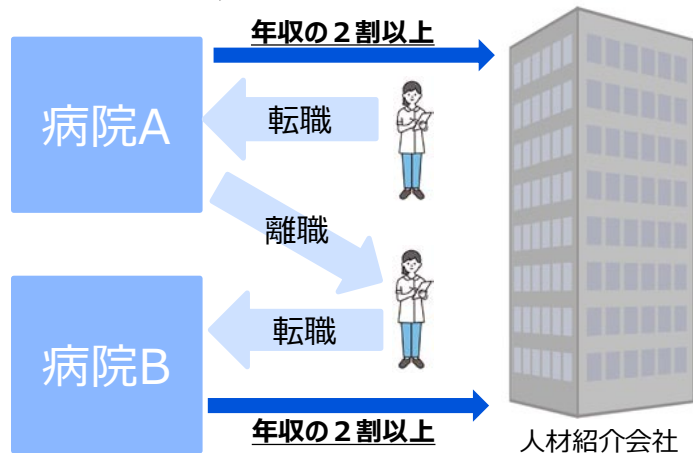
- ✓ 長期入院後の行き先は、「他の病院・診療所」や「その他（死亡・不明等）」が多い。



人材紹介会社の規制強化

- 医療機関が医療従事者を雇用する際、人材紹介会社を介す場合は一定の手数料が生じる。ただし、人材紹介会社を経由した場合の離職率を見ると、安定的な人材確保につながっているとはいいがたく、雇用の都度、発生する手数料は、医療機関にとって大きな負担となっている。
- 足元で、紹介手数料の負担割合は更に増加しているとも考えられ、保険料と税金で賄われている医療機関の経営原資が必要以上に紹介手数料に流れ、更に保険料の上昇を招くことのないよう、実態を把握の上で必要な対応を図る必要がある。

◆ 人材紹介会社を介した転職の例



◆ 人材紹介会社に対する手数料設定

○ 採用者の年収に対する手数料率（平均）： **23.4%**

（参考）職種ごとの平均手数料額

職種	平均手数料（万円）
医師	351.7
看護師	76.0
准看護師	67.9
看護補助者	43.3
助産師	116.0
薬剤師	115.3

（出所）公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、独立行政法人福祉医療機構「病院の人材紹介手数料」に関するアンケート調査-調査結果概要-（2020年）より抜粋

◆ 常勤看護師（准看護師を含む）の新規雇用で採用に要した1人当たりの費用（2020年度）

金額帯	全体	紹介会社 未回答6病院除く	紹介会社以外 未回答52病院除く
～50万円	77.0%	6.5%	97.4%
51～100万円	20.6%	77.0%	1.3%
101～150万円	0.3%	13.5%	0.3%
151～200万円	0.0%	1.0%	0.0%
201万円～	2.0%	2.0%	1.0%
平均	34.9万円	88.1万円	10.8万円
中央値	21.8万円	83.5万円	0万円

（出所）全日本病院協会「雇用における人材紹介会社に関するアンケート-調査報告-」（2020年）

◆ 医療従事者の離職率

	人材紹介会社経由	
	3か月以内	6か月以内
医師	13.0%（0.8%）	19.0%（3.6%）
保健師・助産師	9.3%（2.1%）	24.0%（7.2%）
看護師・准看護師	11.9%（6.8%）	23.1%（12.0%）
看護助手	21.7%（14.8%）	35.2%（24.6%）
薬剤師	12.1%（6.9%）	19.8%（10.0%）
リハビリ専門職	7.1%（1.6%）	13.1%（2.9%）
その他	15.4%（8.5%）	24.6%（13.0%）
合計	13.3%（7.4%）	24.2%（12.8%）

（出所）厚生労働省「医療・介護分野における職業紹介事業に関するアンケート調査」（2019年）
（注）括弧内は人材紹介会社以外の離職率。

◆ 医療介護費用に占める紹介手数料の割合

項目	令和3年度	令和4年度	金額の伸び率
医療・介護収益	3,295,193千円	3,363,733千円	2.1%
医療・介護費用	3,477,120千円	3,587,973千円	3.2%
紹介手数料	2,877千円	3,455千円	20.1%
構成比率 （対収益）	0.09%	0.10%	
構成比率 （対費用）	0.08%	0.10%	

（出所）厚生労働省「医療経済実態調査」（令和5年）

◆ 人材紹介手数料等に対する医療機関の意見

- **高額の手数料をどうにかして欲しい。**いつまで経っても足元を見て紹介手数料を決められている感じがする。
- 紹介会社の手数料が高すぎることで、採用する際の障害になっている、又、**経営面の負担**になる。
- **国として紹介料の上限を妥当な金額に設定する**など、なんらかの基準を設けて欲しい。

（出所）全日本病院協会「雇用における人材紹介会社に関するアンケート-調査報告-」（2020年）より抜粋

- **ハローワーク、職能団体の紹介・斡旋が全く機能しておらず**、人材紹介業が一連の規制緩和で隆興を極めている。ほぼ電話とメールだけで想定年収の20%～30%を徴収するのはどう考えてもやり過ぎと思われる。
- 手数料が高額すぎ、不満を感じます。職種に寄りますが、年収の20%～30%もの手数料を請求されます。

（出所）公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、独立行政法人福祉医療機構「病院の人材紹介手数料」に関するアンケート調査-調査結果概要-（2020年）より抜粋

【改革の方向性】（案）

- ハローワークや都道府県等を介した公的人材紹介の充実とあわせ、手数料の多寡や定着状況により紹介業者が選別・淘汰される仕組みを推進し、必要に応じて更なる規制強化を検討すべき。

I. 我が国の医療保険制度の特徴と課題

II. 質の高い医療の効率的な提供

- (1) 医療提供体制の改革
- (2) 診療報酬改定
- (3) 調剤報酬改定
- (4) 費用対効果評価の活用・患者本位の治療
- (5) 保険者機能の発揮

III. 保険給付範囲の在り方の見直し

- (1) セルフケア・セルフメディケーションの推進
- (2) 高額薬剤への対応、入院時の部屋代

IV. 高齢化・人口減少下での負担の公平化

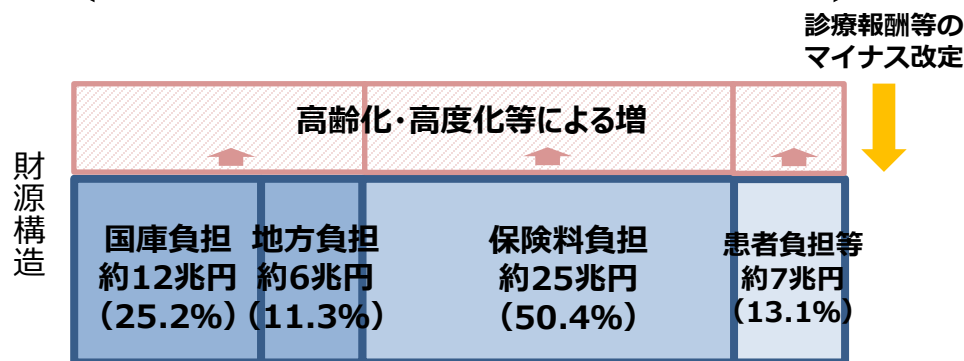
- (1) 高齢者の活躍する長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方
- (2) 金融所得の勘案、金融資産等の取扱い、現役並み所得の判定基準の見直し

診療報酬改定（総括）

- 効率的で質が高く、患者本位の医療提供体制を構築していくのと軌を一にする形で、あるべき診療報酬体系を構築していくことが重要。診療報酬は、保険償還の対象となるサービスの価格（P＝単価）であり、サービスの供給（Q＝量）次第では、国民負担の軽減には直接はつながらないが、あるべき医療提供体制の構築との整合性を図りつつ、不断の合理化・適正化を進めていく必要。
- 2026年度診療報酬改定は、これまで進めてきた「2025年に向けた改革」のバトンを引き継ぐ改定であり、新たな地域医療構想や医師偏在対策の強化、そして、施行が本格化する「かかりつけ医機能報告制度」の後押しともなるようなメリハリのある改定とすべき。

医療費の構造

国民医療費＝診療報酬総額
約50兆円（2025年度予算ベース）



診療報酬を▲1%適正化した場合

約▲5,000億円の医療費の抑制

国民負担の軽減
(税金、保険料、患者負担)

医療機関の収入減

税金 約▲1,800億円

国：約▲1,200億円
地方：約▲600億円

保険料負担
約▲2,500億円

患者
負担等
約▲700億円

これまでに取り組んできた主な事項

- **メリハリのある診療報酬改定（2024年度診療報酬改定）**
 - ・ 医療従事者の賃上げのための「ベースアップ評価料」を新設
 - ・ 入院時の食費基準額の引き上げ（30円）（2025年度にも20円の引き上げ）
 - ・ 生活習慣病等に係る管理料等の再編等の効率化・適正化
- **2025年度薬価改定**
 - ・ 国民負担の軽減、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応

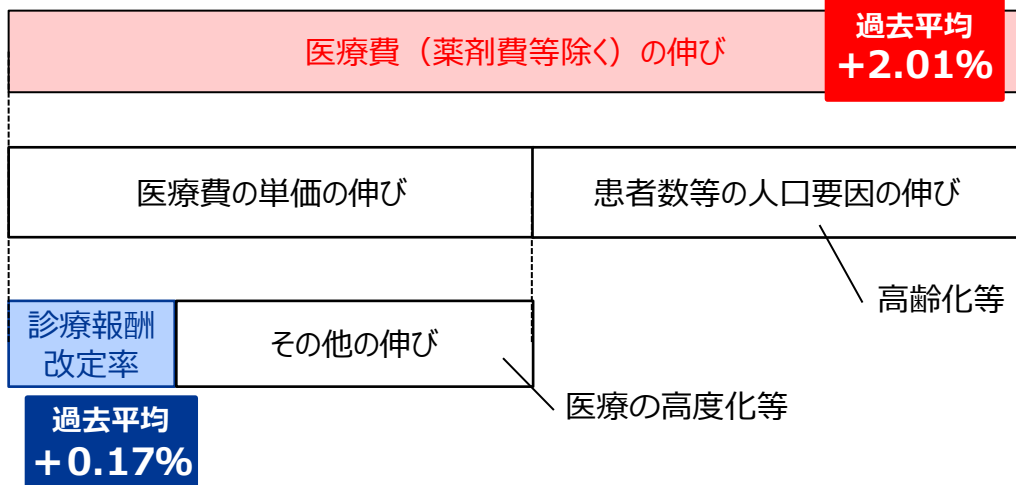
今後の主な改革の方向性

- **高齢化やコロナ後の受診行動の変化を踏まえた今後のあるべき医療提供体制の構築に向けた診療報酬改定**
 - ・ 病院と診療所では経営状況や費用構造等が異なることを踏まえたメリハリある改定の実施
 - ・ 地域での全人的なケアの実現に資する報酬体系の見直し
 - ・ 診療ガイドラインに基づく適切な疾病管理を踏まえた診療報酬の在り方の見直し
 - ・ 医師偏在対策につながる診療報酬上の措置の検討
 - ・ リフィル処方箋の一層の利用促進に資する診療報酬上の対応

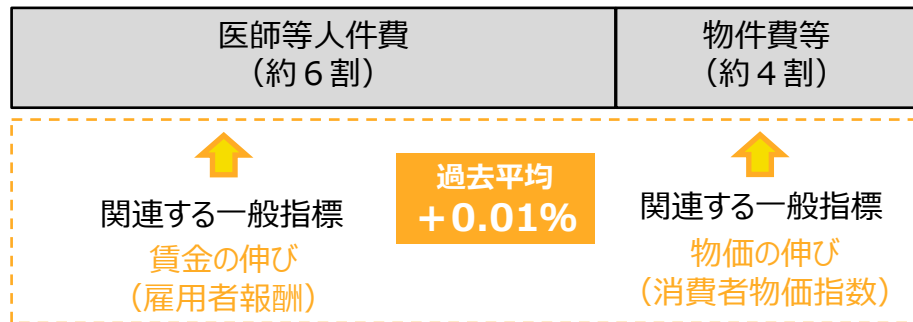
診療報酬改定に係る基本的な考え方

- 医療費（薬剤費等除く）の伸びは、「医療費の単価の伸び」と「患者等の人口要因の伸び」で構成され、全体として医療機関の収入増となって人件費や物件費（薬剤費等を除く）が賄われている。日本経済が過去長らくデフレに直面し、賃金や物価水準が上昇しない中であっても、我が国の医療費は、高齢化等の人口要因に加え、診療報酬改定（政策的な価格変更）により概ね上昇を続けてきた。
- こうした医療費の増高は、現役世代の社会保険料負担を含む国民負担の増加に直結するものであり、国民皆保険を堅持するためにも、病院と診療所では経営状況や費用構造等に差異があることにも配慮しつつ、全体として診療報酬の適正化を図ることが必要。

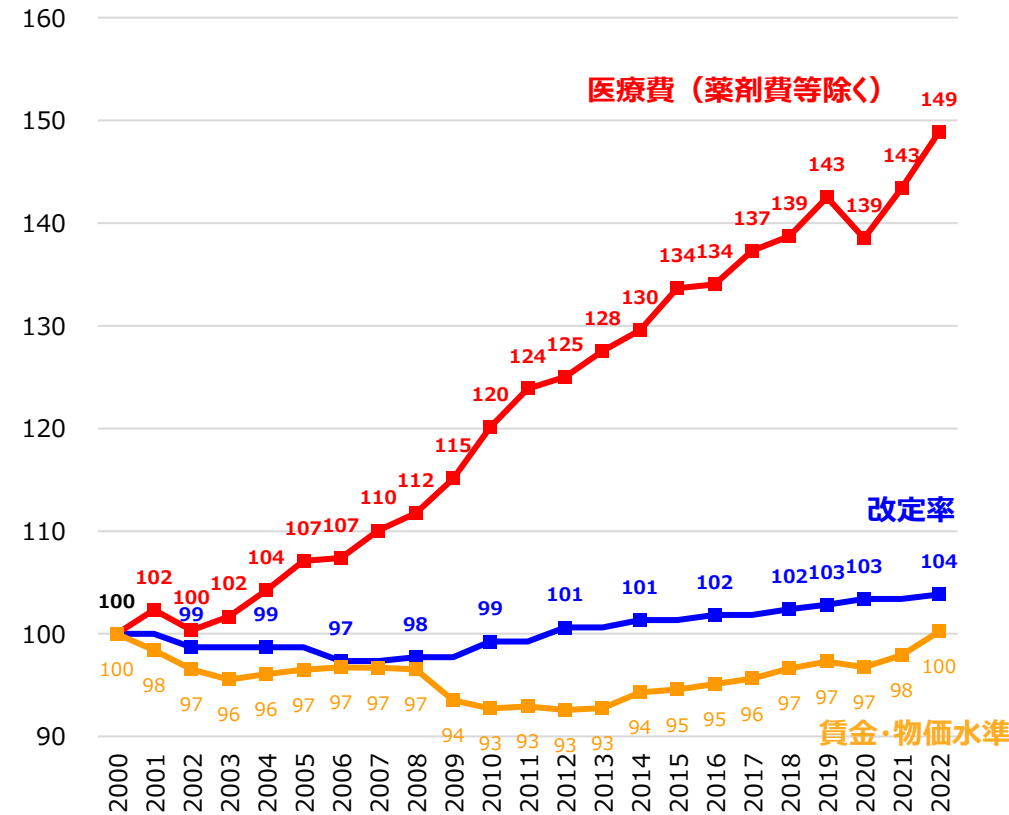
◆ 医療費の伸びの構造（イメージ）



（参考）医療機関の費用構造（薬剤費等除く）



◆ 医療費（薬剤費等除く）の推移（2000年度 = 100）



（出所）厚生労働省「国民医療費」、「医療経済実態調査」、内閣府「国民経済計算（GDP統計）」、総務省「消費者物価指数（長期時系列データ）」、「労働力調査」

（注1）診療報酬改定率は、厚生労働省報道発表資料等による。

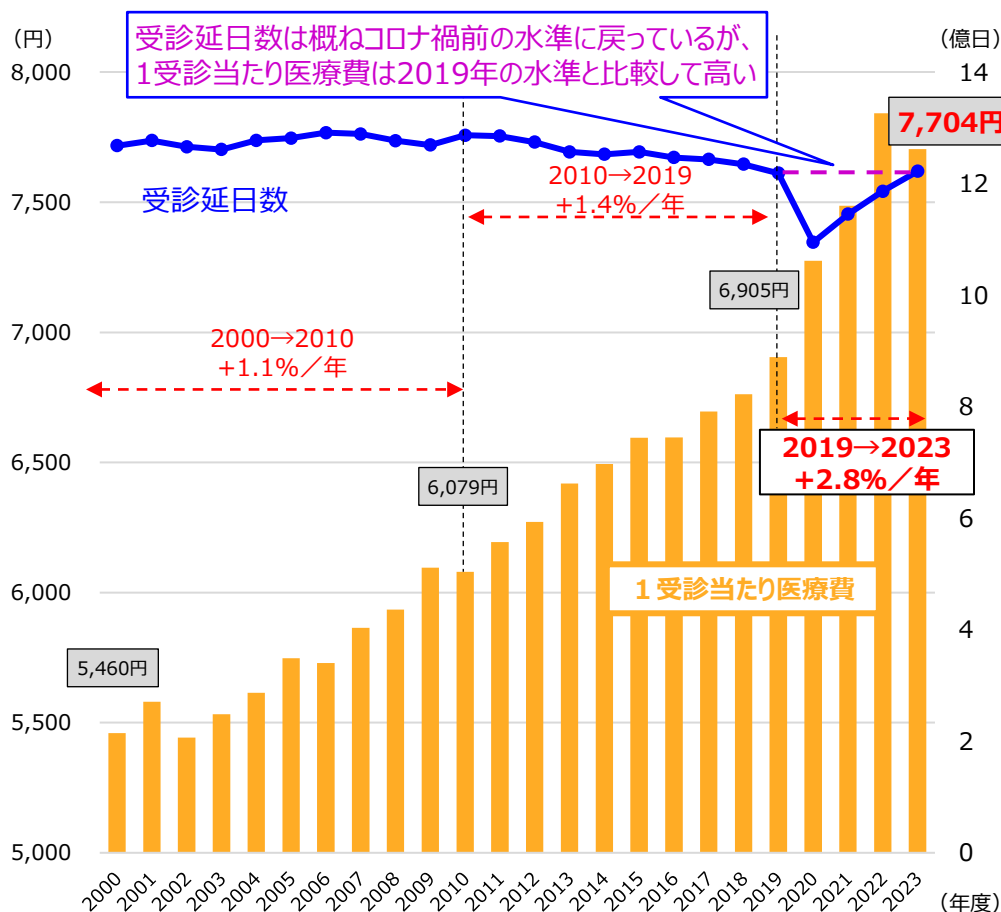
（注2）医療費（薬剤費等除く）は、「国民医療費」、「医療経済実態調査」、「医療経済実態調査」の結果に基づき厚生労働省において推計した費用構造を基に、国民医療費を按分し、医薬品・医療材料に係る部分を除くことにより推計したもの。

（注3）賃金・物価水準は、1人当たり雇用者報酬の伸びと消費者物価指数の伸びを、各年度の人件費・物件費等のウェイト加重平均して算出し、2000年を100として指数化したもの。

(参考) 診療所における1受診当たりの医療費の推移及び物価上昇率との比較

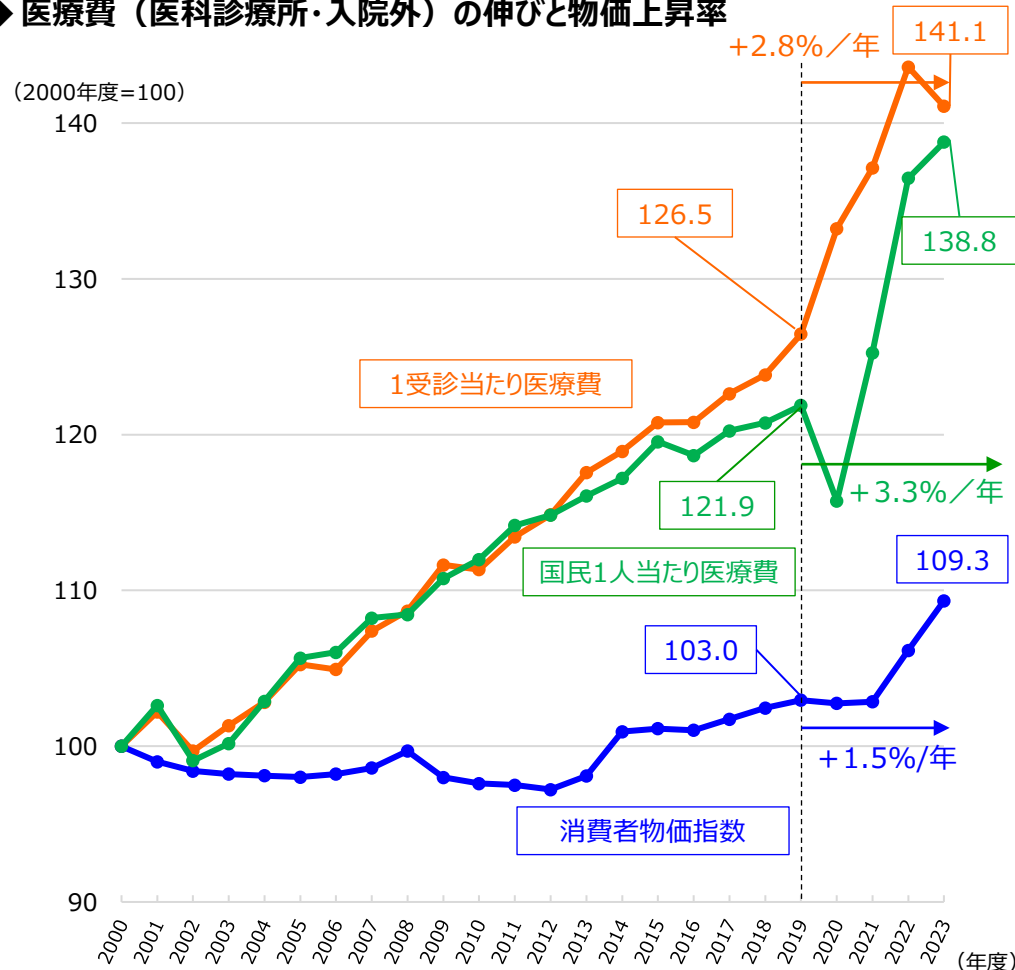
- 診療所における1受診当たりの医療費については、医科診療所全体でみると、コロナ禍以降に急増した。同時に生じていた受診延日数の減少については、足元、コロナ禍前の水準に戻りつつあるものの、1受診当たりの医療費は高止まりしている状況。
- 物価上昇率との関係では、国民1人当たり医療費・1受診当たり医療費ともに、物価が低迷する中であってもほぼ一貫して増加しており、2019年以降で見ても、物価上昇率が年平均1.5%の伸びであるのに対して、国民1人当たり医療費は年平均3.3%、1受診当たり医療費は年平均2.8%増加している。

◆ 1受診当たりの医療費（医科診療所・入院外）



(出所) 厚生労働省「医療費の動向調査」
 (注1) 1 受診当たりの医療費は、医療費の総額を受診延日数で除して得た値。
 (注2) 年平均増加率は、始点から終点までの増加率を年数のべき乗根で算出。
 (注3) 薬剤費は院内処方の場合を除き含まれない。
 (注4) 新型コロナに係る補助金は単価に影響を与えない。
 (注5) 診療報酬の特例や不妊治療の保険適用による影響は、一定の仮定を置いた推計で、370円程度（2022年度ベース）

◆ 医療費（医科診療所・入院外）の伸びと物価上昇率



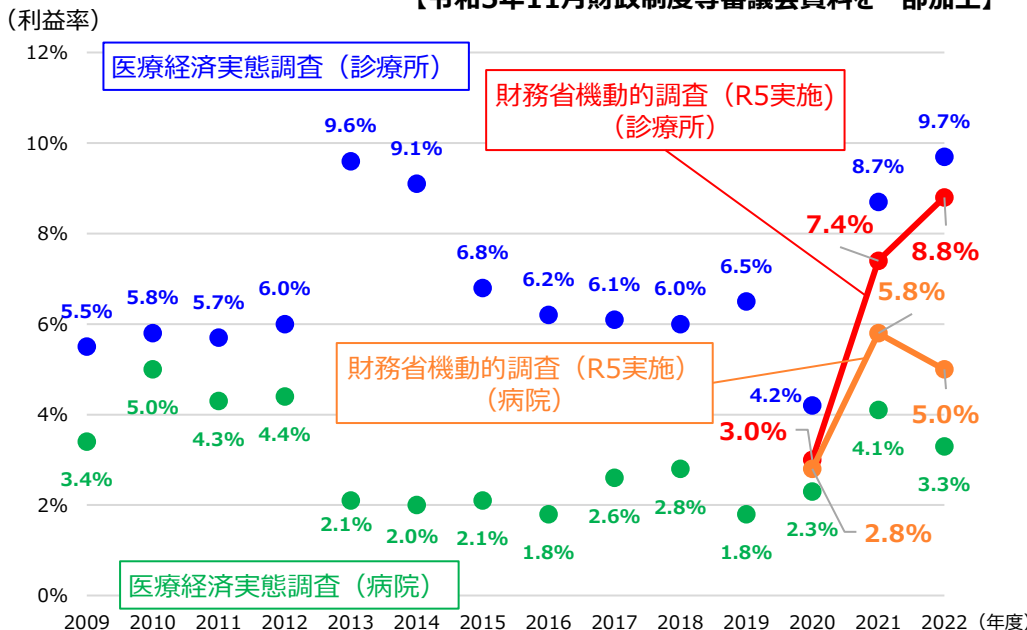
(出所) 厚生労働省「医療費の動向調査」、総務省「消費者物価指数（総合指数）」、総務省「人口統計」
 (注1) 1 受診当たりの医療費は、医療費の総額を受診延日数で除して得た値。
 (注2) 国民1人当たり医療費は、受診延日数を人口で除した国民1人当たり受診延日数に1日当たり医療費を乗じて得た値。
 (注3) 消費者物価指数については、2020年基準の指数を用いており、便宜上、2000年度の指数を100としている。

診療所の経営状況を踏まえた対応

- 令和6年度診療報酬改定は、病院・診療所の2022年度の経営状況（医療経済実態調査・財務省機動的調査に基づくデータ：診療所の利益率は、それぞれ9.7%、8.8%）を踏まえて実施。
- 直近で把握可能な2023年度の医療機関の経営状況について、厚生労働省が全国の医療法人の事業報告書等を集計したデータを確認したところ、無床診療所のみを経営する医療法人の利益率は8.6%であり、中小企業の全産業平均である3.6%よりも高い水準であった。（なお、1法人当たりの本来業務に要した費用については、診療所・病院ともに微増。）

◆ 診療所と病院の利益率の比較（～2022年度）

【令和5年11月財政制度等審議会資料を一部加工】



(出所) 2009年度から2022年度の診療所及び病院（いずれも医療法人立）の利益率：厚生労働省「医療経済実態調査」、2020年度から2022年度までの診療所（許可病床数0床の医療法人18,207法人）及び病院（許可病床数20床以上の医療法人1,750法人）の利益率：財務省「機動的調査」（令和5年度実施）

(注1) 医療経済実態調査は2年に1回（西暦の奇数年）実施され、その前年度と前々年度の経営状況を調査しているが、調査回ごとに対象の医療機関が異なるため、異なる調査回の間での比較は困難。一方、直近3年間を対象とした財務省「機動的調査」は、同一の医療法人の事業報告書等の情報を集計しており、経年比較が可能。

(注2) 医療経済実態調査に係る利益率は、一般病院及び一般診療所に係る補助金を含んだ利益率（医療収益及び介護収益の合計額に対する損益差額の割合）。財務省「機動的調査」結果に係る利益率は、診療所については許可病床数0床の医療法人に係る経常利益率、病院については許可病床数20床以上の医療法人に係る経常利益率。

【改革の方向性】（案）

- 令和8年度診療報酬改定においては、2024年度の医療機関の経営状況について、年末に判明する医療経済実態調査等のデータを精緻に分析した上で、国民負担の軽減と必要な医療保障のバランスを図りながら、メリハリある対応を検討する必要。

※本来は、掘り下げた議論を行うためにも、医療施設の経営状況をリアルタイムで、職種別給与などを含む完全な形で見える化することが重要。

◆ 厚生労働省データ(医療法人の事業報告書等)による22・23年度の分析

【利益率・1法人当たり積立金】

経営形態	利益率（平均）	1法人当たり積立金(千円)
一般診療所（無床）のみ経営	2022年度 9.8% 2023年度 8.6%	2022年度：128,687 2023年度：137,897
病院のみ経営	2022年度 4.4% 2023年度 2.1%	2022年度：996,735 2023年度：961,569

(参考)

中小企業における平均経常利益率（全産業） 2022年度：3.4%、2023年度：3.6%

【1法人当たり本来業務費用】

経営形態	1法人当たり本来業務費用(千円)
一般診療所（無床）のみ経営	2022年度：160,178 2023年度：163,260（対前年度+1.92%）
病院のみ経営	2022年度：1,473,831 2023年度：1,485,822（対前年度+0.81%）

(出所) 厚生労働省データ（医療法第52条の規定に基づき都道府県に届出があった事業報告書等を2024年11月末時点で区切り、厚生労働省において集計したもの。集計率は76%。）

(注1) サンプル数は、「一般診療所（無床）のみ経営」の2022年度が21,101法人、2023年度が21,040法人であり、「病院のみ経営」の2022年度が1,168法人、2023年度が1,163法人。

(注2) 同一法人からの報告で異常値のないものを2期連続分析可能法人として分析している。各形態の法人数が年度ごとに一致しないのは、経営形態が変わる場合があるため。

(注3) 中小企業における平均経常利益率は、財務省「法人企業統計」より作成（資本金1億円未満の金融業・保険業以外の業種における、売上高に占める経常利益の割合）。

全人的なケアの実現に向けて

- 2025年4月、かかりつけ医機能報告制度がスタートし、地域の患者は、今後、かかりつけ医機能を有する医療機関を選択して利用することが可能となる。それぞれの地域で、住民の医療ニーズの動向を的確に捉え、医療機関相互間の役割分担・連携が進められる中で、地域住民に身近な立場で全人的なケアを総合的かつ継続的に行う医療機関が選択されることが重要。
- 2026年度診療報酬改定は、こうした全人的なケアを重点的に評価する報酬体系とする契機とすべきであり、これまで先行して進められてきた「かかりつけ医機能の報酬上での評価」について改めて精査・整理の上で、抜本的な見直しを図るべき。特に外来診療に関し、初診・再診料に係る各種加算や「日常的な健康管理」を評価する各報酬項目を含め、地域の患者を「治し、支える」役割を的確に評価する報酬体系とすべき。

◆見直しを検討すべき主な報酬項目

地域包括診療料・加算／認知症地域包括診療料・加算

- ✓ **複数の慢性疾患**（高血圧、糖尿病、脂質異常症、認知症、慢性心不全又は慢性腎臓病の6つのうち2つ以上）を有する患者に対し、**継続的かつ全人的な医療を行うことについての評価**。（「診療料」は月1回の包括点数。「加算」は診療所のみ算定でき、出来高。）
- ✓ かかりつけ医機能を評価するため創設された基幹的・代表的な報酬項目であるにもかかわらず、**必要な体制整備が困難との理由で、算定実績は低調**。

地域での医療・介護ニーズを総合的に受け止め、認知症を含めた複数の慢性疾患を有する患者に対する全人的なケアを評価するにふさわしい報酬となっているか、前向きにかかりつけ医機能の発揮を志向できる的確なインセンティブ機能を果たしているかを検証の上で見直す必要。例えば、両者を統合した上で、個々の医療機関の担うかかりつけ医機能をよりきめ細かに評価できる報酬体系に再構築すべきではないか。

外来管理加算

- ✓ 外来管理加算（52点）は、「**計画的な医学管理**」を評価し、**再診料に加算**。
- ✓ **検査・処置・リハビリ・精神科精神療法・手術等の実施を行わないことや、丁寧な問診や詳細な身体診察などが要件**。

例えば、再診料に包括化する等した上で、その果たしてきた役割・機能については、他のかかりつけ医機能を評価する管理料・加算との間で整理・統合すべきではないか。

機能強化加算

- ✓ 機能強化加算（80点）は、**初診への加算**。初診患者の中でも特に継続的な管理が必要な疾患を有する患者に対し、専門医療機関への受診の要否の判断を含め、**的確で質の高い診療機能を発揮すること**を評価するもの。
- ✓ 「体制への評価」であるため、施設基準さえ満たせば、**患者実態によらず、また、当該医療機関をかかりつけ医としない患者に対しても、一律に算定**。

「初診時におけるかかりつけ医機能の発揮」を的確に評価する形となっているかどうかを改めて検証した上で、その廃止を含め抜本的な見直しを図るべきではないか。

【改革の方向性】（案）

- 外来診療の機能分化・連携を更に進め、地域において、全人的なケアを提供する医療機関が適切に評価されるよう、各種の基本料や加算を今一度よく精査・整理した上で、診療側の提供体制や経営上の都合ではなく、真に患者本位の治療を実現できる報酬体系へと再構築すべき。

疾病管理の在り方（生活習慣病）

- 2024年度診療報酬改定では、生活習慣病に係る報酬の適正化を実施。具体的には、月2回算定可能な特定疾患療養管理料から、高血圧性疾患・糖尿病・脂質異常症を除外し、新たに月1回算定可能な「生活習慣病管理料(Ⅱ)」を新設した。
- 引き続き、生活習慣病管理料や特定疾患療養管理料の要件については、診療ガイドラインと整合的な形となるよう、不断の見直しが必要。

（月1回算定）

生活習慣病管理料

- ✓ 生活習慣に関する総合的な疾病管理を包括評価
- ✓ 検査、注射、病理診断の費用は全て所定点数に包含される。

- 1 脂質異常症を主病とする場合 **570点**
- 2 高血圧症を主病とする場合 **620点**
- 3 糖尿病を主病とする場合 **720点**

- ・療養計画書による丁寧な説明、患者の同意、当該計画書への患者の署名が必要

（月2回算定）

特定疾患療養管理料

- ✓ 治療計画に基づき、服薬・運動・栄養等の療養上の管理を行った場合を包括評価

- 1 診療所の場合 **225点**
- 2 病院（100床未満） **147点**
- 3 病院（100床以上、200床未満） **87点**

- ※ 再診料に対する**外来管理加算**（52点）が算定可
- ※ 処方料・処方箋料に対する**特定疾患処方管理加算**（56点）も算定可

R6改定により、生活習慣病である糖尿病・脂質異常症・高血圧を除外

【令和6年度診療報酬改定に関する中医協の附帯意見】

生活習慣病の管理について、今回の改定による影響の調査・検証を行うとともに、**より適切な管理がなされるよう、患者の視点を十分に踏まえつつ、引き続き検討すること。**

加えて、**他の疾病管理についても実態を踏まえた適切な評価の在り方について引き続き検討を行うこと。**

【算定イメージ】

<改定前>

- ・再診料 **73点**
- ・外来管理加算 **52点**
- ・特定疾患療養管理料 **225点**
- ・処方箋料 **68点**
- ・特定疾患処方管理加算2 **66点**

<改定後>

- ・再診料 **75点**
- ・~~外来管理加算52点~~
- ・生活習慣病管理料2 **333点**
- ・処方箋料 **60点**
- ・~~特定疾患処方管理加算266点~~

◆ 特定疾患療養管理料の対象疾患（主なもの）

- 結核
- 悪性新生物
- 甲状腺障害
- 処置後甲状腺機能低下症
- 虚血性心疾
- 不整脈
- 脳血管疾患
- 肺気腫
- 喘息
- 胃炎及び十二指腸炎

（月1回算定）

生活習慣病管理料(Ⅰ)

- 1 脂質異常症を主病とする場合 **610点**
 - 2 高血圧症を主病とする場合 **660点**
 - 3 糖尿病を主病とする場合 **760点**
- ※ **引き続き、検査等は包括**

（月1回算定）

生活習慣病管理料(Ⅱ)

- 333点**
- ※ **引き続き、検査等は出来高算定**
 - ※ **外来管理加算の併算定は不可に見直し**

（月2回算定）

特定疾患療養管理料

- 1 診療所の場合 **225点**
- 2 病院（100床未満） **147点**
- 3 病院（100床以上、200床未満） **87点**

- ※ **引き続き、外来管理加算は算定可**
- ※ **特定疾患処方管理加算（56点）の対象疾患からも、糖尿病、脂質異常症及び高血圧を除外**

【算定実績】

【算定回数の変動による影響】

特定疾患療養管理料 **2,675万回⇒1,112万回**（▲1.21%）（廃止）
特定疾患処方管理加算 2,165万回⇒638万回（▲0.31%）
外来管理加算（再診） 5,620万回⇒4,360万回（▲0.24%）
生活習慣病管理料(Ⅰ) **27万回⇒101万回**（+0.18%）

【点数の新設・廃止による影響】

特定疾患処方管理加算(Ⅰ)（▲0.06%）
（新設）生活習慣病管理料(Ⅱ)（+1.64%）
+1,352万回

【所定点数の変動による影響】

特定疾患処方管理加算66点→56点（▲0.08%）
生活習慣病管理料(Ⅰ)570点→610点他（+0.00%）

（注1）括弧内は、前年同月期に対する総点数の増減率を示している。（注2）生活習慣病管理料(Ⅱ)の算定回数については、増減率から概数を算出。
（注3）生活習慣病管理料(Ⅰ)の所定点数の変動による要因の増減率については支払基金から聴取した情報による。（出所）社会保険診療報酬支払基金「被用者保険等医療費の動向」（令和6年6月～8月診療分）

【改革の方向性】（案）

- 生活習慣病患者の疾病管理について、病状が安定してきた患者に対するフォローアップは、一般的な診療ガイドラインに沿う形で報酬の算定要件を厳格化するべき。例えば、血圧がコントロールされている場合の生活習慣病管理料の算定について、1か月に1回よりも長くする等の対応を検討すべき。

(参考) 生活習慣病にかかる診療ガイドライン

○ 諸外国等における生活習慣病に関するガイドラインでは、薬物療法で病状が安定している場合は、数か月に1度の経過観察が適当とされるケースもある。

◆ 諸外国等における生活習慣病（高血圧や脂質異常症）の経過観察中のガイドライン

高血圧	2024 ESC Guidelines for the management of elevated blood pressure and hypertension	8.4.薬物による血圧降下療法の対象となる患者の選択 …患者が確定高血圧（持続血圧 $\geq 140/90\text{mmHg}$）と診断された場合、…生活習慣介入と薬物療法を同時に組み合わせた血圧降下治療を開始することが推奨されます。…治療開始後は、血圧がコントロールされるまで、患者を頻繁に診察する必要があります（例：1～3 か月ごとに一般開業医または専門医に診察を受ける）。血圧は、できれば 3 か月以内にコントロールする必要があります。… 8.5. 血圧降下療法の強度と理想的な治療目標 8.5.4薬物療法の期間とモニタリング 血圧降下療法は通常慢性的で、多くの場合は生涯にわたる。…血圧がコントロールされたら、少なくとも1年に1回のフォローアップが推奨されます。
	Hypertension Canada's 2020 Comprehensive Guidelines for the Prevention, Diagnosis, Risk Assessment, and Treatment of Hypertension in Adults and Children	高血圧のフォローアップのガイドライン 3.降圧治療薬を受けている患者は、血圧のレベルに応じて、2回連続の診察で測定値が目標値を下回るまで、毎月または2か月ごとに診察を受ける必要があります…。目標血圧に達したら、患者は3～6か月間隔で診察を受ける必要があります。
脂質異常症	動脈硬化性疾患予防ガイドライン（2022年版）（日本動脈硬化学会）	4.4 薬物療法のフォローアップ BQ21 薬物療法開始後には定期的な検査が必要か？ 薬物療法開始後は、副作用に関連する症状に留意するとともに薬剤効果の確認と用量調節、生化学的検査による副作用確認と生活指導への活用のため、投与開始後半年間は2～3回程度、その後は3～6か月に一回程度、定期的に検査を行うのが望ましい。
糖尿病	Standards of Care in Diabetes (American Diabetes Association)	2型糖尿病に対する薬物療法 推奨事項 9.17 投薬プランと投薬行動は、治療に影響を与える要素を勘案するため、定期的（例：3～6か月ごと）に再評価され、必要に応じて調整を受けるべきである。（エビデンスレベル E：専門家のコンセンサス又は臨床経験）

外来診療所の地域偏在の是正 ～診療報酬での実効性ある対応～

- 医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在を是正するため、2024年12月、厚労省において、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」が決定され、規制的な手法を含め、必要な制度的な対応が令和7年国会に提出された医療法等の改正で図られる見込み。
- 一方で、経済的インセンティブについては、実効性のある診療報酬上の対応とあわせて、令和8年度予算編成過程での検討とされた。具体的に、2026年度診療報酬改定では、①外来医師過多区域での要請・勧告に従わない場合の減算措置、②より一般的な形で医師偏在是正に資する報酬上の仕組みによる対応、③「医師手当事業」の財源確保のための改定での対応、の3つの方策を検討する必要がある。

◆ 大臣折衝事項（2024年12月）

5. 全世代型社会保障の実現等 (2) 医療提供体制改革 (略)

医師偏在対策については、新たな地域医療構想を通じて、将来の人口動向や医療需要等の変化に対応した効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を進めることを踏まえ、重点医師偏在対策支援区域における財政支援について真に必要となる対応を検討する。その上で、医師の適正配置につなげるための支援の具体的な内容については、全国的なマッチング機能やリカレント教育、医師養成過程の取組等とあわせて、支援の継続性の観点から安定的な財源の確保を図りつつ、令和8年度予算編成過程で検討する。

その際、令和8年度診療報酬改定において、外来医師過多区域における要請等を受けた診療所に必要な対応を促すための負の動機付けとなる診療報酬上の対応とともに、その他の医師偏在対策の是正に資する実効性のある具体的な対応について更なる検討を深める。併せて、重点医師偏在対策支援区域における医師への手当増額の支援については、当該事業と診療報酬を給付費の中で一体的に捉える観点から、当該事業の財源について、給付費や保険料の増とならないようにする形で、診療報酬改定において一体的に確保する。

◆ 医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ

【外来医師多数区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等】

- (略)開業後、要請に従わず、地域で不足している医療機能の提供や医師不足地域での医療の提供を行わない開業者に対して、都道府県において、都道府県医療審議会での理由等の説明を求めた上で、やむを得ない理由と認められない場合は勧告を行い、勧告に従わない場合は公表を行うことができることとする。
- さらに、[...] あわせて、これらの開業者に必要な対応を促す観点から、都道府県医療審議会や外来医療の協議の場への毎年1回の参加を求めるとともに、要請又は勧告を受けたことの医療機能情報提供制度による報告・公表、都道府県のホームページ等での勧告に従わない医療機関名や理由等の公表、保健所等による確認、診療報酬上の対応、補助金の不交付等を行う。

【医師偏在対策における経済的インセンティブ等】

- 重点医師偏在対策支援区域における支援のうち、当該区域の医師への手当増額の支援については、全ての被保険者に広く協力いただくよう保険者からの負担を求める。また、医師への手当増額の支援については、診療報酬を代替するものであることを踏まえ、給付費の中で一体的に捉える。当該事業の実施について、保険者が実施状況や効果等を確認するための枠組みを検討する。
- 診療報酬において、医師偏在への配慮を図る観点から、どのような対応が考えられるか、さらに必要な検討を行う。

【改革の方向性】（案）

- 医師の偏在是正のうち、特に、診療所の地域間偏在を解決するためには、2026年度診療報酬改定において、真に実効性のある診療報酬上の仕組みを創設することが不可欠。あらゆる方策を検討すべき。

外来診療所の地域偏在の是正 ①地域別単価の導入について

- 医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在を是正するための経済的インセンティブ措置として、地域別診療報酬の仕組みの活用を検討する必要がある。
- 具体的には、報酬点数×1点当たり単価（10円）となっている診療報酬について、診療所不足地域と診療所過剰地域で異なる1点当たり単価を設定することが考えられる。

◆診療報酬の仕組み

全国一律（注）		×	全国一律		＝ 医療費
診療報酬点数（厚生労働大臣告示）			1 点あたり 単価 10円		
（例）	初診料	291点			
	再診料	75点			
	調剤基本料 1	45点			

（注）入院基本料への地域加算（都市部に加算）など、例外的に地域ごとに異なる取扱いもある。

- ※ 1 介護報酬では地域によって1点単価で最大14%の差異が設けられている。
- ※ 2 かつて診療報酬も地域別に単価が設定されていた。

◆1点単価の調整等により政策対応の幅が広がると考えられるケース

<医療費適正化>

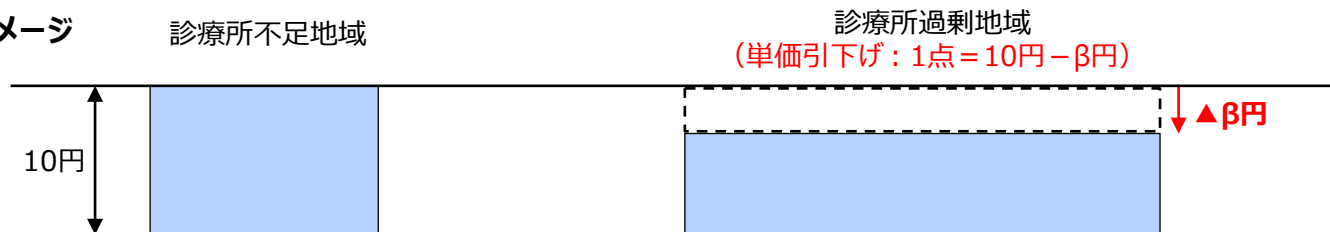
○保健医療2035提言書（抄）（2015年6月「保健医療2035」策定懇談会）
「診療報酬については、例えば、地域ごとのサービス目標量を設定し、不足している場合の加算、過剰な場合の減算を行うなど、サービス提供の量に応じて点数を変動させる仕組みの導入を検討する。都道府県において医療費をより適正化できる手段を強化するため、例えば、将来的には、医療費適正化計画において推計した伸びを上回る形で医療費が伸びる都道府県においては、診療報酬の一部（例えば、加算の算定要件の強化など）を都道府県が主体的に決定することとする。」

<医療機関の医療収入の安定>

○財政制度等審議会建議（抄）（2021年5月）
「新型コロナ患者受け入れ病院に対する収入面への対応として、これまでも法律の改正を伴うことのない取扱いとして度々行われてきた災害時の「概算払い」を参考とし、前年同月ないし新型コロナ感染拡大前の前々年同月水準の診療報酬を支払う簡便な手法を検討すべきである。」

※前年同月ないし前々年同月水準からの減収相当額の支払い部分について実際に行われた診療行為への対価性を欠く点については、たとえば対前年同月ないし対前々年同月比で保険点数が2割減り、8/10となった場合に、1点単価を12.5円に補正することとすれば、診療行為への対価性を保持したまま、前年同月ないし前々年同月水準の診療報酬を支払うことは可能である。

◆診療所の偏在是正のための当面の措置のイメージ



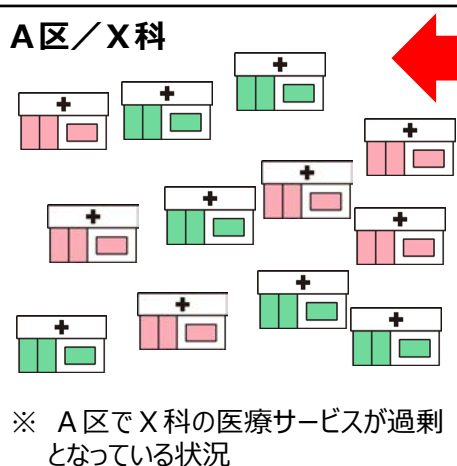
【改革の方向性】（案）

- 医師偏在対策として、地域別診療報酬の仕組みを活用し、報酬面からも診療所過剰地域から診療所不足地域への医療資源のシフトを促していくべき。なお、当面の措置として、診療所過剰地域における1点当たり単価（10円）の引下げを先行させ、それによる公費の節減効果を活用して医師不足地域における対策を別途強化することも考えられる。

外来診療所の地域偏在の是正 ②過剰サービスの評価の適正化

- 医師偏在対策のための経済的インセンティブについては、新たな診療報酬上のディスインセンティブ措置を組み合わせることが有効。このことは、メリハリの効いた政策誘導という観点のみならず、医師少数区域への財政支援を継続的に実施していくに当たり、国民負担を軽減する観点からも重要。具体的には、客観的な基準に照らして、ある地域の特定の診療科に係る医療サービスが過剰であると判断される場合には、需要の掘り起こしが発生しているとみなし、当該医療サービスを「特定過剰サービス」として減算の対象とすることが考えられる。
- ただし、一律の減算は必ずしも適当ではないと考えられることから、特定過剰サービスを対象とした（診療科ごとの）アウトカム指標を設定・評価した上で、当該評価においてアウトカムが良好と判定された場合には、付加価値を適正に生んでいるとみなし、当該減算措置の対象から除外するといったことも考えられる。なお、「かかりつけ医機能」やNDBデータをアウトカム指標の設定・評価に活用することも考えられる。
- また、「特定過剰サービス」単位ごとに見た医療費について、例えば対前年度から大幅に延伸するなど、一定の「基準額」を超過した場合には、アウトカム指標を満たさない医療機関を中心に、超過額の保険償還分を精算するといった仕組みを併せて導入することも検討の余地がある。

◆「特定過剰サービス」における減算（イメージ）



特定地域の特定診療科について、アウトカム指標を設定の上、第三者等によりアウトカムを評価・公表。

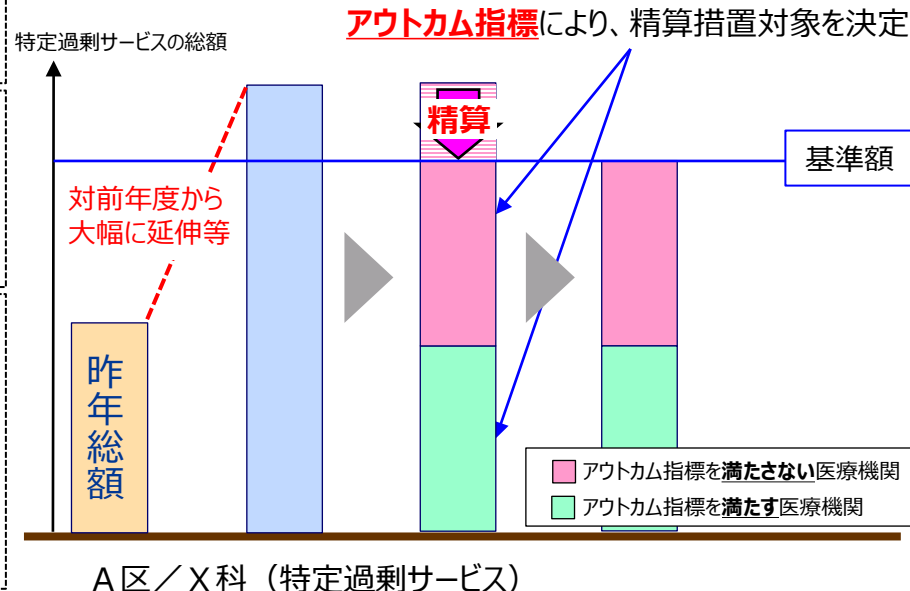
【アウトカム指標を満たさない場合】

「特定過剰サービス」に該当すると判断され、かつ、アウトカムが良好と言えないことから、当該医療機関における診療報酬1点単価の引下げや、診療報酬上の減算を行う。

【都道府県に報告されるかかりつけ医機能の内容】

令和7年度から始まる「かかりつけ医機能報告制度」では、地域医療の質の向上の観点から、「日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能」（1号機能）を有する医療機関に対し、「通常の診療時間外の診療、入退院時の支援、在宅医療の提供、介護等と連携した医療提供」（2号機能）の報告を求めることとされている。

◆医療サービスの偏在の是正（イメージ）



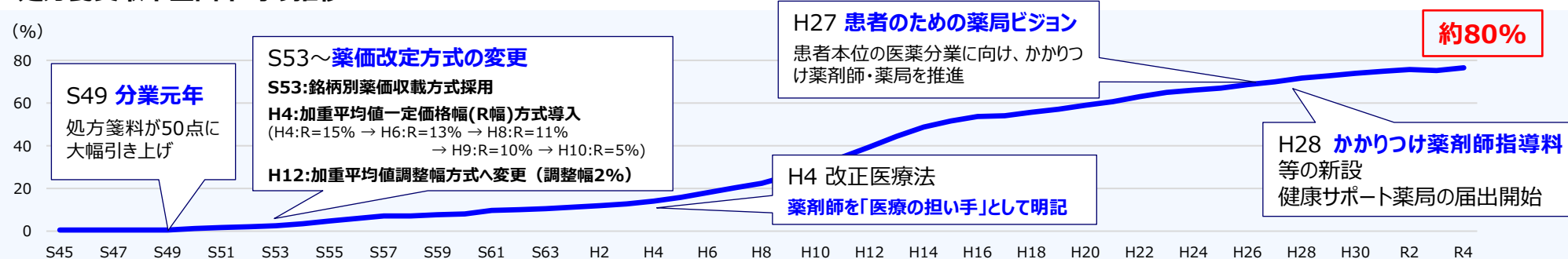
【改革の方向性】（案）

- 実効性ある医師偏在対策のためには、診療報酬上のディスインセンティブ措置が不可欠。適切なアウトカム指標導入とセットで、「特定過剰サービス」に対する減算措置を導入すべき。また、「特定過剰サービス」に係る保険給付については、アウトカム指標に応じた減算措置に加え、各年度の「基準額」を超過した場合の精算措置の導入についても検討すべき。

医薬分業の進捗を踏まえた処方料・処方箋料の在り方

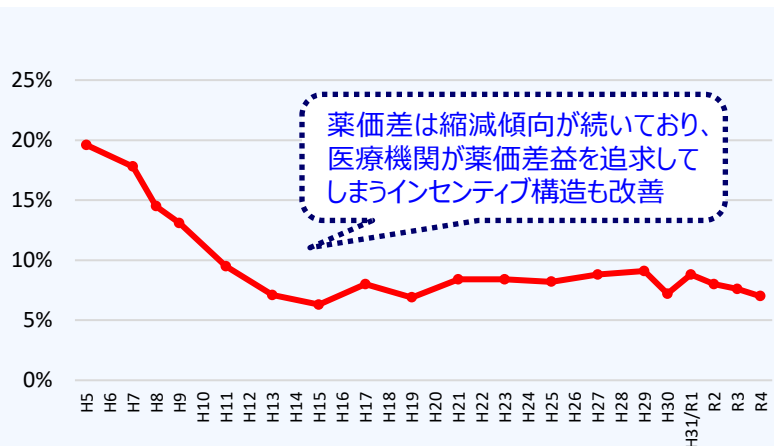
- 医薬分業とは、医師が患者に処方箋を交付し、薬剤師がその処方箋に基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担することによって、医療の質の向上を目指すもの。なお、医薬分業の推進の背景としては、医療機関による薬価差益の獲得を目的とした過剰投与も指摘されていた。
- 処方箋料（院外処方）の引上げなど政策的な後押しにより、医薬分業は相当な進捗を見せていると評価できる。また、薬局に求められる役割として、医療関係者等との連携による地域住民に対する薬物治療（外来・在宅医療）の提供の重要性が広く認識されるに至っている。

◆ 処方箋受取率全国平均の推移

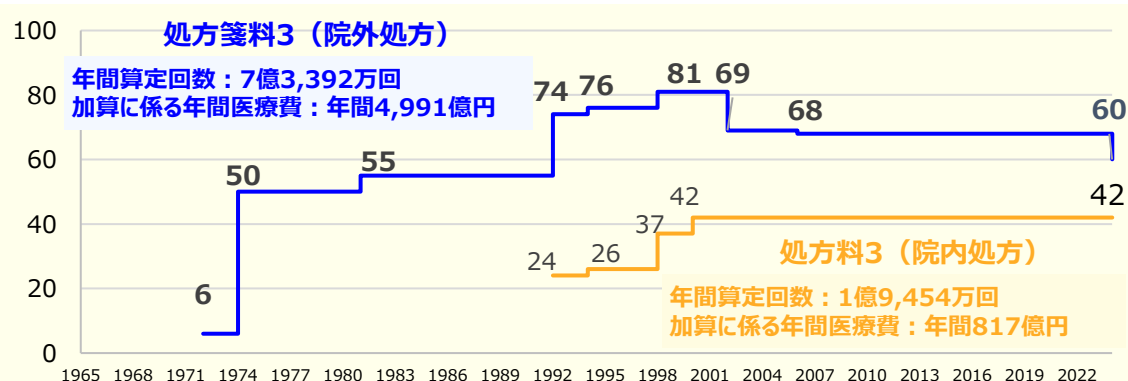


(出所) 保険調剤の動向（日本薬剤師会）を用いて作成したデータ、及び、医薬品医療機器制度部会資料(H30.11.8)をもとに厚生労働省が作成。

(参考) 薬価改定方式の変更による薬価差の縮減



◆ 処方料3・処方箋料3の設定点数の推移



(出所) 点数の推移：秋葉保次他『医薬分業の歴史 証言で綴る日本の医薬分業史』（薬事日報社）及び、『診療点数早見表』（医学通信社）をもとに作成。算定回数・年間医療費：第9回NDBオープンデータ（令和4年度のレセプト情報）

(注) 処方箋料3：処方箋料1(3種類以上の抗不安薬等)、処方箋料2(7種類以上の内服薬等)以外の場合。処方料3についても同様。算定回数は、リフィル処方箋の場合を除く回数。

【改革の方向性】(案)

- 処方箋料（院外処方）を手厚く評価する現行の報酬体系については、その政策的意義を含め、再考の余地があるのではないかと考えられる。具体的には、医薬分業の進捗状況を踏まえ、処方料（院内処方）の水準との関係で、処方箋料（院外処方）の適正な水準を検討すべき。

リフィル処方への推進に向けた取組

- 生活習慣病患者の数は急増しており、症状が安定し長期間の処方が可能なケースも増加していると考えられる。
- 医薬分業の本旨から考えれば、こうしたケースについては、リフィル処方とかかりつけ薬剤師による服薬状況等の確認を組み合わせることにより、通院負担を軽減させ、患者の利便性を向上させることが可能と考えられる。これにより、長期間の処方に係る患者の服薬状況等に関する医師の不安の解消にもつながる。

◆ 処方期間を巡る経緯

- ・ 平成14年度報酬改定の際に、原則として疾患名又は医薬品名を限定した投与日数の制限は行わないこととされた。
- ・ 収載から1年以内の新薬（実質的に、既収載品によって1年以上の臨床使用経験があると認められる新医薬品等の特例は除く）及び、麻薬・向精神薬など厚労大臣が定めるものは、日数が設定されている。

◆ 医薬分業のメリット（平成27年10月 厚生労働省「患者のための薬局ビジョン」より抜粋）

ア 服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的・継続的に把握し、次のような処方内容のチェックを受けられる

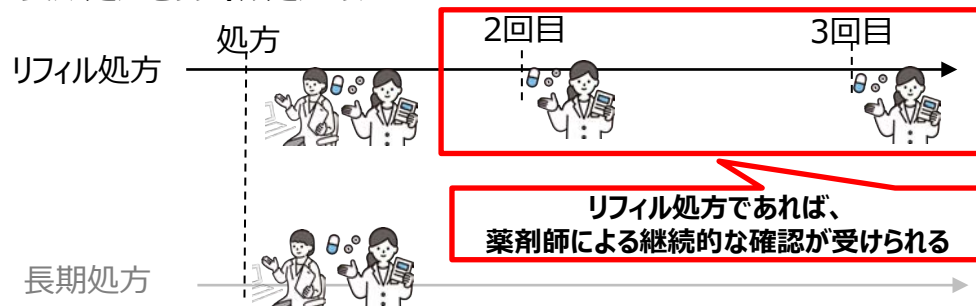
- ・ 複数診療科を受診した場合でも、**多剤・重複投薬等や相互作用が防止される。**
- ・ **薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる。**

イ 在宅で療養する場合も、行き届いた薬学的管理が受けられる。

ウ 過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれる。また、薬について不安なことが出てきた場合には、いつでも電話等で相談できる。

エ かかりつけ薬剤師からの丁寧な説明により、薬への理解が深まり、**飲み忘れ、飲み残しが防止される。**これにより、**残薬が解消される。**

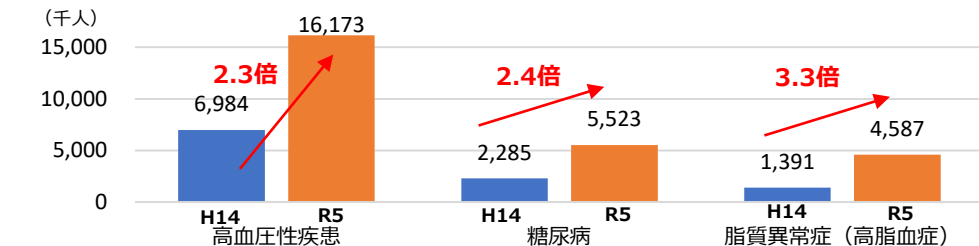
◆ 長期処方とリフィル処方の違い



【改革の方向性】（案）

- リフィル処方を短期的に強力に推進していく観点から、早期に的確なKPIを設定するとともに、リフィル処方の実績がリアルタイムで確認できるような仕組みを設けるべき。また、特定の慢性疾患などにおいて、継続的な状況確認が必要な場合でも、薬剤師との連携によりリフィル処方が活用されるよう、診療報酬上の加減算も含めた措置を検討すべき。

◆ 生活習慣病に係る総患者数（平成14年と令和5年の比較）



（出所）厚生労働省「患者調査」

◆ リフィル処方を選択した理由

長期処方ではなくリフィル処方箋を発行する理由（複数回答）

- ・ 「薬剤師との連携により患者の状態や副作用のモニタリングができるため」 50.6%
- ・ 「患者が適切に薬の管理ができるか心配なため」 38.4%

（出所）厚生労働省中央社会保険医療協議会（令和7年4月9日）資料（検-2-1）

◆ 診療報酬上の扱い

- ・ 生活習慣病管理料(Ⅰ)(Ⅱ)、地域包括診療料等の要件に追加

要件

患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。

- ・ 特定疾患処方管理加算（加算の見直し） R6改定

28日未満の処方を行った際の特定疾患処方管理加算(Ⅰ)は廃止し、28日以上 of 処方のみで算定可能とし、また、リフィル処方を行った場合にも算定可能とした。

◆ リフィル処方箋の実績（令和6年7月診療分）

全処方箋数に対するリフィル処方箋の割合 0.07% (51,048/73,176,800)

（出所）中央社会保険医療協議会 総会（令和7年4月9日）資料

I．我が国の医療保険制度の特徴と課題

II．質の高い医療の効率的な提供

- (1) 医療提供体制の改革
- (2) 診療報酬改定
- (3) 調剤報酬改定
- (4) 費用対効果評価の活用・患者本位の治療
- (5) 保険者機能の発揮

III．保険給付範囲の在り方の見直し

- (1) セルフケア・セルフメディケーションの推進
- (2) 高額薬剤への対応、入院時の部屋代

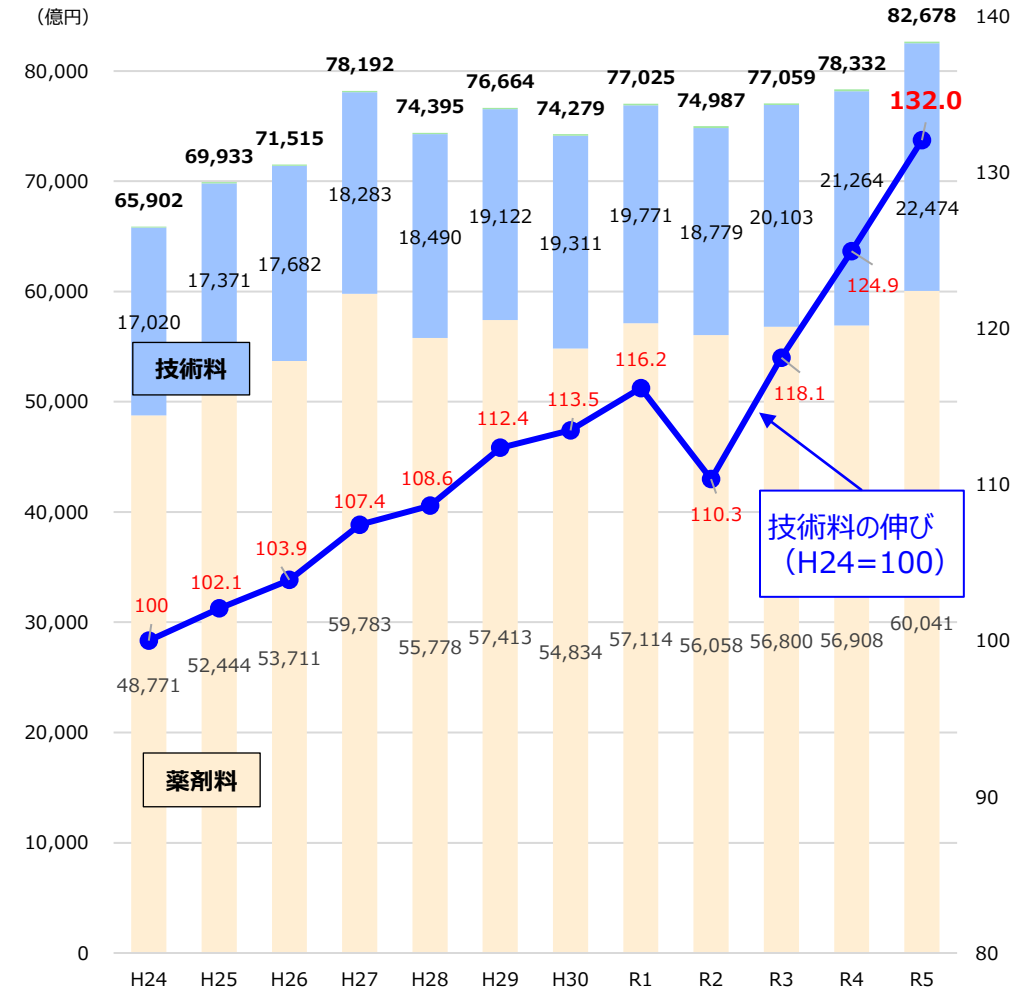
IV．高齢化・人口減少下での負担の公平化

- (1) 高齢者の活躍する長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方
- (2) 金融所得の勘案、金融資産等の取扱い、現役並み所得の判定基準の見直し

調剤報酬を巡る動向

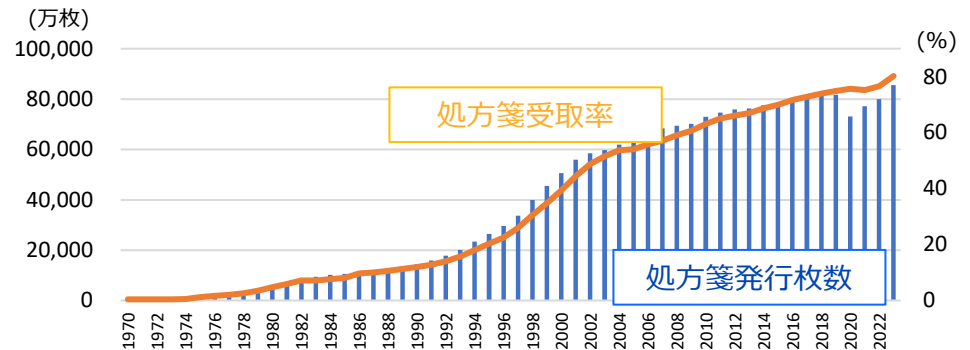
- 医薬分業が進み、処方箋受取率が上昇する中で、処方箋発行枚数は増加傾向にあり、調剤医療費のうち技術料の伸びが顕著。
- 他方で、薬剤師数が増加していることから、薬剤師1人当たり処方箋枚数の大きな増加は見られないが、処方箋1枚当たりの技術料が増加傾向にあるため、薬剤師1人当たりの技術料は増加している。

◆ 調剤医療費総額の推移



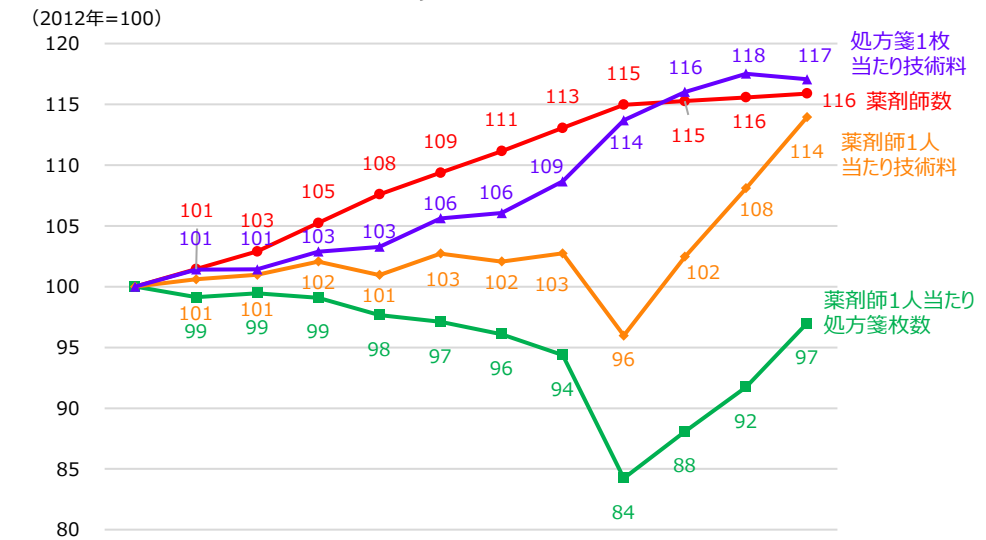
(出所) 厚生労働省「調剤医療費（電算処理分）の動向～令和5年度版～」

◆ 処方箋受取率の年次推移



(出所) 厚生労働省が「保険調剤の動向（日本薬剤師会）」を用いて作成したデータ。

◆ 薬剤師数と処方箋1枚当たりの技術料の増加など



(出所) 厚生労働省「調剤医療費（電算処理分）の動向」、厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

(注) 薬剤師数の奇数年度は、直近年度からの推計値。

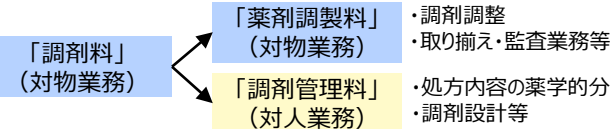
対人業務へのシフト

- 調剤報酬のうち、技術料は、処方箋1枚当たりでも、薬剤師1人当たりでも大きく伸びており、適正化の余地が大きいと考えられる。
- 特に、2022年度改定で対人業務を評価するものとして位置付けられた調剤管理料は、薬学管理料の約5割を占めているが、あくまで表面的な整理に過ぎず、本来であれば真に対人業務を評価する報酬項目により重点化する必要があるのではないか。あわせて、これまで、政策推進のために手厚く評価してきた報酬項目（加算）であっても、政策目標の達成状況を踏まえながら、必要に応じ、報酬体系の再編等を検討すべき。

◆ 2022年度改定における調剤料の見直し

令和4年度診療報酬改定で、かつての「調剤料」が「薬剤調製料」（対物業務）と「調剤管理料」（対人業務）とに整理されたが、例えば服薬状況等の確認や記録といった表面的な対人業務を評価するに過ぎず、見直し前と比べて点数も概ね維持されている。

（R4改定）



【調剤管理料】

保険薬剤師が、患者又はその家族から収集した投薬歴・副作用歴・アレルギー歴・服薬状況等の情報・手帳医薬品リスク管理計画・薬剤服用歴等に基づき、受け付けた処方箋の処方内容について、薬学的分析及び評価を行った上で、患者ごとに薬剤服用歴への記録その他必要な薬学的管理を行った場合に算定。

社会保険研究所「調剤報酬点数表の解釈(R6.6)」

【R4改定前】

処方日数	～7日	8～14日	15～21日	22～28日	29～30日	31日～
調剤料	28点	55点	64点	77点		86点

【R4改定後】

薬剤調製料	一律24点				
調剤管理料	4点	28点	50点		60点
（合計）	28点	52点	74点		84点

※R6改定：変更なし

←改定前と同程度

	算定回数	年間医療費 ※括弧内は薬学管理料の総額に占める割合
調剤管理料	19億1,227万回	5,697億円 (54.3%)

（参考）薬学管理料の総額

10,492億円

（出所）厚生労働省「第9回NDBオープンデータ」（令和4年度のレセプト情報）、「調剤医療費（電算処理分）」の動向-令和5年度版-」

（注）調剤管理料の算定回数及び年間医療費には、加算等は含まない。また、電算処理分のみである。

◆ 後発医薬品調剤体制加算の算定状況

- 調剤基本料を算定している場合、その約8割で後発医薬品調剤体制加算を算定しており、医療費に換算すると、年間約1,600億円となる。

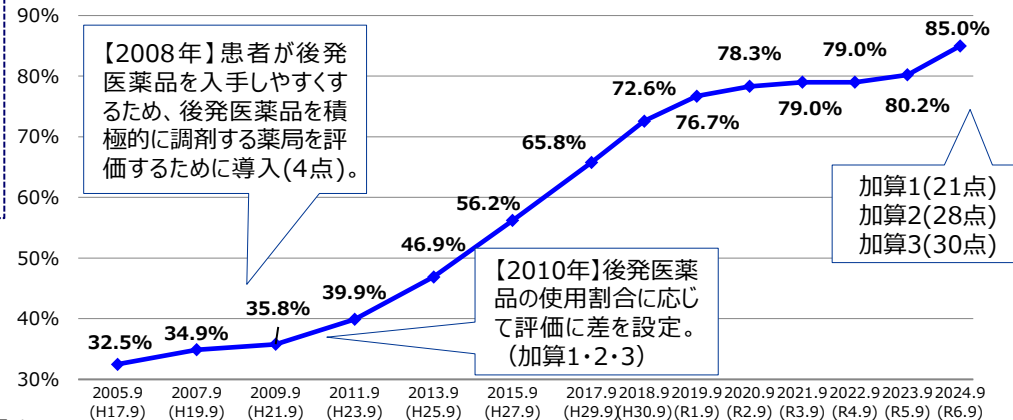
	算定回数	年間医療費（億円）
後発医薬品調剤体制加算	6億1,999万回	1,643億円

（参考）調剤基本料の算定回数

8億610万回

（出所）厚生労働省「第9回NDBオープンデータ」（令和4年度のレセプト情報）

◆ 後発医薬品の使用割合の推移と主な経緯



（出所）厚生労働省Webサイト「後発医薬品（ジェネリック医薬品）及びバイオ後継品（バイオシミュラー）の使用促進について」（2025年3月31日時点）を基に作成。

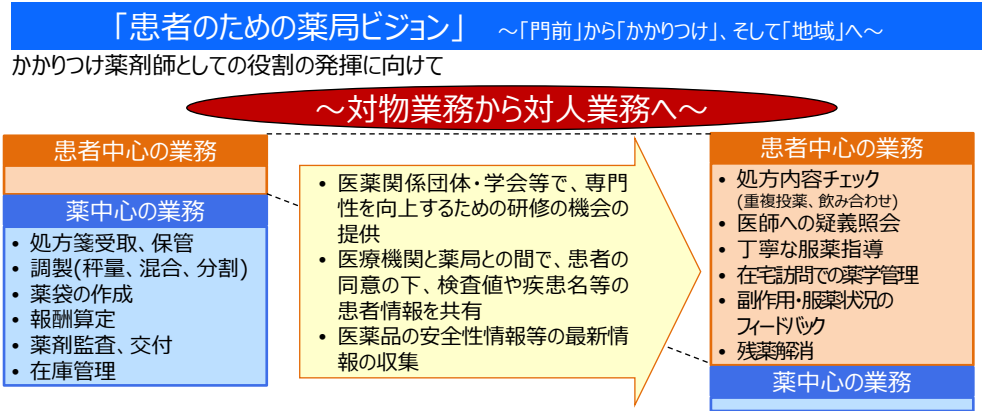
【改革の方向性】（案）

- 対人業務を評価することとされている調剤管理料のメリハリ付けが不十分であることや後発医薬品の数量シェアが9割に迫っている状況に照らして、調剤技術料・薬学管理料に係る報酬体系の見直しを行うべきではないか。その際、かかりつけ薬剤師指導料や服用薬剤調整支援料といった、薬学管理料の中でも、真に「対人業務」を評価する項目への評価の重点化を進めるべき。

(参考) 対人業務評価の主な経緯

○ これまで、薬中心の「対物業務」から、患者中心の「対人業務」への重点化が進められてきているが、真に対人業務を評価する報酬（かかりつけ薬剤師指導料や服用薬剤調整支援料等）の算定状況は、芳しいとは言えない状況。

◆ 厚生労働省「患者のための薬局ビジョン」（2015年10月）



第2 かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿

2 薬局再編の全体像

(2) 2025年までに目指す姿

○ 薬局においても、地域における既存の役割等も生かし、薬物療法に関して、こうした地域包括ケアシステムの一翼を担うことが重要であり、**2025年までに、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す。**

◆ 対人業務の評価の主な経緯

年度	経緯
H28	- かかりつけ薬剤師指導料(70点)、かかりつけ薬剤師包括指導料(270点)の新設 - 服薬情報等提供料を新設し、長期投薬情報提供料等の報酬を一元化
H30	- かかりつけ薬剤師指導料・包括指導料の点数の充実(70点→73点、270点→280点) - 服用薬剤調整支援料新設 - 地域支援体制加算を新設 - 重複投薬・相互作用等防止加算について在宅時の評価として、在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料を新設
R2	服用薬剤調整支援料2の新設
R4	- かかりつけ薬剤師指導料・包括指導料(点数充実) - 服薬情報等提供料に、入院予定患者に対して情報提供した場合の評価を新設

(出所) 中央社会保険医療協議会資料より作成

◆ 対人業務を評価する主な調剤報酬の算定状況

項目 2023年6月審査分	算定回数(回) カッコ内は調剤基本料に対する比率(%)	概要
調剤基本料 地域支援体制加算1	8,529,402 (12.26%)	かかりつけ薬剤師が機能を発揮し、地域医療に貢献する保険薬局の体制を評価するもの
調剤基本料 地域支援体制加算2	14,458,807 (20.78%)	
調剤基本料 地域支援体制加算3	5,474,692 (7.87%)	
調剤基本料 地域支援体制加算4	3,036,528 (4.36%)	
調剤管理料 重複投薬・相互作用等防止加算(残薬調整)	237,478 (0.34%)	残薬調整に係る疑義照会等
調剤管理料 重複投薬・相互作用等防止加算(残薬調整以外)	159,886 (0.23%)	残薬調整以外の疑義照会等
かかりつけ薬剤師指導料	1,126,257 (1.62%)	かかりつけ薬剤師が、保険医と連携して患者の服薬状況を一元・継続的に把握した上で、患者に対して服薬指導等を行った場合
外来服薬支援料1	27,688 (0.04%)	残薬一包化・服薬カレンダー等による整理
外来服薬支援料2	15,701,267 (22.57%)	多剤投薬時の一包化及び指導
服用薬剤調整支援料1	579 (0.001%)	服薬アドヒアランス及び副作用の可能性等を検討した上で、処方医に減薬の提案を行い、その結果、処方される内服薬が減少した場合
服用薬剤調整支援料2・口	1,089 (0.002%)	重複投薬等の解消の検討・処方医への報告を行った場合に算定
服薬情報等提供料1	32,288 (0.05%)	医療機関から求めがあった場合の情報提供
服薬情報等提供料2	94,793 (0.14%)	薬剤師が必要性を認めた場合の情報提供
(参考) 調剤基本料1・2・3、特別調剤基本料	69,572,166	-

(出所) 令和5年度社会医療診療行為別統計(令和5年6月審査分)

調剤基本料の在り方

- 調剤基本料は、薬局の運営維持に要するコストを、処方箋の集中率と受付回数の側面を含めた効率性の観点から、経営の実態を踏まえて評価したもの。実際に集中率が高い薬局は、備蓄している医薬品の品目数が少ない傾向にあり、その点においては集中率の低い薬局に比べ低コストである。
- 令和2年度から6年度の診療報酬改定においても処方箋集中率に応じた見直しが行われてきているものの、更なる適正化の余地があると考えられる。

◆ 調剤基本料の算定要件と直近の改定状況

■ 令和2年度改定

- 基本料2の算定に、受付回数1,800回以上2,000回、処方箋集中率95%超を追加
- 基本料3の算定に、同一グループで処方箋受付回数が3.5万回超4万回、集中率95%超を追加

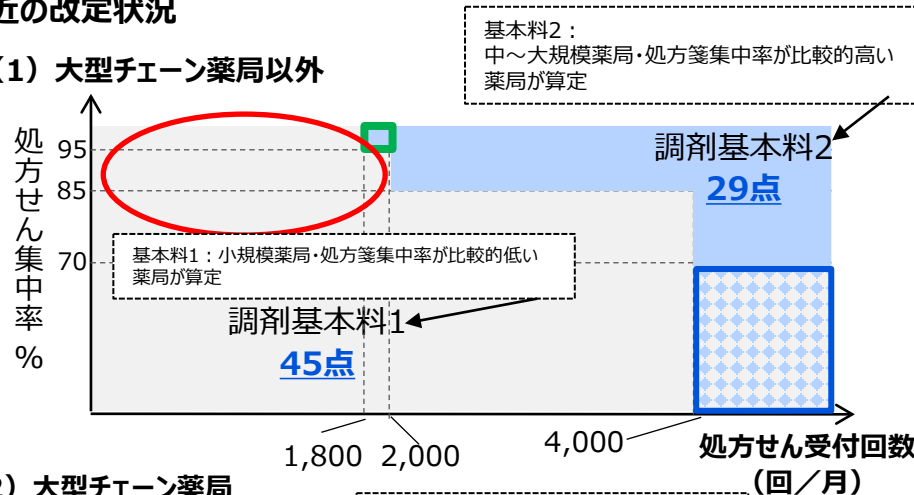
■ 令和4年度改定

- 基本料3ハを新設。基本料3ロの算定に、同一グループで300店以上を追加

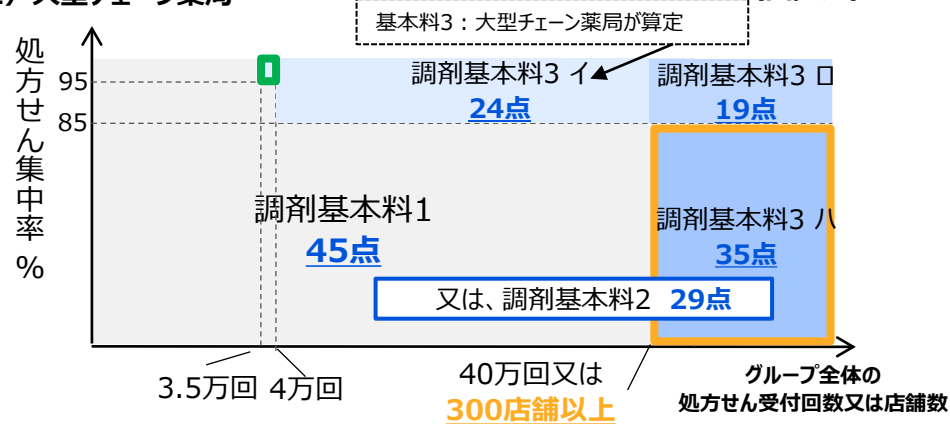
■ 令和6年度改定

- 基本料2の算定に、処方箋受付回数月4,000回超かつ、上位3の医療機関の集中率合計70%超を追加

(1) 大型チェーン薬局以外



(2) 大型チェーン薬局



◆ 地域支援体制加算1又は2を算定している薬局の処方箋集中率と備蓄医薬品数

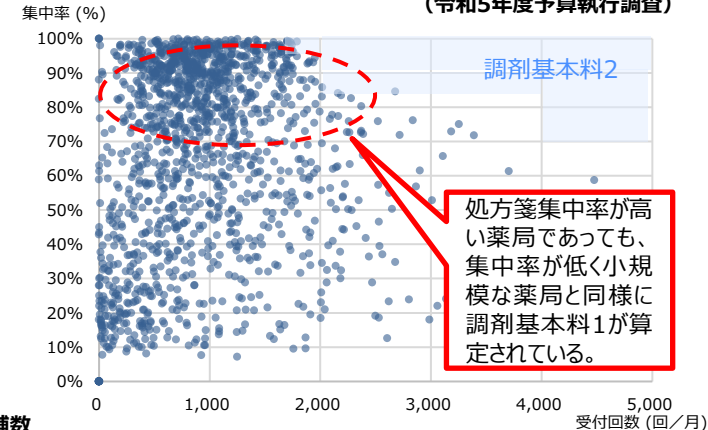
(令和5年度予算執行調査)

処方箋集中率	備蓄医薬品品目数平均
95%超	1,249品目 (n=55)
95%以下85%超	1,294品目 (n=140)
85%以下70%超	1,427品目 (n=188)
70%以下	1,587品目 (n=419)

※ 数地内薬局における平均備蓄医薬品数は、1,169品目 (2023年7月中医協資料)

◆ 処方せん集中率と受付回数の分布

(令和5年度予算執行調査)



【改革の方向性】(案)

- 経営の実態を踏まえながら、処方せん集中率が高い薬局等における調剤基本料1の適用範囲を縮小すべき。

I．我が国の医療保険制度の特徴と課題

II．質の高い医療の効率的な提供

- (1) 医療提供体制の改革
- (2) 診療報酬改定
- (3) 調剤報酬改定
- (4) 費用対効果評価の活用・患者本位の治療
- (5) 保険者機能の発揮

III．保険給付範囲の在り方の見直し

- (1) セルフケア・セルフメディケーションの推進
- (2) 高額薬剤への対応、入院時の部屋代

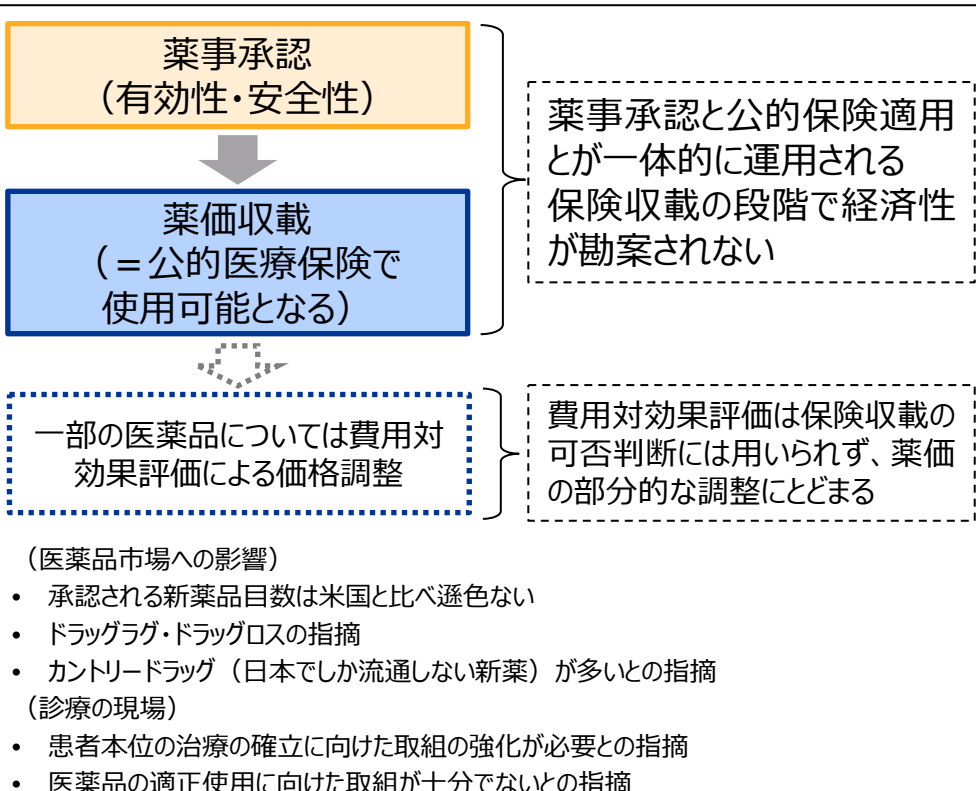
IV．高齢化・人口減少下での負担の公平化

- (1) 高齢者の活躍する長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方
- (2) 金融所得の勘案、金融資産等の取扱い、現役並み所得の判定基準の見直し

費用対効果評価の活用・患者本位の治療（総括）

- 日本では、費用対効果評価を経ることなく、薬事承認された医薬品は、原則として全て、迅速に公的保険の対象となる（＝「薬価収載」される）。これは諸外国には見られない我が国の医療保険制度の大きな特徴。また、日本の医療現場では、高額療養費制度の下、一般に高額医療に対するコスト意識が働き辛い構造となっており、医師の判断に基づき自由に診療・薬剤処方が行われている。
- 日本の医薬品市場は、ドラッグラグ・ドラッグロスの課題が指摘される一方で、承認された新薬の製品数は米国と遜色なく、むしろカントリードラッグ（日本でしか流通していない新薬）が多いとの指摘もある。また、例えば、効果を維持しつつ減薬・休薬を含む医薬品の適正使用を行うことは副作用の軽減にもつながるものであり、こうした患者本位の治療の確立に向けて一層の努力が必要との指摘もある。
- 現役世代の保険料負担軽減を含め、国民皆保険制度の持続可能性を確保するとともに、創薬イノベーションの推進を図っていく観点から、諸外国の例も踏まえ、費用対効果などの経済性や患者利益を考慮した保険診療が効率的に行われる仕組みを構築すべき。

経済性が勘案されない医療の構造



これまでに取り組んできた主な事項

- 最適使用推進ガイドラインの導入（2017年～）
- 費用対効果評価の導入（2019年4月～）
- 地域フォーミュラリの活用を奨励（2023年7月～）

今後の主な改革の方向性

- 費用対効果評価の一層の活用に向けた検討
 - ・ 対象医薬品や価格調整範囲の拡大、検討体制の強化
 - ・ 保険償還の可否の判断への利用
- 地域フォーミュラリの普及・促進
- 医薬品の適正使用に関するガイドラインを導入し、経済性の観点も考慮した患者本位の診療を推進
- 減薬・休薬を含む治療の最適化に向けた調査・研究の推進

日本における医薬品の薬価収載（保険適用）の在り方

- 日本では、薬事承認された医薬品は、事実上すべて、速やかに公的保険の対象となる。こうした「無条件での薬価基準への収載」による財政影響は予算統制の枠外となっており、また、一旦保険収載された医薬品に対しては、その後の費用対効果評価の適用も極めて限定的。
- 「薬事承認、即、薬価収載」は、1980年代の日米MOSS協議で決まった「60日ルール」により強化され、明確化されたものだが、そうした運用の起源としては、1961年に国民皆保険が実現する前後で生じた「制限診療」を巡る歴史的な経緯の存在が挙げられる。
- 諸外国を見ると、①英国では、薬事承認後、費用対効果評価（臨床的有用性、医療経済性の評価）の結果に応じて、公的医療制度（NHS）での償還が判断され、②仏・独では追加的有用性評価を幅広く適用し、新薬の価格が決定・調整される。

◆「薬事承認≒薬価収載」となった歴史的経緯

～ 1960年当時は、療養担当規則で医薬品の使用基準が規定されており、医師が保険診療を実施する場合、自由に診療を行うことが認められてはいなかった～

1960年 8月 日本医師会が「制限診療の撤廃」を含む4項目を強く要望

1961年 厚生省との調整が難航する中、医師会による「全国一斉休診」の実施（2月19日）、「保険医総辞退」の与党への通告・收拾を経て、非公開の「医療懇談会」での協議となる。（この間、中医協は停止状態。）

9月5日、医療保険懇談会の了解事項として、新薬・新療法をできるだけ速やかに保険に採用し、制限診療を緩和すること等が決定

～「薬事承認済だが保険未収載」の医薬品がある製薬企業は保険適用に向け積極的に活動～
～規制緩和が進み「薬事承認⇒薬価収載」が慣習化～

1967年 9月 「医薬品の製造承認等に関する基本方針について」（昭和42年9月30日薬発第645号）にて、慣行上行われてきた薬事承認と薬価基準収載の手続きに係る一体的な運用方針を通知

～薬の「経済性」が考慮されず、無条件で薬価収載される慣行が完成～

1986年 10月 1985年の日米MOSS協議（Market-Oriented Sector-Selective talks）で無条件・迅速な保険収載という慣行を「60日ルール」として合意

2000年 9月 「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」（平成12年9月1日健政発第1032号保発第152号）で初通知の発出

～公式な政策として、「無条件での薬価収載」「60日ルール」が明確化～

●『日本医師会通史』（<https://med.or.jp/jma/about/50th/>）

「昭和36年は」日本医師会の歴史のなかでもトップクラスの激動が続いた年であった。（略）皆保険体制に入るには最低限これだけの前提条件の整備が必要だとして、日本医師会が政府に求めたものが昭和35年夏の4項目要求であった。（略）

「1961年の2月の調整の過程で」まず制限診療の緩和について具体的な申し合わせが交わされた。①学会が緊急必要と認める医薬品については、指針関係といえども簡素な手続きで保険に採用する。（略）この合意を評価して、日本医師会は3月1日からの保険医総辞退届の提出を延期した。（略）

「懇談会での精力的な議論の結果、」9月5日の第8回の会合で、全会一致で次のような了解事項をまとめた。①医療の水準を向上させるために新薬、新療法をできるだけすみやかに保険に採用し、制限診療を緩和する。（以下、略）

●制限診療の緩和

懇談会の合意を受けて灘尾厚相は9月15日、中医協に制限診療の緩和を諮問した。「高血圧治療指針を改正して血圧降下剤を新たに保険診療に採用する。精神科の治療指針を改正して新薬を採用して、1日使用量を増やす。歯槽膿漏治療指針を新設する」という内容であった。中医協は即日、諮問どおりの答申をした。

●『平成23年度版、厚生労働白書』

（略）国民皆保険後の保健医療では、1962（昭和37）年に保険診療において抗生物質、抗がん剤、副腎皮質ホルモン等の使用を認可するなど、いわゆる制限診療の撤廃が行われた。

●『新薬はなぜ、承認から60日で患者さんに届くのか -60日ルールの誕生と現状、これから-』（医薬産業政策研究所主任研究員 吉田晃子氏）

（略）6回の協議を経て、1985年12月11日に基本的合意が達成され、この合意により、医薬品・医療機器の承認審査手続きの簡素化・迅速化が実施される。（略）それまでは年に何回といった取り決めはなく、慣例的に年2回程度だった新薬の収載は、1986年度より年4回収載へと変更された。承認を受けた医薬品がいつ保険適用になるのか見通せないという米国側の強い主張が通った格好であり、これが60日ルールの始まりである。具体的な合意事項としては、「新薬は、承認後、より早く薬価収載されるよう、製造又は輸入の承認時期に合わせて年4回定期的に収載される。承認後できるだけ早く、原則60日以内、遅くとも90日以内に収載する。この方針は、1986年度以降に承認された新薬に適用される。」というものであり、有効期限はない。

(参考) 制限診療の緩和の歴史

●『戦後医療の五十年 医療保険制度の舞台裏』（有岡二郎、日本醫事新報社、1997）（抜粋）

■制限診療の緩和進む

（略）懇談会の合意を受けて、灘尾厚相は九月十五日、中医協（児玉政介会長）に制限診療の緩和を諮問した。「高血圧治療指針を改正して血圧降下剤を新たに保険医療に採用する。精神科の治療指針を改正して新薬を採用し、一日使用量を増やす。歯槽膿漏治療指針を新設する。」という内容だった。中医協は即日、諮問通りの答申をした。緩和は十一月一日から実施された。武見は「厚生省は国民皆保険を実施するために、医療費が絶対に上がらないという仕組みをつくろうとした。制限診療で徹底的に内容を縛って、高い薬は使わせないということで、医療費を節約しようとした。病気ごとに、使える薬の種類と、使う順序がきちんとリストに書いて決められていて、新しく良く効く薬があっても自由に使えない。使っていい薬も、まず第一順位の薬を使ってみて、何日間か経って効かなかったら、次の薬を使ってもいい、と決められていた。厚生省は、早く良い薬を使って治すという考え方がなくて、安い薬を長く使った方が良いという考え方なんだ。こういう考え方は、医師ではあるが臨床を知らない技官と、保険財政と権限のことしか頭にない事務官の合作だからで、そこに問題があった」と話している。これに対して、この時期、科学技術担当の官房参事官になっていた大村潤四郎は、「結核の治療指針や抗生物質の使用基準というのは、効く薬が二つあるなら安いものから使いなさい、できるだけ経済的に使いなさい、という考え方からだった。患者は死んだ、家もつぶれた、というのでは困る。薬の使い方に気をつけてできるだけエコノミーに使いなさい、というのは当たり前のことだと思う。昔の医者にも掛け倒れはあったが、そのころは、金持ちから、その分も含めて金をとっていた。しかし、健康保険というのは、労働者から集めた金で運営している。健康保険と自由診療には、考え方に差があって当然だ」と反論している。（略）

■制限診療の撤廃が実現

三十七年十月には、制限診療の撤廃が実現した。三十六年十一月の制限診療の緩和に続く制度改正だが、内容はもっと徹底していた。

「抗生物質の使用基準」では、使用できる医薬品を列举して定めていたのを廃止して、薬価基準に収載された医薬品ならどれでも使えることになった。使用の順序を定めた表も廃止された。「副腎皮質ホルモン等の使用基準」も、薬価基準に収載された医薬品は使用できるように改正されて、適応症の拡大や使用方法も大幅に緩和された。「歯科領域における抗生物質の使用基準」も改正された。いずれも九月二十五日付けで告示され、十月一日から実施された。（略）

三十八年五月には、結核の治療指針も改正された。それまでは、治療の対象となる病気を肺結核や腎臓結核など特定のものに限定し、検査の範囲もエックス線や菌検査など指定されたもの以外は認めていなかった。それを、すべての結核性の疾病を対象として必要な検査はなんでもできるようにした。

■制限診療の撤廃で医療費が高騰

制限診療の撤廃の後、医療費が大きく増えた。国民医療費は、診療報酬が年二回引き上げられた三十六年に対前年比二五.三%伸びたあとも、三十七年は一九.三%、三十八年は一三.〇%、三十九年には二四.五%と大幅な伸びを続けた。

ちょうど三十六年四月に国民皆保険が達成されたときだから、国民が医療サービスを利用する機会も大きく広がった。したがって、制限診療の撤廃だけが医療費増の理由とは言えないにしても、かなり医療費を押し上げたのは確かだった。制限診療の撤廃で、「一部の医師の間に保険ではもうなにをやっても良いのだ、制限はないのだという青天井論さえ出てきた」と保険局医療課長だった松尾は回想している。

小山〔※当時の保険局長〕は、前出の四六年の雑誌のインタビューで、「医療費が増えると思っていたが、あれほど増えて、しかも増えた勢いがますます拡大していったという点、私が予見したよりも増え方が大きかった。動き出したらコントロールがきかない状態が出てきてしまった。そういう意味においては、もう少し用意してかからなければならなかったということを強く感ずる」と率直に反省の弁を語っている。

医療費増加の最大の原因は薬剤費の増加だった。副作用もないが効き目もあまりない薬や、既成の医薬品の成分構成をほんの少し変えただけの新薬、いわゆるゾロ新が大量に使用されるようになったことが大きかった。保険局医療課の課長補佐で技官だった松浦十四郎（のちに医療課長、公衆衛生局長）によれば、当時の保険局内には、「抗生物質や副腎皮質ホルモンのようなノーベル賞級の薬は滅多に開発されることはない、だから制限診療を撤廃しても薬剤費がそんなに増える心配はない」という考え方があるって、制限診療撤廃に踏み切った。ところが実際には薬の使用量は大きく増えた。松浦はのちに、雑誌の回顧座談会で「なんと製薬メーカーの方が役人より頭が良くて、まったく裏をかかれた。いくら飲んでも効かない薬の開発を始めた。もちろん益もない。それをわっと飲まされちゃって、あっと驚いたときはもう遅かったというのが、制限診療撤廃とそれに伴う医療費の増加、そんなものじゃないか」という分析を語っている。

(参考) 諸外国における費用対効果評価と追加的有用性評価の活用状況

- 公的な医療保険等が医療の財源の中心である国においては、薬事承認のほかに、薬価のコントロール手段として、①費用対効果分析（英等）や②追加的有用性評価（仏、独等）により、保険償還の有無や償還価格を決める仕組みを採用しているのが一般的。
- 例えば、①英では、薬事承認され薬価がついたとしても、保険償還の対象となるとは限らない（地域のNHSが償還リストを決定。）。実際、1割強の新薬の保険収載が非推奨となっているほか、新薬の3割は、適用場面を限定した上で保険収載を推奨している。推奨された新薬について費用対効果の結果を踏まえて償還価格の調整・決定がなされる。また、②仏独では新薬の5～6割程度について追加的有用性無と評価されている。こうした評価の結果に基づきメリハリの効いた表面価格が決定される。

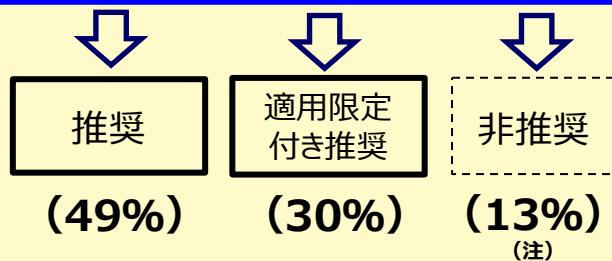
《 公的な医療保険等が中心の国 》

① 費用対効果分析 （英、加等）

- ・費用対効果分析を**償還の可否に活用**

【 英の例 】

費用対効果評価



(注) 2025年4月2日現在で実施された1,256評価の累計値（2000年以降）。上記のほか、Cancer Drugs Fundでの使用（5%）や調査研究での使用（2%）がある。

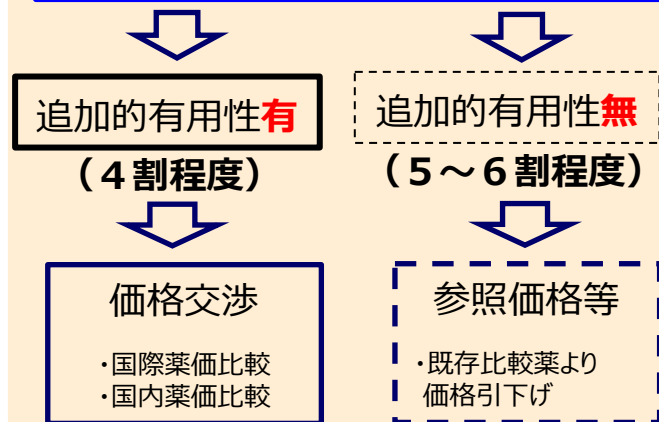
(出所) NICE (National Institute for Health and Care Excellence) ウェブサイト (Technology appraisal data: appraisal recommendations)

② 追加的有用性評価 （仏、独等）

- ・標準治療と比べた**追加的有用性の有無を確認し、償還価格決定**

【 仏、独の例 】

追加的有用性評価



(出所) 独政府機関 (Institute for Quality and Efficiency in Health Care) ホームページ。OECD "Pharmaceutical Reimbursement and Pricing in Germany" June 2018

③ 保険者の交渉 （米）

- ・医療保険者と製薬企業との間の**価格交渉により償還価格を決定**

(参考) 近年の主な動き

Inflation Reduction Act (2022)

- ・Medicareに償還価格交渉権限を付与
- ・高額10治療薬を先行（2024年秋に価格上限を公表、2026年実施）させ、その後4年間で90治療薬を追加（出所）US Department of Health and Human Resourcesホームページ

(仏) : 5段階評価（2009年～2016年の平均）のうち

- ・上位3段階評価 : 計15%
- ・4段階評価 (minor Improvement) : 26%
- ・5段階評価 (No Improvement) : 60%

(出所) Marc R Dowin, Commonwealth Fund, Nov 2019

(独) : 6段階評価（2011年～2022年1月）のうち

- ・上位2段階評価 : 計21%
- ・3段階評価 (minor improvement) : 16%
- ・4段階評価 (not quantifiable) : 17%
- ・5～6段階評価 (No additional benefit/ less benefit) : 46%

(出所) 医療経済研究機構、2023年3月

我が国における費用対効果評価の適用の在り方の見直し

- 健康は幸福追求の前提であり、ゆえに医療は多くの国で基礎的なセーフティーネット（社会共通基盤）に位置づけられている。しかし、だからといって無尽蔵な医療提供が肯定されるものではなく、国民の「命」に直結する分野であるからこそ、他の公共政策分野と同様、希少な医療資源（人材・財源）を最大限有効に活用し、国民の健康価値の維持・向上に繋げるべきと考えられる。
- 医療分野での費用対効果評価の活用により、国民にとって必要な医療が保障されることを前提として、例えば、適切なエビデンスに基づき、①「比較薬と効果が同等だが、必要な医療資源が過大（過小）な薬」の薬価を比較薬と同額以下（以上）とすることや、②「対症療法や無治療との比較で追加的有用性がない薬」には保険を適用しないこと等は、被保険者としての国民の賛同を得られるのではないか。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）（令和6年6月21日閣議決定）

引き続き迅速な保険収載の運用を維持した上で、イノベーションの推進や現役世代等の保険料負担に配慮する観点から、費用対効果評価の更なる活用の在り方について、医薬品の革新性の適切な評価も含め、検討する。

（参考）大臣折衝事項（令和6年12月25日厚生労働省）

我が国の費用対効果評価の更なる活用に向け、引き続き、対象範囲の拡大に向けた検討を進めるとともに、費用対効果評価の実施体制の強化や適切な評価手法の検討とあわせ、薬価制度上の活用方法、診療現場での活用の方策など、今後の在り方について具体的な検討を進める。

◆我が国の費用対効果評価の手順

①品目の選定（保険収載された医薬品のうち市場規模等を見て中医協が選定）

②企業による分析（9ヶ月）※分析前協議（分析枠組み等の決定）・企業分析

③公的分析（検証・再分析）（3～6ヶ月）

（注）括弧内の期間は、標準的な期間

※国立保健医療科学院が主体となり実施

④総合的評価（3ヶ月）

⑤費用対効果の評価結果に基づく価格調整を実施

◆費用対効果評価の検討に係る主な経緯

2010年頃～

中医協において、費用対効果の導入についての議論

2012年5月

中医協に費用対効果評価専門部会を設置

2013年11月

中医協において「議論の中間的な整理」

2015年6月

「骨太方針2015」において、費用対効果を考慮することについて、平成28年度診療報酬改定に際して試行的に導入することとされた。

2016年4月～

費用対効果評価の試行的導入

2018年6月

「骨太方針2018」において、費用対効果評価については本格実施に向けてその具体的内容を引き続き検討し、2018年度中に結論を得ることとされた。

2019年4月～

費用対効果評価制度の本格運用開始

評価体制：国立保健医療科学院 8名、大学への委託で31名（令和7年4月現在）

【改革の方向性】（案）

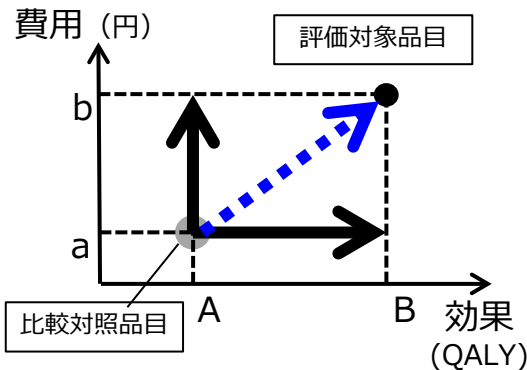
- 費用対効果評価について、対象とする薬剤の範囲や、価格調整の対象範囲を拡大するとともに、費用対効果評価の結果を保険償還の可否の判断に用いることも検討すべき。併せて現行の評価体制の抜本的な強化を進めるべき。
- 費用対効果評価の結果については、各学会が定める診療ガイドラインや厚生労働省が作成する最適使用推進ガイドラインなどの各種ガイドラインに反映させることにより、経済性の観点を診療の現場にも徹底させるべき。

(参考) 我が国の費用対効果評価制度の仕組みの現状

- 2019年度から開始された費用対効果評価制度については、「市場規模が大きい、又は著しく単価が高い医薬品・医療機器」に対象が限定されている。結果として、2025年3月時点で、43品目に対する評価の実施に留まっている。(うち32品目で価格引下げ)
- 費用対効果の評価結果を反映させる価格調整範囲は、薬価全体ではなく、有用性系加算や営業利益に関する部分に限られており、結果として、これまでの薬価の引下げ幅は最大▲9.4%にとどまる。また、保険償還の可否の判断に用いられていない。

◆費用対効果の測り方

- ✓ **既存の治療法と比較し**、「費用」と「効果」のバランスを考える
- ✓ 治療方法が十分存在しない**稀少疾患（オーファン、指定難病等）**や**小児用の医薬品は対象外**



- ✓ 指標として**ICER**を使用
(Incremental Cost-Effectiveness Ratio)

※A・a：既存の治療法、B・b：評価対象品目
※**QALY**：健康状態と生存年数を勘案して効果を数値化

$$\text{増分費用効果比 (ICER)} = \frac{b-a \text{ (費用がどのくらい増加するか) (円)}}{B-A \text{ (効果がどのくらい増加するか) (QALY)}}$$

- ◎ **QALY** (Quality-Adjusted Life Year)
= QOL (Quality of Life) × 生存年数
(例) 完全に健康な状態で1年間生存する場合：1 × 1 = 1 QALY

■QOLは患者に対する質問票の結果を数値化（0～1）

◆費用対効果評価の具体例

品目名	効能・効果	比較対照技術	ICER（円/QALY）の区分	価格調整の結果
ゾコーバ錠	新型コロナ	標準治療 (コロナ治療薬を用いない対症療法)	費用増加 ※ ※ 比較対照技術に対し効果が同等であり、かつ費用が増加	◎ 調整前価格：7,407.40円/錠 ⇒ 調整後価格：7,090.00円/錠 ※ 削減率：▲4.3%

◆費用対効果評価における価格調整範囲

- ✓ 現状、薬価制度の「補完」としての役割に留まっている。
- ✓ 価格調整の範囲は、極めて限定的。

価格調整対象

※1 開示度が高い場合には
営業利益は対象外

※2 加算がない場合には、
調整対象とはならない

製品総原価	営業利益 ※ 1	加算部分 ※ 2
流通経費		
消費税		

- ・ 類似薬効比較方式の場合、有用性系加算のみ。
- ・ 原価計算方式の場合は営業利益も対象だが、開示度が低い場合に限定。

◆具体的な価格調整の方法

- ✓ 費用対効果評価の結果に応じて価格を調整
- ✓ ICERが500万円/QALYを超えると薬価を引下げ
(抗がん剤など配慮が必要な医薬品については750万円を超えると引下げ)

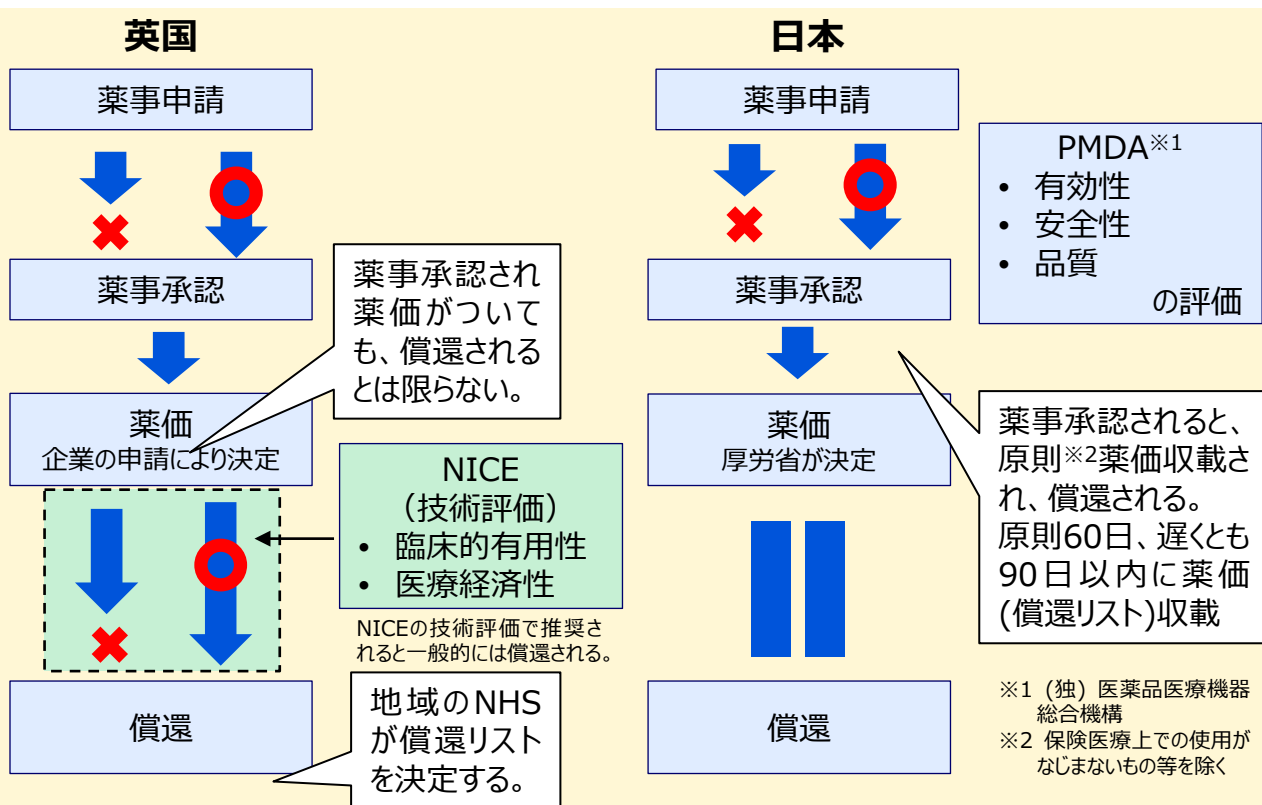
- ・ 算出されたICERの値に応じて、有用性系加算部分は最大▲90%、営業利益 部分は最大▲50%の価格調整
- ・ ただし、下げ止めの仕組みが設けられており、価格調整は有用性系加算の加算率に応じて、調整前薬価の10%～15%が限度

- ✓ **なお、医療費の減少につながる品目等は価格を据え置き又は引上げ**

(参考) イギリスの事例

- 認知症治療薬のドナネブについては、英国と日本の両国で薬事承認されているが、医療制度上の取扱いについては異なる方向性で検討が進んでいる。日本では、保険収載から概ね60日を経て保険収載されたが、英国では、NICEによる技術評価において「非推奨」とされるDraft guidanceが示されており、公的医療でカバーされるとは限らない。（最終のガイダンスは2025年6月発行予定）

◆ 英国と日本の償還制度の違い（医療用医薬品の場合）



(出所) 中央社会保険医療協議会費用対効果評価専門部会 (2012年10月31日、福田参考人提出資料) を加工

◆ ドナネブ（認知症治療薬）の例

【英国】

■ 医薬品・医療製品規制庁（MHRA）による承認
2024.10.23

■ NICEによる判断(2024.10.23)

定期的な点滴や重大な副作用を防ぐための集中的な観察を含むドナネブを提供するコストと、当該医薬品が患者にもたらす比較的小さな利益とを比較すると、**納税者にとって有益であるとは言えない。**

↓
ガイダンス素案における技術評価
⇒「非推奨」

※NICEは、類似の認知症治療薬である「レカネマブ」についても、2024年8月に非推奨とするガイダンス素案を発行。

【日本】

製造販売承認日 2024.9.24

↓ (約60日後)

薬価収載 2024.11.20

補正加算：有用性加算(Ⅱ) A=5%

350mg 20mL1瓶 66,948円

◆ ドナネブについての医薬品評価責任者の発言

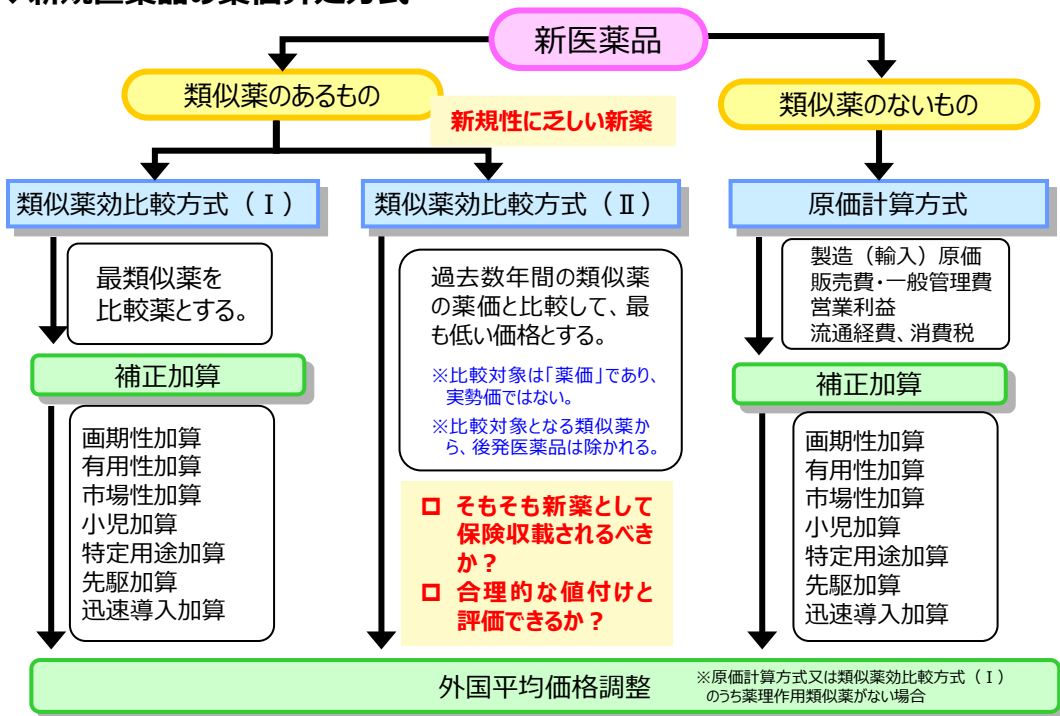
NHSで利用される医薬品をNICEが承認するためには、当該医薬品が患者にとって追加的な恩恵をもたらさなければならず、かつ、**当該医薬品の使用がNHSのリソースと納税者が納めた税金を有効に活用する形となっていることを証明しなければならない。**

我々の独立委員会は、介護サービス提供者にもたらす利益を含めて、全ての利用可能なエビデンスを確認した。これにより、ドナネブは、認知の低下を4-7か月遅らせることができるが、これはNHSが追加的に支払うことになるコストを正当化するには不十分なものである。（Helen Knight, director of medicines evaluation at NICE）

新規性に乏しい新薬の保険収載について

- 「薬事承認、即、薬価収載」となる中で、類似薬が既に存在し、革新性や追加的な有用性等の利点がない新薬であっても、薬機法の承認さえあれば（ほぼ）自動的に、類似薬効比較方式（Ⅱ）で値付けされ、保険収載されることとなる。
- このことは、新規性に乏しい新薬を開発するインセンティブを製薬企業に与え、革新的新薬の開発意欲を削ぐ点で創薬力強化の点で問題であるだけでなく、限られた医療資源を国民・患者の健康価値の向上に効率的に振り向けるという原則に照らしても大きな問題。

◆新規医薬品の薬価算定方式



◆類似薬効比較方式（Ⅱ）の適用例

（プロトンポンプ阻害薬の主な医薬品）

1992年収載 タケロン 39.7円

1997年収載 パリエット 43.6円

↓ 後発品が収載

2009年収載 ランソプラゾール 36.0円等
（タケロンの後発品）

2010年収載 ラベプラゾールナトリウム 26.9円等
（パリエットの後発品）

2011年収載 ネキシウム 69.7円
（パリエットを類似薬とする新薬）

2015年収載 タケキャブ 144.8円
（ネキシウムを類似薬とする新薬）

新規性に乏しい新薬に適用される類似薬効比較方式（Ⅱ）により薬価を算定

（比較対象となる類似薬から後発医薬品は除かれる）

※価格は2024年度、胃潰瘍の通常1日あたりの薬価

【改革の方向性】（案）

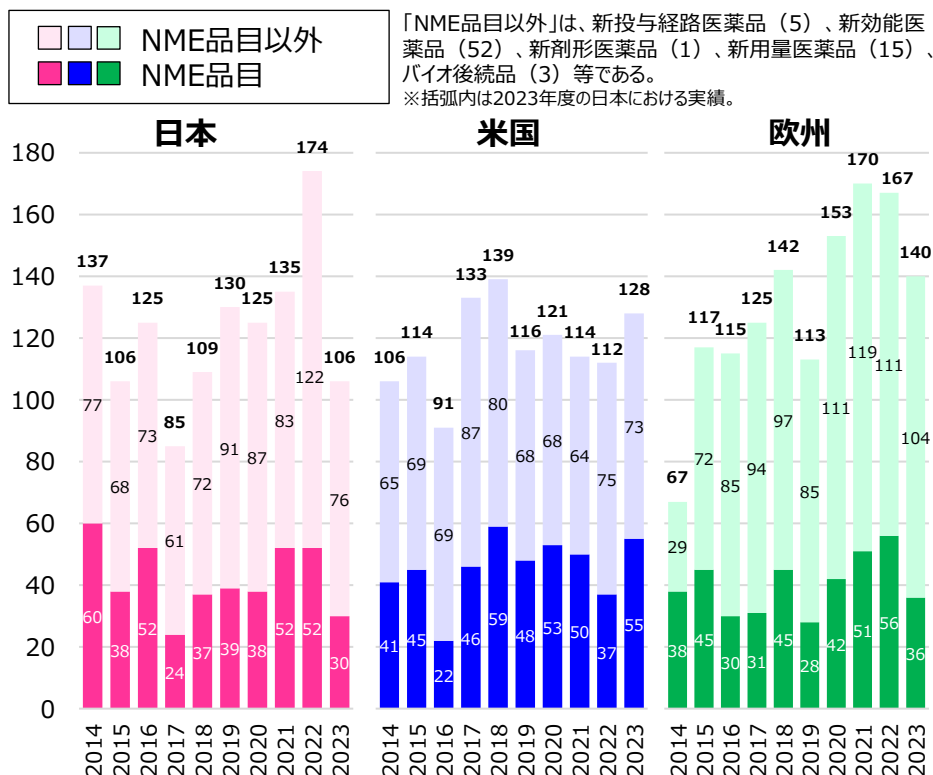
- 現役世代の保険料負担軽減を含め、国民皆保険制度の持続可能性を確保することはもとより、創薬イノベーションの推進を着実に図っていく観点から、費用対効果評価の考え方を踏まえた、薬価の一層のメリハリ付けを促進していくべき。
- こうした観点から、特に、類似薬効比較方式（Ⅱ）については、新規性に乏しい新薬をどのように保険収載すべきか、どのように薬価を算定すべきか、といった観点から、費用対効果評価の活用方策も含め、抜本的かつ具体的な検討を早急に進めるべき。

(参考) 費用対効果評価と日本の医薬品市場の関係について

- 日本の医薬品市場は、ドラッグラグ・ドラッグロスの課題が指摘される一方で、「費用対効果が顧みられることなく、原則、薬事承認された医薬品がすぐさま保険収載される」という我が国の薬価制度の希有な特徴を背景にして、承認された新薬の製品数は米国と遜色なく、むしろ、日本では、カントリードラッグ（＝日本でしか流通していない新薬）が多いとの指摘がある。
- 今後、真に革新的な新薬とそうでないものを差別化し、メリハリある価格設定を行うことは、我が国の医薬品市場の魅力を高め、製薬企業の国際競争力の強化にもつながるとともに、ひいては国民の革新的な医薬品へのアクセス改善につながると考えられる。

◆ 日・米・欧における新薬の承認品目数

- ✓ 2014～2023年の10年間で承認された新薬は米国が1,174品目、日本が1,232品目となっている。また、そのうちNME（新有効成分含有医薬品）についてみると、米国が456品目であるのに対して日本は422品目となっている。



◆ カントリードラッグの状況

『「開発され過ぎる」問題と「されなさ過ぎる」問題：あるいはローカドラッグとドラッグ・ラグに関する研究』（上席主任研究官 白岩健、医療経済研究 Vol.36 No.2 2024国立保健医療科学院 保健医療経済評価研究センター）（抜粋）

（略）ローカドラッグについては、**日本で2017年から2023年に承認された医薬品を取り扱った。**上記期間中に、医薬品医療機器総合機構で承認された医薬品リストを作成し、米・欧での承認状況と紐付けた。（略）

- ローカドラッグ、あるいはカントリードラッグとは、日本でのみ承認・流通しており、米・欧では薬事承認のないものを指す。
- **新規成分を含まない薬剤のうちローカドラッグの割合は、全体で約4割。内資に絞ると約6割である。**開発の多くは規模の小さい企業による。
- **新規有効成分含有製剤のうち、ローカドラッグの割合は全品目で約2割、内資で約4割。**新規有効成分についても規模の小さい企業はよりローカドラッグを生み出しやすい。

◆ 新薬の上市状況に関する国際比較

2024年公表の**米国調査機関のレポート**では、米国と他の高所得国（26か国）の新薬の上市状況（2018年～2022年）を調査した結果として、以下の指摘あり。

- **半数以上の新薬はまず米国で販売される**
- 米国で販売された新薬は約1年後に他の主要国（*）で販売されるのが典型的である。
* 豪、加、仏、独、日、英
- ほとんどの国で**新薬のうち米国で販売されていないものが占める割合は小さい。日本はこの割合が39%（122新薬のうち47新薬）と顕著な例外である**

【米国で販売されていない新薬の新薬総数に占める割合（注）】

- **日本** : 39%（122新薬のうち47新薬）
- 独 : 13%（149新薬のうち20新薬）
- 仏 : 12%（98新薬のうち12新薬）
- 英 : 11%（122新薬のうち14新薬）
- カナダ : 5%（80新薬のうち4新薬）

地域フォーミュラの普及・促進

- 患者本位の良質な治療を全国どの地域でも保障するためには、「標準的な薬物治療」の推進が重要。「有効性・安全性・経済性」等を踏まえ、優先的に選択されるべき「医薬品のリスト・使用指針」として地域関係者が策定する「地域フォーミュラ」の普及が期待される。
- 地域フォーミュラは、患者本人や医療保険者はもとより、医療機関や薬局、医薬品流通業界にもメリットが大きい一方、取組事例は一部地域に留まっており、政策的にも、後発医薬品の使用促進の文脈で触れられている程度であり、その推進力は不十分である。

◆経緯

- 「骨太方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）が「フォーミュラの活用」を提唱。
- 令和4年度厚生労働科学特別研究事業の成果を踏まえ、2023年7月7日、厚労省が「フォーミュラの運用について」（課長通知）を発出。
- 2023年11月には、日本フォーミュラ学会が、「地域フォーミュラの実施ガイドラインー地域フォーミュラの作成・運営・評価などに関する指針ー」を公表。

◆定義

（1）地域フォーミュラとは

- (略)「地域の医師、薬剤師などの医療従事者とその関係団体の協働により、**有効性、安全性に加えて、経済性なども含めて総合的な観点から最適であると判断された医薬品が収載されている地域における医薬品集及びその使用方針**」(略)

（2）フォーミュラの目的

- フォーミュラは、患者に良質な薬物療法を提供することを目的として、最新の科学的なエビデンスに基づき、医学的・薬学的な観点のほか経済性等も踏まえて、地域における関係者の協働の下で作成・運用されるものである。

(出所)「フォーミュラの運用について」（令和5年7月7日厚労省課長通知）

◆地域フォーミュラのメリット

【患者】

- ✓ 処方薬の統一（利用する医療機関の変更により医薬品の選択が左右されない）
- ✓ 漫然投与・重複投与が回避され、残薬も減少
- ✓ 医療費の自己負担の減少

【調剤薬局】

- ✓ 服薬指導・管理の質向上と効率化
- ✓ 効率的・計画的な薬剤購入と在庫管理
- ✓ 医薬品の鑑別、処方提案の合理化・簡素化

【医療機関】

- ✓ 薬物治療の標準化（医師の恣意性や能力格差による治療の質のばらつき解消）
- ✓ 従事医師の働き方改革

【医薬品 流通業界】

- ✓ 効率的・計画的な在庫管理と配送業務の遂行

【医療保険者】

- ✓ 治療の質の維持・向上
- ✓ 医療保険給付費の適正化

◆先行事例

- ✓ **山形県酒田市**にて、地域医療連携推進法人「日本海ヘルスケアネット」が主体となり、医師会・薬剤師会と連携しつつ作成。（2018年11月）
- ✓ **大阪府八尾市**にて、薬剤師会、医師会、歯科医師会と市内の基幹3病院が連携して作成。（2021年11月）
- ✓ 足元では、**茨城県つくば地区、広島県備北地区、北海道札幌市手稲区**などで地域ごとの特色に沿った取組が進められている。

【改革の方向性】（案）

- 「標準的な薬物治療」に資する取組として、地域フォーミュラを強力に推進すべく、薬務行政における対応にとどまらず、各医療保険制度における保険者インセンティブ制度の活用や医療介護総合確保基金による支援など、必要な施策を早急に実施すべき。

生活習慣病治療薬等の処方の方

- 生活習慣病治療薬の処方、性・年齢・進行度・副作用のリスク等に応じて、基本的には個別の患者ごとに医師が判断すべきものであるが、例えば、高血圧薬については、Ca拮抗系に比して高価とされるARB系が多く処方されている。英国のガイドラインでは、第一選択薬にCa拮抗系が推奨される患者もいる。
- また、糖尿病用剤（内服薬）についても、安価なビグアナイド系に比して、高価とされるDPP4系やSGLT2系が処方されているが、ビグアナイド系とDPP4系の使用においては、両者の間で合併症の抑制効果に差はないとする研究もある。

◆ 主な血圧降下剤（（内服薬／外来・院外）の医療費影響額上位5品目 ◆ 主な糖尿病用剤（内服薬／外来・院外）の医療費影響額上位5品目

種類	主な品目	処方数量	薬価×処方数量
ARB系	アジルバ錠20mg	297百万	416億円
ARB系	アジルバ錠40mg	101百万	212億円
ARB系	アジルバ錠10mg	77百万	72億円
ARB系/Ca拮抗系	レザルタス配合錠HD	90百万	71億円
ARB系	オルメサルタンOD錠20mg「DSEP」	234百万	61億円

種類	主な品目	処方数量	薬価×処方数量
DPP-4阻害薬	ジャヌビア錠50mg	250百万	295億円
SGLT2阻害薬	ジャディアンス錠10mg	155百万	293億円
DPP-4阻害薬	トラゼンタ錠5mg	206百万	272億円
SGLT2阻害薬	フォシーガ錠5mg	140百万	250億円
SGLT2阻害薬	フォシーガ錠10mg	94百万	249億円

Ca拮抗系	シリニジピン錠10mg「サワイ」	144百万	27億円
-------	------------------	-------	------

ビグアナイド	メトグルコ錠250mg	557百万	56億円
--------	-------------	-------	------

(出所) 第9回NDBオープンデータ（令和4年度のレセプト情報）

◆ 高血圧薬の使用に関するガイドライン

日本	英国
【STEP1】 【A】ARB・ACE阻害薬、【C】Ca拮抗薬、【D】サイアザイド系利尿剤のいずれか 【STEP2】（以下の組み合わせのいずれか） ● ARB・ACE阻害薬 + Ca拮抗薬 ● ARB・ACE阻害薬 + サイアザイド系利尿剤 ● Ca拮抗薬 + サイアザイド系利尿剤 【STEP3】 ARB・ACE阻害薬 + Ca拮抗薬 + サイアザイド系利尿薬 【STEP4】高血圧専門医へ紹介、【A】+【C】+【D】+MR拮抗薬、βもしくはα遮断薬、さらにほかの種類の降圧剤	【STEP1】 ● 2型糖尿病を併発の全年齢 又は 55歳以下の非アフリカ系・カリブ系 → ARB阻害薬又はACE阻害薬 ● 55歳以上かつ2型糖尿病を併発せず 又は 2型糖尿病併発せずかつアフリカ系・カリブ系 → カルシウム拮抗剤 【STEP2】（略） ※ 1.4.27 適切であればジェネリックを処方し費用を最小限に抑える。

(出所) 高血圧治療ガイドライン2019（日本高血圧学会） p.78図5-2をもとに改変

◆ 糖尿病用剤の費用対効果に関する研究

【方法】2015年1月～2021年9月までに治療を開始した2型糖尿病患者について、傾向スコアマッチングを用いて主にビグアナイド（BG）を処方されている群とDPP-4iを処方される群に分け（合計416人が分析対象）、生存率解析を行った。 【結果】治療開始時からのDPP-4i阻害薬の使用と頻繁な通院は、その後の合併症の発症を抑制する効果はなかった。他方、DPP-4阻害薬を使用し高頻度で通院を行った群の年間の医療費は、BGを使用し、低頻度で通院を行った群の約1.9倍であった。日本人2型糖尿病患者にとって、治療開始時にBGを使用しかつ比較的通院頻度を低くすることで、DPP-4阻害薬の使用や頻繁な受診と同程度の合併症抑制効果を得ながら医療費を削減することができると示唆される。	Yoshihara, H., Tonoike, T., Ohno, H., Nishiuchi, S., Igarashi, A. (2024). Impact of Initial Treatment Policies on Long-term Complications and Costs in Japanese Patients with Type 2 Diabetes: A Real-World Database Study. Diabetes Ther, 15, 1811-1820. https://doi.org/10.1007/s13300-024-01611-9 （財務省にて仮訳）
--	--

【改革の方向性（案）】 ○ 薬剤の適正使用の推進の観点から、生活習慣病治療薬等について費用対効果も加味した処方ルールを設定すべき。また、フォーミュラの活用により、処方ルールの実効性を高めるべき。さらに、必要に応じ、症状が安定した慢性疾患への治療薬（降圧剤等）のスイッチOTC化を推進するべき。

患者本位の治療の確立に向けた取組み（研究の推進とガイドラインの策定）

- 休薬・減薬に係る研究は、新薬開発の場合と比べ、研究に従事する者の数が多いとは言えない状況にあるが、治療の質を維持しつつ、医薬品の投与量を減らすことができるのであれば、患者にとっての意義も大きい。ただし、高額療養費制度があるため、一般に高額医療に対するコスト意識が働きづらく、仮に同等の効果を得られる医療をより低廉に受けられるとしても、現場でそれが実際に選択されるとは限らない。
- 現在、革新的な作用機序を有する医薬品に対し、最適使用推進ガイドラインが導入されており、患者や医療機関等に関する要件が設けられているが、同ガイドラインの対象医薬品は限定的であり、そもそも、休薬・減薬を含む患者本位の治療の実現や経済性の観点は盛り込まれていない。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

休薬・減薬を含む効果的・効率的な治療に関する調査・研究を推進し、診療のガイドラインにも反映していく。

◆肺がん治療での薬剤投与を減量した場合も同等の効果が得られた例

- ① 非小細胞肺がん治療に用いる免疫チェックポイント阻害薬を（患者の体重に応じて）減らした場合でも、効果が同等以上であると示唆される研究。

Low, JL, et al. "Low - dose pembrolizumab in the treatment of advanced non - small cell lung cancer." Int J Cancer 2021; 149: 169-176.
Malmberg, R, et al. "Alternative dosing strategies for immune checkpoint inhibitors to improve cost-effectiveness: a special focus on nivolumab and pembrolizumab." Lancet Oncol 2022; e552-e561
Grit, GF., et al. "Real-world overall survival after alternative dosing for pembrolizumab in the treatment of non-small cell lung cancer: A nationwide retrospective cohort study with a non-inferiority primary objective." Lung Cancer 2024; 196: 107950.

【仮に、こうした論文の検証研究が日本でも結実し、臨床に反映された場合】

- 標準量200mg（42万円／回）→ 100mg（21万円／回）
- 当該医薬品の2023年度売上高は1,650億円。一定の仮定の下、年間約140億円の適正化効果。

※ペムブロリズマブ（キイトルーダ）

- ② EGFR変異陽性非小細胞肺がん治療に用いる分子標的薬剤の用量を減らした場合でも、効果が同等以上であると示唆される研究。

Jänne, PA, et al. AZD9291 in EGFR inhibitor-resistant non-small-cell lung cancer. N Engl J Med 2015;372:1689-1699
Brown, K, et al. "Population pharmacokinetics and exposure - response of osimertinib in patients with non - small cell lung cancer." British Journal of Clinical Pharmacology 83.6 (2017): 1216-1226.
Awano N, et al. "Outcome of osimertinib-treated patients with EGFR mutation-positive NSCLC requiring dose reduction." Jpn J Clin Oncol 2024, in press

【仮に、こうした論文の検証研究が日本でも結実し、臨床に反映された場合】

- 標準量80mg（18,540円／日）→ 40mg（9,670円／日）
- 当該医薬品の2023年度売上高は1,070億円。一定の仮定の下、年間約150億円の適正化効果。

※オシメルチニブ（タグリッソ）

◆最適使用推進ガイドライン

対象医薬品	・新規作用機序を有する革新的な医薬品及びその類薬 ※現在25種類（64適応）の医薬品についてガイドラインを策定	より幅広い医薬品についてガイドラインを策定すべき
ガイドラインに盛り込む内容	・対象医薬品の使用が最適だと考えられる患者の選択基準 ・対象医薬品を適切に使用できる医師・医療機関等の要件	対象患者の状態に応じた投与量の調整など 治療最適化の観点からの使用方法も盛り込むべき

【改革の方向性】（案）

- 患者本位の治療の確立に向けては、民間による調査研究が活発に行われにくい、減薬・休薬に係る研究など、コスト面を含む治療の最適化に関する研究・調査について、国として積極的に進めていく必要がある。
- 最適使用推進ガイドラインについて、より幅広い医薬品を対象とするとともに、各学会が定める診療ガイドラインも含めた各種のガイドラインにおいて、費用対効果評価の結果に基づく経済性の反映のほか、休薬・減薬を含めた投与量の調整方法など治療の最適化に関する事項についても盛り込むべき。

I. 我が国の医療保険制度の特徴と課題

II. 質の高い医療の効率的な提供

- (1) 医療提供体制の改革
- (2) 診療報酬改定
- (3) 調剤報酬改定
- (4) 費用対効果評価の活用・患者本位の治療
- (5) 保険者機能の発揮

III. 保険給付範囲の在り方の見直し

- (1) セルフケア・セルフメディケーションの推進
- (2) 高額薬剤への対応、入院時の部屋代

IV. 高齢化・人口減少下での負担の公平化

- (1) 高齢者の活躍する長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方
- (2) 金融所得の勘案、金融資産等の取扱い、現役並み所得の判定基準の見直し

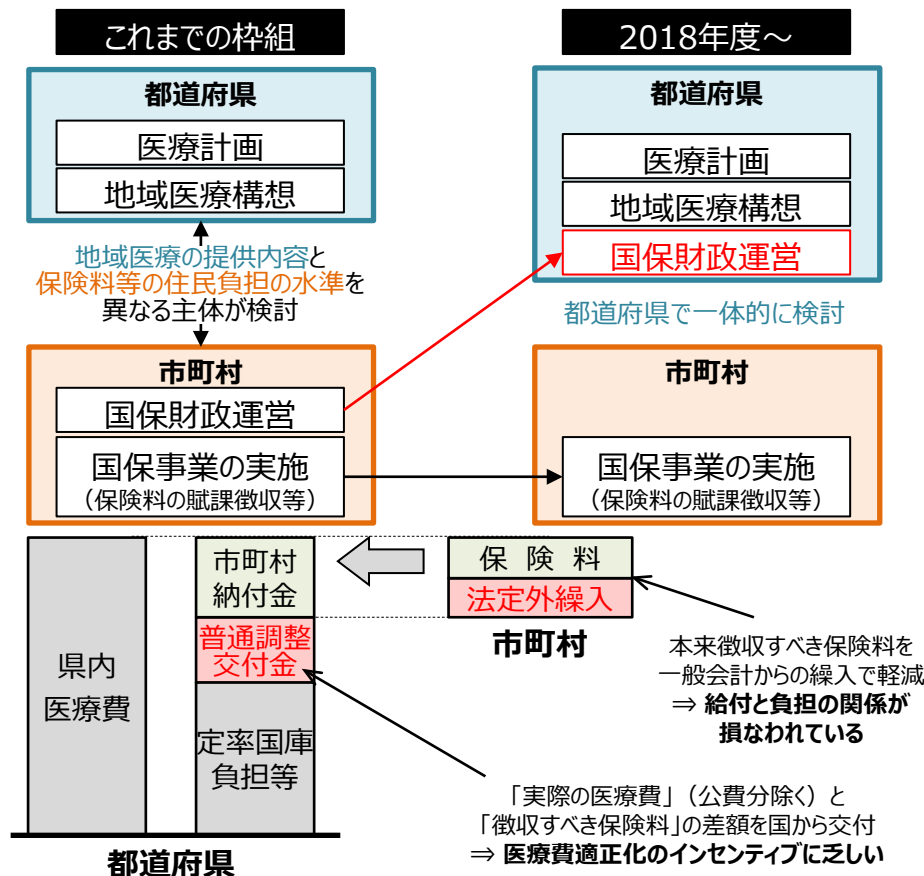
保険者機能の発揮（総括）

- 2018年度より国民健康保険の財政運営は都道府県単位化。管内の医療提供体制の確保に責任を有する都道府県が、医療提供体制と地域保険運営の双方で、一体的に必要な改革を進めていくことが可能となった。今後、更に、「保険給付に応じた保険料負担を被保険者に求める」という、保険制度としての本来の仕組みとしていくとともに、地域差の是正など医療費の適正化に向けたインセンティブを強化していく必要。
- また、こうした状況を踏まえ、国民健康保険と同様に、後期高齢者医療制度についても、財政運営の主体を都道府県とすることにより、ガバナンスをより一層強化することを検討すべき。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）（令和6年6月21日閣議決定）

国民健康保険制度については、都道府県内の保険料水準の統一を徹底するとともに、保険者機能の強化等を進めるための取組を進め、人口動態や適用拡大による加入者の変化等を踏まえ、医療費適正化や都道府県のガバナンス強化等にも資するよう、調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方について検討を行う。

国民健康保険の状況



これまでに取り組んできた主な事項（国保）

- 財政運営の都道府県単位化
- 財政基盤強化のための公費投入
 - ・ 都道府県単位化を機に、2015年度から1,700億円（低所得者対策）、2018年度から更に1,700億円（保険者努力支援制度等）の公費を投入
- 法定外繰入等の解消
 - ・ 国保改革に伴う財政支援の拡充等を活用した先進事例も参考にしつつ、法定外一般会計繰入等を段階的に解消
- 国保の「保険料水準統一加速化プラン」の公表

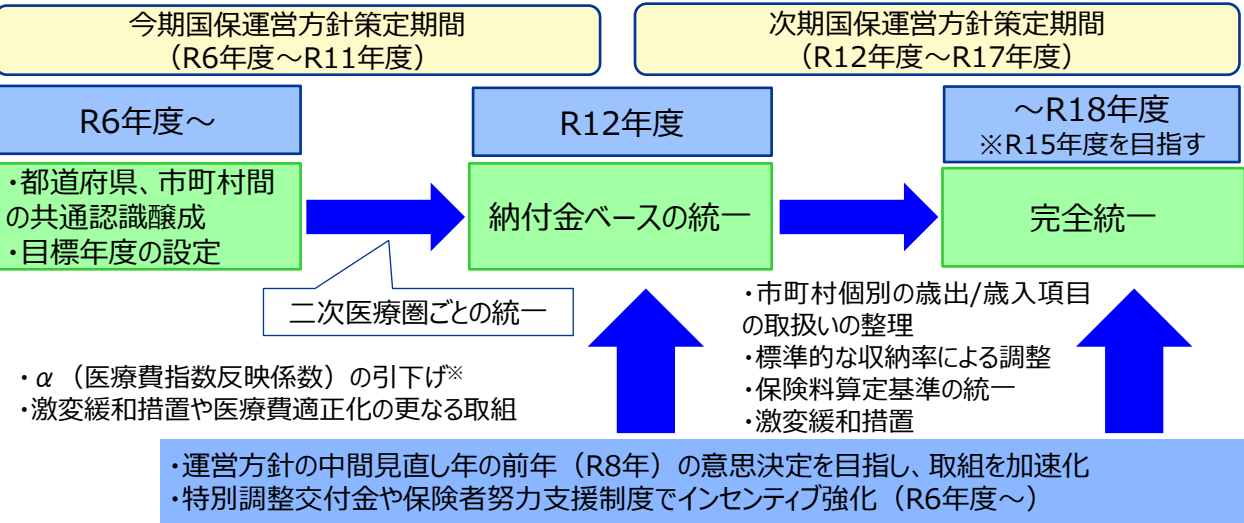
今後の主な改革の方向性

- 普通調整交付金の見直し
- 1人当たり医療費の地域差の解消
- 国保の保険料水準の統一に向けた取組の加速化
- 後期高齢者医療制度におけるガバナンス機能の発揮
- 国民健康保険組合への財政支援の在り方の見直し
- 生活保護受給者の国保等への加入

国民健康保険における保険料水準統一の加速化

- 平成30年度から都道府県単位化された国民健康保険制度においては、都道府県内のどの市町村に居住していても、各市町村の医療費水準（年齢調整後）にかかわらず、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料額となるよう、保険料水準の統一に向けた取組が進められており、令和6年6月に策定された「保険料水準統一加速化プラン（第2版）」（厚生労働省）では、令和12年度までに全ての都道府県で保険料水準（納付金ベース）の統一を目指すことが明記された。

◆「保険料水準統一加速化プラン」(R6.6)



【統一の定義】

- （納付金ベースの統一）
各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- （完全統一）
同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

【統一の目標年度】

- （納付金ベースの統一）
令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
- （完全統一）
次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。

※ α は、各市町村の年齢調整後の医療費水準のばつきをどの程度各市町村が県に支払う納付金の配分に反映させるかを調整する係数。
α = 0 であれば、各市町村は、年齢調整後の医療費水準の高低に左右されず、保険料を徴収の上、納付金を支払うこととなる。

◆ 各都道府県国保運営方針における取組予定

完全統一をR6年度に達成予定 2府県	完全統一の目標年度を定めている ※（ ）内は年度 19道県	納付金ベースの統一等の目標年度を定めている 16都県 （設定年度は記載省略）	納付金ベースの統一等の目標年度を定めていない 10府県
大阪府、奈良県	(9)滋賀県、(11)福島県、大分県、(12)北海道、青森県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県、(12～17)広島県、(15)群馬県、(18)神奈川県、香川県、(未設定)三重県、長崎県 ※納付金ベースは達成	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、栃木県、千葉県、東京都、富山県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、山口県、徳島県、愛媛県、鹿児島県	茨城県、新潟県、石川県、京都府、鳥取県(方針策定予定)、島根県、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県

※ 各都道府県が目標年度の設定を更新する次のタイミングは、国保運営方針の中間年度での改定年である令和9年度

- 【改革の方向性】（案）
 - 国民健康保険における保険料水準については、各都道府県内での被保険者間の受益と負担の公平性を確保する観点から、一刻も早く全ての都道府県で「納付金ベースでの保険料水準の統一」が実現するよう、国の加速化プランで掲げる「統一の目標年度」を早めることも含め、必要な対応を強力に進めるべき。また、「完全統一」についても、その達成に向けて取組を進めている保険者の横展開を図るべき。

普通調整交付金の配分方法の見直し

- 国民健康保険の給付のうち前期高齢者調整分を除く5割超は公費で賄われており、このうち5,800億円は、自治体間の財政力の格差（医療費、所得等）を調整するため、普通調整交付金として国から都道府県に配分されている。
- 地域間の医療費の差は、高齢化など年齢構成により生じるものと、いわゆる「地域差」（年齢構成では説明できないもの）があるが、現行制度では、理由にかかわらず、医療費に応じて普通調整交付金が増減額される仕組みとなっており、医療費適正化のインセンティブが働かない。

◆国民健康保険の財政（2025年度予算）

保険料 (22,300億円)	調整交付金（国） (9%※) 7,500億円
	定率国庫負担 (32%※) 20,400億円
	都道府県繰入金 (9%) 5,700億円

普通調整交付金
5,800億円
特別調整交付金
1,700億円

※ 定率国庫負担のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある

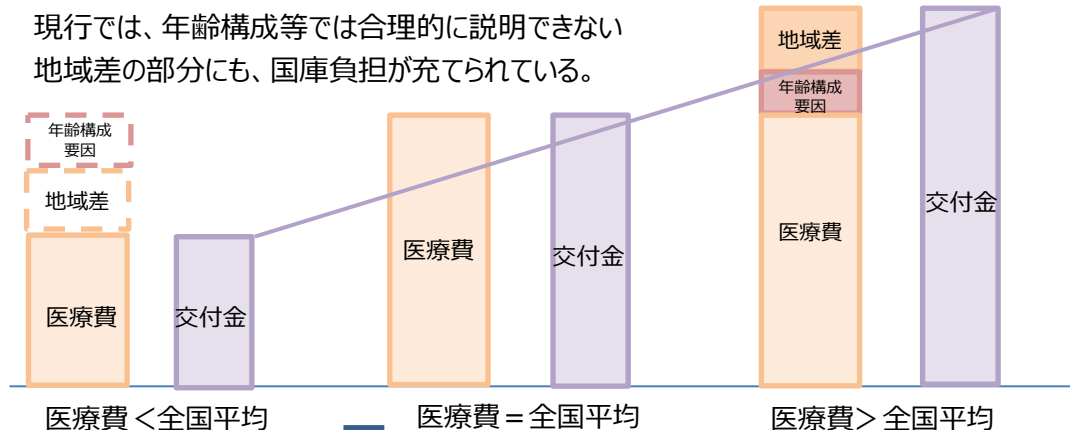
（参考）全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）
（2023年12月22日閣議決定）

- ・ 医療費適正化のより一層の推進に向け、国民健康保険制度の普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の特性で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、論点や改善点を整理しつつ、保険者努力支援制度の活用と併せて、地方団体等との議論を深める。

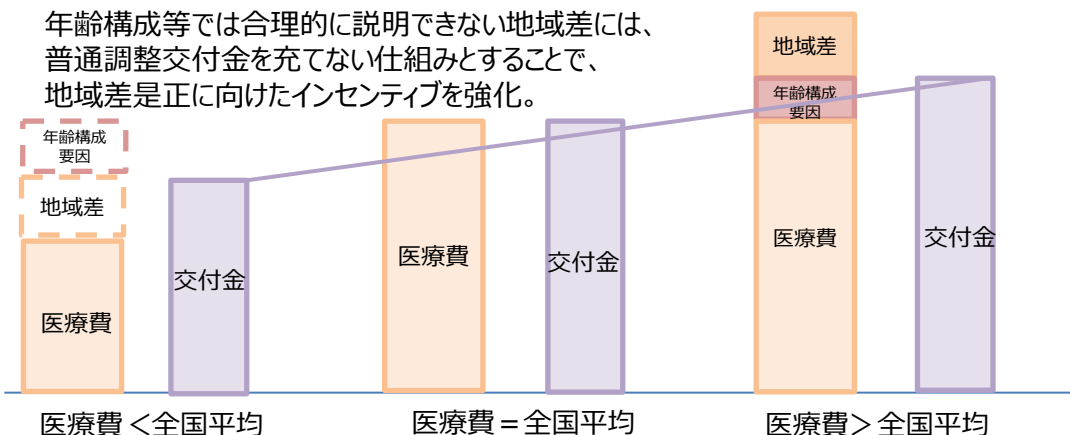
【改革の方向性】（案）

- 普通調整交付金の配分方法に当たっては、実際に要した医療費ではなく、各都道府県の年齢構成等を勘案して算出した標準的な医療費を前提として交付額を決定する仕組みに改めるべき。
- 改革工程表において、長く検討が進んでいない項目であり、まずは、こうした仕組みに改めた場合の試算を示して議論を深めるべきではないか。

現行では、年齢構成等では合理的に説明できない地域差の部分にも、国庫負担が充てられている。



年齢構成等では合理的に説明できない地域差には、普通調整交付金を充てない仕組みとすることで、地域差是正に向けたインセンティブを強化。



後期高齢者医療制度のガバナンス

- 国民健康保険については、都道府県が財政運営を担う体制が定着。住民の受益（医療提供体制の整備、医療費水準）と住民の負担（保険料水準）の双方を俯瞰しつつ、保険者としてのガバナンス機能を発揮し、医療費適正化の取組を推進していくことが期待されている。
- 一方、後期高齢者医療制度は、後期高齢者医療広域連合が運営主体であり、地域医療構想や医療費適正化計画を策定する都道府県とは主体が切り離されている。また、広域連合の職員の大半は市区町村からの派遣で構成され、トップは圏内の首長が兼務する形となっている中、効率的な医療提供体制の構築と整合性を図りつつ、医療費適正化に向けたガバナンス機能を発揮することが困難となっていることが懸念される。

◆後期高齢者医療制度の概要（2008年（平成20年）4月～）

<運営主体>

- 全市町村が加入する**後期高齢者医療広域連合**
※都道府県とは別の地方自治法に基づく特別地方公共団体

<対象者数・医療費> ※令和7年度予算ベース

- 75歳以上の高齢者：約**2,070万人**
- **20.4兆円**（うち給付費：18.7兆円、患者負担：1.7兆円）

<保険料額> ※令和7年度見込

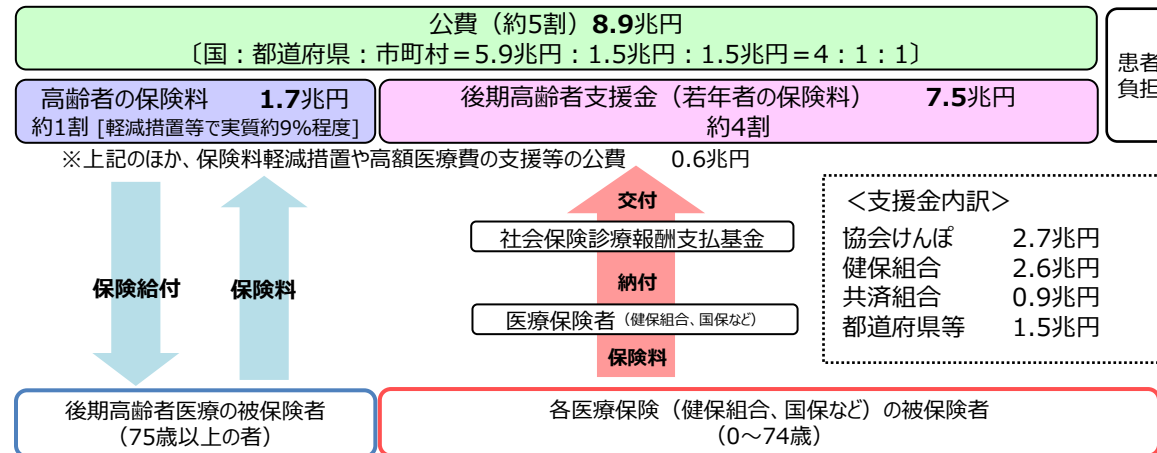
- 全国平均 約**7,190円／月** ※基礎年金のみの受給者は約1,260円／月

◆都道府県と高齢者医療制度の関わり

- ✓ 現状でも、都道府県は後期高齢者医療制度に関する事務を所管しており、46の都道府県では、国保と同一の課が担当。（各都道府県のHP等より）
- ✓ 広域連合が実施する保健事業について、都道府県・市町村が担う「国保の保健事業」及び「介護予防」の取組と一体的に実施する取組（所謂「一体的実施」）が令和2年度からスタート。多くの都道府県では、県内での「一体的実施」を促進する予算事業を展開。

◆後期高齢者医療制度の資金の流れ

※ 数値は令和7年度予算ベース



◆47の後期高齢者医療広域連合の組織体制について

- ✓ 広域連合長は、市区町村長の間接選挙により選出されるが、実態として、現在は、全ての広域連合長が市区の首長となっている。
- ✓ 予算・条例を審議する広域連合議会についても、市区町村議会の間接選挙により選出され、首長・地方議会議員で構成されている。
- ✓ 広域連合の事務局の職員は、市区町村や都道府県、国保連からの短期での派遣職員により構成されており、そのほとんどは市区町村職員。

【改革の方向性】（案）

- 後期高齢者医療制度においても、国保と同様、都道府県を財政運営の主体とすることにより、ガバナンス機能が最大限に発揮されるようにすべき。都道府県の事務負担等にも十分に配慮しつつ、そのための具体的な道筋について早急に検討を深めるべき。

国民健康保険組合への財政支援の在り方の見直し

- 我が国の医療保険制度は、職域保険（被用者保険）と地域保険（国保・後期高齢者医療制度）の二本柱で構成されている。そのうち、地域保険については、被保険者の属性を考慮して定率の国庫負担が義務づけられているが、職域保険については、協会けんぽに対してのみ国庫負担が義務づけられている。
- 国民健康保険組合（国保組合）は、全ての市町村で国保事業の実施が義務づけられ、国民皆保険が実現する以前に設立された同一職域の組合であるとの経緯は尊重されるべきではあるが、他の被用者保険との公平性を踏まえれば、国保組合への国庫補助は不断の見直しが必要。
- 直近では、「能力に応じた負担」の観点から、平成27年度から5年間かけて、組合員の所得水準に応じた段階的な見直しを行ったが、今なお、（47都道府県の医師国保を含め）所得水準の高い国保組合に対し下限13%の国庫補助が残存するなど、更なる見直し余地がある。

◆国保組合の概要

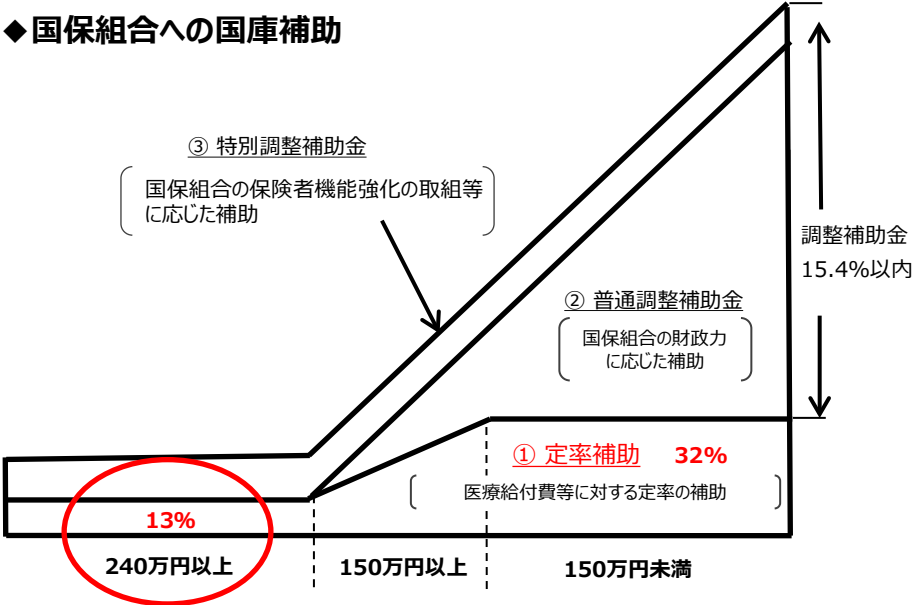
- 国保組合とは、国民健康保険法に基づき、同種同業の者を対象に国保事業を行うことができる公法人。（都道府県知事が認可）
- 国民皆保険の実現（全市町村での国保事業の実施）後は、市町村国保を原則とする観点から、原則として国保組合の新設は認められていない。
- 令和6年4月の組合数及び被保険者数 ※被保険者数は令和4年度末の数値
 - (1) 医師、歯科医師、薬剤師 90組合 被保険者数 56万人
 - (2) 建設関係 32組合 被保険者数 137万人
 - (3) 一般業種 36組合 被保険者数 71万人
 - 合 計 158組合 被保険者数 264万人**
- 保険料率・額については、国保組合ごとに規約で決定 ※ 収納率は99.9%

◆各保険者への国庫負担について

※令和7年度予算ベース（加入者数は令和4年度末）

国保組合	市町村国保	協会けんぽ	組合健保・共済組合
(264万人)	(2,413万人)	(3,944万人)	(3,802万人)
定率（ 13~32% ） + 調整補助金	定率（ 32% ） + 調整交付（9%） + 保険料軽減等	定率（ 16.4% ）	後期支援金等の負担が 重い保険者等への補助
2,314億円	2兆9,190億円	1兆1,872億円	1,253億円

◆国保組合への国庫補助



◆ 前回の見直しの概要（平成28年度～令和2年度）

- ✓ 平均所得水準150万円未満の組合は32%の定率補助を維持しつつ、150万円以上の組合は所得水準に応じ段階的に引き下げ、240万円以上の組合は13%とする。
- ✓ 被保険者の所得水準の低い国保組合の国庫補助に影響が生じないようにするため、調整補助金を15.4%まで段階的に増額。

【改革の方向性】（案）

- 国保組合への財政支援については、所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止はもとより、組合によっては協会けんぽへの国庫補助よりも大幅に高い補助率で国庫補助がなされている形となっていることも含め、抜本的な見直しを検討すべき。

I. 我が国の医療保険制度の特徴と課題

II. 質の高い医療の効率的な提供

- (1) 医療提供体制の改革
- (2) 診療報酬改定
- (3) 調剤報酬改定
- (4) 費用対効果評価の活用・患者本位の治療
- (5) 保険者機能の発揮

III. 保険給付範囲の在り方の見直し

- (1) セルフケア・セルフメディケーションの推進
- (2) 高額薬剤への対応、入院時の部屋代

IV. 高齢化・人口減少下での負担の公平化

- (1) 高齢者の活躍する長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方
- (2) 金融所得の勘案、金融資産等の取扱い、現役並み所得の判定基準の見直し

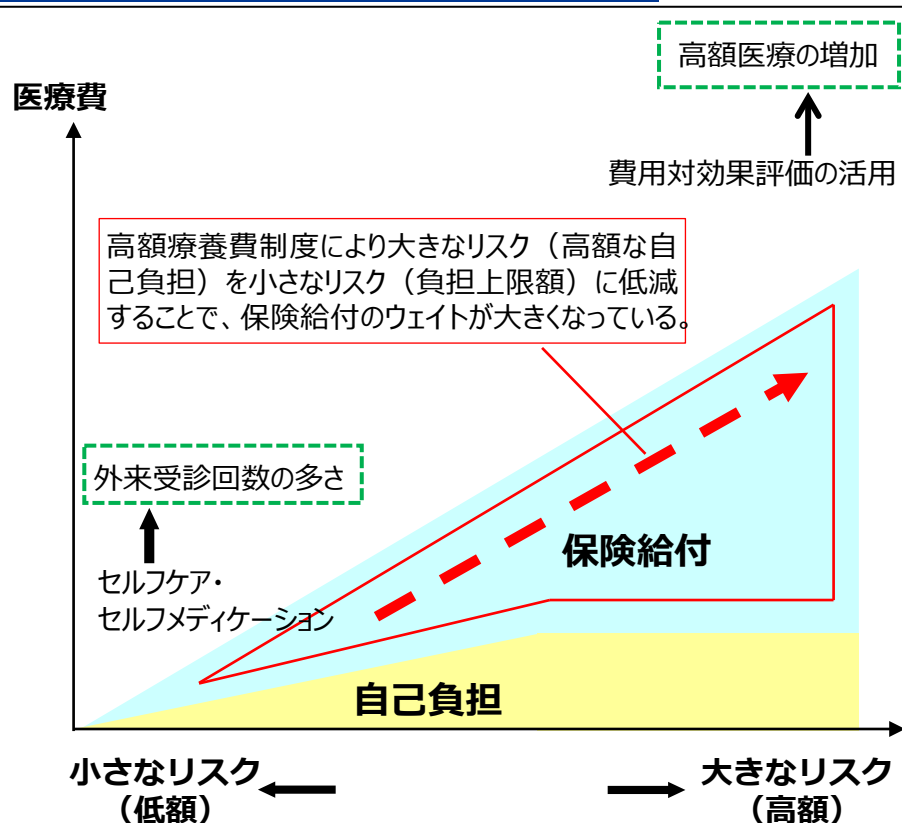
保険給付の範囲の在り方の見直し（総括）

- 現役世代の保険料負担軽減を含め、国民皆保険制度の持続可能性を確保するとともに、創薬イノベーションの推進を着実に図っていく観点から、自助・共助・公助を適切に組み合わせていく必要。
- セルフケア・セルフメディケーションの推進や、費用対効果評価の本格適用により「薬事承認されたが保険収載されていない医薬品」の範囲が拡大していくこと等と整合的な制度改革を検討する必要。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

更なるスイッチOTC化の推進等によりセルフケア・セルフメディケーションを推進しつつ、薬剤自己負担の見直しについて引き続き検討を進める。

現状の保険給付のイメージと課題



これまでに取り組んできた主な事項

- **医薬品の適正給付（下記を保険算定の対象外）**
 - ・ 単なる栄養補給目的のビタミン製剤の投与（2012年度）
 - ・ 治療目的以外のうがい薬単体の投与（2014年度）
 - ・ 必要性のない70枚超の湿布薬の投与（2016年度）
 - ・ 必要性のない63枚超の湿布薬の投与（2022年度）
- **長期収載品に選定療養の仕組みを導入**（2024年10月～）

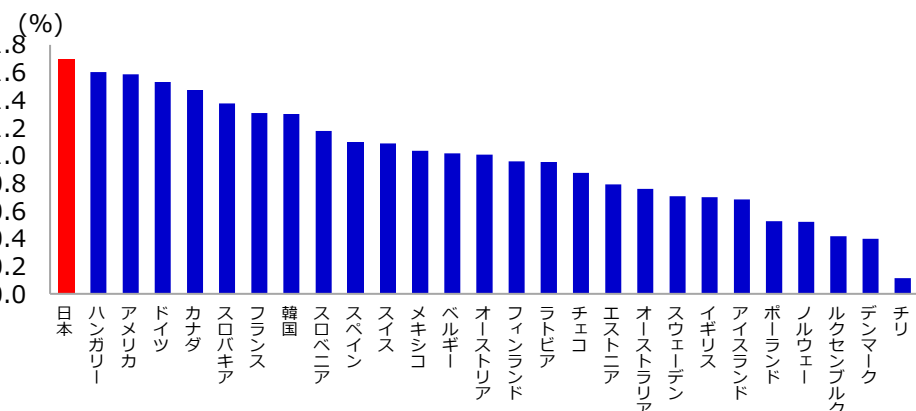
今後の主な改革の方向性

- **セルフケア・セルフメディケーションの推進を支える制度改革**
 - ・ OTC医薬品の対象拡大（＝スイッチOTC化の推進・普及）
 - ・ OTC類似薬の保険給付範囲の在り方の見直し
 - ・ 国民意識の変革
- **薬剤の自己負担の更なる見直し**
 - ・ 医薬品の有用性に応じた保険給付率の設定
 - ・ 薬剤費の一定額までの全額患者自己負担
- **高額薬剤への対応**
 - ・ 保険外併用療養費制度の活用
 - ・ 民間保険の活用
- **入院時の部屋代**

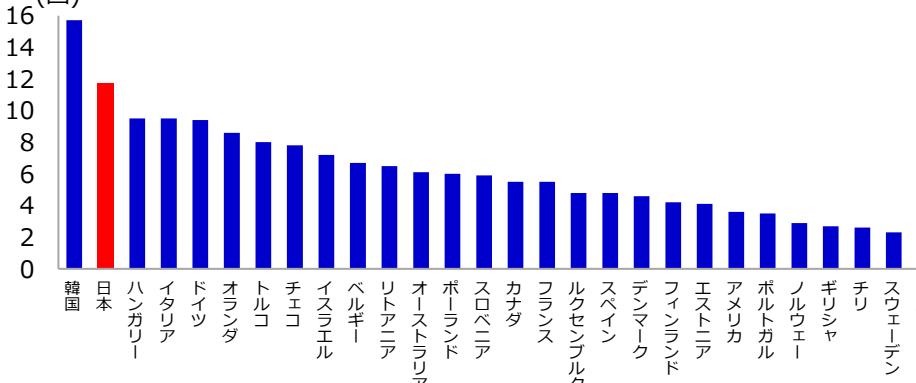
薬剤自己負担の在り方に関する基本的な考え方

- 我が国の外来薬剤費や国民1人当たり外来受診回数は諸外国と比べて高い水準にあり、セルフケア（自分の身体は自分のために自分で守る）、セルフメディケーション（軽微な身体的不調は自分自身で対応する）を推進する余地があると考えられる。
- 医療技術の進歩に伴って、高額薬剤の保険収載が増加傾向にあり、今後も、保険財政への影響が大きい高額な医薬品が開発され、保険適用されることも想定される中で、経済負担の大きな医療リスクを皆で分かち合い、国民皆保険を堅持するための改革が求められている。
- こうした状況を踏まえ、現役世代を含む保険料負担軽減と、創薬イノベーションの推進や質の高い医薬品へのアクセスの確保とを両立するため、費用対効果評価の対象範囲の拡充に加え、自助・共助・公助の適切な組み合わせの観点から、保険給付範囲の在り方を検討する必要がある。

◆外来薬剤費（対GDP比）の国際比較（2021年）



◆1人当たり外来受診回数の国際比較（2021年）



(出所) OECD Data Explore “Health expenditure and financing” (2024年10月22日時点)

◆高額薬剤の例

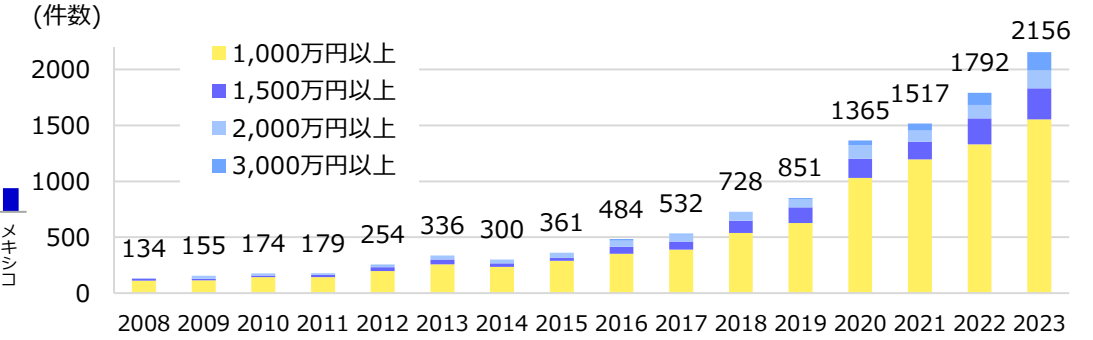
(単価が高額な品目)

品目例	効能・効果	薬価 (収載時)	ピーク時市場規模 (収載時予測)
ゾルゲンスマ点滴静注	脊髄性筋萎縮症	約1億6,700万円	42億円
ルクスターナ注0.5mL	遺伝性網膜ジストロフィー	約5,000万円	5億円
キムリア点滴静注	急性リンパ芽球性白血病 等	約3,300万円	72億円
イエスカクタ点滴静注	びまん性大細胞型B細胞リンパ腫 等	約3,400万円	79億円

(複数回投与が必要など収載時用法等により、通算では患者一人当たりの影響が大きくなりうる品目)

品目例	効能・効果	薬価 (収載時)	患者当たり最大金額 (収載時)	ピーク時市場規模 (収載時予測)
オブジーボ点滴静注	悪性黒色腫 等	約70万円	約1,000万円	31億円
キイトルーダ点滴静注	悪性黒色腫 等	約40万円	約600万円	544億円

◆健保組合における1,000万円以上高額レセプトの件数の推移



(出所) 健康保険組合連合会「高額レセプト上位の概要」

医薬品の分類と主な論点

- 日本の医薬品は、大きく、①医療用医薬品と、②OTC薬に分けられる。その上で、①医療用医薬品については、特にリスクの高い①（i）処方箋医薬品と、比較的リスクの低い①（ii）それ以外の医療用医薬品に分類される。
- セルフケア・セルフメディケーションの推進の観点からは、まずもって、①医療用医薬品のうち、低リスクであり患者の判断での購入が許容されるものについて、②OTC薬（市販薬）への切り替え（「スイッチOTC化」）を進めることが肝要。同時に、①（i）処方箋医薬品と、①（ii）それ以外の医療用医薬品を、保険適用上、どのように取り扱うべきかが論点となる。

◆我が国の医薬品の分類

医薬品

①医療用医薬品

薬局医薬品
≡医療用医薬品

※ 薬局医薬品には、
定義上は、薬局製造販
売医薬品も含まれる。

（i）処方箋医薬品

（ii）処方箋医薬品以外の医療用医薬品

※ 緊急時等のやむを得ない場合には、医師の処方箋がなくとも、
薬剤師と相談した上で、必要最小限の数量を薬局で購入できる。

（品目数、成分数は2025年3月時点）

②OTC薬

要指導医薬品

一般用医薬品

第一類医薬品

第二類医薬品

第三類医薬品

※ 薬剤師からの情報提供の必要性や使用時の注意の度合いにより区分。

医療用医薬品である以上、
原則、医師の処方が必要。

ただし、古くから承認されている
医薬品（漢方薬、ビタミン剤
等）、一般用医薬品の成分
として指定されている医薬品
（解熱鎮痛剤、胃腸薬、ス
テロイド外用薬等）等が該
当し、これらは比較的リスクが
低い医薬品と考えられる。

（約6,100品目、860成分）

OTC薬(Over the Counter
Drug)は、**薬剤師等に
相談しつつ**、患者の
判断に基づいて購入
され、使用されるもの。

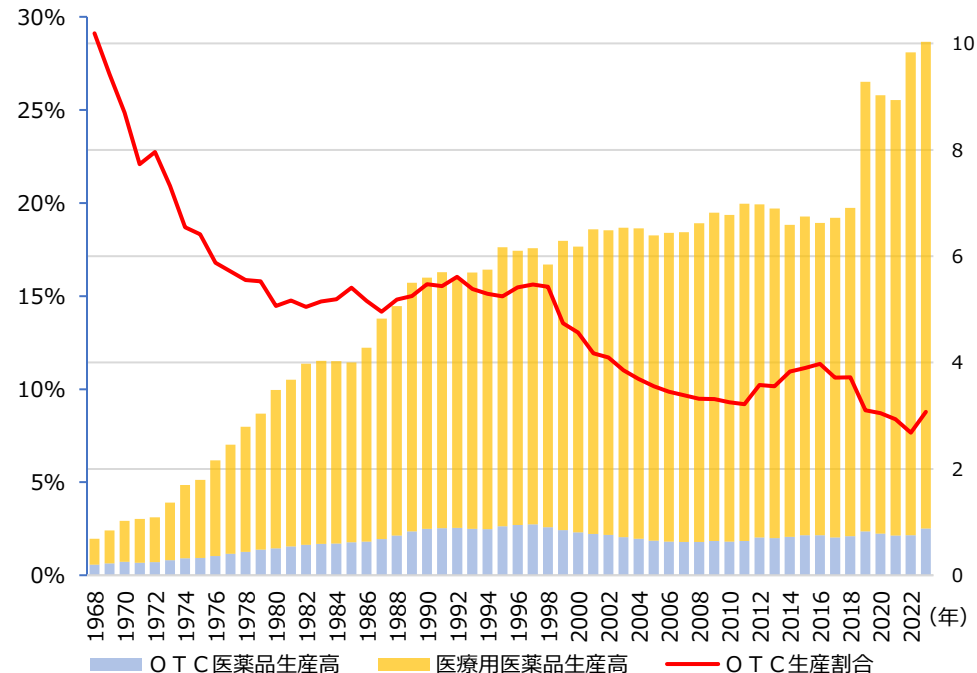
（約1万品目）

◆OTC薬の現状

- ✓ 近年の一定程度の「スイッチOTC化」の進展や、薬局・ドラッグストアの増加にもかかわらず、OTC薬のマーケットは、医薬品全体に占める割合で見ても、生産高で見ても、増加傾向にはなっていない。

（OTC薬の生産高の割合/%）

（生産高/兆円）



（出所）厚生労働省「薬事工業生産動態統計」

（注）調査の精度を高めるため、2019年に調査方法が大幅に変更された。（報告率が15%（2018年・製造販売事務所）から95%（2019年）となった。）

セルフケア・セルフメディケーションの推進 ①スイッチOTC化の一層の推進

- セルフケア・セルフメディケーションの推進に当たっては、OTC薬の選択肢の幅を広げるため、スイッチOTCの推進が重要。
- OTC薬に係る適正使用の確保や販売体制の改善、国民の理解促進を含めた環境整備を前提としつつ、「長期間状態が安定」「対処方法が確定」「自己による服薬管理が可能」と言える場合に係るスイッチOTC化を着実に進めていくべき。

◆スイッチOTCとは

(i) 処方箋医薬品

①医療用医薬品

(ii) 処方箋医薬品以外の医療用医薬品

【スイッチOTC化】

(=要指導（一般用）新有効成分含有医薬品の承認取得)

要指導医薬品

②OTC薬

- ※ 現行制度上、要指導医薬品は、一定期間経過後、自動的に一般用医薬品に移行。
- ※ R7国会において、適正使用確保のため必要なら要指導医薬品に留めることを可能とする法改正予定。
(R7年国会に提出中 (R7.3月時点))

第一類医薬品

第二類医薬品

第三類医薬品

一般用医薬品

【スイッチOTC化する上で満たすべき基本的要件】

- 人体に対する作用が著しくないものであって、使用者の状態やその変化に応じて、医師による薬剤選択や用量調整等（他剤との併用も含む）を必要としない医薬品であること。
- 以下のいずれかのような医薬品であること。
 - 使用する際に使用者自身が症状から判断することが可能であり、使用者自身が適正に購入し短期間使用できる医薬品であること。
 - 初発時は、使用者のみでは自己判断が難しい症状であるものの、一定期間内の診断情報、服薬指導等といった医師、薬剤師による一定の関与により、使用者が適正に購入し使用できる医薬品であること。
- 原疾患以外の症状をマスクするリスク等を含め、医療機関への受診が遅れることによって生じるリスクについて、講じる対策により許容可能なリスクにできること。
- スイッチOTC化した際に懸念される公衆衛生上のリスク（医薬品の濫用等）について、講じる対策により許容可能なリスクにできること。

(出所) 医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議における「中間とりまとめ」

◆主な例

(※これまでスイッチOTC化されたのは計96成分(2025.4時点))

スイッチ年次	成分名	薬効（一般用医薬品）	主な製品
1983年	ソイステロール	コレステロール降下薬	ローカスタ
1985年	インドメタシン	外用鎮痛薬	ザロンパス
1985年	イブプロフェン	鎮痛薬	イブ
1988年	カルボシステイン	鎮咳薬	ムコダイン
1997年	ファモチジン	胃腸薬	ガスター
2010年	ロキソプロフェンナトリウム	消炎鎮痛薬	ロキソニン
2012年	フェキシフェナジン塩酸塩	アレルギー用薬	アレグラ
2020年	精製ヒアルロン酸ナトリウム	ドライアイ薬	ヒアレイン

◆スイッチOTC化のKPI（令和5年12月に設定）

- 令和5年末時点で海外2か国以上でスイッチOTC化されている医薬品については、原則として3年以内（令和8年末まで）に日本でもOTC化する。
- 関係審議会等の審査・審議・意思決定プロセスの見直し等必要な措置を講ずることにより、国内でスイッチOTC化の要望があり申請されたものについては、原則として以下の対応。
 - ① 「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」への要望書の提出時点から総期間1年以内に検討結果を取りまとめる。
 - ② 承認申請から承認の可否を判断するまでの総期間1年以内とする。

【改革の方向性】（案）

- 国民の利便性向上に資する医薬品のスイッチOTC化を進め、薬局で自ら購入できる医薬品の選択肢を増やしていく必要。例えば、既に医師の処方を受け、症状が長期に安定しているような生活習慣病患者に係る医薬品（降圧剤等）・検査薬のスイッチOTC化を進めてはどうか。

セルフケア・セルフメディケーションの推進 ②OTC類似薬の保険適用の在り方の見直し

- OTC薬のある医療用医薬品に対する保険給付の在り方については、諸外国の例や、我が国の保険外併用療養費制度も参考に、概ね全ての自治体でこども医療費助成が実施されていること等も踏まえつつ、必要な医療保障とのバランスを確保できる方策について、幅広く検討を進めるべき。

◆ 諸外国の例（医薬品に対する保険給付の在り方）

- ✓ 医薬品の処方制限、有用性に応じた自己負担割合の設定、定額自己負担といった様々な仕組みを持つ国が存在。

【英国】 ～軽度な症状に対する医薬品の処方制限～

医療費の抑制のため、**重症ではない症状を有する患者に対する処方医薬品の交付を減らし、OTC薬の購入を促すようにするため**、2019年、NHS England による**ガイドランスが発行**されている25。

25 NHS、Guidance on conditions for which over the counter items should not routinely be prescribed in primary care.

(出所)「国民が安心してセルフメディケーションできるICTやIoT技術を活用したOTC医薬品の販売・授与に関する調査研究」(研究代表者 昭和大学薬学部 赤川圭子氏)

【仏国の例】 ～薬剤の種類に応じた患者負担割合の設定～

抗がん剤等の代替性のない高額医薬品		0%
国民連帯の観点から負担を行うべき医療上の利益を評価して分類(医薬品の有効性等)	重要	35%
	中程度	70%
	軽度	85%
	不十分	100%

【スウェーデンの例】 ～薬剤費の一定額までの全額患者負担～

年間の薬剤費	患者負担額
1,150クローネまで	全額患者負担
1,150クローネから5,645クローネまで	1,150クローネ + 超えた額の一定割合
5,645クローネ超	2,300クローネ

(注) 1クローネ=14円 (2024年4月中において適用される裁定外国為替相場)

【改革の方向性】(案)

- セルフケア・セルフメディケーションの推進、リスクに応じた自己負担、必要な医療へのアクセスの確保といった観点を踏まえ、OTC類似薬に係る保険給付の在り方の見直しを具体的に進めていくべき。

◆ 「保険外併用療養費制度」の柔軟な活用・拡大について

保険外併用療養費の対象となれば、保険診療との併用が可能。例えば、差額ベッド代は全額自己負担でも、それ以外の入院料などは通常の負担。

評価療養	保険導入のための評価を行うもの(例: 先進医療)
患者申出療養	患者からの申出に基づき保険導入のための評価を行うもの
選定療養	保険導入を前提としないもの(例: 差額ベッド、歯科の金合金)

OTC類似薬

技術料等

現状

保険給付	保険給付
3割自己負担	3割自己負担

- 現状では、技術料も薬剤も内容にかかわらず一定割合の負担
- 薬局等でOTC薬が販売されているにも関わらず、保険料財源により、OTC類似薬がファイナンスされる。

OTC類似薬

技術料等

案: 単純な「保険適用除外」

全額自己負担	全額自己負担
--------	--------

- OTC類似薬について、単に保険給付から外す場合には、「混合診療の原則禁止」の下で、技術料や他の薬剤も含めて全額が自己負担となる。

OTC類似薬

技術料等

案: 保険外併用療養費制度の活用

全額自己負担	保険外併用療養費
	3割自己負担

- 保険外併用療養費制度を活用し、例えば「新たな選定療養」と位置付ければ、OTC類似薬についてのみ切り出されて自己負担となる。

セルフケア・セルフメディケーションの推進 ③国民意識の変革

- 日本は、諸外国に比べて年間外来受診回数が多い一方で、日本人の健康リテラシーは低いとの指摘がある。
- OTC薬（市販薬）についての認識についても、セルフケア・セルフメディケーションの前提となるべき正確な知識を持つ国民は、必ずしも多くないことがうかがえる。

◆東京都医師会HP「ヘルスリテラシーって何？」

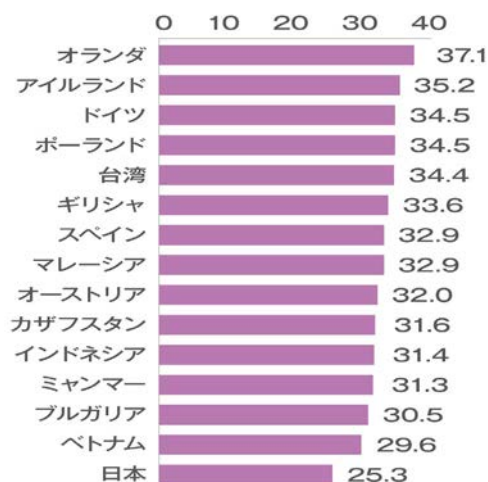
え？日本人のヘルスリテラシーはかなり低い？

コロナ禍により、私たちのデジタルリテラシーは向上しました。WEB会議、QR決済、ワクチン接種の予約など、生活に必要なものが一気にデジタルにシフトしたのです。

しかし、ヘルスリテラシーはどうでしょう。複数の国を対象に行われた調査*では、日本のヘルスリテラシーは欧米やアジア諸国と比べても低いという報告があります。

*ヨーロッパヘルスリテラシー質問用紙（European Health Literacy Survey Questionnaire：HLEU-Q47）

国別のヘルスリテラシーの平均点



ヘルスリテラシーとは「健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力」のことです。自分の身体について考え、沢山の健康情報の中から適切な情報を見極めて使いこなすこと。この力を向上させることが、病気の予防や健康寿命の延伸につながります。東京都医師会は、日頃の医療活動やこうした啓発により、あらゆる方のヘルスリテラシーを向上させていきます。

聖路加国際大学・中山和弘教授「これからのヘルスリテラシー 健康を決める力」（講談社、2022）より

◆OTC医薬品協会 実施アンケート調査の結果

【調査概要】

✓ 2023年4月から2024年3月までの通院歴を基に、アレルギー性鼻炎（花粉症）の治療のため医療機関から特定の医療用医薬品（フェキソフェナジン塩酸塩、エピナスチン塩酸塩、ロラタジン）を処方されたことのある健保加入者に対し、医師から処方された医療用医薬品と同一有効成分のOTC薬を送付した上で、その認識や心境の変化を調査。

✓ 5つの健康保険組合の保健事業の一環として実施。

- ・ OTC薬の送付先：2,151名（回答数：551名）
- ・ 送付OTC薬：アレジオン20、クラリチンEX、アレグラFX

✓ 調査と合わせて、OTC薬に関する基礎知識に係る啓発資料も送付。

【主な調査結果】

✓ 送付OTC薬の事前の認知率は、76.4%。

✓ 送付OTC薬と処方薬が同一有効成分であることの認知率は、29.9%。

✓ 送付OTC薬を使用する（した）理由は、「健保の推奨だから」が42.4%、「処方薬と同一有効成分だから」が56.1%。

✓ OTC薬の送付の結果、64.4%が通院が減る（または、なくなる）と回答。

【改革の方向性】（案）

- セルフケア・セルフメディケーション推進のためには、地域の医療関係者の協働により、国民自身の意識を変えることも重要な課題。OTC薬の使用を促すインセンティブ措置を行う保険者の取組の横展開など、国民の行動変容につながる具体策を検討すべき。

I．我が国の医療保険制度の特徴と課題

II．質の高い医療の効率的な提供

- (1) 医療提供体制の改革
- (2) 診療報酬改定
- (3) 調剤報酬改定
- (4) 費用対効果評価の活用・患者本位の治療
- (5) 保険者機能の発揮

III．保険給付範囲の在り方の見直し

- (1) セルフケア・セルフメディケーションの推進
- (2) 高額薬剤への対応、入院時の部屋代

IV．高齢化・人口減少下での負担の公平化

- (1) 高齢者の活躍する長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方
- (2) 金融所得の勘案、金融資産等の取扱い、現役並み所得の判定基準の見直し

高額薬剤への対応

- 高額な薬剤が続々と登場・普及していく中で、保険料負担の軽減を含め、医療保険財政の持続可能性の確保が大きな課題。最適な医療が患者に適切に提供されるべきことを前提に、能力に応じて負担を分かち合うための制度見直しと併せて、高額な薬剤を含めた最先端医療へのアクセスをどのように確保すべきか、自助・共助・公助のバランスを如何に図るかの観点から幅広く検討する必要。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）（令和6年6月21日閣議決定）（抄）
イノベーションの進展を踏まえた医療や医薬品を早期に活用できるよう民間保険の活用も含めた保険外併用療養費制度の在り方の検討を進める。

（参考）新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和6年6月21日閣議決定）（抄）
③保険外併用療養費制度の運用改善による迅速なアクセス
有効性評価が十分でない最先端医療等（再生医療等製品、がん遺伝子パネル検査等）について、国民皆保険の堅持とイノベーションの推進を両立させつつ、希望する患者が保険診療の対象となるまで待つことなく利用できるよう、保険診療と保険外診療の併用を認める保険外併用療養費制度の対象範囲を拡大する。あわせて、患者の負担軽減・円滑なアクセスの観点から、民間保険の活用も考慮する。

◆ 保険外併用療養費制度

- 国民皆保険の下、必要な医療は等しく提供する役割を堅持しつつ、保険外併用療養費制度について、①医療技術の進歩、②患者ニーズの高度化・多様化に対応する観点から、これまで順次拡大。

① 医療技術の進歩

⇒**評価療養**（患者申出療養を含む）

※治験など、有効性・安全性を確認し保険導入のための評価を行うもの

② 患者ニーズの高度化・多様化

⇒**選定療養**（代替手段の選択が可能であることが基本）

※患者の選択に任せるものとして、保険適用を前提としないもの

- 今後、費用対効果評価を本格的に活用していくこととなれば、「薬事承認されたものの保険収載はされていない」医薬品が拡大すると見込まれる。

◆ 市場拡大再算定

- 年間販売額が、薬価決定時点の予想販売額の一定倍数を超えた場合に薬価を引下げ。

市場拡大再算定		年間販売額 基準額	予想販売額 比	薬価引下げ率	
				原価計算 方式	類似薬効 比較方式
薬価改定時 《2年に一度》	年間販売額が予想販売額の一定倍数を超えた場合等には、薬価改定時に価格を引下げ	100億円超	10倍以上	10～25%	－
		150億円超	2倍以上	10～25%	10～15%
薬価改定時以外の 再算定 《4半期ごと》	効能追加等がなされた品目については、市場規模350億円超のものに限り、新薬収載の機会（年4回）を活用	350億円超	2倍以上	10～25%	10～15%
再算定の特例 《4半期ごと》	年間販売額が極めて大きい品目の取扱いに係る特例	1000～1500億円	1.5倍以上	10～25%	
		1500億円超	1.3倍以上	10～50%	

例えば、
① **タイミング**を偶数年改定時に限定せず、**再算定の頻度**を高めること、
② **4半期ごとの再算定**の対象となる**医薬品の要件を広げる**こと、
など、国民負担軽減の観点から見直しをする余地があると考えられる。

【改革の方向性】（案）

- 高額薬剤への対応として、費用対効果評価制度等の一層の活用を含めた薬価制度上の最大限の対応はもとより、保険外併用療養費制度の柔軟な活用・拡大、民間保険の活用について検討を進めるべき。

入院時の部屋代

- 医療機関への入院コストのうち、「光熱水費」や「室料」については、「医療」そのものではなく、医療技術や薬剤に適切にファイナンスするという医療保険の本来の役割を果たし続けるとの観点からは、保険給付の対象外とすべきと考えられる。
- 現状、65歳以上の一般病床・精神病床の入院患者と、65歳未満の全ての患者は、「室料」はもとより、「光熱水費」の負担がない。65歳以上の療養病床の入院患者に限っては、「光熱水費」の負担はあるが、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）では徴収される「多床室の室料」は負担していない。これら自己負担となっていない部分の費用については、医療保険でカバーされている。
- 在宅医療を受ける患者との公平性の観点や、医療法上の病床区分で診療報酬上の取扱いを変えることの不合理性に鑑みれば、年齢や対象疾患・対象病棟に関わりなく、患者の負担能力に応じて、光熱水費・室料を自己負担として求めることを検討すべきではないか。

◆現行制度

（医療法上の病床区分）	65歳以上	65歳未満
療養病床	370円（光熱水費相当）	0円
一般病床・精神病床	0円	0円

※ 別途、入院患者から「差額ベッド代」を徴収可能。

◆病床区分と診療報酬の関係

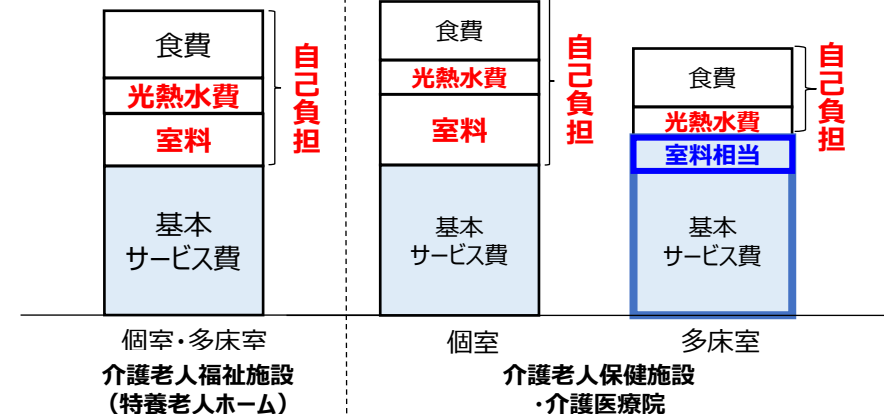
- ✓ 療養病床でも一般病床でも、診療報酬上は、例えば、回復期リハビリテーション病棟入院料や地域包括ケア病棟入院料のどちらでも算定（届出）可能となっている。つまり、病床区分と当該病床に入院する患者実態は明確に紐付いていないのが実態。
- ✓ 同じ65歳以上でも、例えば、ともに地域包括ケア病棟入院料を算定しており、機能・評価が同等の医療を受けているにも関わらず、入院先が療養病床か否かで、光熱水費負担の有無が変わるのは不合理ではないか。

◆在宅との均衡

- ✓ これまで、「地域完結型」の医療を目指し、病床機能の分化・連携と、在宅医療・介護までの切れ目ない提供体制の構築が目指されてきた。
- ✓ 「居住コスト」という生きていく上での基本的な費用について、入院患者であるか、在宅療養者であるかで負担の在り方が異なるのは、（少なくとも医療政策としては）不公平であり、患者にとっての最適な医療選択を歪める恐れもあるのではないか。

◆介護保険制度での取扱い

※ 補足給付対象外の入居者であれば、自己負担額は自由に設定可能。



【介護保険制度における「補足給付」の仕組み】

- 介護保険では、食費及び居住費（光熱水費・室料）に係る自己負担額について、負担能力に応じた軽減措置を実施。
- 介護保険の給付範囲ではないとの前提で、その対象に対して、暫定的・例外的・福祉的な措置として、介護保険から給付。
- 応能負担の徹底の観点から、保有資産を勘案の上で、補足給付の対象の可否・給付額を決定。

【改革の方向性】（案）

- 医療機関の入院患者に係る光熱水費・室料については、介護保険制度での取扱いも参考にしつつ、患者の負担能力に応じた形で、保険給付から除外し、自己負担とするべき。

I．我が国の医療保険制度の特徴と課題

II．質の高い医療の効率的な提供

- (1) 医療提供体制の改革
- (2) 診療報酬改定
- (3) 調剤報酬改定
- (4) 費用対効果評価の活用・患者本位の治療
- (5) 保険者機能の発揮

III．保険給付範囲の在り方の見直し

- (1) セルフケア・セルフメディケーションの推進
- (2) 高額薬剤への対応、入院時の部屋代

IV．高齢化・人口減少下での負担の公平化

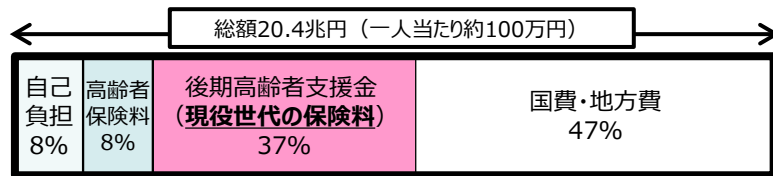
- (1) 高齢者の活躍する長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方
- (2) 金融所得の勘案、金融資産等の取扱い、現役並み所得の判定基準の見直し

年齢ではなく能力に応じた負担（総括）

- 75歳以上の者の1人当たり医療費は現役世代の約4倍であり、そのうち8割強は公費と現役世代の支援金で賄う構造。他方で現役世代は医療費のうち8割を患者負担と保険料で賄いつつ、加えて後期高齢者支援金も負担。
- 年齢ではなく能力に応じた負担とし、世代間の公平性を確保する観点から、改革工程に基づき、金融所得の勘案、金融資産等の取扱い等について検討を深めるべき。

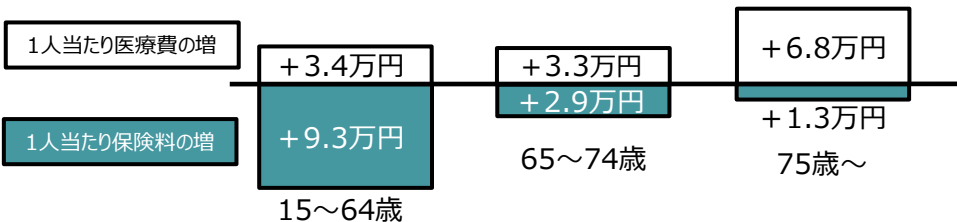
給付と負担のバランス

◆ 後期高齢者の医療費と財源

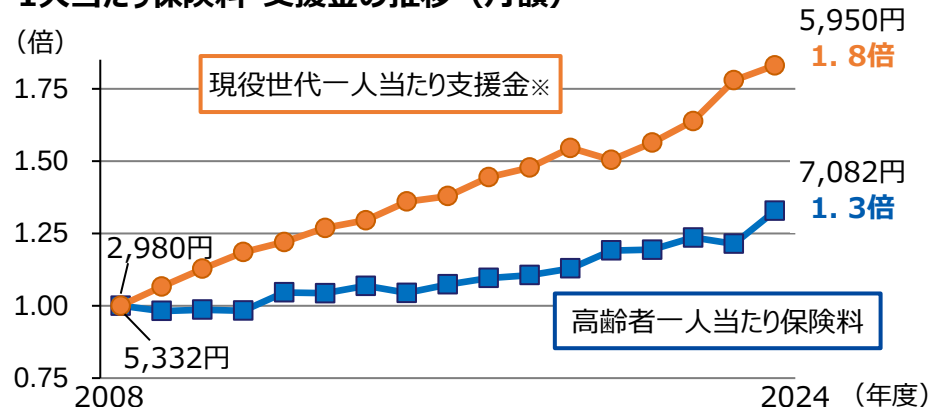


※2025年度予算を基に作成。

◆ 1人当たり医療費と保険料の増加（2009→2021）



◆ 1人当たり保険料・支援金の推移（月額）



※2008年度の数値を1とした場合の倍数
（満年度化の影響排除のため2008年度の金額に12/11を乗じたものを基準に計算）

これまでに取り組んできた主な事項

- **70～74歳の者の窓口負担の引上げ（1割→2割）**
 - ・ 2014年4月以降に70歳に達した者から2割負担（2018年度末で完了）
- **70歳以上の者に係る高額療養費制度の見直し**
 - ・ 2017年8月以降、低所得者を除き、段階的に自己負担の限度額を引上げ
- **療養病床の65歳以上の者の光熱水費の負担見直し**
 - ・ 2017年10月以降、指定難病の者等を除き、段階的に光熱水費の負担を引上げ
- **一定の所得のある後期高齢者（75歳以上）の2割の窓口負担の導入**
- **後期高齢者医療を支える現役世代の支援金と高齢者の保険料との負担割合の見直し**

今後の主な改革の方向性

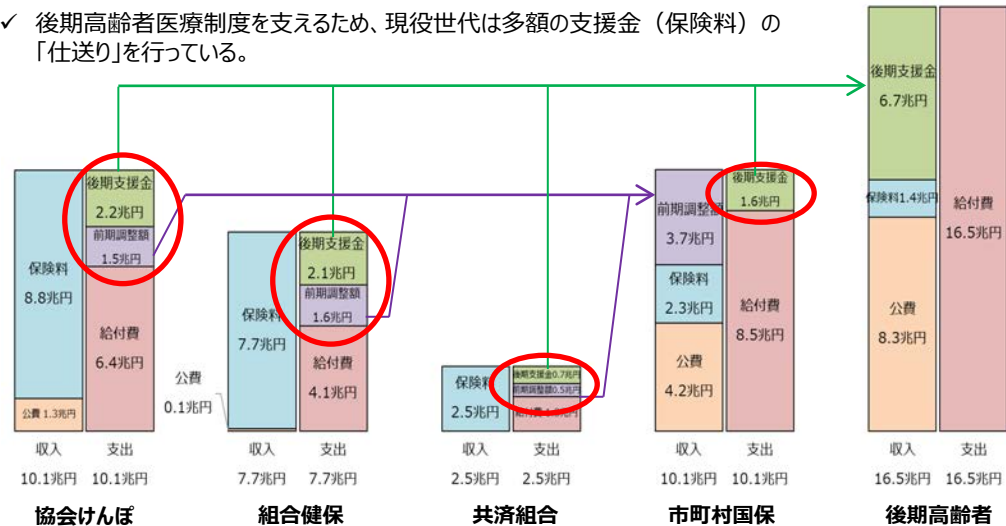
- **長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方の検討**
- **年齢ではなく能力に応じた負担**
 - ・ 金融所得の勘案
 - ・ 金融資産等の取扱い
 - ・ 後期高齢者医療制度における「現役並み所得」の判定基準の見直し

後期高齢者医療制度の負担の分かち合い

- 2025年度を迎え、「団塊の世代」が全て後期高齢者医療制度に加入する一方、現役世代の人口減少は続いている。現役世代の保険料負担軽減のため、後期高齢者医療制度の見直しに不断に取り組む必要。これまでも、一定所得以上の後期高齢者の自己負担割合を2割とするなど一定の見直しが図られてきたが、今後、後期高齢者に対する医療保障を如何に確保していくべきか、改めて更に議論を深める必要。

◆後期高齢者医療制度の財源について（令和4年度）

- ✓ 後期高齢者医療制度を支えるため、現役世代は多額の支援金（保険料）の「仕送り」を行っている。



注1：前期調整額及び後期支援金の拠出側の合計と交付側の金額が一致しないのは、表示されていない他制度（国保組合など）があるため。
注2：「前期調整額」には退職拠出金も含む。市町村国保の後期高齢者支援金に係る前期調整額は「収入」の「前期調整額」に含めており、「支出」の「後期支援金」には調整前の金額を記載。

◆後期高齢者の自己負担の割合・金額について

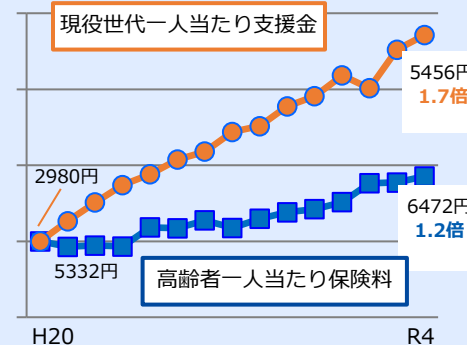
区分／判定基準	負担割合	外来特例 (個人ごと)	高額療養費の上限額 (世帯ごと)
約130万人 (約7%) 現役並み所得 (課税所得145万円以上)	3割	収入に応じて80,100～252,600円 + 1%	<多数回該当：44,400円～140,100円>
約370万人 (約20%) 一定以上所得 (課税所得28万円以上)	2割	18,000円 / 年14.4万円	57,600円
約575万人 (約32%) 一般 (課税所得28万円未満)	1割	18,000円 / 年14.4万円	<多数回該当：44,400円>
約435万人 (約24%) 低所得Ⅱ (世帯全員が住民税非課税(年収約80万円超))	1割	8,000円	24,600円
約305万人 (17%) 低所得Ⅰ (世帯全員が住民税非課税(年収約80万円未満))	1割	8,000円	15,000円

◆後期高齢者保険料の見直しの経緯

- 後期高齢者保険料は、医療給付費の1割として制度設計されたが、その後、現役世代人口の減少による後期高齢者支援金の増加分について、現役世代の後期高齢者支援金と後期高齢者の保険料とで折半して負担するよう、2年ごとに改定することにより、**後期高齢者保険料負担割合は継続的に微増**。
- 足元では、高齢者医療を全ての世代で公平に支え合う仕組みを構築する観点から、**R5年健保法等改正において、現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合を見直し**。

	H20-21 年度	H22-23 年度	H24-25 年度	H26-27 年度	H28-29 年度	H30-R元 年度	R2-3 年度	R4-5 年度	R6-7 年度
後期 高齢者 負担率	10 %	10.26 %	10.51 %	10.73 %	10.99 %	11.18 %	11.41 %	11.72 %	12.67 %

★R5年法改正時の資料より 《一人当たり保険料・支援金の推移（月額）》



- 制度創設時と比べ、現役世代の支援金は1.7倍、高齢者の保険料は1.2倍の伸びとなっており、**高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸びが同じになるよう見直し**。

- 高齢者世代の保険料について、激変緩和措置を講じるとともに、低所得層の負担増に配慮し賦課限度額や所得に係る保険料率を引き上げる形で負担能力に応じた負担とする。

【改革の方向性】（案）

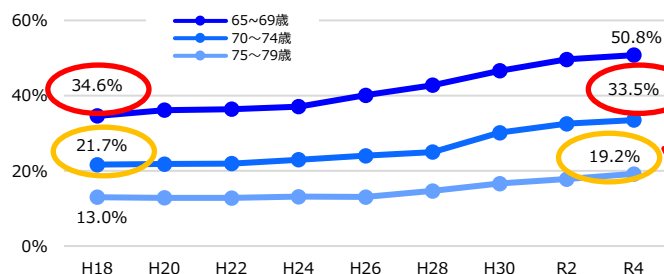
- 後期高齢者医療制度の持続可能性を高め、現役世代の保険料負担の軽減につながるよう、後期高齢者の保険料負担や、患者自己負担割合の在り方について、不断の見直しに向けた検討を深めるべき。

高齢者の活躍する長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方

- 高齢者医療における患者自己負担の在り方については、「負担割合」と「対象年齢」の2つの論点がある。「負担割合」については、直近、2022年に一定以上所得者についての2割負担が導入された。
- 後期高齢者医療制度が導入されてから15年以上経過する中で、日本の社会経済における高齢者の位置づけは大きく変化しており、また、医療ニーズの様態についても同じとは言えないと考えられる。

◆ 高齢者の就業率の推移

✓ 近年、高齢者の就業率は顕著に上昇傾向



就業率について
かつての65歳は
現在の70歳、
かつての70歳は
現在の75歳
に相当

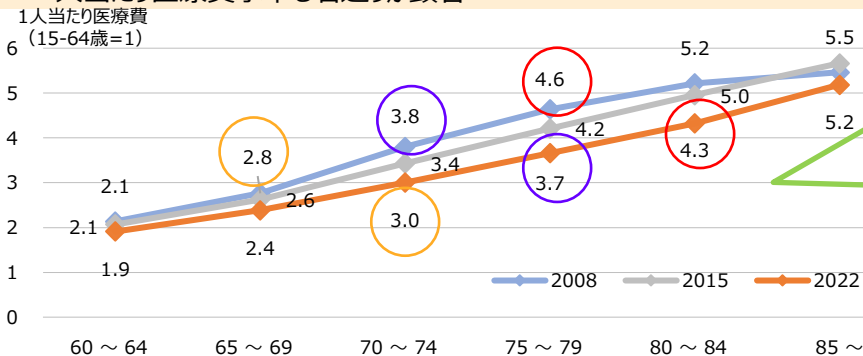
(出所) 総務省統計局「労働力調査」を基に厚生労働省において作成。
(注) 「就業率」とは、各年齢階級の人口に占める就業者の割合をいう。値は年平均。

◆ 高齢者の患者自己負担割合の経緯

年度	見直し内容
1973年（昭和48年）	老人医療費の無料化
1983・1984年（昭和58・59年）	高齢者の患者自己負担の導入（老人保健制度・退職者医療制度（各医療保険制度の共同事業））
2001年（平成13年）	定率1割負担の導入
2002年～2007年（平成14～19年）	対象年齢の引上げ（70歳→75歳） 現役並所得者の負担割合の引上げ（平成14年2割、平成18年3割）
2008年（平成20年）	後期高齢者医療制度・前期高齢者財政調整の創設
2014年（平成26年）	70～74歳の患者自己負担を、新たに70歳になる方から2割負担へ
2022年（令和4年）	75歳以上の一定以上所得者について2割負担を導入

◆ 若年層との比較における高齢者の一人当たり医療費水準の推移

✓ 一人当たり医療費水準も若返りが顕著

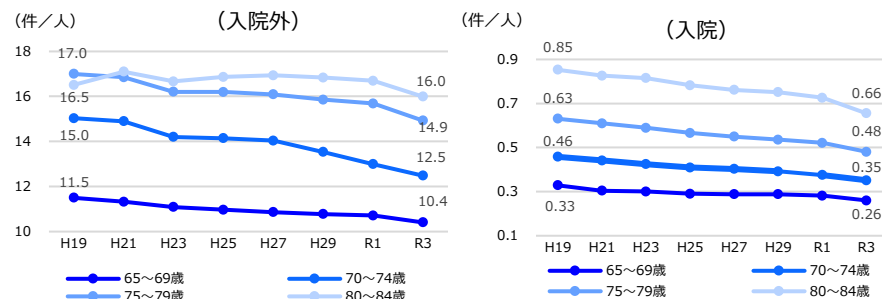


(出所) 厚生労働省「国民医療費」、総務省「人口推計」より作成。

一人当たり医療費水準は、
かつての70～74歳は現在の
75～79歳より高い。
また、
かつての75～79歳は現在の
80～84歳より高い。

◆ 高齢者の受診率の推移

✓ 近年、高齢者の受診率は低下傾向



(出所) 厚生労働省保険局医療課「医療保険に関する基礎資料」
(注) 医療保険制度の年齢階級別医療費、件数、日数、加入者数及診療諸率を基に厚生労働省において作成。

【改革の方向性】（案）

- 後期高齢者医療制度の導入以降の社会経済環境の変化や医療ニーズの実態等を踏まえつつ、長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方について検討を深めるべきではないか。

I. 我が国の医療保険制度の特徴と課題

II. 質の高い医療の効率的な提供

- (1) 医療提供体制の改革
- (2) 診療報酬改定
- (3) 調剤報酬改定
- (4) 費用対効果評価の活用・患者本位の治療
- (5) 保険者機能の発揮

III. 保険給付範囲の在り方の見直し

- (1) セルフケア・セルフメディケーションの推進
- (2) 高額薬剤への対応、入院時の部屋代

IV. 高齢化・人口減少下での負担の公平化

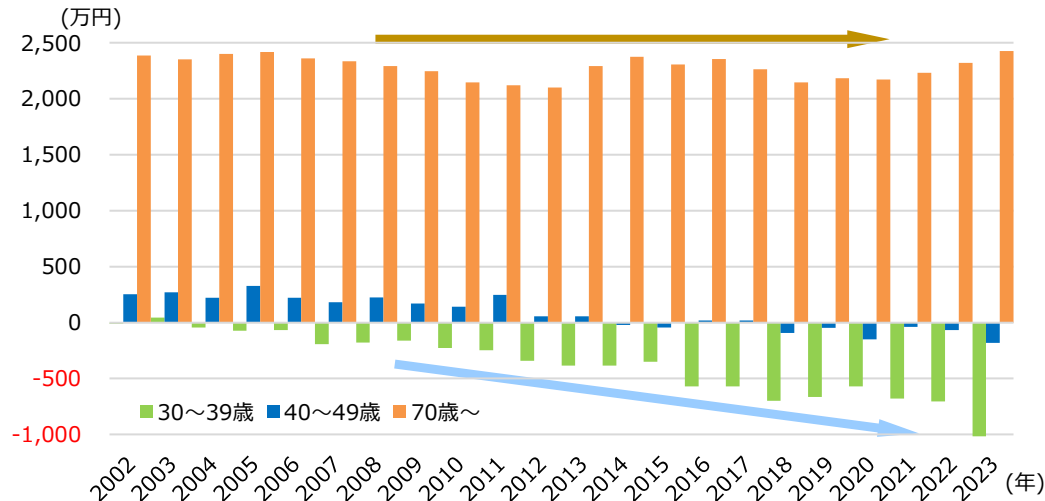
- (1) 高齢者の活躍する長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方
- (2) 金融所得の勘案、金融資産等の取扱い、現役並み所得の判定基準の見直し

高齢世帯の貯蓄等の状況

- 世帯ごとに事情が異なることには留意が必要であるが、①貯蓄から負債を引いた額の高齢者世帯での平均は、2,000万円以上で推移、②高齢者世帯の約3割は預貯金等の金融資産額が2,000万円以上、③モデル年金と同程度の収入がある高齢者世帯の年間の収支状況は黒字となっている。

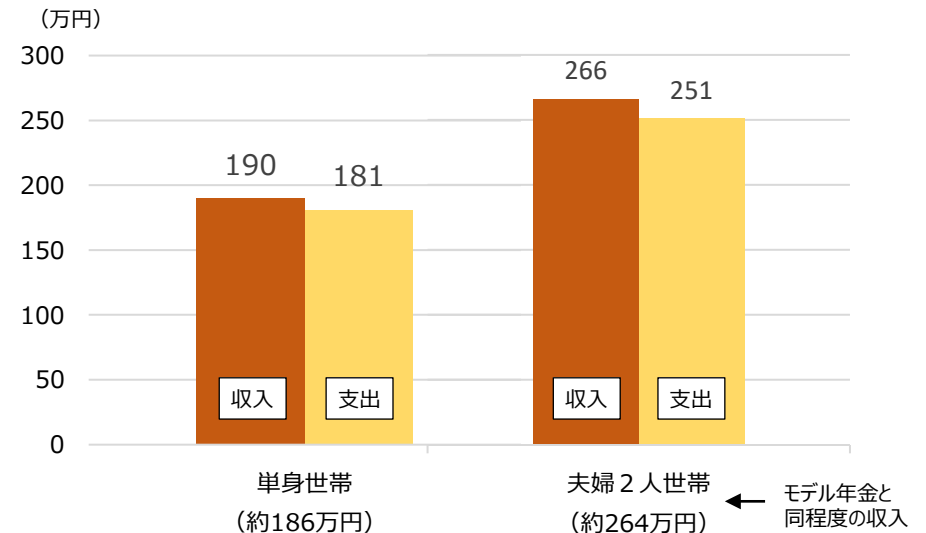
【① 貯蓄額－負債額】

平均的な高齢者世帯の貯蓄から負債を引いた額は2,000万円以上で推移



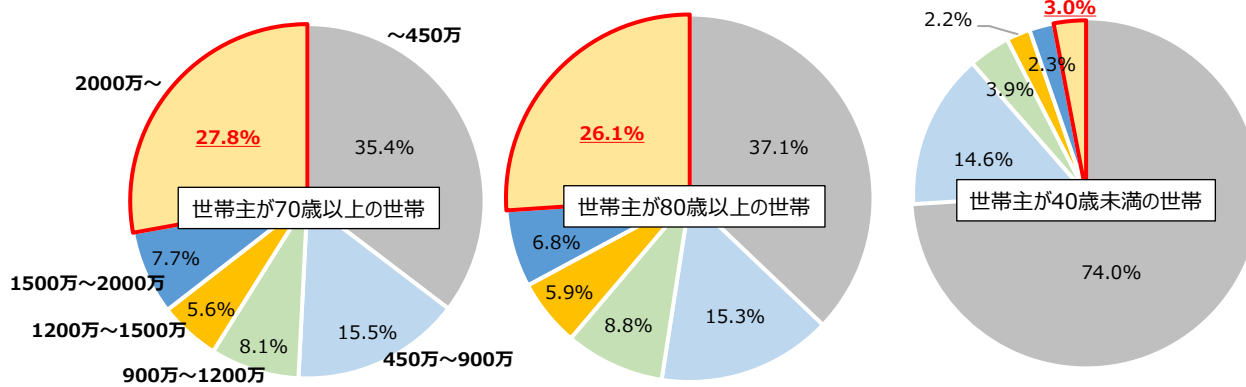
【③ 75歳以上世帯の収支状況】

モデル年金と同程度の収入がある高齢者世帯の年間の収支状況は黒字



【② 金融資産残高別の世帯割合】

高齢者世帯の約3割は預貯金等の金融資産額が2,000万円以上



【① 貯蓄額－負債額】

(出所) 総務省「家計調査」

(注) 2人以上世帯。貯蓄額については、負債を有しない世帯も含み、グラフの凡例は、世帯主の年齢による。

【② 金融資産残高別の世帯割合】

(出所) 総務省「2019年全国家計構造調査」

(注) 総世帯に係る金額であり、負債は含まない。

【③ 75歳以上世帯の収支状況】

(出所) 第109回厚生労働省社会保障審議会介護保険部会(2023.12.7)資料
(注1) モデル年金と同程度の収入は、厚生労働省が公表している2022年度における年金月額から概算した数値。単身世帯については、モデル年金から1人分の老齢基礎年金を除いて算出している。また、両世帯ともに厚生労働省老健局作成資料における年収額のうち最も近いものを引用している。

(注2) 支出額には、住居費、食料費、保健医療費等の消費支出のほか、租税及び社会保険料などの非消費支出も含まれている。

金融所得の勘案

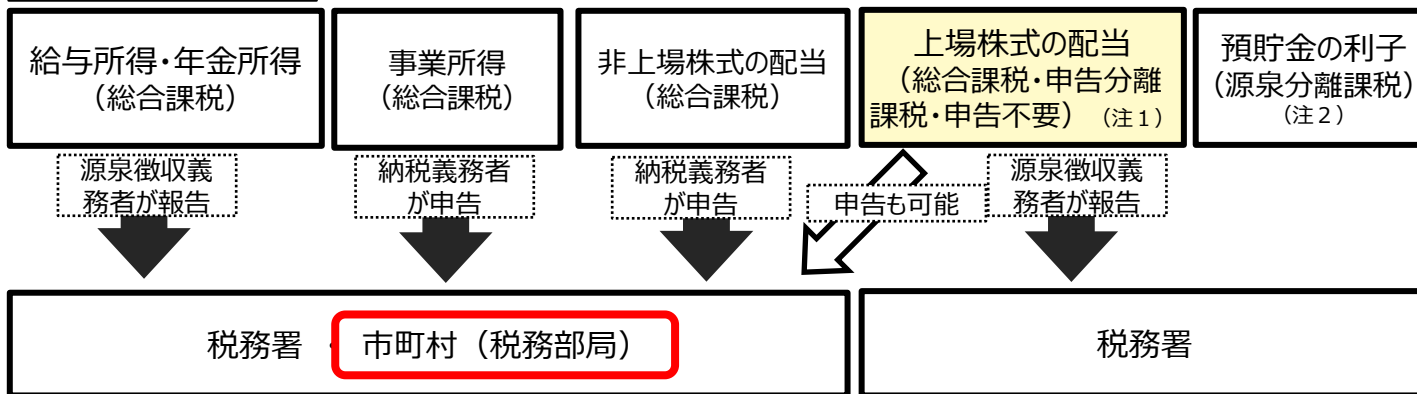
- 後期高齢者等の保険料は税制における課税所得をベースに賦課する仕組みとなっているが、税制において源泉徴収のみで完結する金融所得に関しては、確定申告がされない場合、課税はされるが保険料の賦課対象となっていない。

(参考) 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)(2023年12月22日閣議決定)

- ・ 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度における負担への金融所得の反映の在り方について、税制における確定申告の有無による保険料負担の不公平な取扱いを是正するため、どのように金融所得の情報を把握するかなどの課題も踏まえつつ、検討を行う。

所得税

◆金融所得と課税所得との関係(イメージ)

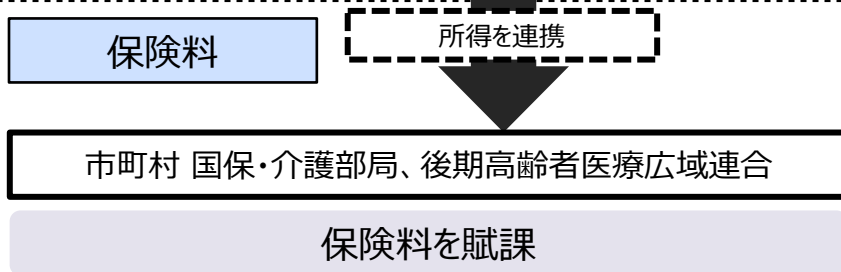


(例) 上場株式の配当

課税方式	保険料
総合課税	対象
申告分離課税	対象
申告不要	対象外

選択可能

保険料



保険料が賦課されない

(例) 預貯金の利子

課税方式	保険料
源泉分離課税	対象外

課税方式は単一で選択不可

(注1) 上場株式の譲渡益について、源泉徴収口座(源泉徴収を選択した特定口座)を通じて取引が行われた場合は申告不要を選択可能。

(注2) 預貯金の利子について、個別の預貯金者の情報については報告されない。

【改革の方向性】(案)

- 現在保険料の賦課対象とされていない金融所得のうち、本人の選択によって保険料の賦課対象となるかどうかが変わり得るもの(上場株式の配当など。預貯金の利子などは含まれない。)については、公平性の観点から、保険料の賦課ベースに追加し、負担能力の判定においても活用する仕組みについて検討すべき。
- その際、NISAなどの非課税所得(NISA口座で管理される金融資産は1,800万円(簿価残高)まで非課税)は、保険料においても賦課対象としないことを前提とする必要がある。

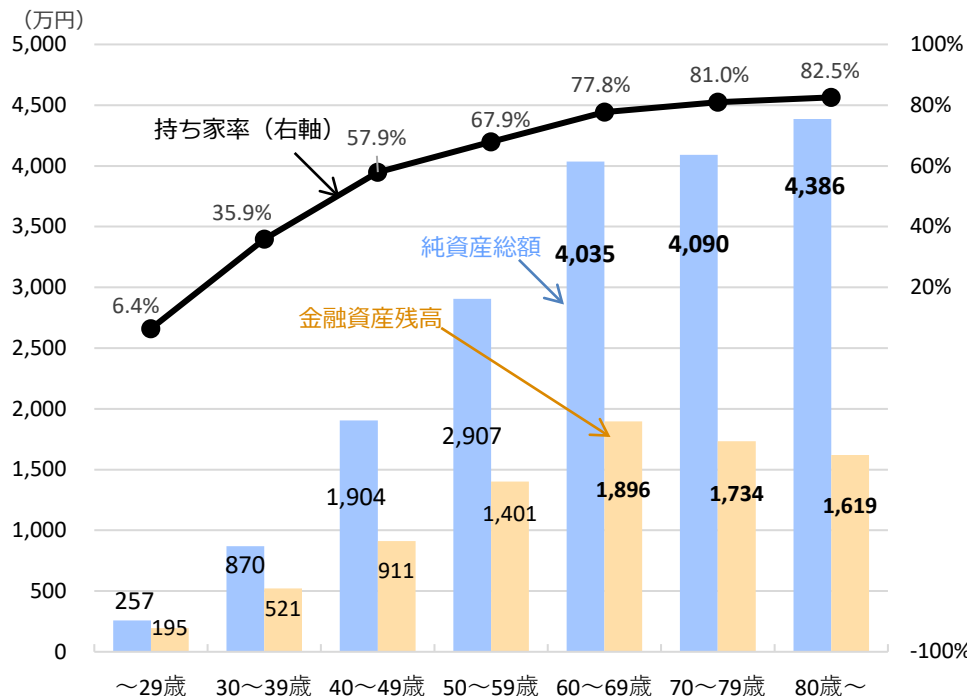
金融資産等の取扱い

- 高齢者は、現役と比べて平均的に所得水準は低い一方、貯蓄現在高は高い。また、低所得であっても相当の金融資産を保有する高齢者も存在。しかし、（介護保険での補足給付を除き）高齢者の負担能力の判断に際し、預貯金等の金融資産は勘案されていない。

（参考）全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（2023年12月22日閣議決定）

- ・ 預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、資産運用立国に向けた取組や国民の安定的な金融資産形成の促進などにも配慮しながら、医療・介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う。介護保険の補足給付の仕組みがあるところ、医療保険では、保険給付と補足給付の仕組みの差異や、加入者数が多く保険者等の事務負担をどう考えるかといった指摘があることも踏まえ、検討を行う。

◆世帯主の年齢階級別資産残高



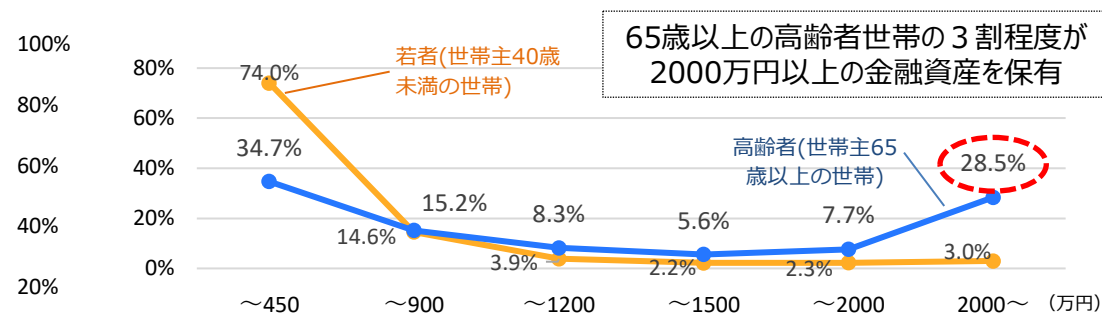
（出所）総務省「2019年全国家計構造調査」、総務省「2018年住宅・土地統計調査」

（注1）金融資産残高には負債は含まない。

（注2）純資産総額は、金融資産残高から負債を除き、住宅・宅地に係る資産を加えたもの。

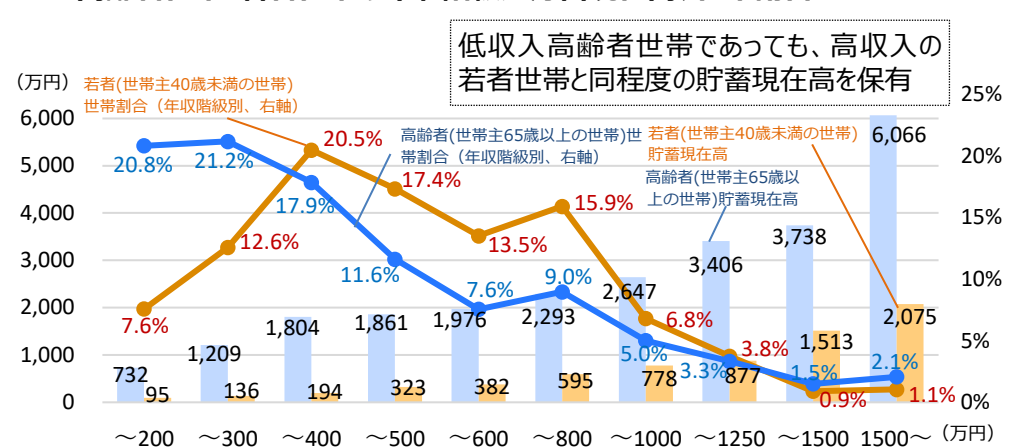
（注3）いずれも総世帯に係る金額。

◆高齢者世帯・若者世帯における金融資産残高別の世帯割合



65歳以上の高齢者世帯の3割程度が2000万円以上の金融資産を保有

◆高齢者世帯・若者世帯の年収階級別貯蓄現在高、世帯割合



低収入高齢者世帯であっても、高収入の若者世帯と同程度の貯蓄現在高を保有

【改革の方向性】（案）

- まずは、現行制度の下での取組として、医療保険における入院時生活療養費等の負担能力の判定に際して、介護保険の補足給付との違いや保険者の事務負担等も踏まえつつ、金融資産を勘案する方策について早急に検討すべき。さらに、医療保険・介護保険における負担の在り方全般について、マイナンバーを活用して、金融資産の保有状況も勘案して、負担能力を判定するための具体的な制度設計について検討を進めていくべき。

現役並み所得の判定基準の見直し

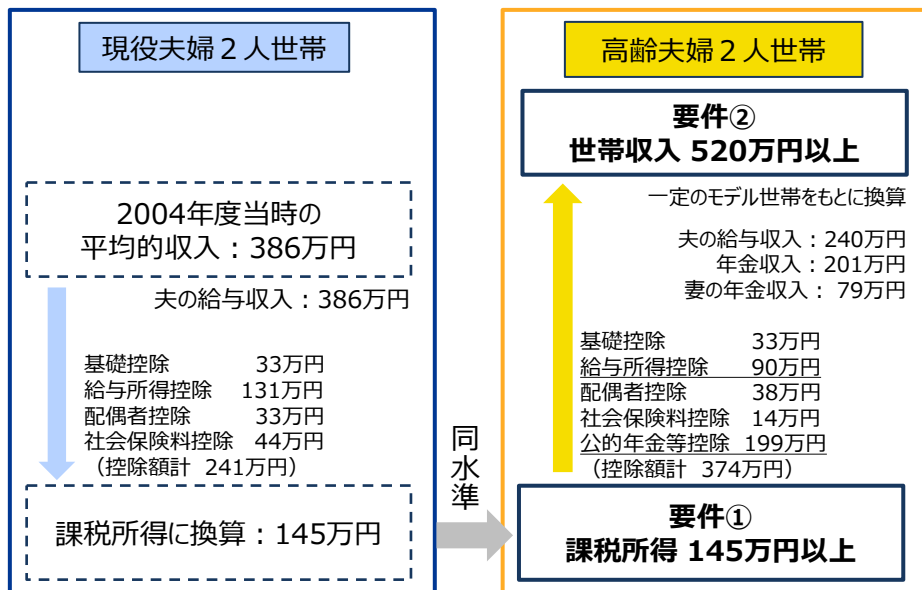
- 後期高齢者の患者負担は、「現役並み」（現役の平均）の所得水準を基準に、それ以上の所得があれば現役と同様 3 割負担を求めることとしている。
- しかしながら、実際の判定基準は、一定の仮定を置いた世帯収入要件もあわせて設けていることから、「現役並み」以上の課税所得があっても必ずしも「現役並み」とは評価されない仕組みとなっている。

（参考）全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（2023年12月22日閣議決定）

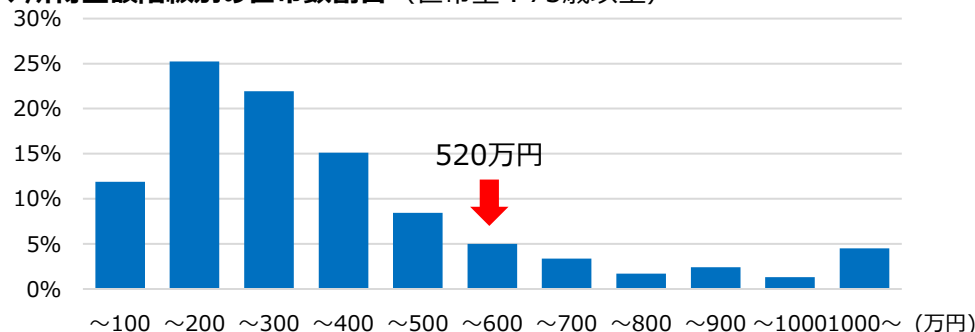
- ・ 年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、医療における「現役並み所得」の判断基準の見直し等について、検討を行う。「現役並み所得」の判断基準や基準額の見直しに当たっては、現役世代の負担が増加することや、2022年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し（一定以上所得のある者への2割負担の導入）の施行の状況等に留意する。

◆ 3割負担等の対象（現役並み所得以上）の判定方法

- 要件① 世帯内に課税所得の額が145万円以上の被保険者がいる
かつ
要件② 世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円以上である。
（世帯の被保険者が一人の場合は、383万円以上である。）

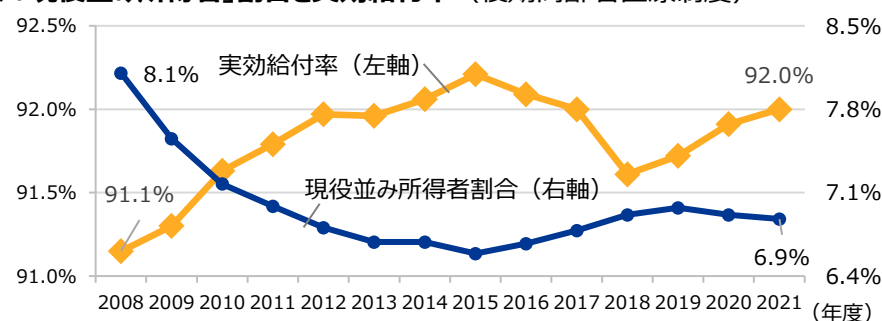


◆ 所得金額階級別の世帯数割合（世帯主：75歳以上）



（出所）厚生労働省「国民生活基礎調査」（2023年）

◆ 「現役並み所得者」割合と実効給付率（後期高齢者医療制度）



（出所）医療保険に関する基礎資料

【改革の方向性】（案）

- 「現役並み所得者」の割合が実効負担率に影響することも踏まえ、「現役並み所得」の判定基準について、現役世代との公平性を図り、世帯収入要件について見直しを行うべき。

1. 総論
2. 医療・介護の理想像
3. 医療
- 4. 介護**
5. 障害福祉
6. 生活保護等

今後の介護保険制度改革の方向性（総括）

- 介護保険制度については、これまでも**給付の適正化等の改革**を実施してきたが、一人当たり介護給付費が急増する85歳以上人口が増加を続けることや、現役世代（支え手）の減少を見据え、以下の3つの視点から**制度の持続性確保のための見直し**を進めることで、中長期的に**増大する介護需要に応えられる体制を構築**していく必要。

保険給付の効率的な提供

◆ これまでに取り組んできた主な事項

- サービス付き高齢者向け住宅等における利用者の困り込み・画一的なケアプラン是正
 - ・ 訪問介護・居宅介護支援の同一建物減算の導入
- 頻回のサービス利用についてのケアプランチェック
 - ・ 2018年10月より導入
- インセンティブ交付金の活用
 - ・ アウトカム指標への配点重点化、評価結果の「見える化」等の見直し
- 介護療養病床等の転換
 - ・ 介護医療院の創設（2024年3月 介護療養型医療施設の廃止 等

◆ 今後の改革の主な方向性

- 生産性の向上
 - ・ ICT機器を活用した人員配置の効率化、経営の協働化・大規模化、職場環境整備等
- 高齢者向け住まい等の報酬体系の見直し
- 人材紹介会社の規制強化
- 訪問看護の適正化、入居者紹介手数料等への対応

保険給付範囲の在り方の見直し

- 要支援者の訪問・通所介護の地域支援事業への移行
 - ・ 2018年3月末に移行完了
- 特別養護老人ホームの重点化
 - ・ 2015年4月より、入所者を原則として要介護度3以上の高齢者に限定
- 福祉用具・住宅改修に係る給付の適正化
 - ・ 2018年10月より、福祉用具等の価格の上限を設定
 - ・ 2024年度より、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制を導入 等

- 軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への更なる移行
 - ・ 生活援助サービスをはじめ、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供
- 福祉用具の貸与と販売の選択制導入等の効果検証
- 保険外サービスの活用

高齢化・人口減少下での負担の公平化

- 利用者負担の引上げ
 - ・ 所得額に応じて、2割負担、3割負担を導入
- 補足給付の要件見直し
 - ・ 2015年8月に預貯金等を勘案する資産要件を追加
- 介護納付金（2号保険料）の総報酬割導入
 - ・ 2017年8月分より、段階的に移行し、2020年度に全面移行
- 1号保険料負担の見直し
 - ・ 2024年度より、所得再分配機能を強化 等

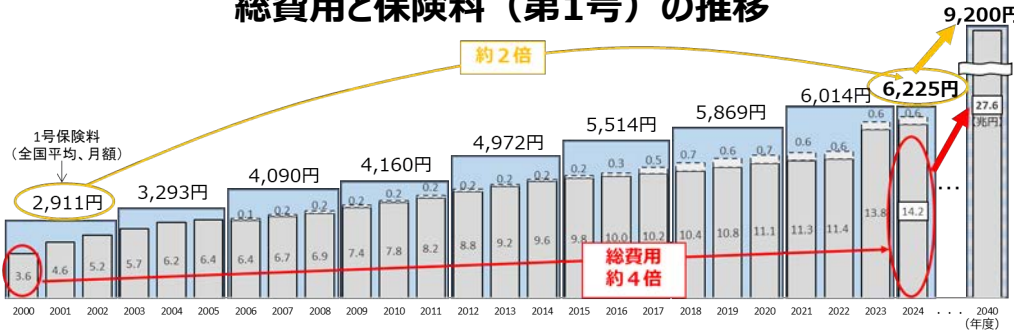
- 利用者負担の更なる見直し
 - ・ 2割負担の範囲の見直し
 - ・ 金融資産、金融所得の勘案
- ケアマネジメントの利用者負担の導入
- 多床室の室料負担の更なる見直し

保険給付の効率的な提供（総括）

- 日本全体で労働力の確保が課題となる中で限られた介護人材を有効活用するとともに、増加し続ける介護費用を抑制していくためには、生産性の向上が喫緊の課題。併せて、画一的なケアプランの是正や紹介事業者への手数料等に係る対応など、給付の合理化・適正化が必要。

介護費用の推移・構造

総費用と保険料（第1号）の推移



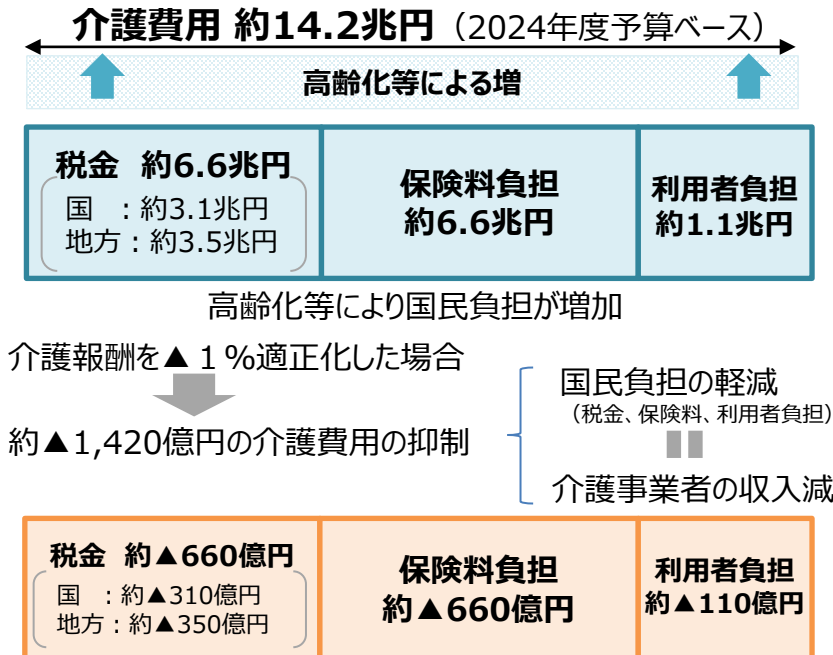
これまでに取り組んできた主な事項

- サービス付き高齢者向け住宅等における利用者の囲い込み・画一的なケアプラン是正
 - ・ 訪問介護・居宅介護支援の同一建物減算の導入
- 頻回のサービス利用についてのケアプランチェック
 - ・ 2018年10月より導入
- インセンティブ交付金の活用
 - ・ アウトカム指標への配点重点化、評価結果の「見える化」等の見直し
- 介護療養病床等の転換
 - ・ 介護医療院の創設（2024年3月 介護療養型医療施設の廃止等

今後の主な改革の方向性

- 生産性の向上
 - ・ ICT機器を活用した人員配置の効率化、経営の協働化・大規模化
 - ・ 職場環境整備
 - ・ インセンティブ交付金の活用、要介護認定事務の改善
- 高齢者向け住まい等の報酬体系の見直し
 - ・ サ高住等における給付管理等、居宅療養管理指導の適正化等
- 人材紹介会社の規制強化
 - ・ お祝い金禁止等法令順守の徹底や雇用仲介事業の手数料等の見える化の取組等のフォローアップ・着実な推進等
- 訪問看護の適正化、入居者紹介手数料等への対応
 - ・ 指導監査の強化等

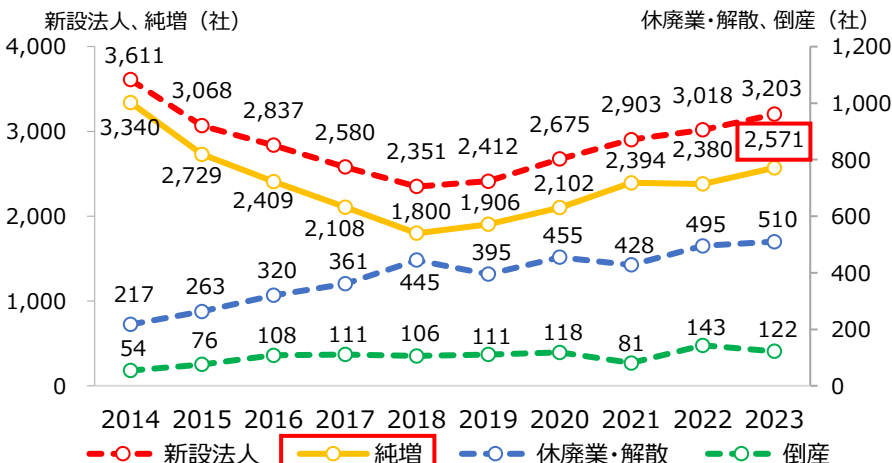
財
源
構
造



介護事業者・介護職員の状況と対応

- 介護分野以外も含め、日本全体で高齢化・人手不足等を理由とした倒産が増加する一方で、介護事業における新設法人は増加を続けており、差し引きで介護事業者は増加。今後の生産年齢人口の減少を踏まえれば、介護分野にばかり人材が集中するのは適切でないことから、処遇改善のみにより新たな人手を求めるのではなく、既存の人材を大切にしながら生産性の向上や職場環境整備等に取り組む事業者が利用者・職員に選ばれていくことが重要。（※過疎等地域事情には適切に対応する必要）
- 令和6年度改定により、同年9月時点で4.3%の賃金増。今後、事業者の経営状況や補正予算の活用状況等の実態把握を予定。

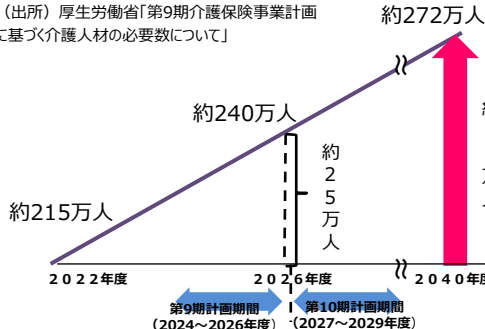
◆ 介護事業者新設、休廃業・解散、倒産の状況



（出所）東京商工リサーチ 2023年「老人福祉・介護事業者」新設法人調査を元に財務省作成
（注）「純増」数は、「新設法人」数から「休廃業・解散」「倒産」数を引いたもの

◆ 今後の介護職員の「必要数」推計

（出所）厚生労働省「第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」



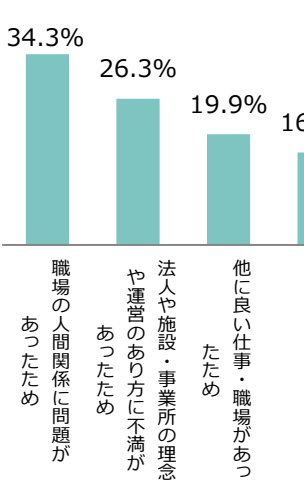
◆ 人手不足倒産の状況（東京商工リサーチ記事）

2024年に「人手不足」が一因となった倒産は、2013年以降で最多の289件（前年比81.7%増）に達した。「求人難」が114件（同96.5%増）、「人件費高騰」が104件（同76.2%増）、「従業員退職」が71件（同69.0%増）で、いずれも最多を更新した。（中略）
「人手不足」倒産の産業別は、サービス業88件（前年比60.0%増）、建設業75件（同158.6%増）、運輸業69件（同76.9%増）など、労働集約型産業で増加が目立つ。

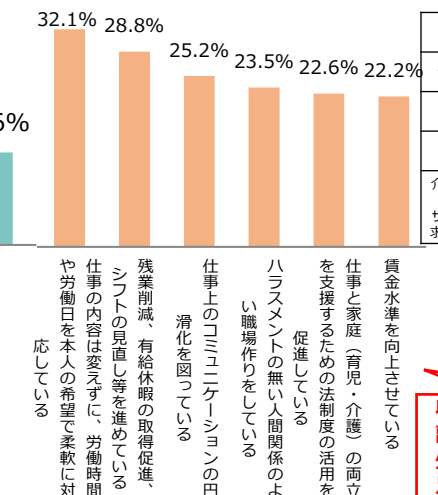
◆ 介護職員をとりまく状況

（出所）介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査」

【介護関係の仕事をやめた理由】



【早期離職防止・定着促進に効果のある施策】



【利用者・家族からのハラスメントの状況】

	訪問介護	通所介護	ケアマネ	特定施設	特養
セクハラ	7.7%	9.0%	3.5%	5.4%	9.2%
暴力	5.6%	8.7%	1.9%	19.5%	26.2%
暴言	21.9%	18.0%	22.8%	30.7%	29.5%
介護保険以外のサービスを求められた	31.2%	11.6%	34.1%	8.7%	5.3%

従業員間の人間関係に加え、利用者・家族からのハラスメントに適切に対応し、職員の心理的安全性を確保する必要。

収入・賃金以外に人間関係や働きやすさが離職率に影響。処遇改善加算における職場環境要件の充足が求められる。

◆ 介護従事者処遇状況等調査の結果

（9月時点の賃金の比較）

	令和6年	令和5年	増加額
基本給等※1	25.4万円	24.3万円	1.1万円(4.6%増)
平均給与額※2	33.8万円	32.4万円	1.4万円(4.3%増)

※1 基本給＋毎月決まって支払われる手当

※2 基本給＋手当＋一時金

加算取得事業者においては、報酬改定で措置された水準以上の処遇改善を実施。引き続き、加算の取得促進や、補正予算を活用した処遇改善を推進。

◆ 今後の実態把握の取組の予定

○ 介護事業経営概況調査（令和7年5月～）

【ポイント】

- ・ 訪問介護等における移動手段・時間等の把握（集合住宅型との区別等）
- ・ 人材紹介手数料等の実態把握
- ・ 特別収入・特別支出（本部繰入経費等）の適切な反映

○ 令和6年度改定・令和6年度補正予算施策に係る処遇状況等調査（令和7年夏）

令和8年度以降の処遇改善についてはこれら調査の結果も踏まえ、財源とともに予算編成過程で検討。

【改革の方向性】（案）

- 引き続き、処遇改善加算の取得促進とあわせて、2024年度補正予算で措置（806億円）した介護人材確保・職場環境改善等事業等も活用し、**職場環境の整備や生産性向上等に取り組むことで、賃上げとともに人材の定着を推し進めるべき**。更なる措置については、一律の対応ではなく、事業者の経営状況等の実態把握を行った上で、介護事業の質の向上に繋がるような適切な在り方を検討すべき。

処遇改善加算の活用

- 令和6年度報酬改定で措置された「**介護職員等処遇改善加算（Ⅰ～Ⅴ）**」について、サービス類型でみれば、**施設系サービスにおいて上位加算（加算Ⅰ～Ⅱ）取得率が高い一方で、訪問介護などの在宅系サービスは上位加算取得率が低くなっている。**
- 加算を取得した事業所においては、**介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額は1年間で4.3%増（月額＋13,960円）と、同加算（2.5%増（月額平均＋7,500円相当））を大きく上回る賃上げが実施されている。**
- また、同加算の直接の対象でない**その他の職員**についても**賃上げ（＋2.5%～4.7%）**が実施されている。
- 引き続き、加算の取得を推進しつつ、継続的に介護従事者の賃上げ状況を調査・分析していく必要。

◆ 介護職員等処遇改善加算の取得状況 （令和6年8月サービス提供分）

上位加算 ← 下位加算 →

		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ以下	未取得
在宅系		36.9%	35.8%	27.3%	7.1%
	訪問介護	35.7%	36.6%	27.7%	7.1%
居住系		45.2%	43.0%	11.9%	1.0%
施設系		71.3%	17.7%	11.0%	1.4%
	介護老人福祉施設	76.6%	16.5%	6.9%	0.6%
	介護老人保健施設	65.1%	20.6%	14.3%	1.6%
全体		42.3%	36.0%	21.7%	5.0%

（出所）厚生労働省 介護給付費分科会資料（令和6年12月23日）をベースに財務省作成

- 注1）在宅系：訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等
注2）居住系：短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等
注3）施設系：介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、介護医療院サービス
注4）地域密着型を含む。

◆ 介護職員等処遇改善加算取得事業所における介護従事者等の平均給与額の状況 （月給・常勤の者、職種別）

（単位：円）

	令和5年9月	令和6年9月	差 (令和6年－令和5年)
介護職員	324,240	338,200	13,960 (+4.3%)
看護職員	375,260	384,620	9,360 (+2.5%)
生活相談員・支援相談員	340,150	353,950	13,800 (+4.1%)
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	350,190	362,800	12,610 (+3.6%)
介護支援専門員	363,760	375,410	11,650 (+3.2%)
事務職員	305,960	317,620	11,660 (+3.8%)
調理員	260,140	272,240	12,100 (+4.7%)
管理栄養士・栄養士	311,810	323,810	12,000 (+3.8%)

（出所）厚生労働省 介護給付費分科会資料（令和7年3月24日）をベースに財務省作成

- 注1）令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
注2）平均給与額は基本給（月額）＋手当＋一時金（4～9月支給金額の1/6）
注3）平均給与額は10円未満を四捨五入している。

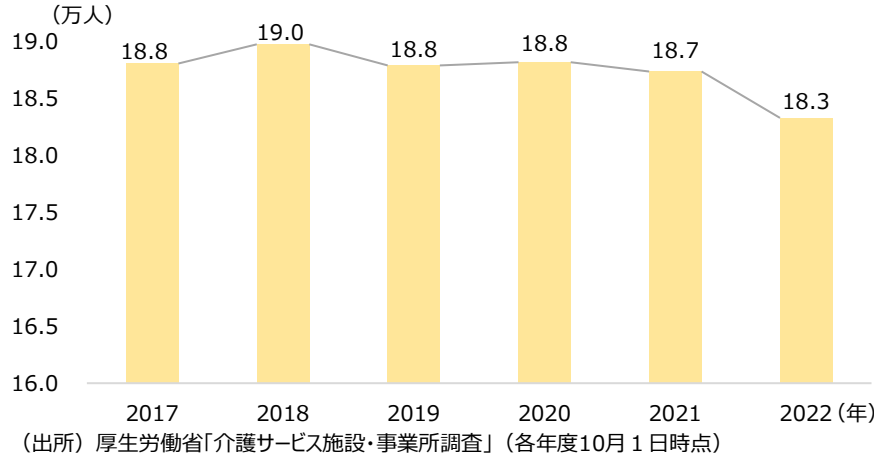
【改革の方向性】（案）

- 賃上げの呼び水として**処遇改善加算**を活用し、経営改善や生産性向上の取組を通じた成果とあわせ、従業員の賃金に適切に還元すべき。
- **賃上げ状況の継続的な調査・分析**を行えるよう、経営情報データベースによる**職種別の給与総額等の継続的把握**の取組について検討すべき。

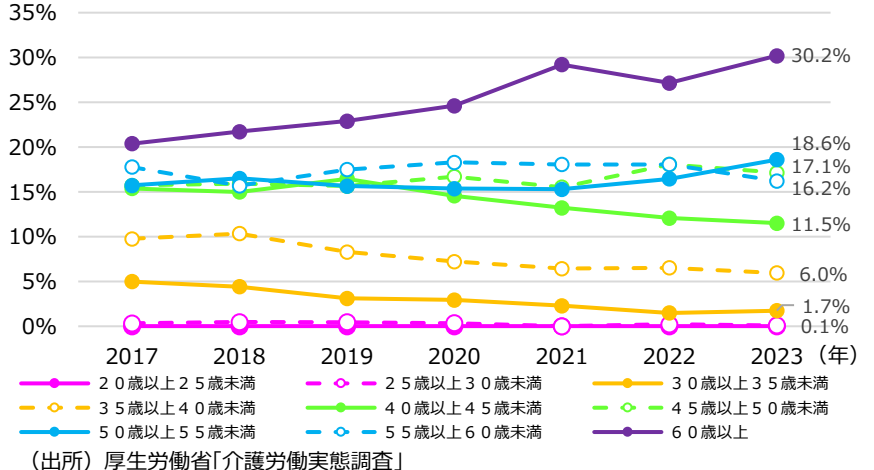
介護支援専門員（ケアマネジャー）の状況と対応

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）について、従事者の減少や高齢化など、人材確保が課題となっている。
- 令和6年度報酬改定において、居宅介護支援の基本報酬の引き上げ等の対応を実施。その上で、厚労省検討会において、処遇改善以外にも、業務の在り方や労務管理・研修の在り方など、取り組むべき課題の整理が行われた。

◆ 介護支援専門員の従事者数（実数）の推移



◆ 介護支援専門員の年齢階級別割合の推移



◆ ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理（2024年12月12日）より要約

- ### 1. ケアマネジャーの業務の在り方
- 専門性を生かし、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力するための負担軽減等の環境整備
⇒ シャドウワークを含めた業務負担の増加に対し、法定外業務の類型と対応を整理。
 - ケアプランデータ連携システムやAIによるケアプラン作成支援の推進
- ### 2. 人材確保・定着に向けた方策
- 処遇改善、カスハラ対策等職場環境改善
 - 新規入職促進、潜在ケアマネ復職支援、シニア層が働き続ける環境整備等
- ### 3. 法定研修の在り方
- 受講者の経済的・時間的負担の軽減等
- ### 4. ケアマネジメントの質の向上に向けた取組の推進
- ケアプラン点検の適切な実施等

【居宅介護支援のケアマネジャーの業務分類】

業務の類型	主な事例
① 法定業務	・ 利用者からの相談対応、関係機関との連絡調整、ケアプラン作成
② 保険外サービスとして対応しうる業務	・ 郵便・宅配便等の発送・受取、書類作成・発送、代筆・代読、救急搬送時の同乗
③ 他機関につながるべき業務	・ 部屋の片付け・ゴミ出し、買い物などの家事支援 ・ 福祉サービスの利用や利用料支払いの手続き ・ 入院中・入所中の着替えや必需品の調達 ・ 預貯金の引出・振込、財産管理 ・ 徘徊時の搜索 ・ 死後事務
④ 対応困難な業務	・ 医療同意

基本的には市町村が主体となり関係者を含めて地域課題として協議
相談体制の整備や地域の関係者からなる協議の場での検討、生活支援コーディネーターなど既存の仕組み、職能団体による事業化やインフォーマルな資源の活用等（「中間整理」より）

◆ 介護支援専門員の給与の状況

（出所：賃金構造基本統計調査（賞与込み給与の比較））
※ 定期給与は6月時点、賞与は前年度の総額の1/12

	令和6年	令和5年
介護職員	30.3万円	30.0万円
ケアマネジャー	34.5万円	33.4万円

令和6年度報酬改定において、
・ 居宅介護支援の基本報酬を引き上げ、
・ 特定事業所加算について要件の見直し及び単位数の引き上げ
・ 利用者数の増加に応じて基本報酬が段階的に下がる仕組み（いわゆる逓減制）の緩和等の見直しを実施。

◆ サ高住等でのケアマネジメントの公正中立性に対する懸念

ケアプラン作成に当たり問題となり得ること
（n = 336、現場のケアマネジャーへのアンケート）

事業者の都合により、同一住宅・ホーム内の利用者のケアプランが画一的なものとなっている	全回答の40.2%
事業者の都合により、区分支給限度基準額いっぱいまで同一法人による介護保険サービスを設定したケアプランが多い	全回答の37.2%
事業者の都合を意識することで、利用者にとって必要な介護保険サービスがケアプランに位置づけることが難しい場合がある	全回答の31.8%

（出所）厚生労働省「サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究 報告書（2022年3月）」

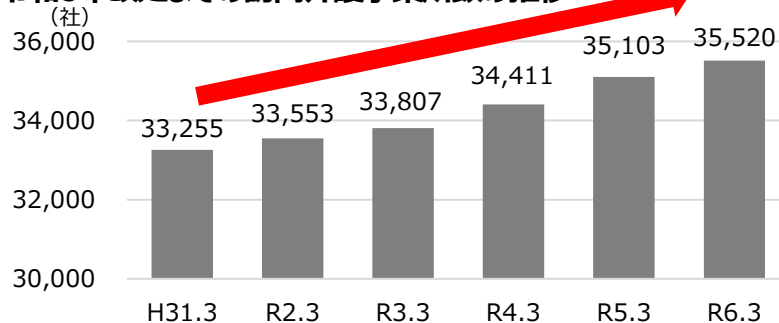
【改革の方向性】（案）

- ケアマネジャーについて、「検討会中間整理」に基づき職場環境整備や負担軽減等に着実に取り組むとともに、保険者によるケアプラン点検の適切な実施等を通じて、いわゆる「囲い込み」の問題などケアマネジメントの公正中立性に対する懸念への対応を適切に行うべき。

訪問介護事業者の状況と対応

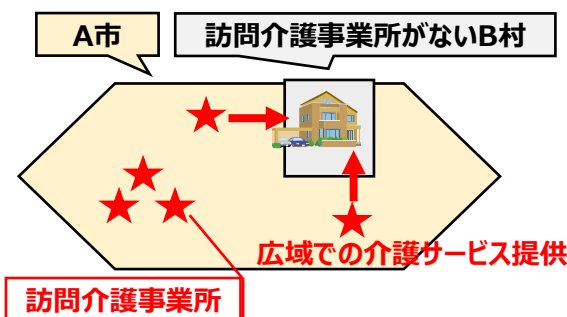
- 訪問介護事業者については、倒産件数が増加しているという指摘があるが、施設事業に比べ新規参入も容易であり、事業所数は増加。報酬改定後の令和6年6～8月の期間においても、事業所数は31件の増となっており、休廃止の主な要因は「人員の不足」。
- 介護サービス情報公開システムにおける「訪問介護事業所が1つもない自治体」（107町村）について指摘があるが、広域でのサービス提供が行われている自治体や、システムに表れない小規模事業所・基準該当サービス等が存在することに留意が必要。

◆令和6年改定までの訪問介護事業所数の推移



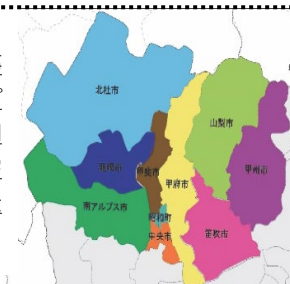
(出所) 国保中央会統計表(確定給付全国統計)

◆広域でサービス提供が行われている自治体の例 ◆広域連携の取組



【やまなし県央連携中枢都市圏】

- 圏域内の医療機関・介護事業所などの情報をワンストップで検索できるシステムを運用し、効率的・効果的な在宅医療・介護サービスの提供を推進する。



(出所) 総務省「連携中枢都市圏の主な取組事例」

◆令和6年改定後の厚生労働省調査結果の概要

1. 訪問介護事業所数の変化

- 休止・廃止(令和6年6月～8月): 552件(対前年同期比+8.2%)
 - ・地域別では、大都市部を含む地域の休止・廃止事業所数の増加が大きい傾向
- 新規・再開(令和6年6月～8月): 583件
 - ⇒ 休止・廃止と新規・再開の差引で**31件の増**

2. 休止・廃止の理由

- **人員不足: 255件**、経営戦略上の統廃合: 78件、**報酬改定に伴う収入減: 7件**

3. 報酬改定の影響等

- 訪問回数1回当たり収入の平均値は報酬改定前に比べて微増。
- 都市部・地方部ともに、**利用者充足数の不足が収入減に繋がっている事業者が多い**(中山間地域等では介護サービスの需要の減少、都市部においては介護サービス需要増加の一方で事業所間の競争等に伴い、訪問回数が減少)
- 職員確保につき、都市部では紹介料負担などの費用増、中山間地域等では移動時間の長さ、所在地域に就労人口が少ない、といった課題があげられている。

(出所) 厚生労働省「社会保障審議会介護給付費分科会」(令和6年12月23日、令和7年4月14日) 資料等より要約

◆介護サービス情報公開システムに表れないサービス

名称		提供する事業者	指定の効力等	保険給付
居宅サービス	指定居宅サービス	指定居宅サービス事業者 ⇒ 指定基準を満たす事業者	全国	居宅介護サービス費
	基準該当居宅サービス	基準該当サービス事業者 ⇒ 指定基準の一部を満たしていないが、指定基準をふまえ、都道府県が条例で定める基準に該当している事業者	市町村 (訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援)	特例居宅介護サービス費
	離島等の相当サービス	離島等相当サービス事業者 ⇒ 市町村の判断により、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを提供する事業者	離島等 (市町村の一部の場合あり)	

※ このほか、過去1年間の介護収入が100万円以下の小規模事業所もシステムに掲載されていない

【改革の方向性】(案)

- 引き続き、地域医療介護総合確保基金の支援メニューや、2024年度補正予算で措置(98億円)した訪問介護の提供体制の確保支援等を活用し、地域の実情や現場のニーズ等に即したきめ細かい人材確保策等を推進すべき。また、近隣自治体との連携の枠組みなども活用すべき。
- 介護需要の減少が進む地域における介護サービスの状況について、適切な実態把握を行うことが重要。今後の報酬の議論においては、一律の対応ではなく、地域の人口動態や提供体制の状況を踏まえた対応を行うべき。

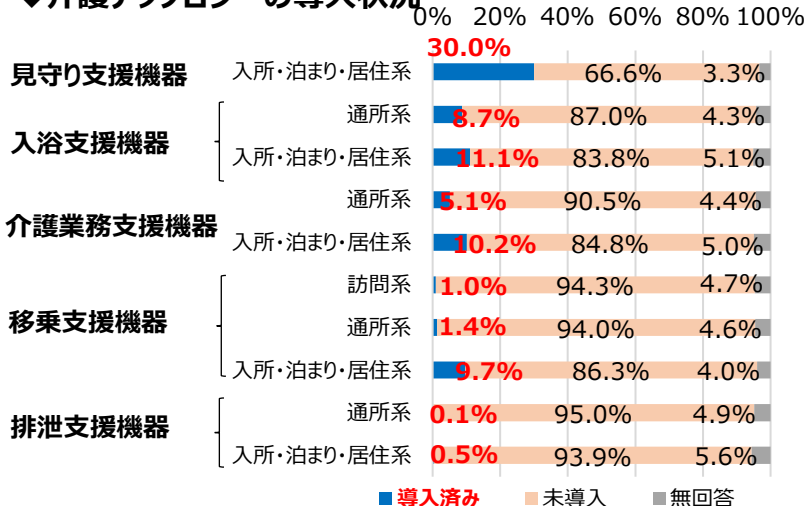
生産性の向上：ICT機器の活用・人員配置の効率化等

- 日本全体で**労働力の確保**が課題となる中、限られた介護人材を有効活用し、**生産性を向上**させることは喫緊の課題。**増大し続ける介護ニーズ**に対応していくため、**ICT機器を活用した人員配置の効率化や経営の協働化・大規模化**を強力に進めていくことが不可欠。

(参考) 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)(2023年12月22日閣議決定)

「より多くの事業所で、サービスの質を高めつつ、介護職員の負担軽減や事務の効率化を図るため、KPIを設定し、生産性向上に向けた取組を推進する。(中略)あわせて、ICT化による生産性向上等を踏まえて、介護付き有料老人ホーム以外の介護施設(特別養護老人ホーム等)についても、今後の実証事業によって、介護ロボット・ICT機器の活用等による人員配置基準の特例的な柔軟化が可能である旨のエビデンスが確認された場合は、次期介護報酬改定を待たずに、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、人員配置基準の特例的な柔軟化を行う方向で、更なる見直しの検討を行う。」

◆介護テクノロジーの導入状況



(出所) 介護現場でのテクノロジー活用に関する調査研究事業報告書
(厚生労働省2022年度調査結果)

◆効果測定事業の実証結果

○老健施設(夜間)

・業務時間：平均**29.3%減少**
(31.5分/人→22.3分/人)

・職員1人当たり対応可能な利用者
⇒ 平均**45.4%増加**

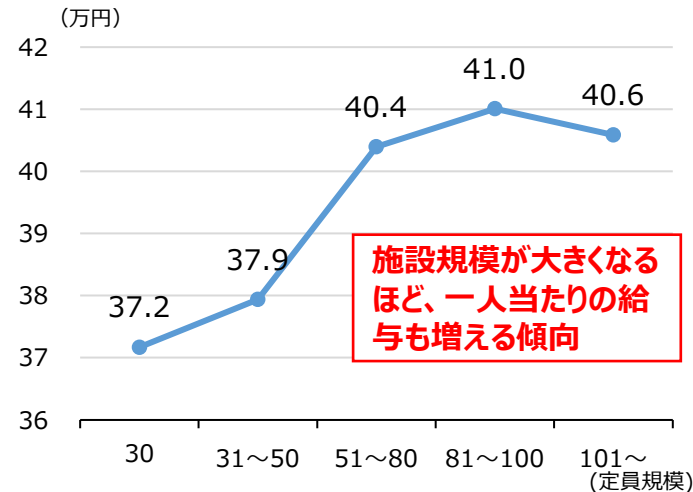
(出所) 介護給付費分科会資料(2023年11月30日)

○特養、老健施設等(昼間)

・介護福祉士の主要な直接介護業務時間
➢ 日常的にICT活用している施設：262分
➢ これまでICT活用していない施設：218分
⇒ **1.2倍**程度大きい

(出所) 厚生労働省「介護給付費分科会資料」
(2020年11月9日)

◆特養における常勤職員1人当たり給与費



施設規模が大きくなる
ほど、一人当たりの給
与も増える傾向

(出所) 厚生労働省「令和5年度介護事業経営実態調査」
(注) 定員30名以上の広域型が対象。定員29名以下の地域密着型特養は37.1万円。

【2024年度介護報酬改定における見直し】

- **特定施設(介護付き有料老人ホーム等)**における人員配置基準の特例的な柔軟化 ⇒ 利用者数：介護職員数 = **3：1 → 3：0.9**
(ICT機器の利活用によりケアの質の確保や職員の負担軽減等が行われていること、などが要件)
- **介護老人保健施設**における**夜間**の人員配置基準の柔軟化 ⇒ 配置人員数 = **2人以上 → 1.6人以上**
(全ての利用者への見守りセンサーの導入、夜勤職員全員のインカム等のICT機器使用、などが要件)
※特養における夜間の人員配置基準の柔軟化については、2021年度介護報酬改定で既に見直し

【改革の方向性】(案)

- 2024年度補正予算で措置(200億円)した介護テクノロジー導入・協働化等支援事業等を活用し、ICT機器の導入・活用を引き続き推進するとともに、**経営の協働化・大規模化を早急に進める**べき。あわせて、**特養等における人員配置基準の更なる柔軟化**に引き続き取り組むべき。

職場環境整備

- 介護現場では、ICT等のテクノロジーの導入や、社会福祉連携推進法人の仕組みの活用により、業務の効率化による職員の負担軽減や介護人材の確保・育成に取り組み、利用者満足度の向上や職員負担の軽減等による離職率の低下などの成果を上げている好事例も出ている。

◆働き方改革や人材確保・定着の取組例

【株式会社ウエルフェア三重】

- ・介護福祉士による「直接業務」とシルバー人材らによる「間接業務」の分業
- ・週休3日、夜勤専従、10時間勤務の導入 等



↑ 介護福祉士による直接業務



↑ 非専門職による間接業務

(出所) 令和6年度「労働経済白書」

【特別養護老人ホーム六甲の館】

- ・ノーリフティングケアによる腰痛対策、利用者の状態に応じたテクノロジーの選択



睡眠状態	ほぼ寝たきり	やや動きあり	離床事故リスクあり
センサータイプ	バイタル (心拍・呼吸)	カメラ	カメラ
見守り機器			

(出所) 令和6年度「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰」優良受賞者の取組概要資料

【地域密着総合ケアセンターきたおおじ】

- ・地域住民による非専門職「介護アテンド職」の導入
- ・社会福祉連携推進法人の設立による法人間連携による人材育成・確保



(出所) 令和5年度「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰」取組事例集

【砦ホーム】

- ・介護テクノロジーの活用による利用者満足度の向上、残業時間の削減、離職者ゼロ



(出所) 令和5年度「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰」取組事例集

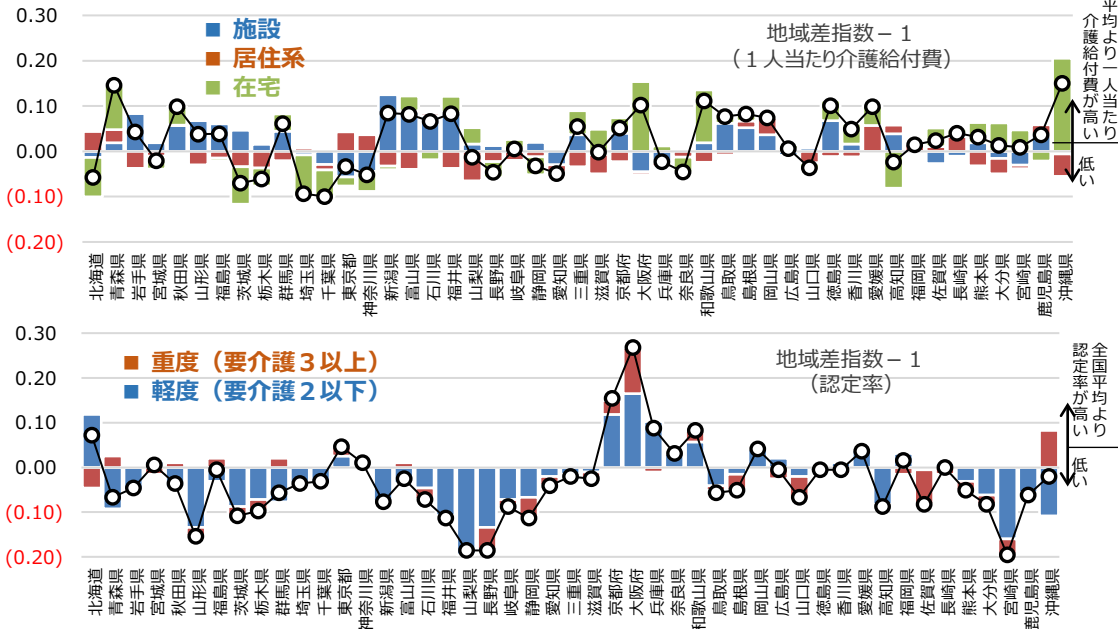
【改革の方向性】(案)

- 引き続き、処遇改善加算の取得促進とあわせて、2024年度補正予算で措置した介護人材確保・職場環境改善等事業（806億円）や介護テクノロジー導入・協働化等支援事業（200億円）等も活用し、**職場環境の整備や生産性向上等に取り組むことで、賃上げとともに人材の定着を推進するべき。**

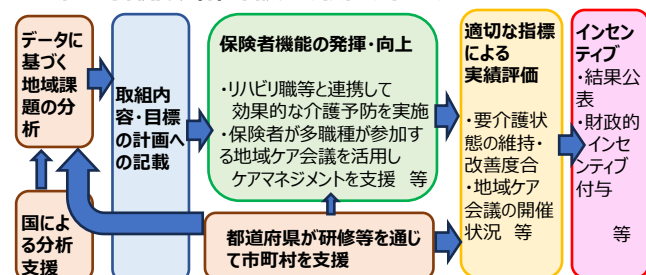
インセンティブ交付金の活用

- 一人当たり介護給付費や要介護認定率は、年齢構成等を調整してもなお大きな地域差が存在。
- これまで、インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金）について、地域における介護費抑制・地域差縮減等に繋がるよう、評価指標の見直しやアウトカム指標・成果指向型への重点化を行ってきた。

◆ 都道府県別の介護給付費（2022年度）・要介護認定率（2023年度）の地域差



◆ 交付金を活用した保険者機能強化のイメージ



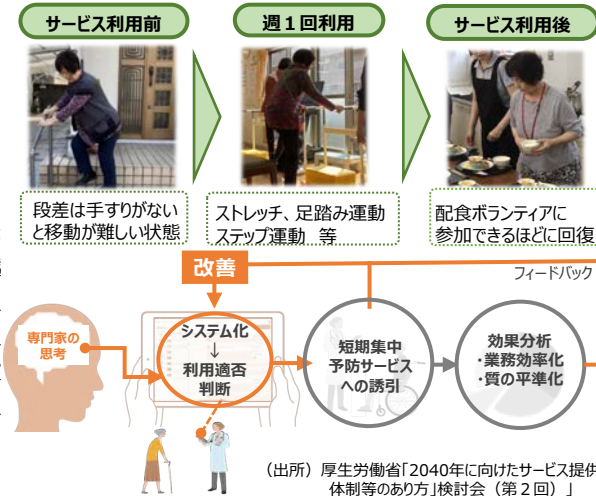
◆ 保険者機能強化推進交付金の見直し

- 令和6年度より、交付金の配分に当たって、保険者機能強化に取り組む自治体に対するインセンティブを一層強化し、メリハリの効いた交付金配分を行う観点から、要介護認定率の改善等アウトカムの状況が上位に位置する自治体や、評価得点が複数年にわたり上位に位置する自治体など、一定の要件に該当する自治体に対し、追加的な配分を行う枠組みを構築。
- 令和7年度より、更なる健康寿命の延伸に向け、地域のデータ分析に基づき、自らターゲットとなる対象者、成果目標・評価指標を設定した上で、当該成果を達成するために成果指向型の介護予防・健康づくりの取組を行う保険者に追加配分する枠組みを構築。

◆ 成果志向型推進枠採択自治体の取組例

【大分県】

- 市町村が行う短期集中予防サービスや通いの場の内容の見直し・充実を伴走支援。
- リハ職の効果的な活用についての研修等の実施。
- オムロン社が開発した業務支援システムにより、**ベテラン専門職の視点・判断等を誰でも使えるようにシステム化し、介護予防ケアマネジメント業務における職員ごとの判断のばらつきを均質化。**



【熊本県水俣市】

- 認知機能や運動機能の向上に向けた予防事業に取り組む中で、**通いの場への参加が少ない男性高齢者や介護予防教室等への参加に拒否感がある層にアプローチするため、習慣化アプリ「みんチャレ」を用いたフレイル予防の取組を開始。**アプリへの投稿状況や統計データを定期的に確認し高齢者の「見守り」も行う。



（出所）水俣市HP

【愛知県豊明市】

- コロナ禍で高齢者の外出機会が減少したことによる運動機能やIADL（手段的日常生活動作）低下を防ぐため、民間事業者と共同で**介護保険サービスとインフォーマルサービスを併用した通いの場**などの取組を実施。
- エリアスポンサーによる協賛で採算性を向上させた**デマンド交通「チョイスコ」**も活用し、高齢者の外出機会・手段を創出。



（出所）豊明市HP

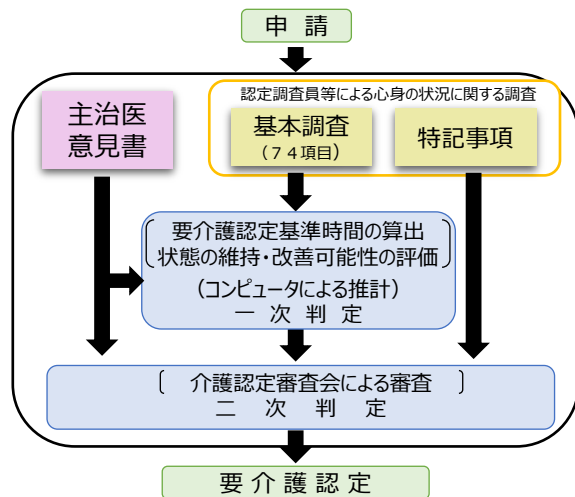
【改革の方向性】（案）

- 引き続き、成果志向型の取組に対するインセンティブ付を強化し、地域の状況に応じた効果的な取組を促進することで、介護費抑制・地域差縮減等をはかるべき。

要介護認定事務の改善

- 要介護認定事務について、多くの保険者において介護保険法に定める期限の超過が常態化しており、規制改革実施計画において、保険者別の情報公開を行うことでその要因を明らかにし改善をはかることとされたところ。
- 今後、介護情報基盤も活用し、主治医意見書の電子送付等、事務の迅速化や業務負担軽減をはかることとしている。

◆ 要介護認定事務の流れ



◆ 要介護認定事務に要する平均期間

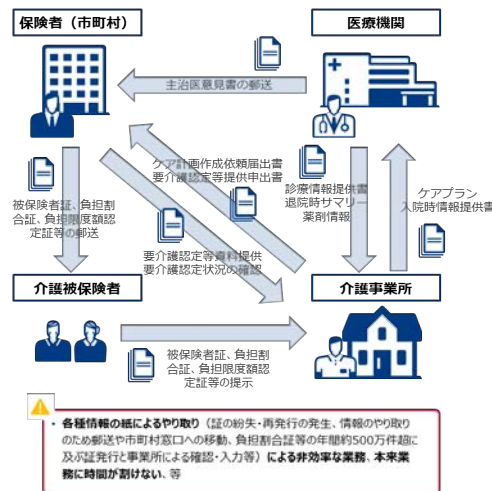
	数	認定審査期間	認定調査所要期間	主治医意見書所要期間	介護認定審査会等事務処理期間	申請から30日以内に認定された割合
全保険者	1,559	39.8日	10.9日	18.0日	16.9日	25.1%
認定審査期間の平均が30日以内の保険者	66	27.7日	6.6日	12.7日	12.3日	72.0%
認定審査期間の平均が30日を超えている保険者	1,493	40.4日	11.1日	18.2日	17.1日	23.0%

介護保険法（平成9年法律第123号）抄第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。
11 第一項の申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。

（出所）厚生労働省「介護保険総合データベース」（令和5年4月～令和6年3月申請分）より集計

◆ 介護情報基盤の活用イメージ

現在

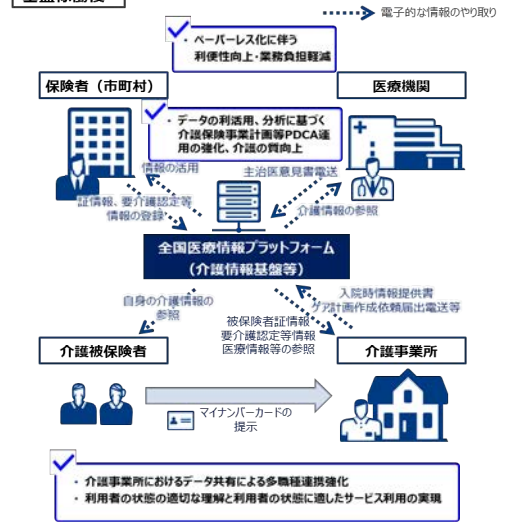


各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合等の年約500万件超に及び証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間がかからない、等

◆ 規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）

「要介護認定申請から要介護認定までに要する期間（以下「認定審査期間」という。）、認定審査期間が30日を超えた件数及び要介護認定申請件数全体に占める割合、認定調査依頼から認定調査実施までに要する期間（以下「認定調査所要期間」という。）、保険者が主治医意見書を依頼してから入手するまでに要する期間（以下「主治医意見書所要期間」という。）、コンピュータによる一次判定から介護認定審査会による二次判定に要する期間（以下「介護認定審査会所要期間」という。）、介護認定における二次判定での一次判定からの変更率など、要介護認定の迅速性等に関する情報について、全国集計、都道府県別、保険者別に毎年度厚生労働省HPにおいて公表する。また、公表された情報において、認定審査期間等の要介護認定の迅速性等に関する状況が十分改善されていない場合は、必要な対策を検討の上、実施する（PDCA管理を行う。）」

基盤稼働後



◆ 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）

Ⅲ 具体的な施策及び到達点

（2）全国医療情報プラットフォームの構築
オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。

（中略）

介護事業所が保有する介護現場で発生する情報についても、介護事業所・医療機関等で情報を共有できる基盤を構築する。また、全国医療情報プラットフォームに情報を提供するそれぞれの主体（医療保険者、医療機関・薬局、自治体、介護事業者等）について、そこで共有される保健・医療・介護に関する情報を、自身の事業のため、さらにどのような活用をすることが可能かについても検討する。

（中略）

②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

…介護情報については、2023年度中に共有すべき情報の検討や、業務の要件定義、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行い、2024年度からシステム開発を行った上で希望する自治体において先行実施し、2026年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく。

【改革の方向性】（案）

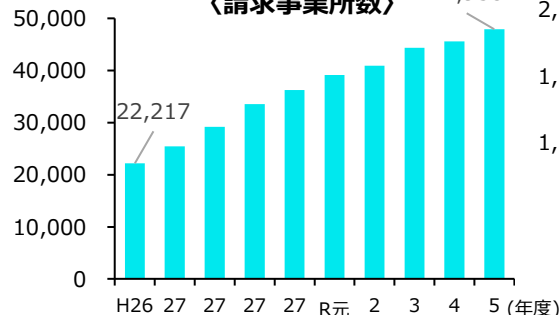
- 要介護認定事務のデジタル化や認定事務に要する平均期間の見える化により、事務の迅速化を進めるとともに、関係者の負担軽減等をはかるべき。また、認定プロセスの縮減や合理化、蓄積されたデータを用いたAI等の活用も検討すべき。

サービス付高齢者向け住宅等における居宅療養管理指導の適正化（予算執行調査）

- サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）等については、同一の建物に居住する高齢者に対して特定の事業者が集中的にサービスを提供している場合、画一的なケアプランや過剰なサービス等、いわゆる「囲い込み」の問題が生じやすいのではないかと指摘されてきた。
- 居宅療養管理指導の利用状況について令和6年度に予算執行調査を実施。サ高住等における画一的な利用があり、ケアマネジャーや自治体が適切に関与することができていないこと等により、不適切な介護給付費が発生していることが判明した。

◆居宅療養管理指導の現状

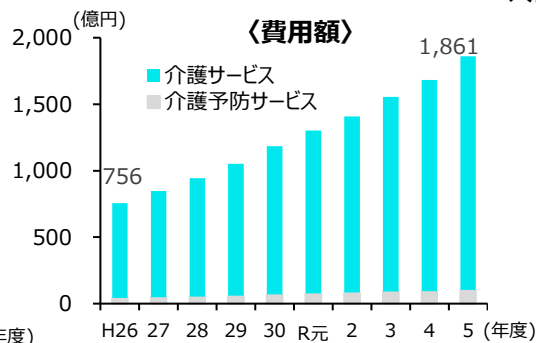
〈請求事業所数〉



（出所）厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

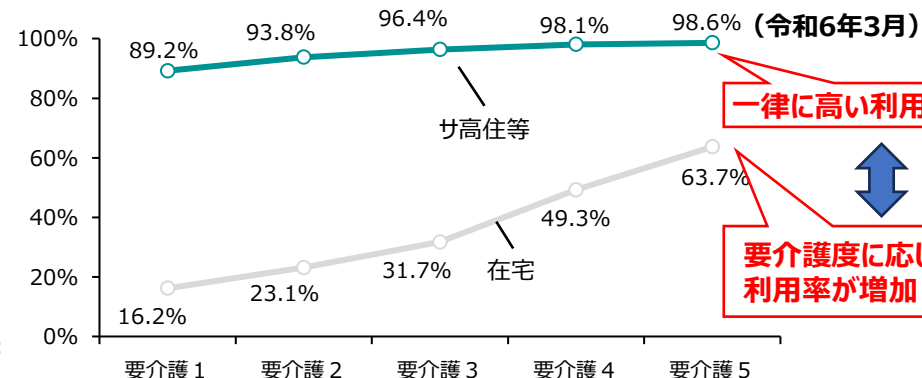
（注）介護予防サービスは含まない。

〈費用額〉



（出所）厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年5月審査分～翌年4月審査分）

◆居宅療養管理指導の利用割合（居宅介護支援事業所への調査）



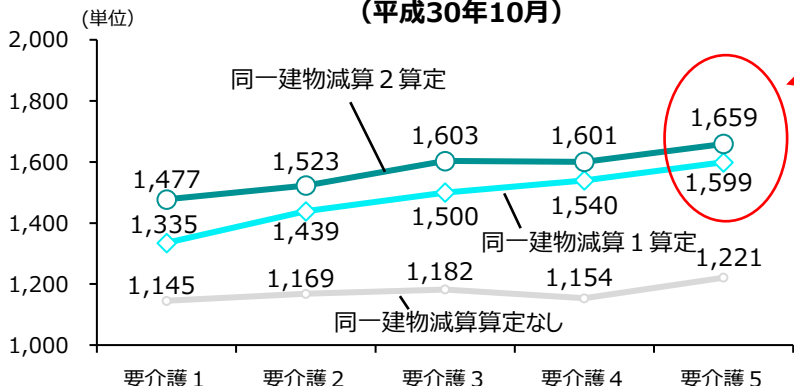
一律に高い利用率

要介護度に応じて利用率が増加



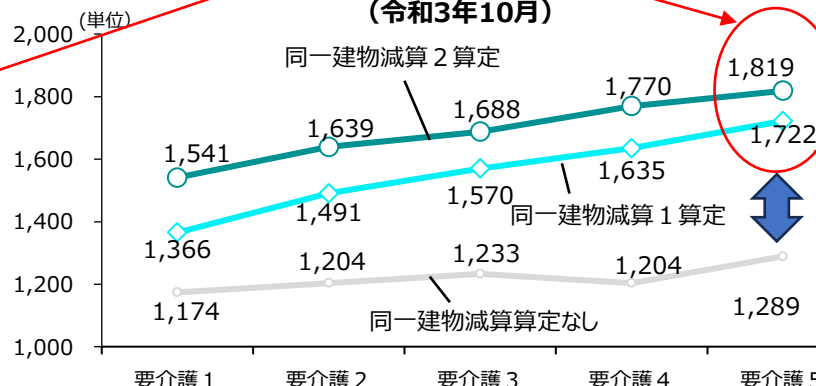
◆居宅療養管理指導を算定されている者の平均単位数（介護DB分析結果）

（平成30年10月）



（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）

（令和3年10月）



訪問介護同一建物減算を算定されている者の平均単位数は増加傾向

訪問介護同一建物減算を算定されている者の単位数が多くなっている

（注）訪問介護同一建物減算
減算1：訪問介護事業所と同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
→所定単位数の10%減算
減算2：訪問介護事業所と同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合
→所定単位数の15%減算

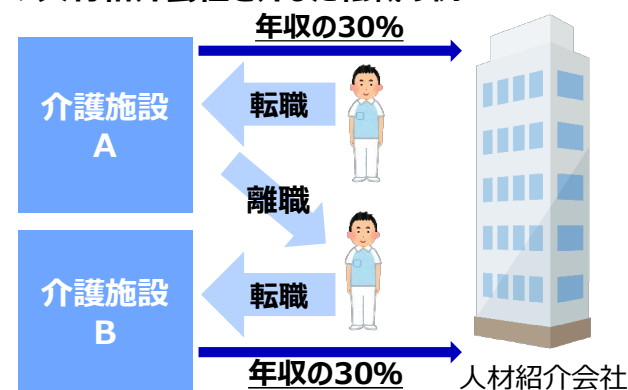
【改革の方向性】（案）

- 居宅療養管理指導のサービス利用時に、ケアマネジャーによる給付管理が確実に行われ、自治体による適切な運営指導が行われるよう、制度の運用や在り方について検討が必要。

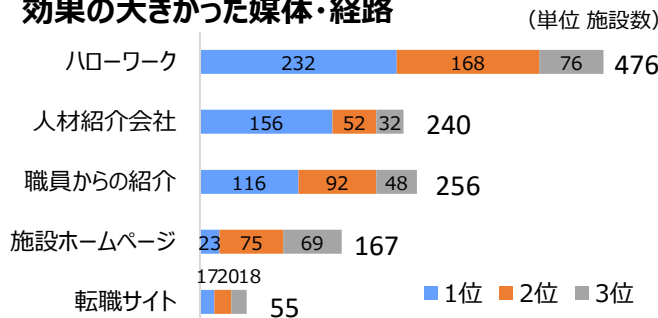
人材紹介会社の規制強化

- 介護事業者が民間の人材紹介会社を活用して人材を採用する場合、一部の事業者は高額な経費（手数料）を支払っている状況。また、人材紹介会社経由の場合、離職率が高いとする調査もあり、必ずしも安定的な職員の確保に繋がっているとは言い難い。
- 介護報酬は公費（税金）と保険料を財源としており、本来は職員の処遇改善に充てられるべきもの。また、介護分野は医療・保育と比べ、適正認定事業者（※）を通じた人材紹介の市場シェア率が低い。※法令遵守をはじめ一定の基準を満たす適正な事業者として厚生労働省から認定を受けた職業紹介事業者
- 厚生労働省において、令和7年から規制強化の対応が行われており、その着実な推進が必要。また、令和7年度介護事業経営概況調査において、事業支出（費用）に人材紹介手数料の項目を追加し、実態把握予定。

◆人材紹介会社を介した転職の例



◆ 正規職員（中途）の採用に結びつく効果の大きかった媒体・経路



(出所) 独立行政法人福祉医療機構「2022年度 特別養護老人ホームの人材確保 および処遇改善に関する調査結果」(2023年)

◆ 介護従事者の離職率

※全産業の離職率：15.0%

	人材紹介会社経由		人材紹介会社以外	
	3か月以内	6か月以内	3か月以内	6か月以内
介護職員	28.2%	38.5%	17.9%	25.6%
看護職員	21.3%	32.5%	12.4%	22.3%

(出所) 厚生労働省「医療・介護分野における職業紹介事業に関するアンケート調査」(2019年)、「雇用動向調査結果」(令和4年)

◆集中的な指導監督結果等を踏まえた労働力需給調整機能強化のための追加的対応

1. 法令遵守徹底のためのルールと施行の強化

一部を除き令和7年4月～適用

- お祝い金・転職推奨禁止の実効的確保
 - ・ 職業紹介事業の許可条件に追加【令和7年1月～適用】
(指導監督にも関わらず違反が継続・反復する場合に許可取消)
- 募集情報等提供事業に係る対応
 - ・ 労働者の登録から就職・定着までの全ての過程における金銭等の提供を原則禁止

2. 雇用仲介事業の更なる見える化

- 職種ごとの紹介手数料実績の見える化
 - ・ 職業紹介事業者の手数料実績の公開義務化
- 違約金等に係るトラブルの対応
 - ・ 募集情報等提供事業者の利用料金・違約金規約の明示義務化

(出所) 厚生労働省「労働政策審議会・職業安定分科会」(令和6年9月17日) 資料より要約

◆ 適正認定事業者の市場シェア（医療・介護・保育分野）

分野	常用就職件数			
	医療	介護	保育	
区分	医師	看護師	介護サービス	保育士
適正認定事業者 (①)	16,507件	53,761件	25,845件	19,651件
有料職業紹介事業者 (②)	21,354件	65,839件	46,389件	26,816件
シェア率 (①/②)	77.3%	81.7%	55.7%	73.3%

(出所) 「令和4年度職業紹介事業報告書の集計結果」より厚生労働省作成

(注) 常用就職件数：4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者または期間の定めなく雇用される者の就職件数の計

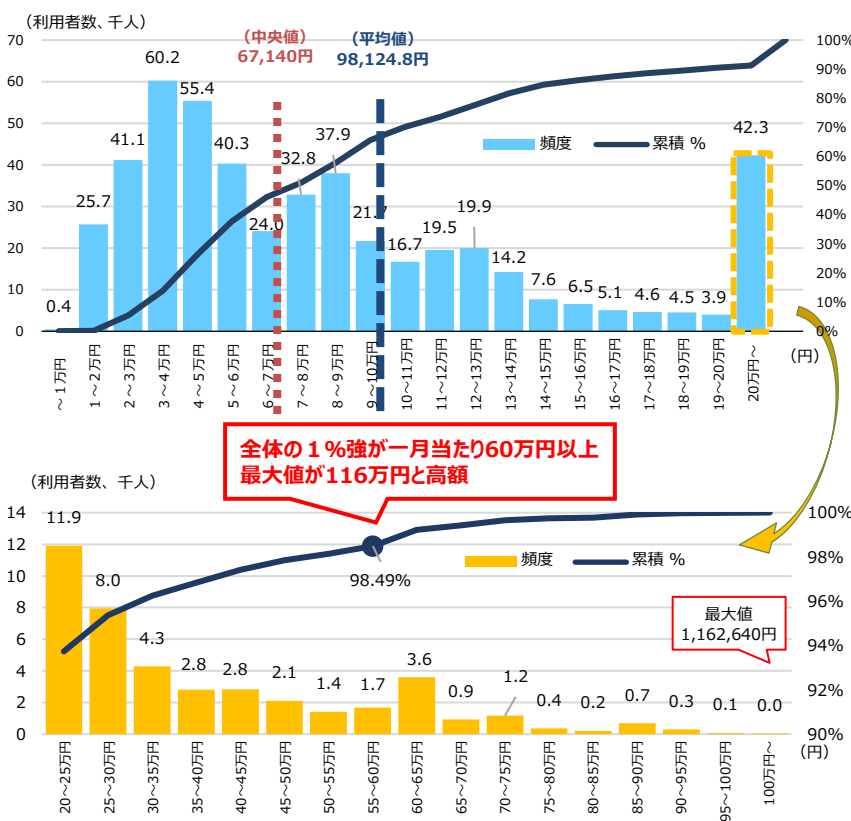
【改革の方向性】(案)

- 手数料の多寡や定着状況などのパフォーマンスによって紹介事業者が選別・淘汰される仕組みを推進するとともに、労働者の転職を誘引する金銭提供禁止の対象事業拡大・強化を通じ、不適正な事業者の排除を徹底する。また、ハローワークや都道府県等を介した公的人材紹介を充実させるべき。そうした取組による効果や実態把握の状況も踏まえ、必要に応じ、更なる取組の改善・推進や規制強化を検討する必要。

訪問看護の適正化・入居者紹介手数料等への対応

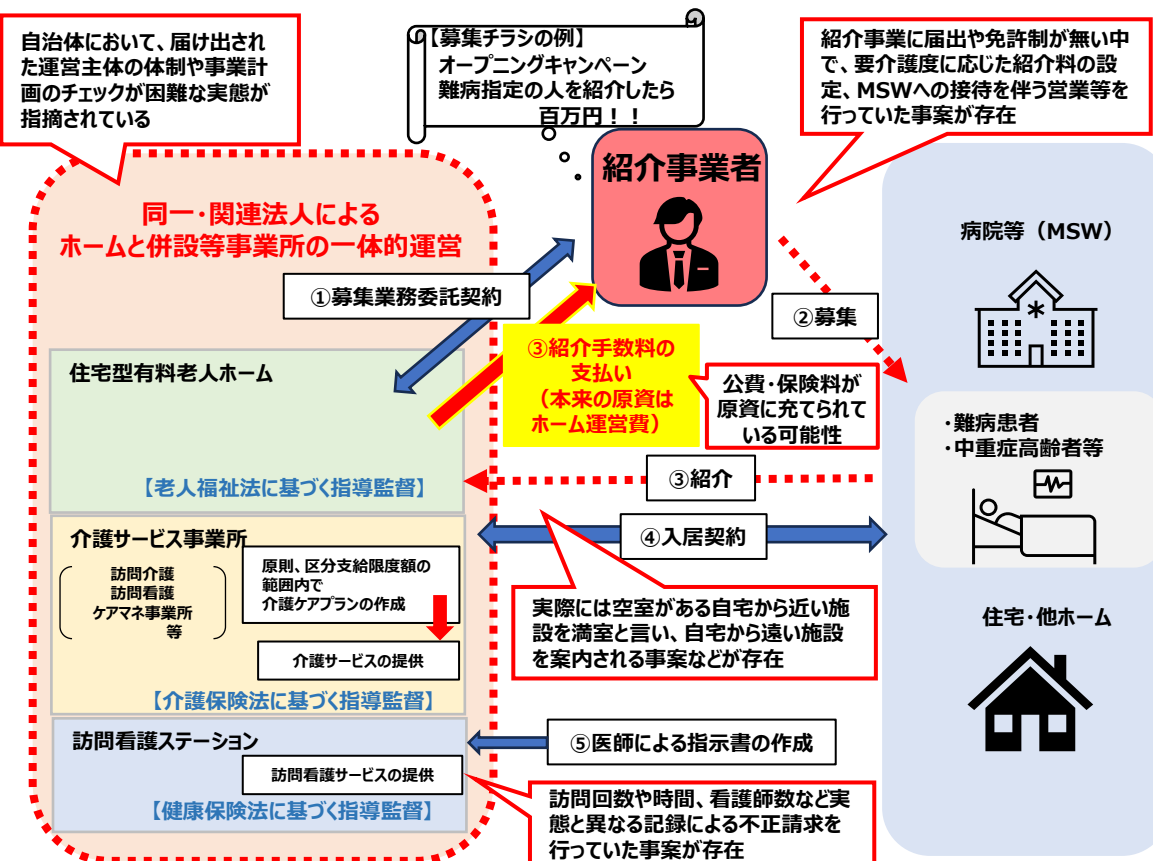
- サ高住・有料老人ホームにおいて訪問看護費用が極端に高額となっている事例について実態把握・適正化を行うべきとの指摘がなされてきたところ。
- 加えて、訪問看護に係る診療報酬の不正受給疑い事案において、有料老人ホーム等に入居者を紹介する事業者に対し、入居者の要介護度に応じた紹介料が施設から支払われていたことが明らかになった。
- 紹介事業自体は、高齢者を希望する住まいへ結びつける役割を果たしているが、悪質な事業者により患者等が望まない形で施設に案内され、また、本来であれば職員の処遇改善等に充てられるべき公費（税金）と保険料を財源とする診療報酬・介護報酬が、紹介手数料等に充てられているとすれば、重大な問題。

◆ 訪問看護利用者の1月当たりの請求額の分布（医療保険）



（出所）厚生労働省「中央社会保険医療協議会 総会（第605回）」資料（令和7年3月12日）

◆ 有料老人ホームと紹介事業者等との関係（報道等事例より財務省作成）



【改革の方向性】（案）

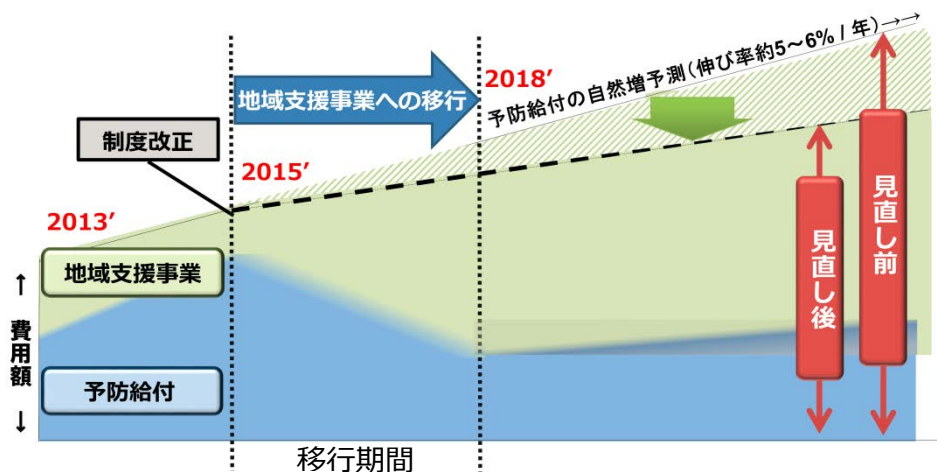
- 訪問看護に関する診療報酬の適正化のため、事業者への指導監査の強化に加え、同一建物減算の更なる強化など報酬上の対応を検討すべき。
- 紹介手数料の見える化・適正化のため、紹介事業者の営業の届け出・許認可の義務付け等の対応を検討するとともに、有料老人ホーム事業者に対しては、手数料を含む収支状況等の報告義務付け等の対応を検討すべき。

保険給付範囲の在り方の見直し（総括）

- 長期にわたり介護保険給付の増加が見込まれることを踏まえれば、要介護度・要支援度の軽重にかかわらず同じ保険給付率となっている制度を改め、「小さなリスク」については、より自助で対応することとすべき。軽度者のうち要介護 1・2 の生活援助サービス等について、地域支援事業への移行や利用者負担の見直しを具体的に検討していく必要。

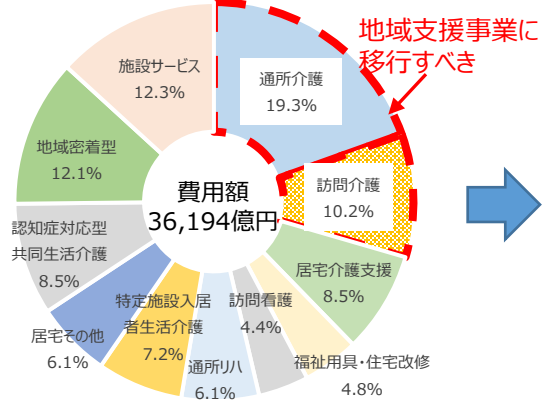
軽度者へのサービスの見直し

【要支援者の訪問・通所介護の介護予防事業・総合事業への移行】



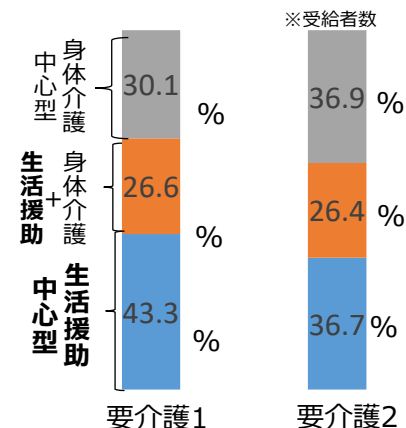
(出所) 厚労省作成資料を一部加工

◆ 要介護1・2への介護給付



(出所) 厚生労働省「2022年度 介護保険事業状況報告年報」

◆ 訪問介護サービス内訳



(出所) 介護給付費等実態統計令和4年4月審査分

これまでに取り組んできた主な事項

- **要支援者の訪問・通所介護の地域支援事業への移行**
 - ・ 2018年3月末に移行完了
- **特別養護老人ホームの重点化**
 - ・ 2015年4月より、入所者を原則として要介護度3以上の高齢者に限定
- **福祉用具・住宅改修に係る給付の適正化**
 - ・ 2018年10月より、福祉用具等の価格の上限を設定
 - ・ 2024年度より、一部の福祉用具（スロープ、歩行器、歩行補助つえ）に係る貸与と販売の選択制を導入 等

今後の主な改革の方向性

- **軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への更なる移行**
 - ・ 生活援助サービスをはじめ、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供
- **福祉用具の貸与と販売の選択制導入等の効果検証**
 - ・ 選択制が導入された一部福祉用具に係る効果・課題等の調査検証を踏まえ、更なる措置を検討
- **保険外サービスの活用**
 - ・ 保険外サービスの活用促進のための運用柔軟化、ローカルルールの実態把握等

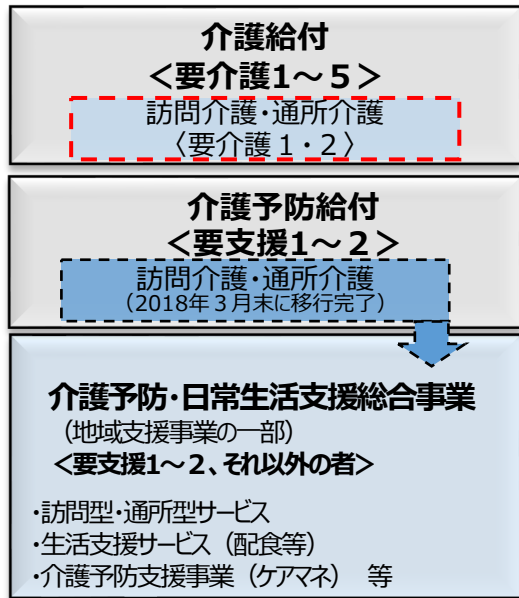
軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行

- 要支援者に対する訪問介護・通所介護については、地域の実情に応じた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を行う観点から、地域支援事業へ移行（2018年3月末に移行完了）。
- 今後も介護サービスの需要の大幅な増加が見込まれる中、生活援助型サービスをはじめ、**全国一律の基準ではなく、人員配置や運営基準の緩和等**を通じて、**地域の実情**に合わせた**多様な人材や資源の活用**を図り、**必要なサービスを効率的に提供するための枠組みを構築する必要**。

（参考）全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（2023年12月22日閣議決定）

「軽度者（要介護1及び2の者）への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中で、現行の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に関する評価・分析や活性化に向けた取組等を行いつつ、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度）までの間に、介護保険の運営主体である市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、包括的に検討を行い、結論を出す。」

◆介護給付と地域支援事業



サービスの種類・内容・人員基準・単価等が**全国一律**

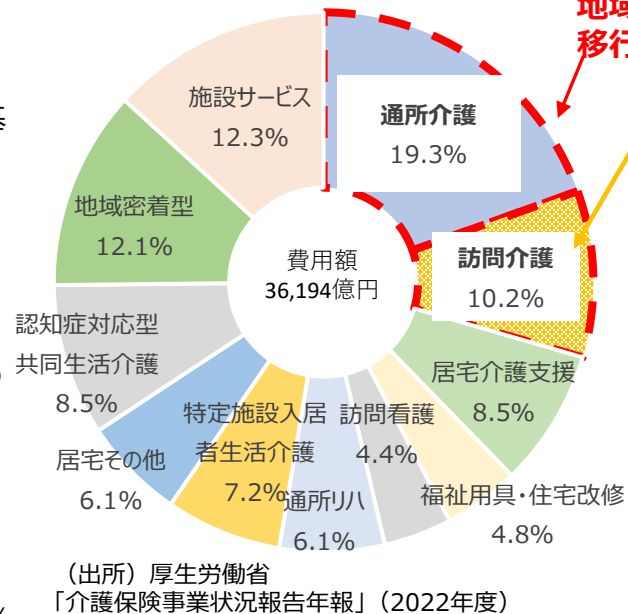
（例）介護職員2人以上
1人あたり3㎡以上

地域の実情に応じ、住民主体の取組など効果的・効率的なサービス提供を実施

（例）人員基準なし
(ボランティア可)
面積制限なし

（※）いずれも、財源構成は、国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、1号保険料23%、2号保険料27%。

◆要介護1・2への介護費用



地域支援事業に移行すべき
生活援助が多い
(調理、掃除、洗濯等)

- 介護職以外の地域住民や高齢者自身が担い手として参画することで、**介護の支え手確保**につながる。
- 柔軟な基準に基づくサービス提供（例：空き施設を活用した体操教室や通いの場、移動・買い物支援、スマホ操作支援等の生活サポート）により、**高齢者の社会参加を促し、自立支援・重度化防止**につながる。
- 事業者にとっても、保険外も含めて、軽度者向けに多様なサービスを提供することで、**ビジネス機会の拡大**につながる。

【改革の方向性】（案）

- 介護の人材や財源に限りがある中で、要介護者の中でも専門的なサービスをより必要とする重度の方へ給付を重点化していくとともに、生活援助等は地域の実情に応じて効率的に提供していく必要。このため、**軽度者（要介護1・2）に対する訪問介護・通所介護についても地域支援事業への移行**を目指し、段階的に、**生活援助型サービスをはじめ、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を可能にすべき**である。

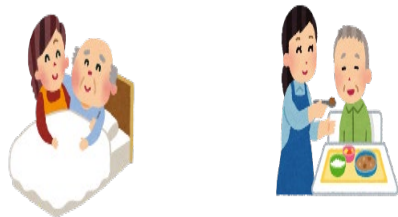
保険外サービスの活用①

- 今後も増大し続ける多様な介護需要に対して、介護保険事業と**介護保険外**の民間企業による関連サービスで対応していくことが有益と考えられる。
- 介護保険事業者が**保険内と保険外のサービスを柔軟に組み合わせ**てサービス提供することは、**高齢者の多様なニーズに応え、国民の利便性向上**に資するだけでなく、事業者にとっても**効率的なサービス提供**や、**収益の多様化、経営基盤の強化**に資すると考えられ、**職員の賃上げにも還元可能**。
- 現在、利用者保護や保険給付の適正な担保の観点から、**サービスの明確な区分や説明責任の徹底**といった**ルール**を順守することで、介護事業者は保険内外のサービスを組み合わせ提供可能。しかし、介護事業者による保険外サービスの活用にあたっては、**自治体によってルールの解釈が異なり、保険外サービスが認められないところもある**（いわゆる**ローカルルール**）、といった声も聞こえる。

◆介護保険事業者による保険内・外サービスの組み合わせの例

例 1）訪問介護の提供の後、ペットの世話のサービスや、同居家族のための買い物のサービスを提供

<訪問介護サービスの提供>



===== 終了後 =====

<保険外サービスの提供>



○ ペットの世話 ○ （同居家族のための）買物

例 2）通所介護の提供時間中に中抜けし、個人の希望する外出先へ同行や物販サービスを提供

<通所介護（デイ）サービスの提供>



===== 中抜け =====
<保険外サービスの提供>



○ 外出支援 ○ 物販サービス

===== 中抜け =====

<デイサービスの提供>



◆保険外サービスに関する事業者の意見

- **介護保険以外の部分で、許認可のハードル**があり、事業運営ができないケースがある（例：送迎車の空きスペースを使ったクリーニングのデリバリー、送迎車を利用した移動支援の収益化）。（移動支援事業者、マッチング事業者等）

（出所）(株)日本総研「令和4年度ヘルスケアサービス社会実装事業」概要報告書

◆自治体における対応の違い（自治体へのアンケート）

- ケアマネジャーによる相談・要望対応（保険外対応）

	原則、費用を徴収しても良い	条件によっては費用を徴収しても良い	費用を徴収すべきではない	回答数
通院の付き添い	17.9%	31.6%	20.0%	95

- 施設系サービスにおける管理者の人員配置基準（介護保険外の事業との兼務）

	兼務可能	同一敷地内であれば可	兼務不可	回答数
	16.0%	54.3%	12.8%	94

（出所）「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」（2018年9月28日付厚生労働省通知）

（出所）2020、2021年度老人保健健康増進等事業(株)日本総合研究所、(株)エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

【改革の方向性】（案）

- **自治体のローカルルールの実態把握**を行った上で、国民の利便性向上に資するよう、**介護保険外サービスの柔軟な運用**を認めるべき。

保険外サービスの活用②

- 従来ケアマネジャーがシャドウワークで担ってきた業務を保険外サービス等に位置付けることで、事業者の収入増や専門職の負担軽減が可能となる。
- 保険外サービスの見える化や紹介を行う事業、総合事業と保険外サービスを組み合わせて提供する事業など、民間サービスとの連携等を進めることを通じて、地域資源の戦略的活用につながる取組が推進されている。

◆ 居宅介護支援のケアマネジャーの業務分類

業務の種類	主な事例
① 法定業務	・ 利用者からの相談対応、関係機関との連絡調整、ケアプラン作成
② 保険外サービスとして対応しうる業務	・ 郵便・宅配便等の発送・受取、書類作成・発送、代筆・代読、救急搬送時の同乗
③ 他機関につなぐべき業務	・ 部屋の片付け・ゴミ出し、買い物などの家事支援 ・ 福祉サービスの利用や利用料支払いの手続き ・ 入院中・入所中の着替えや必需品の調達 ・ 預貯金の引出・振込、財産管理 ・ 徘徊時の捜索 ・ 死後事務
④ 対応困難な業務	・ 医療同意

(出所) 厚生労働省「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」(2024年12月12日)

◆ 自治体による戦略的地域資源開発の事例

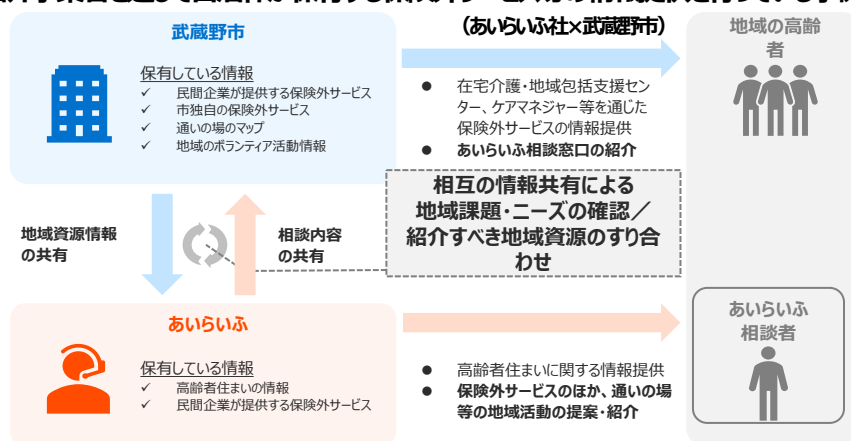
(千葉県松戸市)



- 食料品小売店舗を中心とした移動販売の状況をマップに表すことで、「地域資源」を可視化するとともに、地域の生活ニーズに対する資源の充実度合いを把握し、自治体としての対応を検討する取組。

⇒ 民間事業者等の立地や生活ニーズを見える化することで、自治体における戦略的な地域資源の開発や整備の検討に役立つとされている。

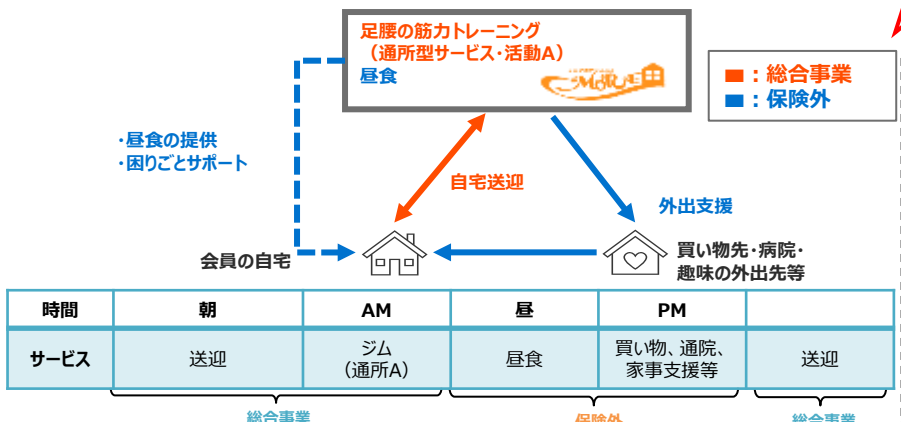
◆ 紹介事業者を通じて自治体が保有する保険外サービス等の情報提供を行っている事例



企業と自治体が連携して情報提供を行うことでサービスへのアクセス向上や事業の透明性確保につながる事が期待できる。
(個人情報の取扱等については整理が必要)

保険外サービス単体のビジネスモデルの成立が難しい人口が少ない地域においても、サービス提供が可能となることが期待されている。

◆ 総合事業と保険外サービスのハイブリッド事業を行っている事例 (andMORE社)



(出所) 経済産業省「高齢者・介護関連サービス産業振興に関する戦略検討会」(2025年3月6日)

○ 今後の課題としては、自治体の福祉部局が官民連携に消極的である場合が多く、公平性への懸念の払拭や、意識転換の必要性が指摘されている。

⇒ 国の指針等において考え方を整理してはどうか。

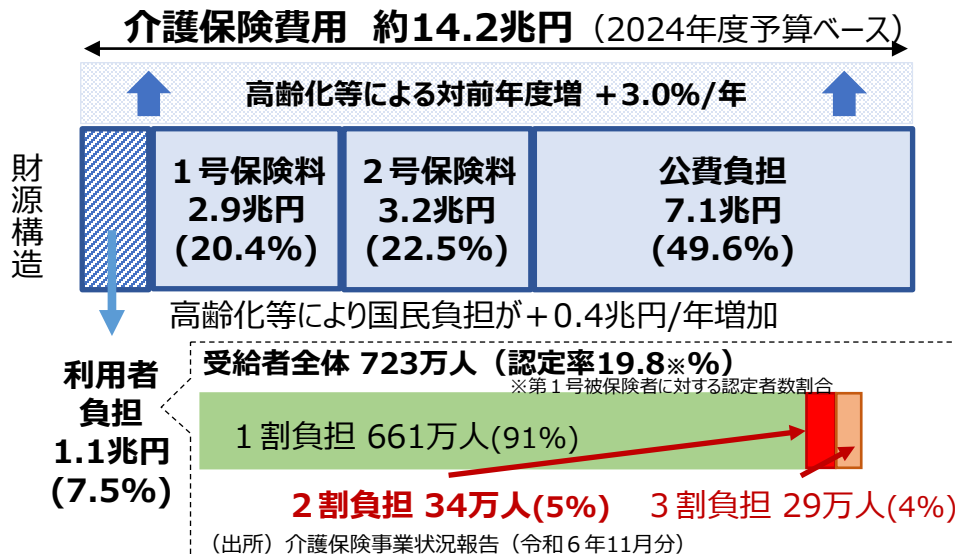
【改革の方向性】(案)

- 引き続き民間サービスとの連携に向けた取組を推進するとともに、専門職の負担軽減の観点も含め、多様な主体によるサービス提供の取組が促進されるよう、第10期介護保険事業(支援)計画の策定に向けて自治体に示される「基本指針」に、民間事業者との連携に関する考え方を整理し記載すべき。また、介護報酬体系におけるインセンティブ付けについても検討すべき。

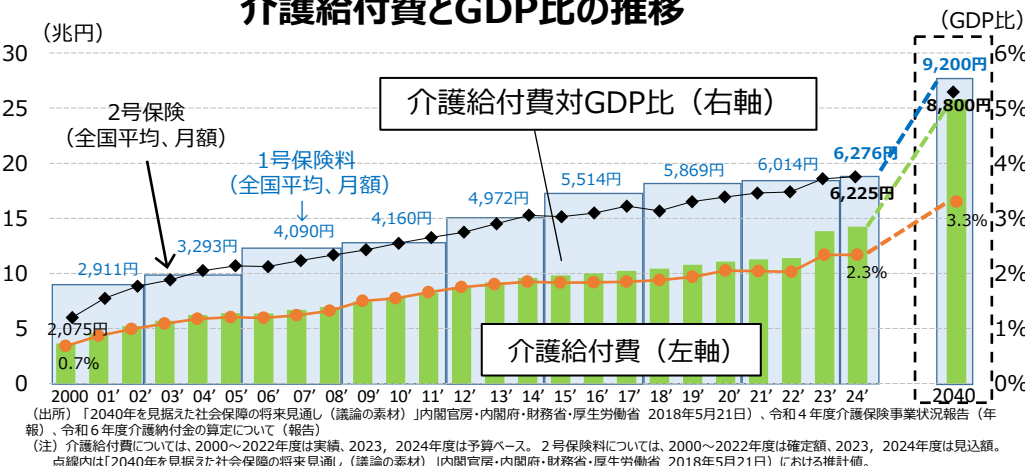
高齢化・人口減少下での負担の公平化（総括）

- 介護保険費用については、今後も経済の伸びを超えて大幅に増加することが見込まれており、制度の持続可能性や給付と負担のバランスを確保し、現役世代の保険料負担の伸びの抑制を図る観点から、介護保険サービスの利用者負担等について、所得・資産に応じた負担となるよう、見直しを着実に実施すべき。

介護保険費用の構造



介護給付費とGDP比の推移



これまでに取り組んできた主な事項

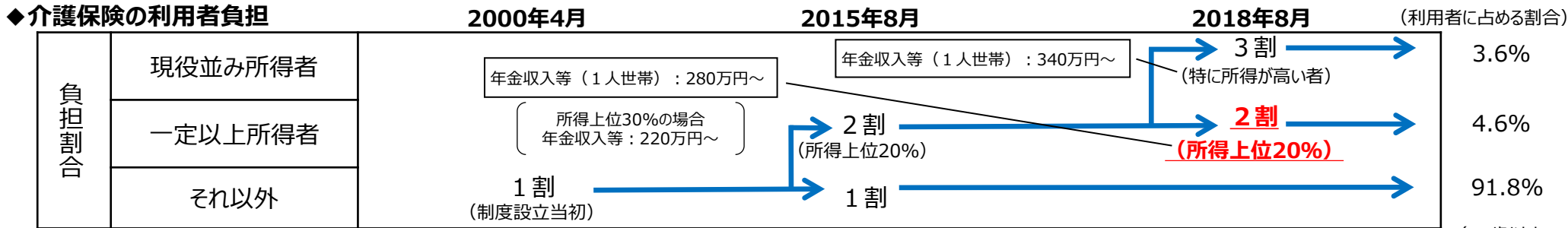
- **利用者負担の引上げ**
 - ・ 所得額に応じて、2割負担、3割負担を導入
- **補足給付の要件見直し**
 - ・ 2015年8月に預貯金等を勘案する資産要件を追加
- **介護納付金（2号保険料）の総報酬割導入**
 - ・ 2017年8月分より、段階的に移行し、2020年度に全面移行
- **1号保険料負担の見直し**
 - ・ 2024年度より、所得再分配機能を強化 等

今後の主な改革の方向性

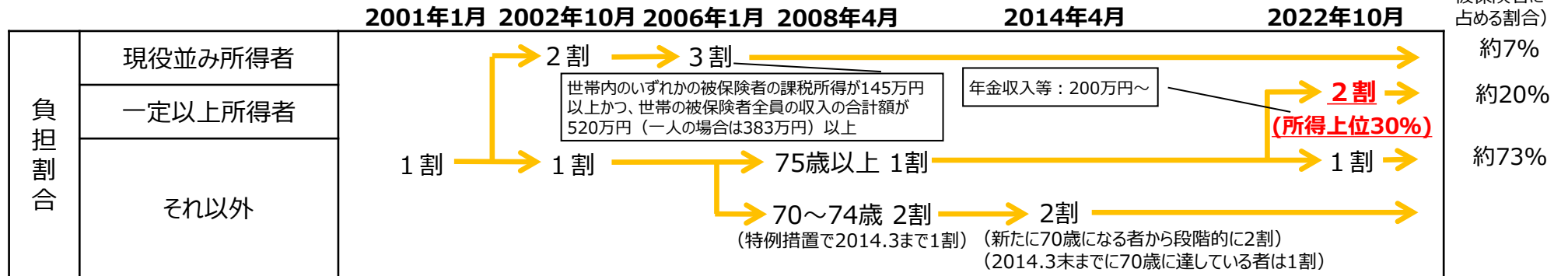
- **利用者負担の更なる見直し**
 - 2割負担の範囲の見直し等
 - ・ 医療保険と同様に利用者負担を原則2割とすることや、現役世代並み所得（3割）等の判断基準の見直し
 - 金融資産、金融所得の勘案
 - ・ 公平性の観点から具体的な金融資産・所得勘案手法の検討
 - ケアマネジメントの利用者負担の導入
 - ・ 評価手法や報酬への反映と併せ、質の高いケアマネジメントが選ばれる仕組の検討
 - 多床室の室料負担の更なる見直し
 - ・ 介護老人保健施設・介護医療院における更なる見直しの実施

介護保険の利用者負担（2割負担）の見直し

- 介護保険制度においては、制度創設時、利用者負担割合を一律 1 割としていたが、保険料の上昇を可能な限り抑えながら、現役世代に過度な負担を求めず、高齢者世代内において負担の公平化を図るため、「一定以上所得のある方」（第 1 号被保険者の上位20%相当）について負担割合を 2 割、さらに、「現役並みの所得」を有する方の負担割合を 3 割に引き上げてきた。



(参考) 医療保険の患者負担（70歳以上）



(出所) 「年金収入等」の数字は、厚生労働省「介護保険部会」（令和5年7月10日）資料に基づく。

(参考) 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（2023年12月22日閣議決定）

- ・ 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについては、以下の内容につき、引き続き早急に、介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに、結論を得る。

(i) 利用者負担の「一定以上所得」（2割負担）の判断基準について、以下の案を軸としつつ、検討を行う。

ア：直近の被保険者の所得等に応じた分布を踏まえ、一定の負担上限額を設けずとも、負担増に対応できると考えられる所得を有する利用者に限って、2割負担の対象とする。

イ：負担増への配慮を行う観点から、一定の負担上限額を設けた上で、アよりも広い範囲の利用者について、2割負担の対象とする。その上で、介護サービス利用等への影響を分析の上、負担上限額の在り方について、2028年度までに、必要な見直しの検討を行う。

(ii) (i) の検討に当たっては、介護保険における負担への金融資産の保有状況等の反映の在り方や、きめ細かい負担割合の在り方と併せて早急に検討を開始する。

【改革の方向性】(案)

- 負担能力に応じて、増加する介護費をより公平に支え合う観点から、「改革工程」に沿って、**2割負担の対象者の範囲拡大について早急に実現すべき**。また、医療保険と同様に、利用者負担を原則 2 割とすることや、現役世代並み所得（3割）等の判断基準を見直すことについても検討していくべき。

ケアマネジメントの利用者負担の導入

- 介護保険サービスの利用にあたっては、一定の利用者負担を求めているが、居宅介護支援については、制度創設時以来、ケアマネジメントの利用機会を確保する観点等から利用者負担を取らない取扱いとされてきた。しかし、介護保険制度創設から20年以上が経ち、現状では、ケアマネジメントに関するサービス利用が定着。利用者が本来負担すべきケアマネジメントに係る費用を現役世代の保険料で肩代わりし続けることは、世代間の公平の観点からも不合理。
- また、ケアマネジメントについて利用者負担を取らない取扱いは、利用者側からケアマネジャーの業務の質へのチェックが働きにくい構造。保険者によるケアマネジメントの質の評価とあわせて、利用者自身が自己負担を通じてケアプランの質に関心を持つ仕組みとする必要。

(参考) 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程) (2023年12月22日閣議決定)

「ケアマネジメントに関する給付の在り方(利用者負担等)については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他のサービスとの均衡等も踏まえながら、包括的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始(2027年度)までの間に結論を出す。」

◆ケアマネジメントに係る費用のイメージ

○ ケアマネジメント(居宅介護支援)に係る費用額(2023年度実績)
5,356億円

1割負担相当分(約536億円)
の内訳に関する機械的試算

国費 134億円(25%)	都道府県・市町村 134億円(25%)
高齢者の保険料 123億円(23%)	現役世代の保険料 144億円(27%)

現役世代の負担(毎年)

利用者
負担なし

◆受給者一人当たり介護サービス費用

10.1万円/月

ケアプラン 作成等費用	利用者 負担なし(注)
訪問介護・ 通所介護 など	利用者 負担

サービス利用の障害
との声は聞かれない

(要介護2・月ごと)

(注) 仮に1割自己負担を導入した場合の受給者1人当たり費用額から粗く計算できる要介護2の者の月ごと自己負担額は1,400円程度
(「介護給付費等実態統計」(2024年4月審査分))。

28.3万円/月

ケアプラン(施設サービス 計画)作成等費用	利用者 負担あり
施設介護サービス費 (特養)	利用者 負担

(要介護3・月ごと)

◆ケアマネジメントの公正中立性に対する懸念

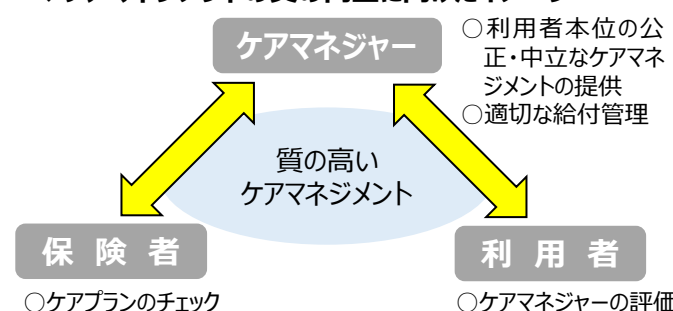
ケアプラン作成に当たり問題となり得ること

(n=336、現場のケアマネジャーへのアンケート)

事業者の都合により、同一住宅・ホーム内の利用者の ケアプランが画一的 なものとなっている	全回答の 40.2%
事業者の都合により、 区分支給限度基準額 いっぱいまで同一法人による介護保険サービスを設定したケアプランが多い	全回答の 37.2%
事業者の都合を意識することで、 利用者にとって必要な介護保険サービスがケアプランに位置づけることが難しい 場合がある	全回答の 31.8%

(出所) 厚生労働省「サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究 報告書(2022年3月)」

◆ケアマネジメントの質の向上に向けたイメージ



◆ケアマネジメントに自己負担がない理由

「介護保険制度の見直しに関する意見」(2016年12月介護保険部会)

現在、居宅介護支援や介護予防支援のいわゆるケアマネジメントサービスには利用者負担はない。これは、要介護者等の相談に応じ、その心身の状態等に応じた適切なサービスを利用できるよう支援する**新しいサービスの導入にあたり、要介護者等が積極的に本サービスを利用できるよう、制度創設時に特に10割給付のサービスと位置づけたもの**である。

【改革の方向性】(案)

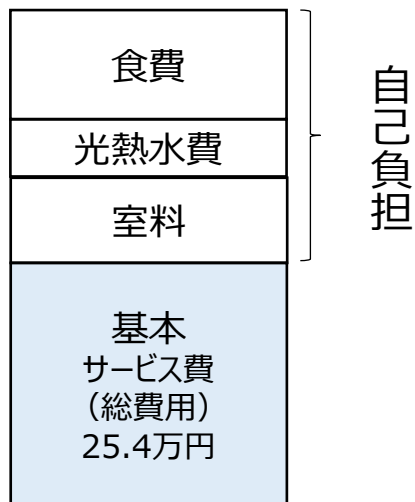
- 質の高い介護サービスを提供する上で、利用者の立場に立ってケアプランを作成するケアマネジャーは重要な役割を果たしており、公正・中立なケアマネジメントを確保する観点から、質を評価する手法の確立や報酬への反映と併せ、居宅介護支援に利用者負担を導入することで、質の高いケアマネジメントが選ばれる仕組みとする必要。

多床室の室料負担の見直し①

- 介護施設の費用については、2005年度に、食費と個室の居住費（室料＋光熱水費）を介護保険給付の対象外とする見直しを実施（多床室は食費と光熱水費のみ給付対象外）。**2015年度に、介護老人福祉施設（特養老人ホーム）の多床室の室料負担を基本サービス費から除く見直しを実施。**
- しかし、**介護老人保健施設・介護医療院の多床室については、室料相当分が介護保険給付の基本サービス費に含まれたままだった。**2024年度介護報酬改定において見直しが行われたが、新たに室料負担が導入された対象施設は一部に限定。

介護老人福祉施設（特養老人ホーム）

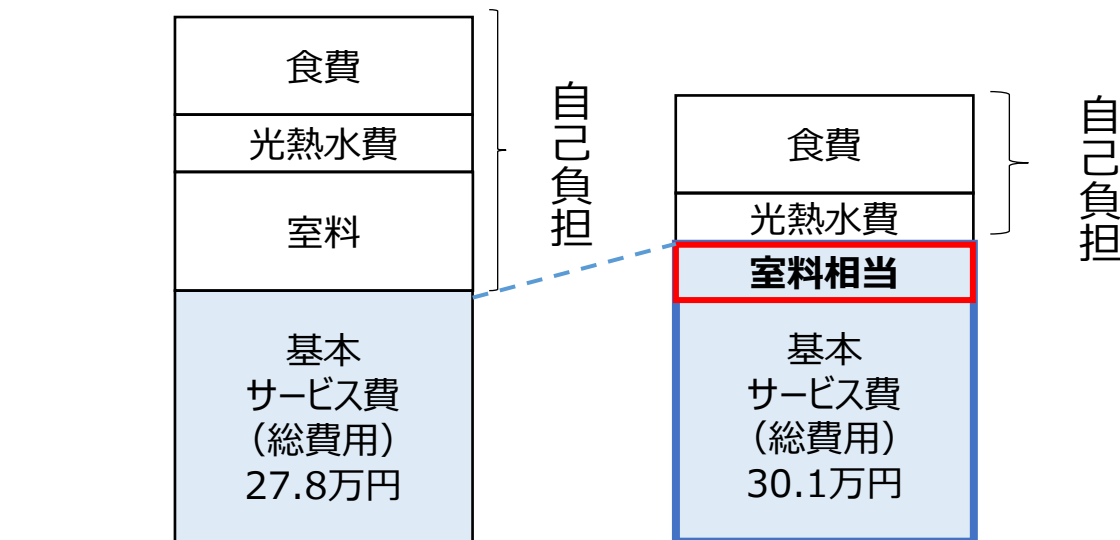
特養は2015年度改定で多床室の室料をサービス費から除外し、個室と多床室の報酬水準は同額。



個室・多床室

介護老人保健施設・介護医療院

老健施設の多床室については、**室料相当額は基本サービス費に含まれたまま**であり、多床室の方が個室よりも基本サービス費が高い。



個室

多床室

（※）上記の特養老人ホーム、介護老人保健施設等の基本サービス費は要介護5の者が30日入所した場合の費用（利用者負担含む）

【2024年度介護報酬改定における見直し】

- **一部の老健施設・介護医療院**の多床室について、新たに室料負担を導入（月額8千円相当）
 - ・ 老健施設の**約6%**（「その他型」及び「療養型」のみ）、介護医療院の**約32%**（「Ⅱ型」のみ）と対象は限定的
 - ・ さらに、いずれも面積要件あり（**8㎡/人以上**に限られる）
- ⇒ **更なる見直しが必要**

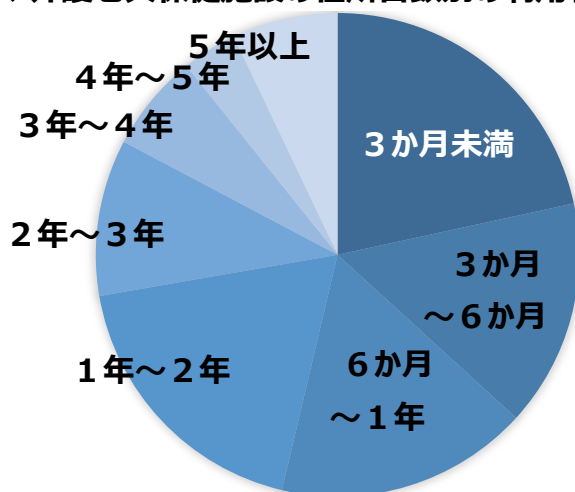
多床室の室料負担の見直し②

- **介護医療院**は、介護老人福祉施設（特養老人ホーム）と同様、家庭への復帰は限定的であり、**利用者の「生活の場」**となっている。
- **介護老人保健施設**は、施設の目的が「居宅における生活への復帰を目指すもの」とされ、少なくとも3か月毎に退所の可否を判断することとされているが、一般的な医療機関でも長期入院の基準が180日となっている中、介護老人保健施設の**平均在所日数は400日を超えている状況**。
- さらに、**入所当初の利用目的が「他施設への入所待機」や「看取り・ターミナル期への対応」という利用者が3割**となっており、長期入所者の退所困難理由でも**「特養の入所待ちをしている」が38%、「家族の希望」が25%**となっている。

（参考）全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（2023年12月22日閣議決定）

「令和6年度介護報酬改定で決定した、一部の介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直しを着実に実施する。その上で、引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行う。」

◆介護老人保健施設の在所日数別の利用者数（2022年10月時点）



平均在所日数

2019年：約310日

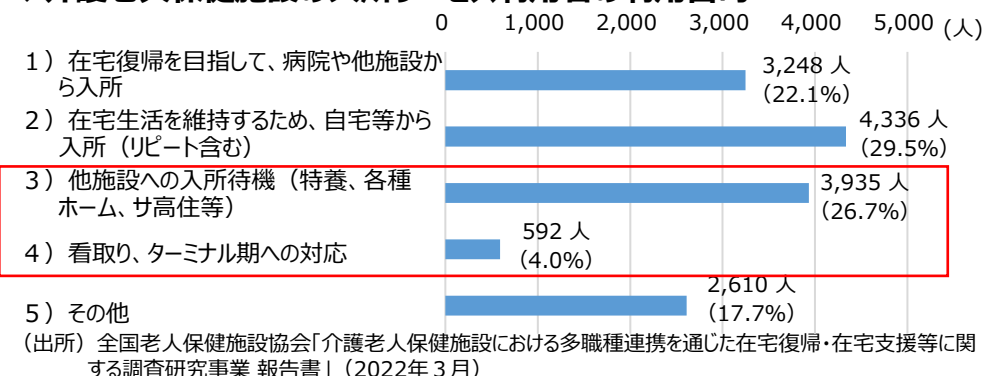
長期化

2022年：約404日

- 3か月を超えて入所している利用者：79%
- 6か月を超えて入所している利用者：63%
- 1年を超えて入所している利用者：47%

（出所）厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査（2019年、2022年）」

◆介護老人保健施設の入所サービス利用者の利用目的



◆長期入所者における退所の困難理由（在宅強化型）

- 認知度が重度である：20.6%
- 自宅等では療養困難な医療処置を必要とする：7.3%
- 自宅等では療養困難な精神疾患を有する：1.6%
- **特養の入所待ちをしている：38.1%**
- 在宅生活を支える介護サービスが乏しい：5.1%
- **家族の希望：25.0%**
- その他：6.7%

（出所）全国老人保健施設協会「介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の強化へ向けて」（2018年3月）

【改革の方向性】（案）

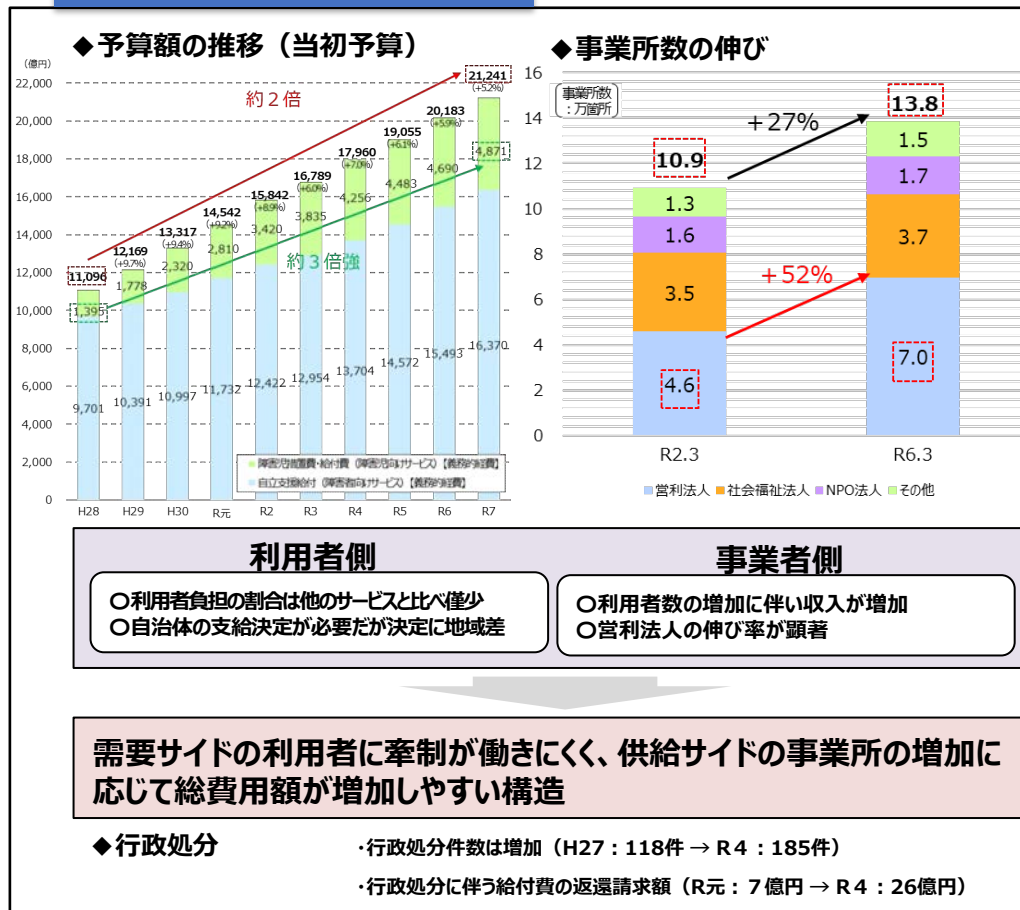
- こうした利用実態等を踏まえ、居宅と施設の公平性を確保し、どの施設であっても公平な居住費（室料＋光熱水費）を求めていく観点から、**残りの介護老人保健施設・介護医療院についても、多床室の室料相当額を基本サービス費等から除外する見直しを更に行うべき**である。

1. 総論
2. 医療・介護の理想像
3. 医療
4. 介護
- 5. 障害福祉**
6. 生活保護等

障害福祉（総括）

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増（障害児向けサービスは約3倍強）。障害福祉サービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠。
- 需要サイドである利用者に牽制が働きにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、報酬の適正化に加え、サービスの質の確保・向上に向け、①事業者指定のあり方の見直し、②事業者への実地指導等の強化、③不正行為に対する対処等に取り組むべき。

障害福祉サービスの現状



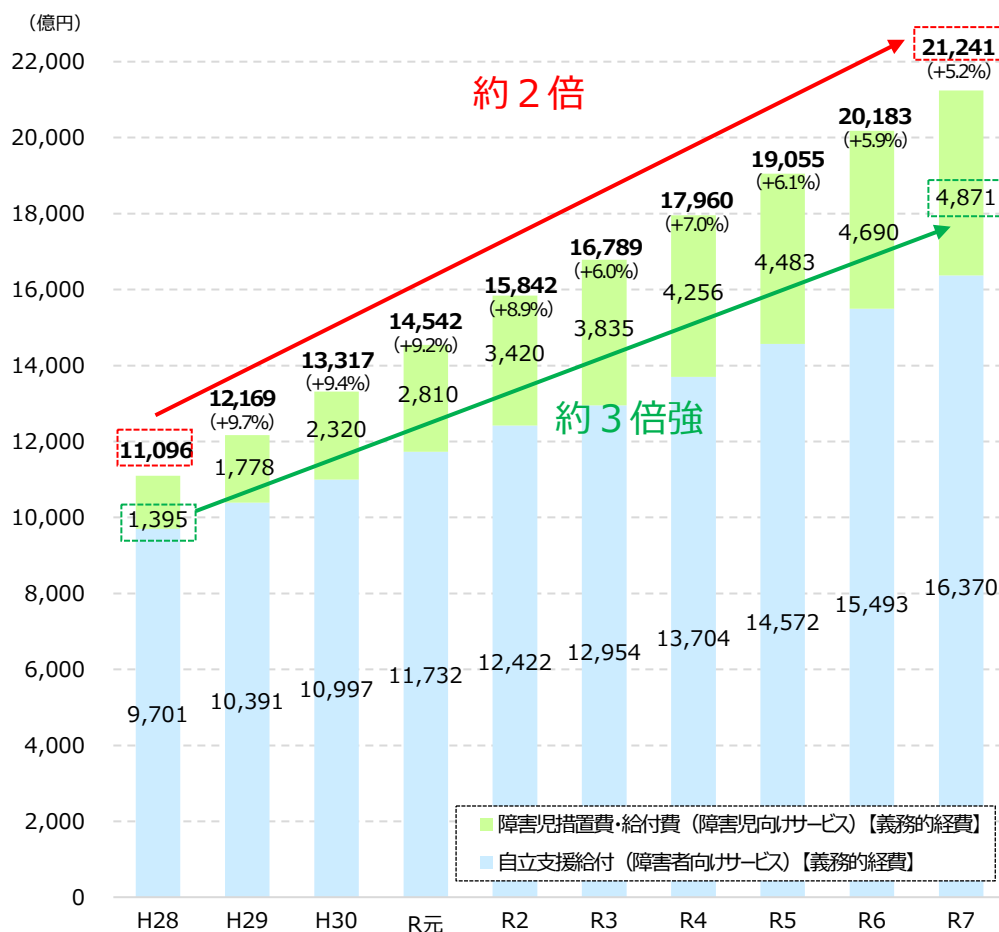
今後の主な改革の方向性

- 事業者指定のあり方の見直し
 - ・ 各自治体による次期障害福祉計画のサービス見込量の精緻化とそれに基づく総量規制や意見申出制度の活用
 - ・ 形式的な審査にとどまらず、安定的なサービス運営に懸念がある事業者が安易に指定されないよう指定プロセスを見直し
 - ・ 意見申出制度の運用の改善
- 事業所への実地指導等の強化
 - ・ 運営指導・監査の強化に係る方針に則った着実な対応及び当該方針についての周知徹底
 - ・ 上記取組に関する実施状況・効果の確認・検証
- 不正行為に対する対処等
 - ・ 加算金制度のあり方
 - ・ 利用者紹介に対する利益供与等への対応

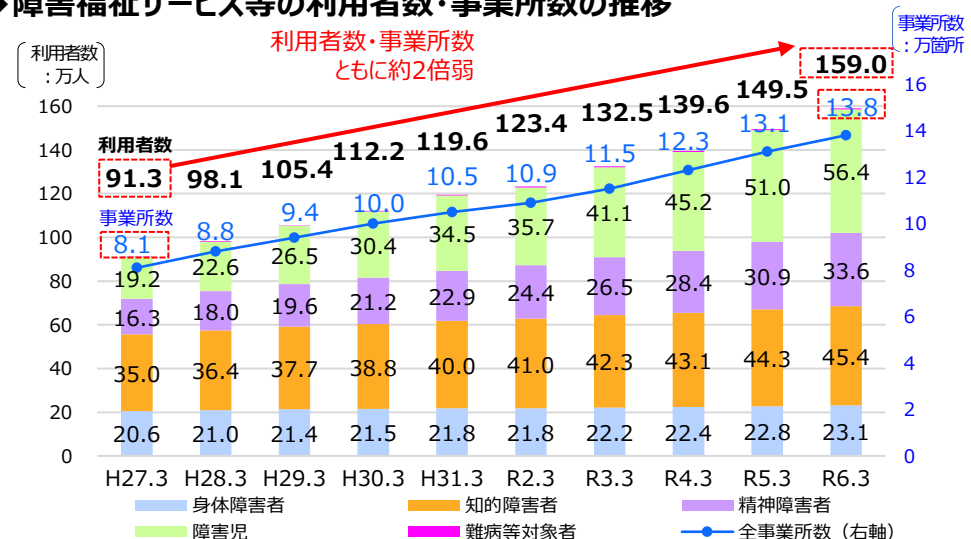
障害福祉サービス等の現状（予算・利用者数の推移）

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増（うち、障害児向けサービスは約3倍強に増加）しており、利用者数や事業所数も約2倍弱に増加。
- 障害福祉サービス等予算額の過去10年間平均の伸び率は、社会保障関係費全体に比して約4倍であり、著しく高い伸び。

◆障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）



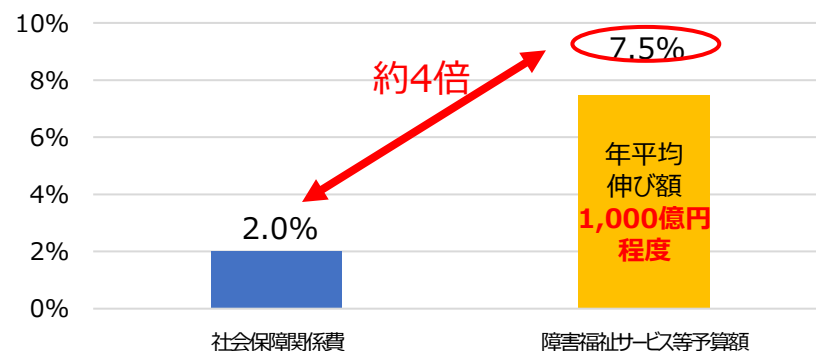
◆障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移



（出所）国保連データを基に作成。

（注）利用者数・事業所数ともに各年3月時点。複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

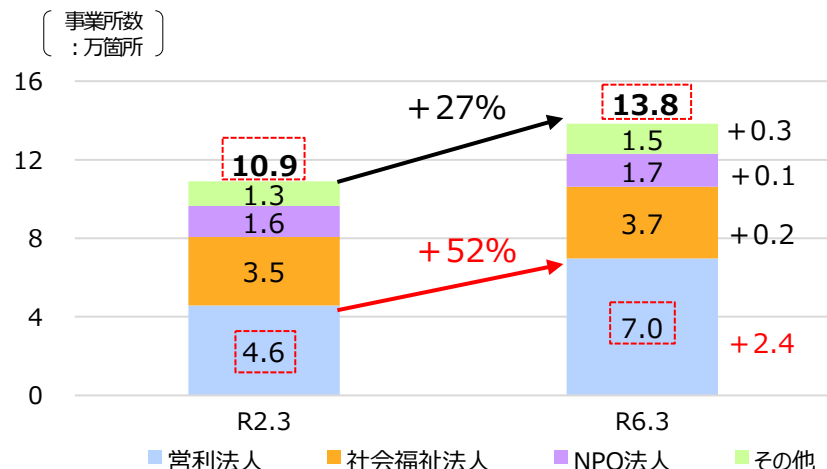
◆社会保障関係費の伸び率との比較（H28年度～R7年度（予算））



障害福祉サービスの質の向上に向けた対応（総論）

- 営利法人を中心に事業所数は増加の一途をたどっている。こうした中、グループホームを運営する事業者が連座制の対象となる事案が発生するなど不正事案も増加。かねてから当審議会では指摘されてきた通り、サービスの質の確保・向上に取り組む必要。

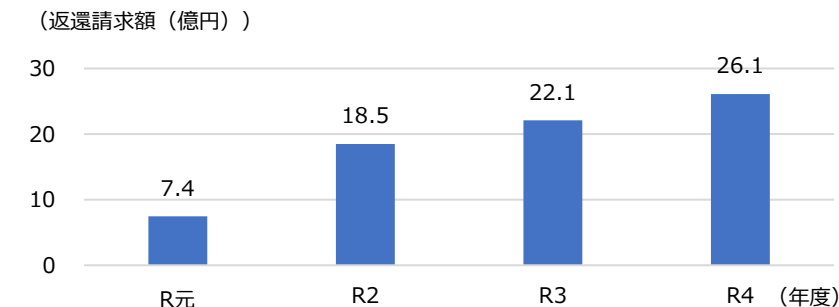
◆障害福祉サービス等事業所数の伸び（直近5年）とその内訳



(出所) 国保連データを基に作成。

(注) 複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

◆行政処分に伴う給付費の返還請求額の状況



(出所) 厚生労働省「障害保健福祉関係会議」資料

◆株式会社恵の不正行為等への対応について

障害者グループホーム等を運営する株式会社恵について、本日（注：令和6年6月26日）、愛知県及び名古屋市において、同社の運営するグループホーム事業所（5事業所）の指定取消処分が行われました。

厚生労働省においては、当該指定取消処分の理由である食材料費の過大徴収について株式会社恵の本社等による組織的な関与が認められることから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく、いわゆる連座制を適用することとし、本日その旨を、同社及び関係自治体に通知しました。

(参考) 障害者総合支援法における、いわゆる連座制とは、一事業所等の指定取消において、当該障害福祉サービス事業者の取消の理由となった事実について、組織的な関与が認められた場合は、その障害福祉サービス事業者の同一サービス等類型内の他事業所等の指定又は更新の拒否につながる仕組みをいう。

(出所) 厚生労働省HPより抜粋

目的

方向性（例）

事業者指定のあり方の見直し

・適正量の確保を通じた質の高いサービス提供

・サービス見込量の精緻化
・指定のプロセスの見直し
・意見申出制度の利活用

事業者への実地指導等の強化

・サービスの改善に向けた気づきの機会の確保
・自治体による問題行為の認識

・実地指導のメリハリ付け

不正行為に対する対処等

・悪質な行為への牽制及び制裁の強化

・加算金の引上げ等
・利用者紹介に対する利益供与への対応

【改革の方向性】(案)

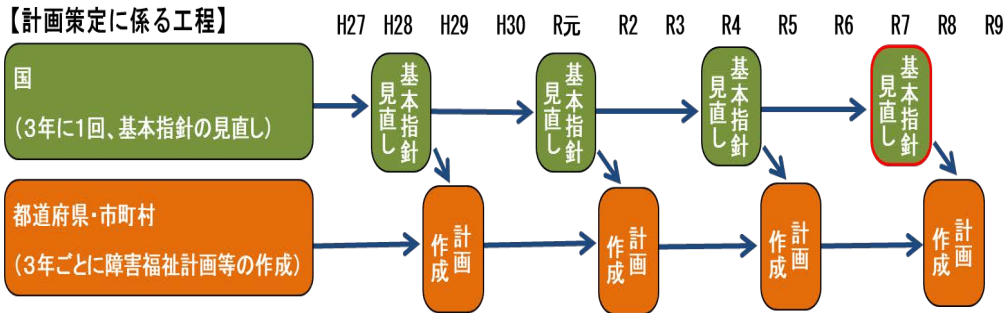
- 報酬改定において、悪質な事業者の参入を防ぐ観点からも、収支差率を踏まえた報酬の適正化を徹底するとともに、サービスの質を適切に評価する報酬体系を目指すことに加え、サービスの質の確保・向上に向け、①事業者指定のあり方の見直し、②事業者への実地指導等の強化、③不正行為に対する対処等に取り組んでいくべき。

障害福祉サービスの質の向上に向けた対応①（障害福祉計画におけるサービス見込量の精緻化）

- 令和7年度中に令和9～11年度の次期障害福祉計画策定に向けた基本指針を国において策定する予定。事業者の新規参入が増加する中、サービスの質の確保・向上等の観点から、計画策定に向けて計画で定める目標設定のあり方や障害福祉サービスデータベースの活用等による実効性ある計画の策定について検討を進める方針が示されている。
- 計画に記載されるサービス見込量は総量規制や意見申出制度（都道府県による事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組み）を活用する根拠となるものであるが、多くの自治体では単純に過去の伸びを投影してサービス見込量が算定されている。

【基本指針の見直しと障害福祉計画作成に係るスケジュール】

【計画策定に係る工程】



（出所）障害者部会資料（2025年3月14日）

【障害（児）福祉計画の基本方針の策定に係る論点】

◆第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針の策定について

- 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、**新規参入が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じてサービスの質の確保・向上**やインクルージョンの推進を図る観点から、
 - ・ 計画で定める目標設定の在り方
 - ・ 地域の実情に即した実効性のある計画の策定（障害福祉サービスデータベースの活用等）等について検討を進めてはどうか。

（出所）障害者部会資料（2025年3月14日）

【総量規制及び意見申出制度に係る条文】

◆障害者総合支援法（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第三十六条（略）

2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「**特定障害福祉サービス**」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の**指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。**

3・4（略）

5 都道府県知事は、**特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。** →総量規制

6（略）

7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の**指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。** →意見申出制度

【障害福祉計画におけるサービス見込量の計算方法の実務】

	過去のサービス量実績の変化率平均	人口当たり利用率	その他
割合	89.6%	2.3%	8.1%

（出所）障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究（令和7年3月）

（注）無回答の割合を除いた上で再度計算した割合（無回答を含む対象自治体数742）。

【改革の方向性】（案）

- 障害福祉サービスデータベースの活用等によるサービス見込量の計算方法を新たに基本方針に示し、それに基づき、各自治体は次期障害福祉計画におけるサービス見込量に確実に反映させるとともに、総量規制や意見申出制度の活用を進めるべき。

障害福祉サービスの質の向上に向けた対応②（事業者指定時の取組）

- 事業者指定にあたり、申請者との事前面談、庁内会議での協議、第三者機関からの意見聴取のいずれも行っていない自治体の割合は2割弱。この点、サービスの質を確保する観点から、指定にあたって書類審査にとどまらず事業者に対して複数のプロセスを求めている自治体の取組を参考に、指定のあり方を検討すべきといった意見もある。
- 昨年4月に施行された意見申出制度について認識していない市町村が半数弱存在。また、市町村からは同制度の使い勝手の悪さや実効力に関する意見が見受けられる。

【事業者指定の際に都道府県等が実施しているプロセス】

	申請者との事前面談、庁内会議で協議、第三者機関の意見聴取のうちいずれか又は複数を実施	いずれも実施していない
割合	83.6%	16.4%

（出所）障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究（令和7年3月）
（注）対象自治体数146。

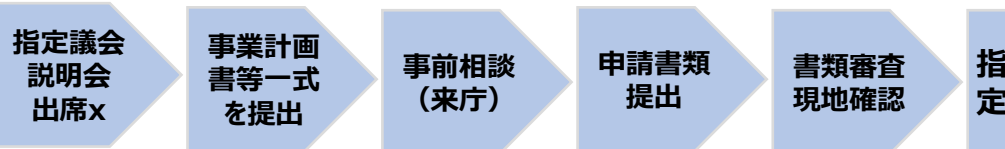
- サービスの質に懸念を持つ自治体が多いことがわかった。事業者の運営体制や制度理解が十分でないと感じている場合であっても、指定基準をクリアした申請書類が揃っていれば事業者の指定をせざるを得ず、一部の審査業務が形骸化してしまっている現状も確認できたことから、事業所指定の在り方については今後検討していく必要がある。

（出所）障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究（令和7年3月）

- A型事業所は「障害者への支援」と「最低賃金を支払えるだけの収益の確保」という2つの側面が求められる、非常に難しい事業です。
- それにもかかわらず、「必要な書類が揃っていれば指定を出す」という指定権者もあります。例えば、東京都ではA型事業所の指定にあたって、いくつかのハードルを設ける等の仕組みを導入しています。そういった取り組みを参考に、指定の在り方の検討が必要です。

（出所）就労継続支援A型事業所の事業廃止と大規模解雇を受けて（全国社会就労センター協議会・令和6年9月13日）

【東京都の就労継続支援サービスに係る事業所指定までのプロセス（イメージ）】



（出所）就労移行支援・就労継続支援の指定申請について（東京都）に基づき作成

【改革の方向性】（案）

- 形式的な審査にとどまらず、障害福祉分野の知識を有しないなど安定的なサービス運営に懸念がある事業者が安易に指定されないよう指定のあり方を見直すべき。また、意見申出制度の実効性がより高まるよう運用の改善に不断に取り組むべき。

【自治体の意見申出制度に関する認知度】

意見申出制度について	知っている	知らない
割合	54.7%	45.3%

（出所）障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究（令和7年3月）
（注1）無回答の割合を除いた上で再度計算した割合（無回答を含む対象自治体数643）。
（注2）事業者指定権限のない一般市町村に対する調査結果。

【自治体からの意見申出制度に関する要望】

- ・ 意見申出制度によって付した意見がどの程度効力や強制力を持つのかがいまいちわかっていない。**受け入れない場合は許認可しないなどの強制力が必要。**
- ・ 事前協議等を済ませて事業計画が固まった後の指定直前に意見申出をすることになるため、**事業計画を大きく変えるような意見を申し出ることが現実的でない**と感じている。
- ・ 意見申出制度を活用し意見を踏まえて**設置した後に、定員数の変更などを認められてしまうと、意見を伝えても無駄になってしまう。**
- ・ **市町村からの申出の有無によらず、全てのサービスに対して指定権を持つ自治体は意見照会した方がよい。**

（出所）障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究（令和7年3月）

障害福祉サービスの質の向上に向けた対応③（運営指導・監査等の強化）

- 自治体（都道府県等）は事業者に対する運営指導（実地指導）を概ね3年に1度実施するように求められている。他方、事業所数の急増の影響もあり、実際の頻度はこうした基準を大幅に下回る（令和5年度：16.5%＜3年に1度＝33.3%）。
- こうした実態等を踏まえ、令和7年度からの運用として、特に営利法人が運営する事業所数が急増している就労継続支援A型・B型、共同生活援助（グループホーム）、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、3年に1回以上の頻度で運営指導を行うことを求めるなど、運営指導・監査等の強化の方針が社会保障審議会障害者部会において示されている。

【障害者部会において令和7年度から運用・検討することとされた運営指導・監査等の強化の方針】

【方針に係る委員からの意見】

現状

（都道府県等が実施する運営指導・監査について）

- **都道府県等が実施する事業所に対する運営指導の実施率が低い。**

※指針において、おおむね3年に1回の実施を求めている
※全国平均**16.5%**（最高48.8%、最低1.0%）

- **介護保険分野のように運営指導・監査マニュアルや処分基準の考え方の例は作成されていない。**
※指定都市市長会より、全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの要望あり（令和6年12月）

- **都道府県等の職員向けの研修が効果的に行われていない。**
※参加率が低い（67.4%）
※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施

（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）

- **大規模な運営法人に対する業務管理体制の検査が十分に行えていない。**
※2以上の都道府県にまたがる法人（約920法人）に対する検査は国が行う。現在は年間30法人程度の実地検査を行っている。
- **事業者向けの研修が効果的に行われていない。**
※参加率が低い（36.4%）
※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施

見直しの方向性

（都道府県等が実施する運営指導・監査について）

- **運営指導の実施を重点化する。**
・特に**営利法人が運営する事業所数が急増しているサービス類型**については、**3年に1回（実施率約33%）以上**の頻度で行う。
※就労A、就労B、GH、児童発達支援、放課後等デイ

- **令和7年度中に障害福祉分野の運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例を作成する。**

- **研修の実施方法を見直す。**
・オンライン講義のみならず**実践報告やグループワークを取り入れる。**
・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）

- **大規模な運営法人に対する検査を強化する。**
・2年に1回程度（年間450法人程度に対して）書面検査を導入
・100事業所以上の法人（24法人）は2年に1回の実地検査を行う。その際、法人のみならず事業所に対しても実地検査を行う。
・新たに国所管となった法人に対しては、原則、業務管理体制の届出があった初年度に書面検査を実施する。
- **研修の実施方法を見直す。**
・オンライン講義のみならず**実践報告を取り入れる。**
・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

◆ 委員からの意見

・指導・監査の強化に関連して申し上げますと、**こういう指導・強化をやりますよということを広く事業者の皆さんに周知すること自体が、適切ではない運営の抑制効果を持つのではないかと思いますので、その周知徹底を図っていただきたい**ということです。

・就労系福祉サービス事業所全体を見渡しましても、**指定権者である自治体が運営についてもう少し確認が必要ではという内容、事例が散見されておりますので、強化する方向については賛成**です。

・監査の強化ですが、皆さんと同じく、残念ながら不適切な運営も見られるので、よいことだと思います（中略）**ちょっとした解釈の違いで間違っていたとか、早く教えてもらって改善できるので、よりよい運営を教えられるというところで何か得た気分になるというか、嫌なことだけでなく、法人としては適切な運営につながるの、とてもいいことだな**と思います。

（出所）障害者部会議事録（2025年1月30日）及び資料（2025年3月14日）

【改革の方向性】（案）

- 障害者部会において示された運営指導・監査の強化に係る方針に則って着実に対応を行うとともに、不正行為への抑止力を強化する観点から当該方針について周知徹底を図るべき。その上で、取組の実施状況・効果を確認・検証していくべき。

障害福祉サービスの質の向上に向けた対応④（加算金制度のあり方）

- 偽りその他不正の行為により報酬を得た場合、その4割に相当する加算金を上乗せした金額を納める必要がある。この4割は国税通則法の重加算税の割合を参考にしたもの。近年の制度改正により、重加算税は一定の要件下で上乗せが可能となっている。
- また、加算金を課したとしても、回収前に事業者が廃業した場合等は債権の回収が困難となる。こうした事案への税制上の対応として、国税徴収法では一定の要件下で法人代表者等に第二次納税義務を課す枠組みが令和6年度税制改正で創設されている。

【加算金に係る条文】

◆障害者総合支援法（抄）

（不正利得の徴収）

第八条（略）

2 **市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。**

3（略）

	医療 (健保法58条3項)	介護 (介護保険法22条3項)	障害福祉
加算金の割合	40%	40%	40%

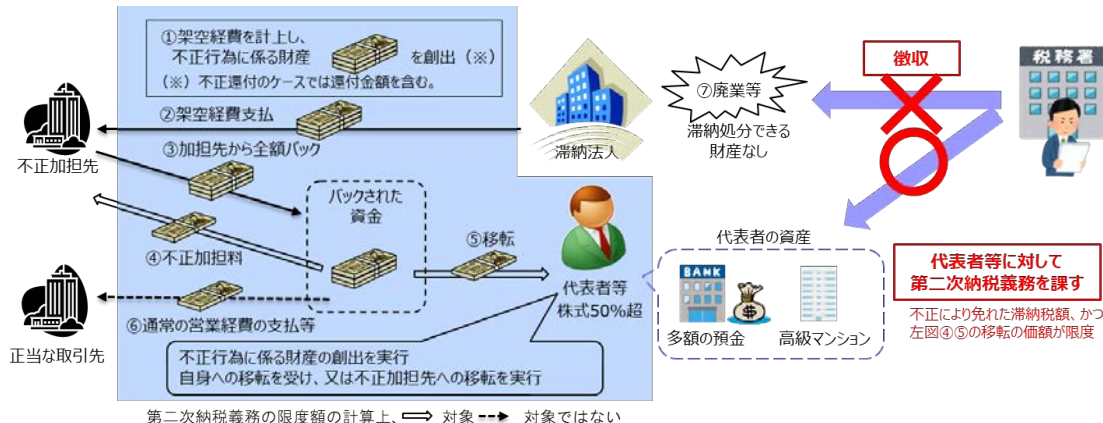
【加算金の割合が40%となっている趣旨（健保法コンメンタル（抄））】

平成十年六月の法改正では、加算金の割合が10%から40%に引き上げられた。これは、安田病院事件等の悪質な不正請求事件が起こったことを背景として、**保険請求の一層の適正化を図るため、加算金賦課の要件である「偽りその他不正の行為」に比肩する「偽装・隠蔽」を要件とする国税通則法の重加算税（40%）相当などを勘案して、40%としたものである。**

【重加算税の上乗せ（いずれも偽装隠蔽に基づく部分の10%）】

	短期累犯加重 (通則法68条4項1号)	連年無申告加重 (通則法68条4項2号)	スキャナ保存・電子取引に係る加重 (電帳法8条5項)
適用要件	過去5年以内に重加算税を課されたことがある場合	前年分及び前々年分の国税について、重加算税（無申告）を、課されたことがある場合等	スキャナ保存又は電子取引に係るデータ保存をしている電子データに関して偽装隠蔽があった場合
改正年度	平成28年度改正	令和5年度改正	令和3年度改正

【不正申告を行った株式会社の役員等に対する徴収手続の整備（令和6年度改正）】



【改革の方向性】（案）

- 不正行為への牽制・制裁強化の観点から、税制上の対応も参考にしつつ、加算金制度のあり方を見直すべき。

障害福祉サービスの質の向上に向けた対応⑤（利用者紹介に対する利益供与等）

- 障害福祉サービス事業者の紹介・選択が公正中立に行われるよう、指定基準において利益供与等の禁止が規定されているにもかかわらず、有料で利用者の紹介を行う事業者が存在。現状の対応としては、指定基準の解釈通知の改正やその周知を自治体に対して行うに留まっている。

【紹介行為に対する利益供与等の禁止の条文】

◆ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（抄）

（利益供与等の禁止）

第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業員に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 （略）

（注）居宅介護事業者と規定されているが、他のサービス類型にも本条文が準用される。

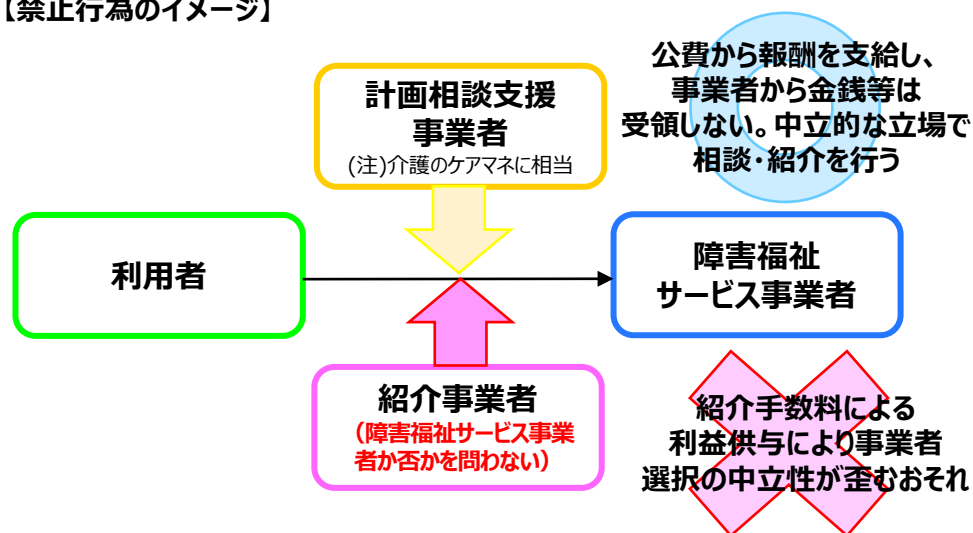
【利益供与等の禁止の趣旨】

指定障害福祉サービス事業者等の紹介・選択が公正中立に行われるよう、指定障害福祉サービス事業者等の指定基準において、利益供与等の禁止について規定している。これは、障害福祉サービスは、障害者自らサービスの内容や質に基づき選択し、利用すべきものであり、こうした障害者の意思決定を歪めるような誘因行為については禁止しているものである。

当該規定の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の者を含むものであり、例えば、指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うことは、当該規定に違反するものであることから、ご留意いただきたい。

（出所）障害保健福祉関係主管課長会議資料（令和7年3月）

【禁止行為のイメージ】



【禁止されている有料紹介行為を行う事業者の存在】

厚生労働省は17日までに、障害福祉サービスの施設・事業所が利用者を紹介してもらった対価として紹介会社などに金品を支払うのは運営基準違反に当たり、禁止されていることを自治体に周知、徹底した。

サービス利用計画を作る相談支援専門員や、他の障害福祉事業者に紹介料を支払うことは元々禁じられているが、一般の人や紹介会社の扱いが曖昧だったため、明確化した。自治体の担当課長向けオンライン会議で示した。

障害福祉の利用者紹介を巡っては「日本厚生事業団」（東京）という会社が、紹介業をフランチャイズで展開するとして、加盟企業を募集。障害福祉の事業所に支払われる公的な報酬（給付金）は、利用者の障害が重いほど高くなるため、紹介料は障害の程度に応じて設定していた。最も軽い場合は1人当たり20万円、最重度では35万円を目安としていた。

ただ障害福祉はほぼ公費で賄われているため税金を目的外に使うことになり、サービスの低下につながる恐れもある。

（出所）2025年3月17日 共同通信社「障害者の有料紹介禁止を周知徹底 厚労省、自治体に」

【改革の方向性】（案）

- 紹介事業者に対する利益供与は、事業者の紹介・選択の中立性が損なわれる結果、利用者自身のためにならないことはもとより、障害福祉サービスの財源の大宗は公費で賄われていることや、報酬は職員の処遇改善等に本来充てられるべきであるものであることに鑑みても看過されるべきではない。実態を把握するとともに、必要に応じて行政処分を含め厳しく対応すべき。

1. 総論
2. 医療・介護の理想像
3. 医療
4. 介護
5. 障害福祉
6. 生活保護等

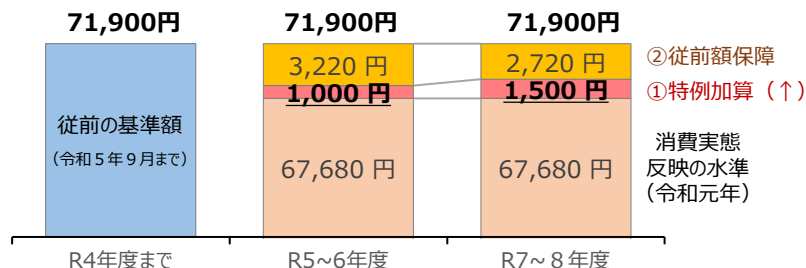
生活保護①：生活扶助基準見直しに向けたデータの充実・活用

- 生活扶助基準は、従来、一般低所得世帯の消費水準との均衡を図るよう設定。具体的には、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な全国家計構造調査等を基に、5年に一度、厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会にて定期検証を実施。
- 令和5年度以降は、社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和4年の検証結果（令和元年消費水準）に、①特例的な加算を行った上で、②なお減額となる世帯には令和4年度以前の従前の基準額を保障。令和9年度以降の生活扶助基準は、今後の社会経済情勢等を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から、令和9年度予算編成過程で改めて検討予定。

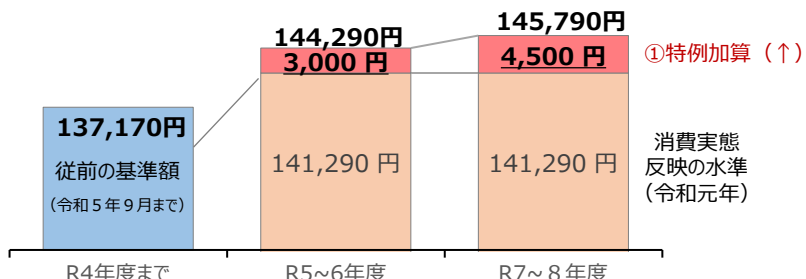
◆令和5年度～8年度の臨時的・特例的対応

- ・ R5・6年度は、R4年の検証結果（R元年の消費水準）に①1人当たり月額1,000円の特例加算を行った上で、②加算後もなお減額となる世帯には従前額保障を実施。
- ・ R7・8年度は、①特例加算を1,500円に増額した上で、②従前額保障を継続。

<具体例①：高齢単身世帯（75歳以上、1級地－1）>（月額）



<具体例②：夫婦子1人世帯（3人）（33歳・29歳・4歳、2級地－1）>（月額）



※ このほか、生活扶助費として、児童加算、冬季加算を給付するとともに、教育扶助、住宅扶助などを給付。また、近年、物価上昇に対しては、低所得者への給付金等、その影響を緩和する対策が機動的・重層的に講じられている（収入認定から除外）。

◆主な消費指標の特徴

各種指標	特徴（留意点等）
全国家計構造調査（5年毎）	一般低所得世帯について、年齢・世帯人員・地域別の詳細分析が可能。⇒定期検証に活用
民間最終消費支出（四半期、年次、年度次）	マクロデータのみであり、一般低所得世帯の詳細な分析が困難。
家計調査（月次、四半期、年次、年度次）	定期検証のような詳細分析を行うにはサンプル数が少ない（全国家計構造調査の4分の1以下。定期検証のモデル世帯に近い、2人以上勤労世帯の年収第1十分位では約4百世帯）。

◆次期定期検証の前倒し実施のイメージ

	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年
従来通りに検証を行う場合			定期検証	★部会とりまとめ（年末）	検証結果反映（10月～）
1年前倒して検証を行う場合		定期検証	★部会とりまとめ（年末）	検証結果反映（10月～）	

※ ①令和9年度以降の生活扶助基準については、定期検証の1年前倒しを図り、その検討結果を適切に反映するとともに、②今後の見直しに当たっては、一般低所得世帯の消費実態等に関するデータの充実に取り組むこととし、当該データを活用して検討を行う、こととしている。

【改革の方向性】（案）

- 生活扶助基準は、最低生活保障・自立促進との制度趣旨や国民の理解を得る観点から、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るべきであり、今後の見直しに当たっては、データの充実に取り組み、定期検証を1年前倒すとともに、世帯類型別の消費実態を適切に反映すべき。

生活保護②：医療扶助の適正化に向けたデータ活用の推進①

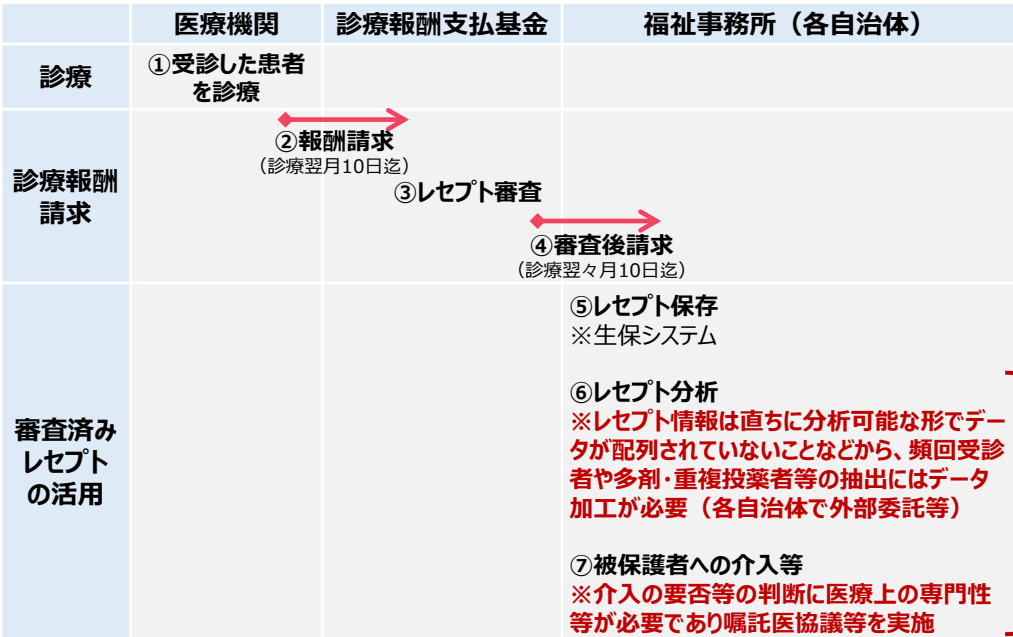
- 生活保護受給者の多くは自己負担なく、医療費全額を医療扶助で負担しており、頻回受診や多剤・重複投薬等の対策が必要。
- 受診・服薬の指導対象者の選定に当たり、審査済みのレセプトの活用は不可欠だが、現在、福祉事務所では、外部委託も活用しつつ各自でデータの加工等を行っており、事務負担の大きさから受給者への指導等に十分なリソースを割きにくく、また、医療上の専門性の不足や統一的な指導基準の欠如等から、指導に至らない又は改善までには至らない、といった課題が存在。

◆医療扶助の状況（R7年度当初予算 事業費 約1.9兆円 うち国費 3/4）

- ・ 生活保護受給者数 約201万人 うち医療扶助受給者数 171万人
 - うち 長期入院 R5指導対象 2,920人（うち改善2,362人、改善率81%）
 - 頻回受診 R5指導対象 1,800人（うち改善 943人、改善率52%）
 - 重複投薬 R5指導対象 2,717人（うち改善1,475人、改善率54%）
- ・ 1人当たり年間医療扶助費 入院29万8,808円 入院外31万8,144円（医療費全体 入院13万6,349円 入院外19万56円）

（出所）厚生労働省調べ

◆診療～データ活用の流れ



◆重複投薬・多剤投与の指導対象者の拡大に当たっての課題（2024年10月 厚生労働省実施の自治体アンケートより）

データ分析等に係る事務負担の大きさ

- ・ 多剤投与者の抽出についてシステムが未対応であるため、指導等ができない。
- ・ レセプト抽出作業が困難であり、対象者を絞った指導ができていない。 同一疾患で複数の医療機関を同時に受診ができないことを担当ケースワーカーから保護者に周知している。
- ・ 15種類未満を指導対象とすると、非常に多くの対象者が抽出され、全てを対応するにはマンパワーが不足する。

医療上の専門性の不足・統一的な指導基準の欠如等

- ・ 対象者の抽出は可能であるが、医療の専門家ではないため、スクリーニングが困難。 嘱託医の業務量を考慮すると、スクリーニングを依頼するのは困難。
- ・ 毎年（回）、指導対象として抽出されたケースの対応については、嘱託医協議で検討をするが、各市町村の判断で介入する、介入しないケースに分かれてくる。 全国的に統一した基準等、検討が必要ではないか。医療扶助において、15種類未満の処方できない仕組みがないなか、何をどこまで指導していくのか、病状に応じた薬が処方されている場合については、薬局の一本化、お薬手帳の活用を徹底してもらう指導までとなり、多剤の解決には至らない。
- ・ 多剤で介入しても、多剤を解消できるケースは少ないが、国の評価基準では、把握月の薬の種類を基準としているため、新たに増えているものは、評価基準から除かれ、結果として、改善したか、変化なしの結果となる（評価方法の見直しが必要ではないか）。

※現在、多剤投薬の指導対象者は、厚生労働省の通知において「同一月内に15種類以上の医薬品の投与を受けている者」としている。他方で、日本老年医学会のガイドラインによれば、「高齢者に対する処方の実態から考えると5～6種類以上を多剤併用の目安と考えるのが妥当」としている。

生活保護③：医療扶助の適正化に向けたデータ活用の推進②

- 国民健康保険では、国保連合会にデータベース（KDB）が構築され、レセプト情報等を用いた保険者による適正受診の指導に活用されており、本年度、厚生労働省においては、こうした取組などを参考にしつつ、医療扶助の適正な実施に向けて、指導対象者の定義、レセプト分析の在り方を含め、効率的・効果的な多剤・重複投薬対策等の実施に向けて調査研究を実施予定。

◆国保データベース（KDB）システムの特徴 ※平成25年10月から稼働

- ・ 国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「健診・保健指導」「医療」「介護」等の情報を活用して、①「統計情報」・②「個人の健康に関するデータ」を保険者に提供するシステム。

【活用効果】

- ① その地域の健康状況等を確認するとともに、他地域の状況と比較することにより、自らの地域の特徴を把握し、優先すべき課題を明確化
 - ② 適正受診が望まれる者や、優先的に保健指導の対象とすべき者等を判断し、個人に対する効率的・効果的な保険事業を実施
- ※H30年度から頻回受診や重複・多剤投与の状態を把握可能。頻回受診、重複・多剤対策について個人別に介入前後の改善の数値も確認可能。

◆厚生労働省 令和7年度社会福祉推進事業（予定）

【課題】

医療扶助における多剤・重複投薬対策等の効果的かつ効率的な実施方法等に関する調査研究

【概要】

医療扶助は、全額公費で実施される一方、現状、その費用は1.7兆円と、生活保護費全体の約半分を占めている。こうした中、頻回受診や多剤・重複投薬などの課題が顕在化してきており、被保護者の健康被害の防止、医療扶助の適正実施といった観点から、限られたリソースの中、こうした課題に効果的かつ効率的に対応していくことが重要。このような観点から、次のような調査研究を行い、担当課と意見交換を重ねつつ、その結果を報告書として取りまとめるものとする。

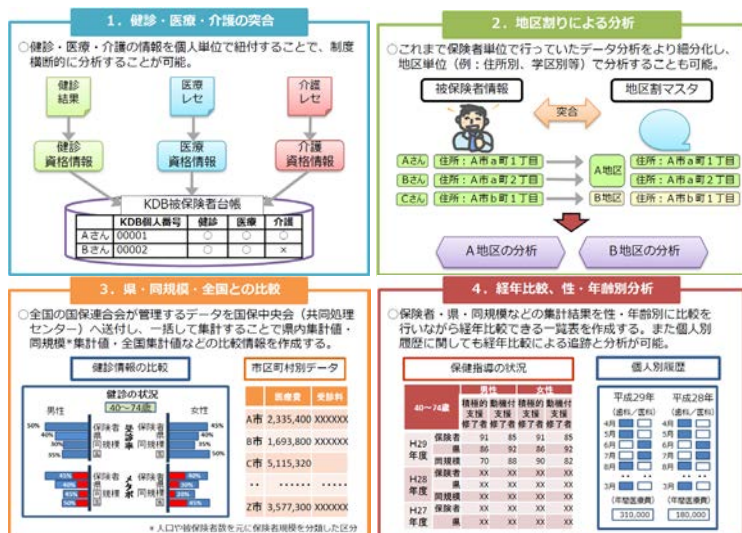
- ① 各福祉事務所における頻回受診対策や多剤・重複投薬対策等に関する取組の現状及び課題を把握するための実態把握
- ② 他分野（医療保険、医薬品適正使用に関する分野等）における直近の取組や知見に関する文献調査、有識者に対するヒアリング調査
- ③ ①及び②の結果を踏まえ、他分野における直近の取組や知見等を医療扶助に最大限有効に活用しつつ、次のような内容を含む提言を取りまとめること

ア 対象者の定義の在り方

イ レセプト分析の在り方

ウ レセプトデータを効率的に実施するためのシステム構築の在り方

エ 対象者支援、地域における関係者ネットワーク構築の在り方等



（出所）国民健康保険中央会資料（令和元年6月12日 第3回高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班）をもとに作成。

（出所）厚生労働省HP

【改革の方向性】（案）

- 医療扶助の適正実施に活用可能な医療情報のデータベースの構築を図ることなどにより、福祉事務所における頻回受診、多剤・重複投薬等のデータ抽出作業の効率化を図り、より多くの対象者への指導等を可能とするなど、医療扶助適正化の取組を進めるべき。

生活保護④：医療扶助の適正化に向けたデータ活用の促進③

- 頻回受診対策には、**頻回受診定着前の早期指導が重要**と言われており、令和6年3月から**オンライン資格確認の実績ログを用いた早期把握の取組を開始**している。その導入数は増加も、現状5割程度に留まっており、また、オンライン資格確認（実績ログ）では、現状、**福祉事務所は、診療科、薬の処方内容等の詳細までは把握できず**、頻回受診者等への指導には**情報量が不足**。

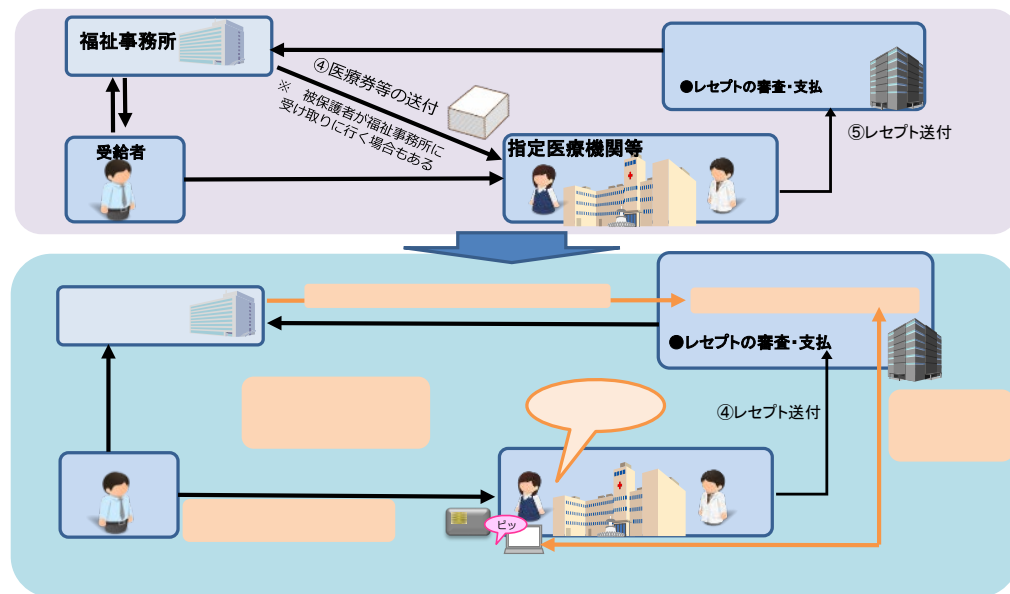
◆オンライン資格確認を活用した頻回受診対策

【従来】

- ・ 頻回受診指導は、レセプトから対象者を抽出。
⇒受診から指導までに2か月程度のタイムラグ。頻回受診定着前の効果的な指導等が困難。

【オンライン資格確認導入後】

- ・ 福祉事務所には、システムから被保護者の受診状況を連携。
⇒福祉事務所において早期に頻回受診の傾向がある者を把握可能。
当該者に対する助言等を実施することにより適正な受診を推進することが可能。



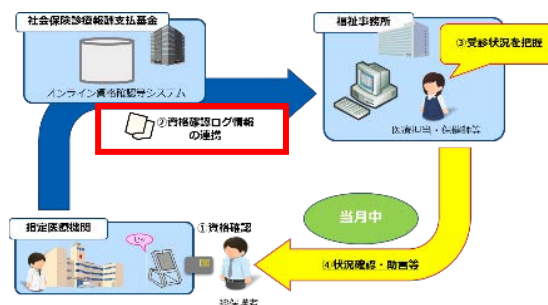
◆オンライン資格確認の対応状況(導入済み医療機関数)

	医療保険 (R7.2.23時点)	医療扶助	
		(R6.8月末時点)→	(R7.3月末時点)
病院・診療所	90,907	29,818	43,271
歯科診療所	61,090	16,884	21,671
薬局	60,428	21,472	35,456
合計 (オン資導入率)	212,425 (95.7%)	68,174 (31.4%)	100,398 (47.3%)

(出所) 厚生労働省調べ

◆オンライン資格確認の課題（情報の制約）

- ・ 現状、福祉事務所は実績ログ情報（誰がいつどの医療機関を受診したか）までは分かるが、受診した診療科、薬剤の処方内容までは分らず、頻回受診、多剤投薬の指導には一定の限界。
- ・ 全国医療情報プラットフォームの構築に合わせて、電子カルテ・電子処方箋との情報連携・活用が進めば、頻回受診者等への指導にも有益。



※福祉事務所は、現状、電子カルテ・電子処方箋の情報まではアクセスできないが、医療機関側ではアクセス可能。

⇒ 今後、医療機関側における情報活用や福祉事務所との連携等を進める必要。

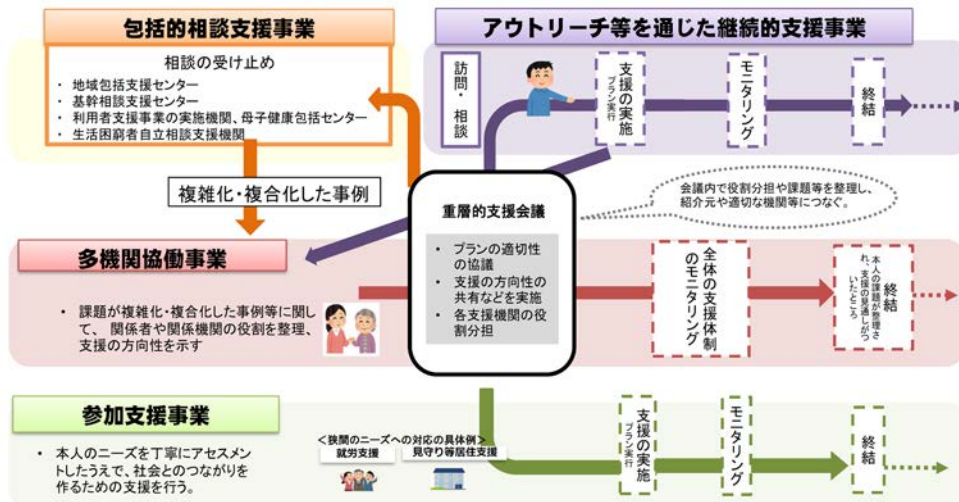
【改革の方向性】（案）

- オンライン資格確認の導入促進により、頻回受診傾向者への早期指導の取組を進めるべき。加えて、医療機関等における電子カルテや電子処方箋等の情報活用を促すとともに、福祉事務所への効率的・効果的な情報提供の方策を検討すべき。

重層的支援体制整備事業の見直し

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。そのうち多機関協働事業は、関係機関の連携体制構築・対応力向上等も目的としたものであり、これまで事業開始直後の対応として、多機関協働事業者が既存の支援機関等の役割分担を行う支援プランを決定。
- 実施市町村数や予算額は急増しているものの、多機関協働事業に任せきりなどの本来の役割を超えて運用されている場合もあり、今後の効果的な制度の在り方について、現在、厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議」で検討が進められている状況。

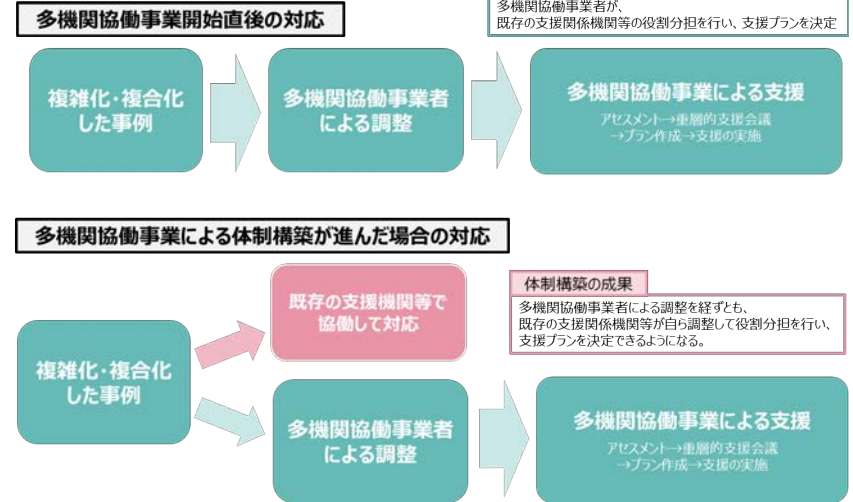
◆重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）



◆重層的支援体制整備事業の実施自治体数・予算額の推移

		R3	R4	R5	R6	R7
実施市町村数		42団体	134団体	189団体	346団体	473団体(予定)
予算額(億円)	事業全体	76億円	232億円	322億円	543億円	718億円
	うち多機関協働事業等	10億円	27億円	27億円	53億円	56億円

◆多機関協働事業による体制構築案（今後のイメージ）



これまでの議論を踏まえた論点整理（案）（令和7年3月27日厚生労働省第9回地域共生社会の在り方検討会議）

1.(2)⑥多機関協働事業の役割・機能（抄）

- **多機関協働は、後方支援を担い、既存相談支援機関の対応力を向上させていく中で、その機能自体は徐々に縮減していくものであるが、複雑・困難な事例がゼロにはならないため、その段階に応じた支援を検討してはどうか。**
- **個別ケースの調整機能について、その役割を超えて運用されているケース（ケースを任せきりにされてしまう等）も生じている現状を踏まえ、既存制度等を最大限活用してもなお対応できない者に係るニーズを明確にした上で、多機関協働の対象案件について、一定の整理・平準化を図るとともに、そのニーズに応じた体制整備を求めることとしてはどうか。**

【改革の方向性】（案）

- 重層的支援体制整備事業については、これまでの取組を検証し、その役割を踏まえた適切な目標設定・期間設定を行うなどにより、既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定できるよう、制度の方向性を検討すべき。

身寄りのない高齢者等への対応

- 単身高齢者世帯の急増が見込まれる中で、身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで広く生活を支えることが課題。現在、厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議」において、認知症高齢者、知的障害者等を対象とした現行の「日常生活自立支援事業」の拡充を含め、身寄りのない高齢者等を対象とした身元保証・死後事務を含む意思決定支援の方策を検討中。

日常生活自立支援事業の概要（現行）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、**福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。**

1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
- ※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的協議等）に委託可
- 【令和5年度末の実施体制】

基幹的協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,640か所	4,267人	15,586人

2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。
- 【令和5年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数（人）	20,804人 36.9%	14,612人 25.9%	17,991人 31.9%	2,991人 5.3%	56,398人 100.0%

3. 援助の内容

福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

日常的な金銭管理サービス

- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

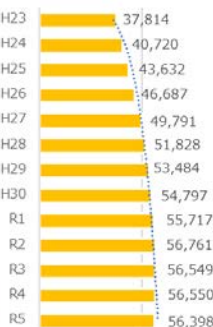
書類等の預かりサービス

- （保管できる書類等）
- ① 年金証書 ② 預貯金の通帳 ③ 権利証 ④ 契約書類 ⑤ 保険証書
 - ⑥ 実印・銀行印 ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

具体的には、利用者ととの契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）

定期的な訪問による生活変化の察知
（見守り）

4. 実利用者数の推移



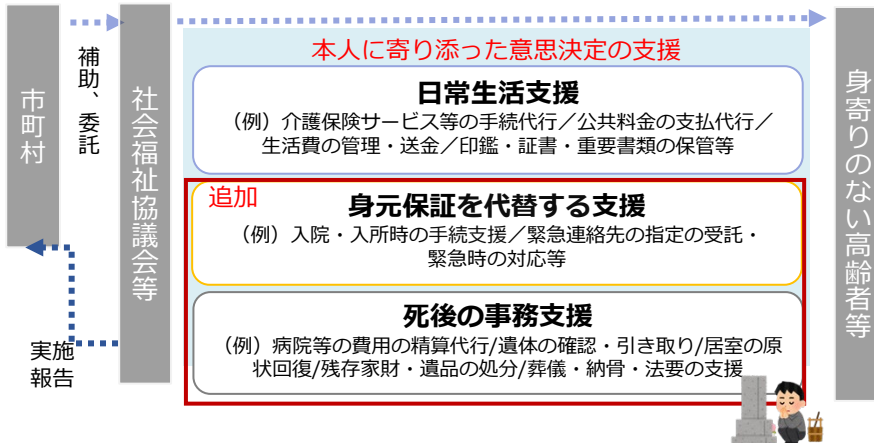
出典：社会福祉法人全国社会福祉協議会の資料をもとに成年後見制度利用促進室にて作成

総合的な支援パッケージを提供する取組（現在実施中のモデル事業）

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、**身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加え、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。**



日常生活支援に加えて、身元保証を代替する支援や死後の事務支援を**パッケージ**で提供



これまでの議論を踏まえた論点整理（案）（令和7年3月27日厚生労働省第9回地域共生社会の在り方検討会議）

- ・ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に関して、経済的な理由により民間事業者によるサービスを受けられない方については、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、新たな事業（新日自事業（仮称））として社会福祉法に位置付け、多様な主体が参画できるようにしてはどうか。
- ・ その際、民間サービスとの関係性や、**制度の持続性の観点から体制面・費用面をどう考えるか。資力が少ない方について、その利用に関し、特別な配慮が必要ではないか。**

【改革の方向性】（案）

- 身寄りのない高齢者等への支援の検討に当たっては、既存の民間サービスとの関係性を整理するとともに、原則として資力に応じた利用料を設定するための方策を検討するなど、体制面・費用面について制度の持続可能性の観点から検討を行うべき。